

**GUIDE**  
TO THE APPLICATION OF THE  
**PARIS CONVENTION**  
**FOR THE**  
**PROTECTION OF**  
**INDUSTRIAL PROPERTY**

AS REVISED AT STOCKHOLM IN 1967

by

**Professor G. H. C. BODENHAUSEN**  
Director of BIRPI



UNITED INTERNATIONAL BUREAUX  
FOR THE PROTECTION  
OF INTELLECTUAL PROPERTY (BIRPI)

— Japanese Edition —  
Published  
by  
Japanese Group of AIPPI

---

© BIRPI 1968  
Geneva Switzerland

## CONTENTS

### PERIODICALS CITED

<b>I. Introductory Observations . . . . .</b>	<b>1</b>
<b>II. History and Principal Rules of the Convention . . . . .</b>	<b>3</b>
<b>III. Commentary on the Articles of the Convention . . . . .</b>	<b>11</b>
Article 1, paragraph (1) . . . . .	12
Article 1, paragraph (2) . . . . .	15
Article 1, paragraph (3) . . . . .	19
Article 1, paragraph (4) . . . . .	20
Article 2, paragraph (1) . . . . .	21
Article 2, paragraph (2) . . . . .	25
Article 2, paragraph (3) . . . . .	26
Article 3 . . . . .	27
Article 4, Section A(1) . . . . .	29
Article 4, Section A(2) . . . . .	33
Article 4, Section A(3) . . . . .	35
Article 4, Section B . . . . .	35
Article 4, Section C(1) (2) and (3) . . . . .	38
Article 4, Section C(4) . . . . .	40
Article 4, Section D . . . . .	42
Article 4, Section E . . . . .	46
Article 4, Section F . . . . .	48
Article 4, Section G . . . . .	50
Article 4, Section H . . . . .	53
Article 4, Section I . . . . .	54
Article 4 <i>bis</i> . . . . .	56
Article 4 <i>ter</i> . . . . .	59
Article 4 <i>quater</i> . . . . .	59
Article 5, Section A . . . . .	61
Article 5, Section B . . . . .	68
Article 5, Section C . . . . .	69
Article 5, Section D . . . . .	73
Article 5 <i>bis</i> . . . . .	74
Article 5 <i>ter</i> . . . . .	76
Article 5 <i>quater</i> . . . . .	78

## Contents

---

Article 5 <i>quinquies</i> . . . . .	79
Article 6 . . . . .	80
Article 6 <i>bis</i> . . . . .	82
Article 6 <i>ter</i> , paragraphs (1) and (2) . . . . .	87
Article 6 <i>ter</i> , paragraphs (3) and (4) . . . . .	92
Article 6 <i>ter</i> , paragraphs (5) (6) and (7) . . . . .	94
Article 6 <i>ter</i> , paragraphs (8) (9) and (10) . . . . .	96
Article 6 <i>quater</i> . . . . .	97
Article 6 <i>quinquies</i> , Section A . . . . .	100
Article 6 <i>quinquies</i> , Sections B and C . . . . .	107
Article 6 <i>quinquies</i> , Sections D, E and F . . . . .	114
Article 6 <i>sexies</i> . . . . .	116
Article 6 <i>septies</i> . . . . .	118
Article 7 . . . . .	122
Article 7 <i>bis</i> . . . . .	123
Article 8 . . . . .	127
Article 9 . . . . .	130
Article 10 . . . . .	133
Article 10 <i>bis</i> . . . . .	137
Article 10 <i>ter</i> . . . . .	143
Article 11 . . . . .	146
Article 12 . . . . .	150
Article 13 . . . . .	152
Article 14 . . . . .	164
Article 15 . . . . .	171
Article 16 . . . . .	176
Article 17 . . . . .	185
Article 18 . . . . .	188
Article 19 . . . . .	190
Article 20 . . . . .	191
Article 21 . . . . .	197
Article 22 . . . . .	201
Article 23 . . . . .	202
Article 24 . . . . .	205
Article 25 . . . . .	207
Article 26 . . . . .	210
Article 27 . . . . .	212
Article 28 . . . . .	217
Article 29 . . . . .	220
Article 30 . . . . .	222
<b>IV. Text of the Paris Convention for the Protection of Industrial Property, as revised at Stockholm in 1967 . . . . .</b>	<b>225</b>
<b>V. Member States of the International Union for the Protection of Industrial Property (Paris Union) as on April 1, 1968 . . . . .</b>	<b>255</b>

# 発 刊 の 辞

A I P P I 日本部会長 中 松 潤之助

世界の工業所有権制度は、工業所有権保護同盟条約を基盤として行なはれているが、パリ条約と通称せらるこの条約は、1883年パリに於て初めて締結せられ、その後時代の進展と共に数次の改訂を加えられ今日に及んでいる。その条約の運用は、スイス国ジュネーブにある BIRPI (The United International Bureaux for the Protection of Intellectual Property (英訳) 国際知的所有権保護同盟事務局) を本部として行はれている。

上述の様に、このパリ条約は、歴史も古く、また極く身近かに運用されているのに拘わらず、その内容については、今も色々と疑義もあり、これを明確にすることが各方面から強く望まれていた。

たまたま今般 BIRPI の事務総長ボーデンハウゼン教授 (Prof. G. H. C. Bodenhausen, Director of BIRPI) によって、パリ条約運用の指針とも言うべき解説書が刊行された。多年の貴重な御経験と御研究とに基き極めて明快周到な解説が示されており、正に待望の書である。

現在、フランス語、スペイン語に翻訳されているので早速ボーデンハウゼン教授に請うて、邦語訳の同意を頂き此度その日本語版を刊行することが出来た。

この日本語版によって、工業所有権制度に御関係の深い方々に、この重要な条約に対する御理解を、一層深めて頂くことが出来れば幸甚である。

御関係の各位の御愛読を切望する次第であります。

尚この機会に於て、快よく邦語訳に御同意下さいましたボーデンハウゼン教授の御好意を深謝いたしますと共に、御多忙中を翻訳の労をおとり頂きました特許庁の橋本良郎氏 (前BIRPI駐在) 及び後藤晴男氏に厚く御礼申し上げます。



# 目 次

発刊の辞

AIPPI日本部会長 中松潤之助

第I章 序 説 .....	1
第II章 条約の沿革と主要な規定 .....	3
第III章 条約の各条についての注釈 .....	11
第1条 (1) .....	12
第1条 (2) .....	15
第1条 (3) .....	19
第1条 (4) .....	20
第2条 (1) .....	21
第2条 (2) .....	25
第2条 (3) .....	26
第3条 .....	27
第4条 A(1) .....	29
第4条 A(2) .....	33
第4条 A(3) .....	35
第4条 B .....	35
第4条 C(1)(2)および(3) .....	38
第4条 C(4) .....	40
第4条 D .....	42
第4条 E .....	46
第4条 F .....	48
第4条 G .....	50
第4条 H .....	53
第4条 I .....	54
第4条の2 .....	56
第4条の3 .....	59
第4条の4 .....	59

---

第5条 A	61
第5条 B	68
第5条 C	69
第5条 D	73
第5条の2	74
第5条の3	76
第5条の4	78
第5条の5	79
第6条	80
第6条の2	82
第6条の3 (1)および(2)	87
第6条の3 (3)および(4)	92
第6条の3 (5)(6)および(7)	94
第6条の3 (8)(9)および(10)	96
第6条の4	97
第6条の5 A	100
第6条の5 BおよびC	107
第6条の5 D, EおよびF	114
第6条の6	116
第6条の7	118
第7条	122
第7条の2	123
第8条	127
第9条	130
第10条	133
第10条の2	137
第10条の3	143
第11条	146
第12条	150
第13条	152
第14条	164
第15条	171
第16条	176
第17条	185



---

第18条	188
第19条	190
第20条	191
第21条	197
第22条	201
第23条	202
第24条	205
第25条	207
第26条	210
第27条	212
第28条	217
第29条	220
第30条	222

第IV章 1967年にストックホルムで改正された工業所有権の 保護に関するパリ条約	225
--	-----

第V章 1968年4月1日現在の国際工業所有権保護同盟 (パリ同盟)加盟国	255
--	-----

---

## 脚注に引用した雑誌

Ann.	Annales de la Propriété industrielle, artistique et littéraire (France)
G. R. U. R. Int.	Gewerblicher Rechtsschutz und Urheberrecht, Internationaler Teil (Federal Republic of Germany)
I. P.	Industrial Property (BIRPI)
I. P. Q.	Industrial Property Quarterly (BIRPI)
Ing. Conseil.	Revue de droit intellectuelle, l'Ingénieur Conseil (Belgium)
P. I.	La Propriété industrielle (BIRPI)
Rev. Mex. P. I.	Revista mexicana de la Propiedad industrial y artistica (Mexico)
R. I. D. A.	Revue internationale du droit d'auteur (France)
R. I. P. I. A.	Revue internationale de la propriété industrielle et artistique (France)
R. P. C.	Reports of Patent, Design and Trade Mark Cases (Great Britain)
Sch. Mitt.	Schweizerische Mitteilungen über gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht (Switzerland)
U. S. P. Q.	The United States Patents Quarterly (U. S. A.)

# 注解パリ条約

## 第 I 章 序 説

工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の数は近年急速に増加している。1963年1月1日には、条約加盟国は51カ国であったが、1968年1月1日には79カ国に増加した<sup>\*</sup>。この条約への加入を検討している国や準備している国も多いと聞いているので、近い将来には一層増加することが予想される。これらのことから、条約の適用をせまられたり、その適用を要求する政府、国家機関、裁判所、実務家、発明者および商工業の企業家の数は、以前にもまして一層多くなるものと思われる。したがって、簡潔な指針を作成し、条約の主要な規定に短い注釈を加え、条約の適用に関連して日々起りうる疑問の主なものに対して解答を与えておくことは、有益なように思われる。

国際事務局は、この条約の執行を委託されているが条約の解釈を判断する権限を与えられていないので、この書に示されている見解は著者個人の見解にすぎない。国際事務局は、有用性があると考えてこの書を発行する役割を果たしたに止まるものである。

この書の目的は、条約の適用に関する主な問題を非常に簡単に取り扱うことにある。そのために、理論的な考察は省略し、他の文献も時折指摘しただけにすぎない。また、国内法制や判例法も例としてだけあげた。このように制約した他の理由は、著者の語学知識が不幸にも限られており著者の知らない言語で発表された法律、行政決定や判決を見落したことによるのである。

---

\* この数字は、ドイツ民主共和国すなわち東独をも加盟国と考えると、それぞれ、52および80となるが、この問題については同盟国の間で意見の一致をみていない。

う。このような事情で、ある言語での刊行物に注意がむきすぎ、等しく重要な他の言語によるものに向けられないことになり、均衡がある程度くずれたかと思われる。

この書は、1967年にストックホルムで改正されたパリ条約について注釈した。ストックホルム条約は、この書刊行時には未だ発効していないが、多くの国がこの条約に加入することは疑いのないところである。さらに、唯一の例外（第4条 I (1)と(2)の追加）を除いて、このストックホルム条約とその前のリスボン条約とは、管理規定と最終規定（第13～30条）が異なるだけなので、注釈の基礎としてストックホルム条約は適当なものと思われる。この注釈に用いたのは、条約第29条(1)(b)によって作成された英語による条約の公の訳文<sup>1</sup>であり、この訳文は前のリスボン条約の公の英訳文とは形式において若干の相違があるものである。

この書においては、まず条約の沿革と主要な規定の概略を簡単に述べ、ついで、各条各項毎に注釈を加えている。

---

1. I. P. 1968, p122参照。

## 第Ⅱ章 条約の沿革と主要な規定

この条約は、1873年と1878年における準備作業の後、1880年パリで開かれた外交会議において起草され、1883年の同様な会議で11カ国<sup>1</sup>によって追加最終議定書と共に調印され、1884年に、これらの国々によって批准された<sup>2</sup>。この条約が発効したのは、批准文書の寄託後1カ月の1884年7月7日である。

この条約は、締約国が工業所有権の保護のための同盟を形成することを明らかにしている。この法解釈については後に詳述する。

当初から、この条約（第14条）には、同盟の制度を完全にするような改善を行なうための定期的な改正会議が規定されていた。この会議は、1886年にブラッセルで、1890年と1891年にマドリッドで、1897年と1900年にブラッセルで、1911年にワシントンで開催されたが、そこで採択された正文によって拘束される同盟国は存在しないので、それら自体について註釈する必要はあるまい。さらに条約の改正が、1925年にヘーグで、1934年にロンドンで、1958年にリスボンで、ついで1967年にストックホルムで行なわれた。これら後にあげた正文は、同盟国の間で既に発効しているかまたは近く発効する。異なった条約（Act）に拘束される国の関係については後で検討する。

以後、この条約の条や項を検討するに際して、右規定の発展の経過を条約の各改正を通して追って行って、各改正会議の条約における各規定の背景を明らかにする<sup>3</sup>。多くの場合において、条約の規定の沿革について特に言及するのは、その規定を作成した会議において存在していた問題を指摘し、その

1. ベルギー、ブラジル、フランス、ガテマラ、イタリア、オランダ、ポルトガル、サルパドル、セルビア、スペインおよびスイス。
2. 同時に、エクアドル、チュニジアおよび英国が加入文書を寄託した。
3. 1967年のストックホルム改正会議に関して参照文献は、この書の起草時にすでに発表された会議の書類に限ったが、ストックホルム会議の全会議録に関する限りはそうではない。

意味を明らかにするためのものである。

条約の主要な規定に関しては、この規定を4つの異なった範疇に分けなければならない。

1. 第1は、同盟国の権利と義務を規定する国際公法および条約によって創設された同盟の内部機関を設置する国際公法の規定ならびに管理的性格の規定である。この範疇に属するものとしては、次のものがあげられる。

**第6条の3(3)および(4)** 同盟国——および同盟の一国が加盟している国際機関——が、記章などに関して、商標として登録および使用を排除するためにある種の通知をすることを要求あるいは許容している。

**第12条** 同盟国に刊行物を発行する工業所有権に関する国内部局を設置することを要求している（さらに第4条D(2)参照）

**第13条** 同盟国で構成される総会を設置すると共にその構成、権限および義務ならびに投票手続を取扱っている。

**第14条** 執行委員会の設置、その構成、権限などに関する規定である。

**第15条** 条約によって形成された同盟に関する管理業務を行なう国際事務局の任務を定めている。

**第16条** 財政すなわち同盟の予算や締約国の分担金などを定めている。

**第17条および第18条** 第13条ないし第17条の改正、および条約の他の条文の改正に関する。

**第19条** 同盟国間の特別の取極の可能性を考慮しているが、この取極は条約の規定に抵触してはならない。

**第20条** 既に同盟に加盟している国、すなわちパリ条約のうち先行条約の当事国によるパリ条約の批准およびそれへの加入に関する。

**第21条** 同盟に属さない国による加入に関する。

**第22条** 批准および加入の効果を扱う。

**第23条および第27条** 条約の先行条約との関係に関する。

**第24条** 条約を従属地域に適用する可能性を定める。

**第26条** 条約の期限および廃棄に関する。

**第28条** 条約の解釈および適用に関する同盟国間の紛争解決に関する。

**第29条** 条約の調印、言語および寄託業務に関する。

**第30条** 経過規定に関する。

2. 第2に、同盟国が工業所有権の分野で立法措置をとることを要求あるいは許容する規定が、この条約に含まれている。

このようなものとして、次の規定をあげることができる。

**第4条D(1)(3)(4)および(5)** 同盟国が優先権に関する詳細を定めることを要求または許容している。

**第4条G(2)後段** 特許出願の分割に関して類似の規定を含んでいる。

**第5条A(2)** 同盟国は特許によって得られる独占権の行使によって生ずることがある弊害を防止するため立法措置をとる権利を有する。

**第5条の2(2)** 同盟国は料金の不納によって消滅した特許権の回復についての立法措置をとる権利を有する。

**第6条の2(2)後段** 同盟国は、悪意によらないで第3者が周知商標に類似した商標を使用するのを禁止することを請求する期間を定めることができる。

**第6条の7(3)** 同盟国は、代理人や代表者に対して商標権者が権利の行使をするための公正な期間を定めることができる。

**第10条の2(1)** 同盟国は不正競争からの有効な保護を確保することが求められている。

**第10条の3** 同盟国は、商標、商号、生産者や製造業者や販売人の同一性または産地の不正表示および不正競争に関する違法行為を有効に抑制するための法律上の救済手段<sup>1</sup>を設けることを強制されている。

**第11条** 同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公のまたは公に認められた国際博覧会に出品される産品に対し、特許をうけることができ

---

1. これと対照的に、第9条(6)では同盟国が同条前項により立法措置をとる義務を課するものではない。単に誘導的性格をもつだけで、道義的義務を課するものでもない。Actes de La Haye pp. 470, 525, 545

る発明、実用新案、意匠および商標に仮保護を与えることが求められている。

**第25条** この条約のすべての当事国が、自国の憲法の規定に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置を執ることを約束する一般原則を含んでおり、さらに、この条約に加入する国は自国の国内法令の規定に従いこの条約の規定を実施する状態にななければならないことを定めている。

3. この条約の規定の第3の範疇に属するものには、個人の権利および義務に関する工業所有権の分野における実体法に関するものがあるが、その程度は同盟国の国内法令が個人に適用される範囲に止まるのである。

この範疇にはいるものには、各同盟国の国民が、工業所有権の保護に関して、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が内国民に対し現在与えておりまたは将来与えることがある利益を享受する(第2条)という、この条約の非常に重要な基本的原則がある。同盟に属さない国の国民であって、同盟の一国の領域内に住所または現実かつ真正の工業上もしくは商業上の営業所を有するものは、同盟国の国民と同じ待遇をうける(第3条)。

これは、内国民待遇(national treatment)または内外人平等主義(assimilation with nationals)の原則と呼ばれる。この原則の意味するところはこの条約の定める工業所有権の分野において、各同盟国は、相互主義を要求することなく当該自国民に与えているのと同様の待遇を他の同盟国民(および第3条による準同盟国民)に適用しなければならないということである。相互主義はこの条約への加入に伴う義務として十分に確保されているというのがこの条約の考えである。

さらに他の特別な規定としてこの条約が国内法令の適用を要求しているものには、不法に商標または商号を付した製品の差押えに関する第9条(3)の規定とそれらの場合に利用できる訴訟および賠償に関する第9条(6)の規定があり、両規定とも同じように原産地等の虚偽の表示にも適用される(第10条(1))。

同盟国の国内法令の適用を求めているこれらの条約の規定に関して、個人が条約の規定に基づいて関係国の行政機関または司法機関に対し国内法令の



適用を直接に求めることができるかどうかという問題、あるいはこの条約の規定は単に同盟国の義務を生ずるだけであって、この場合に同盟国が国内法令を適用するためには他の同盟国の国民の内国民待遇について特別の規定を設けることが必要かどうかという問題が起ってくる。

これは、条約のその規定が自己執行的 (Self-executing) であるかどうかという有名な問題である。その回答は、さらに2つの問題によって変わってくる。まず、その国の憲法または憲法制度で国際条約が自己執行的であることを認められているか否かということ、いいかえると、国内法令の介在なしにまた時には国内法令の違った規定に反してでも直接に国際条約の規定が個人に適用できるか否かということである。次に、その国際条約の規定が個人に直接適用できるように作成されているか否かということである。第1の問題は後で検討することにし、第2の問題について、上記の条約の規定は、その可能性を認めている国においては直接適用できるものであり、したがって直接適用されなければならないことに疑う余地はない。

4. 最後に、条約の規定の第4の範疇に属するものには個人の権利および義務に関する実体法の規定がある。この規定は国内法令に言及しているだけでなく、問題の事態を直接に決定する内容を持っている。

ここで再びこれらの規定が、問題の事態を、いかなる場合にも直接決定できるかどうか、すなわち、自己執行的と考え得るか否かまたはこれらの規定を実施するのに国内法令が必要か否かという問題が起ってくる。

いままで述べて来たように、この問題はまず各同盟国の憲法制度による<sup>1</sup>

フランス、ソ連、米国およびオランダのような国や他の多くの国においては、国際条約の規定が直接適用ができるように表現されていれば (自己執行的規定)、行政機関または司法機関がこの規定を個人に直接適用することは憲法または憲法制度によって認められている<sup>2</sup>。これらの国々においては、自

1. Cf. Actes de Washington, p. 269; Actes de la Haye, pp 223/4

2. 国際条約の規定が、国内法令の規定の方が新しいものであっても国内法令の規定に優先する国もあるし、また両者の規定のうち新しいものが優先する国もある。

己執行的であると認められた条約の規定は、国内立法を経ないで適用できるものであり、また適用されなければならないものである。

これに対し、英国、ノルウェー、スウェーデンなどの国や他の二三の国においては、国際条約の規定は国家を拘束するだけであって、まず国内法令によって具現化されない限り個人には適用できないものとされている。これらの国々においては、条約の規定が自己執行的になることはできないのである。しかし、拘束されないとしても、国内法令に関する行政決定や判決に影響を与えることはできるし、この条約第25条の適用によって、すなわちその国が条約の規定を国内法令に導入するときに拘束力をもつようになるのである。

同盟国の憲法制度がどうであれ、上述の条約の第4の範疇に属する規定は、工業所有権の保護に関する一般原則の非常に重要な実体を構成するもので、この規定は、直接的であれあるいは国内法令を介することによって間接的であれすべての同盟国で遵守され適用されなければならないものである。

条約の自己執行的規定を認める国において判断できることは、その規定が直接適用できるように表現されているかどうかということだけである。

この種の規定には、たとえば、第1条の工業所有権の定義、第4条に定める優先権、特許の独立(第4条の2)、発明者の特許証に掲載される権利(第4条の3)、特許の拒絶または無効の可能性の制限(第4条の4)、特許、商標などの強制実施の定め(第5条、ただしA(2)項を除く)、存続料金納付の猶予期間(第5条の2(1))、船舶、航空機、車両などの特定の状況下における特許権侵害からの除外(第5条の3)、製造方法の特許権者の権利(第5条の4)、商標の登録の条件および独立(第6条)、商標の移転(第6条の4)、他国で登録された商標の保護(第6条の5)、代理人などによる商標の登録(第6条の7)、商品の性質をその商品についての商標の登録を妨げるものとして考慮することの排除(第7条)、商号の保持に関する規定(第8条)、原産地などの虚偽表示の訴追のための利害関係の認定(第10条(2))、不正競争行為の指定(第10条の2(2)および(3))<sup>1</sup>。

この条約に示された工業所有権の保護に関する一般原則は非常に重要なも

のではあるけれども、その範囲は限られており、各同盟国には工業所有権の問題に関し、その利益や選択に応じて立法措置をとるかなりの自由度が残されていることに留意しなければならない。

たとえば、特許の分野においては、特許要件の基準を定めること、これらの要件が満たされているかどうかを特許前に決めるために特許出願を審査すべきか否か、最先の発明者に特許を付与するのか、最先の特許出願人に特許を付与するのか、また生産物のみ、または方法のみまたは両者に特許を付与するのか、どの産業分野にするのかさらに存続期間について、条約は各同盟国に完全な自由度を残している。<sup>2</sup> 唯一の例外（第5条の4）を除いて、条約には第3者、特許権者などは第3者から特許権で保護されるのであるが、この第3者の行為は詳述されていない。

商標の分野においては、条約には商標権が登録によって得られるのかまたはその使用によるのかまたは両者によるのかという事は規定されていない。また同盟国は商標登録出願をどの程度まで審査に付そうとするか決めることは自由である。二三の特別の場合を除いて（第6条の2、第6条の5、第6条の7）、条約では商標の保護範囲を定めてはいない。

条約が各同盟国に立法措置をとり得る自由度を残した場合については後で検討する。

他の面で条約によって各同盟国の国内法令に委せられたかなりの自由には、この国内法令が条約の規定より一層広い工業所有権の保護を与えることができるということである。<sup>3</sup>

たとえば、同盟国は「内国民待遇」すなわち、国内法令によって内国民に付

---

1. 他の規定の場合、たとえば第5条の5、第6条の2、第6条の3、第6条の6、第7条の2においては、その自己執行性は疑問である。このことはこれらの条を検討する際に別々に注釈する。第9条(1)～(5)および第10条は第9条(6)があるから自己執行的でない。

2. Cf. Actes de la Haye, p. 536

3. Cf. Actes de Paris, I, p. 131

与された待遇または優先権のような条約に規定されたある種の権利を、条約によってその待遇を享有する以外のものすなわち同盟のいずれの国の国民でもなく（第2条）また住所または営業所を持たない（第3条）ものにも与えることができる。また同盟国は周知商標（第6条の2）を全く異なった商品についての同一または類似の商標から保護することなどによって、条約に規定された工業所有権の保護を改善することができる。

もともと、条約に規定された工業所有権の保護を拡大できるという自由にも、条約によって与えられた権利を害しないという制限がある。これは、たとえば、同盟国が条約第4条C(1)の優先期間より長い期間を特定の国の国民に与える場合である。

### 第三章 条約の各条についての注釈

#### 第1条 (1)<sup>(イ)</sup>

(1) この条約<sup>(ロ)</sup>の適用される<sup>(ハ)</sup>国<sup>(ニ)</sup>は、工業所有権の保護<sup>(ホ)</sup>のための同盟<sup>(ヘ)</sup>を形成する。

(イ) 1883年の条約の原文においては、工業所有権の保護のための同盟を形成することを政府が宣言した国家 (States) を列挙していた。これらの国家は以後条約において締約国家、同盟の国家または締盟国 (High Contracting Parties) と称されていた。この用語は、1911年のワシントン改正会議で変更され、締約当事国の内部組織で行なわれている多様性およびこの点に関して類似の条約で使用されている用語にかんがみて、<sup>1</sup>条約の第1条は、「締約国 (Countries) は工業所有権の保護のため同盟を形成する」と表現した。この正文は、1934年のロンドン改正会議でさらに修正された。<sup>2</sup>

(ロ) 1883年以来改正されたパリ条約は、実際には各改正会議で作成された連続的な正文を統合した一連の条約である。しかしながら (同一条約の)「条約群 (Acts)」と呼ばれるこの一連の条約は1911年のワシントン改正会議以来唯一でかつ同一の同盟を形成し維持してきた。したがって、「この条約の適用される」という文において、「この条約」の語は、「この条約、どの正文が今なお有効であるかを問わずに」と解すべきである。

(イ) この条約が各国に適用されるのは、その署名後の批准 (第20条) または加入 (第20および21条) によってである。また対外関係に関して同盟国が

1. Actes de Washington, p. 41, Note.

2. Actes de Londres, pp. 166/7 (proposal), 340 (report of First Sub-Committee) 448 (report of Drafting Committee), 510 (adoption in Second Plenary Session).

責任を持っている領域にも、第24条による宣言または通告によって適用される。

この条約の適用が停止されるのは、国に対しては条約の廃棄（第26条）の後であり、属領についてはその旨の通告（第24条(2)）後である。同盟国の一部であったかまたは上記のような領域であった国が国家としての独立性を獲得したときにも条約の適用は停止される。国際法学界の通説によると、<sup>2</sup>このような場合、新しい主権国家は、前に属領として適用されていた条約に加入することをはっきりさせない限り、これらの条約に拘束されないとされている。この点については、第21条の注釈を参照のこと。

(二) 前に述べたように、条約では「締約国家 (contracting States)」とはいわないで「この条約の適用される国 (countries)」といている。1934年のロンドン改正会議で認められたように、この新しい表現は、一般的に言って国家ではない植民地などにも条約の範囲を<sup>1</sup>広げることができる。しかし、この問題は、当時の条約の第16条の2（現在は、修正された形であるが、ストックホルム条約第24条）において配慮されていた。「国家」という表現を「国」に変更した主な理由は、英国の「ドミニオン」やフランスの「保護領」のような完全には自治権のない国に「この条約の適用される国」の地位の主張を認め改正会議での投票権が行使できるようにするためのもの<sup>3</sup>と思われる。

この状態は現在は解消しており、国際公法で一般に認められた原則によると、国家のみ（政府間機関は別として）が条約を締結する能力を有している

- 
1. Cf. Castrèn. "Aspects récents de la succession d'Etats," Recueil des cours Académie de droit international de la Haye, 1951, I, P. 430; McNair The Law of Treaties, 1961, p. 601; O'Connell: State Succession in Municipal Law and International Law, II, 1967, pp. 1, 113, 204/8, 212.
  2. Actes de Londres p. 166.
  3. Cf. Actes de Washington, pp. 221/2. Roubier: Le droit de la propriété industrielle, I, pp. 247/9 参照。

ので、<sup>1</sup>この条約における「国」が「国家」以外のものを意味すると信ずることは全く理由がないのである。<sup>2</sup>

条約では同盟の新しい一員として加入する手続きが何も定められていないので、上記の問題には幾分重要性がある。この点に関して各同盟国は自分自身で判断をすることになるので、既同盟国が新しく加入したものに「国家」の地位を認めず、したがってその資格を拒否することができる。<sup>3</sup>

(4) バリ条約では、工業所有権の保護のための同盟を形成している。その対象は、第1条第2項から第4項までに明らかにされているが、これらの項で注釈をする前に一般的見解を若干述べておく。「工業所有権」の語は伝統的なものではあるけれどもある種の独占権であって、所有権に類似し、商工業分野における創造的思想または識別標識または名称に関するものであり、同一分野における不正行為を排除する原則の加わったものを完全に正確に指称するものではない。<sup>4</sup>この語が正確でないというのは「工業所有権」の語は通常の所有権との類似性を示すだけであり、しかも、それが単なる工業的対象以上のものに及びさらに、不正行為防止の原則は所有権とは必ずしも関連性がないからである。

バリ条約における工業所有権の概念の定義および限界は単に理論的興味からだけするのではなく、この問題はずっと議論されてきたのである。たとえば、今では1961年12月21日にバリで調印された別の条約の対象となったが植

---

1. Cf. Report of the International Law Commission (U.N. doc. no. 9(A/6309/Reo.1) pp. 20/25; MCNAIR: The Law of Treaties, 1961, p.35; SØRENSEN: The Manual of Public International Law, 1968, pp. 177/82.

2. See also document S/3 prepared for the Revision Conference of Stockholm, p. 18, paragraphs 53

3. ドイツ民主主義共和国が1956年に、その領域に数条約、特にバリ条約が適用されると宣言したとき (Cf. P. I. 1956, pp 21, 41, 153, 169) および1964年に同国がバリ条約のリスボン改正条約に加入したときに、この状態が起り、各国各様に取扱われた。

4. Act de la Haye, pp. 534/5

物の新品種の保護あるいは今では、パリ条約第4条Iに明示されているが、発明者証が工業所有権の定義に入るか否かという問題がある。若し回答が肯定的であるとすると、<sup>1</sup>そのことは、同盟国あるいは条約をそのように解釈する同盟国では、その対象について他の同盟国の国民（および条約第3条でこの国民に準ずる国民）の待遇を自国民に与えられた待遇と同じにし、かつこれらの対象については、それに対する保護の相互主義を要求することなく、<sup>2</sup>条約の関連規定を適用しなければならないことになる。

(v) 条約（どの条約が有効であるとしても）の適用される国は工業所有権の保護のための同盟を形成する。これは原則の宣言以上のもので重大な法律効果を持つものである。

第一に、同盟を形成することによって、パリ条約は、同盟国に対する、さらにその国の憲法が認める場合には（前記第II章4参照）さらに個人に対する、権利および義務を確立する条約に止まるだけでなく、その目的を遂行する機関<sup>3</sup>を持つ国際法上の法人<sup>4</sup>を設立することになる。この法律構成の影響の一つは管理的観点からひとつの实在を同盟が形成することである。そこには唯一の予算、一組の会計だけが存在し、同盟国は異なった条約に基づいて

1. これは、植物の新品種の保護に関する条約では未解決であり、発明者証の場合には1967年にストックホルムで改正されたパリ条約第4条Iで肯定的に解決された。
2. 上記第II章3および4参照。ベルギーにおいては逆の事情にあり、工業所有権の保護から意匠を除くことが宣告された。Cour de Cassation, 20/12/1954, Ing, Conseil, 1955, p. 35, および LADAS によるこの決定に対する批評 *ibidem*, p. 141 参照。
3. これらの機関とは同盟の総会（第13条）、執行委員会（第14条）、国際事務局（第15条）、改正会議（第18条(2)）、国際司法裁判所（第28条）である。
4. Cf. Plaisant: *Traité de droit conventionnel international concernant la propriété industrielle*, 1949, pp. 33/4, 68/70; Roubier: *Le droit de la propriété industrielle*, I, 1952, pp. 225 et seq., 237 et seq., Boguslawski: *Internationale Rechtsprobleme des Erfindungs-wesens*, 1963, p. 61; Troller: *Die mehrseitigen Völkerrechtlichen Verträge im internationalen gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht*, 1965, pp. 180/1; Miosga: *Internationaler marken-und Herkunftsschutz*, 1967, pp. 9/10.



分担金を支払うけれども、条約中の各別の条約毎に別の管理は存在しない。

第2に、同盟の性格は、条約の最新の条約に加入する国は、未だ最新の条約に加入していない同盟国があったとしてもすべての同盟国と結ばれるようになる（第27条(3)）というものである。<sup>1</sup>同様に最新の条約の廃棄は、先行する条約すべてを廃棄したとみなされる（第26条(2)）。したがって国家は同盟全体として入ったり、出たりすることができるだけである。これは、そのような国の国民および国民に準ずる者は、同盟のすべての同盟国において条約の適用を要求する（廃棄の場合にはもはや要求しない）ことができるので、重要なのである。この問題については第27条の註釈を更に参照されたい。

### 第1条 (2)(イ)

(2) 工業所有権の保護は、特許(ロ)、実用新案(ハ)、意匠(ニ)、商標(ホ)、サービスマーク(ヘ)、商号(ト)、原産地表示(チ)または原産地名称(リ) および不正競争の防止(ス)を目的(ル)とする。

(イ) バリ条約の古い条約には、工業所有権の対象が二三指摘されてはいたが、その概念自体としての定義は含まれていなかった。この定義は、1925のヘーグ改正会議で導入された。<sup>2</sup>これは後には1958年のリスボン改正会議でサービスマークの対象が定義に加えられたほかは形式上の修正がなされただけである。<sup>3</sup>

(ロ) この条の(4)では条約で保護される特許のいろいろな種類を列挙してい

1. Cf. Report of Main Committee IV of the Intellectual Property Conference of Stockholm, I. p., 1967, p. 222, paragraphs 16, 17.
2. Actes de La Haye, pp. 332 (proposal of France), 410/2 (report of First Sub Committee), 534/5 (report of Drafting Committee), 572 (adoption in Second Plenary Session).
3. Actes de Lisbonne, pp. 624, 626/7 (proposals of U. S. A. and Sweden), 628/33 (discussion in Third Committee), 755/7 (report of Third Committee), 634 (discussion in general Committee), 99 (Adoption in Second Plenary Session), 114 (general Report).

るが、そこでも「特許」とは何かという定義はされていない。この問題に関して、この項に列挙されている実用新案などの他の種類についてもそうであるが、同盟国は国内法令によってその対象を自由に定義することができ、それに対して条約が適用されることになる。前に述べたように、国内法令で植物の品種に特許を与える場合には、条約はこれらの特許にも適用される。以下にあげる各対象の説明はそれらについて一般にどのように理解されているかを示すだけであって、条約の概略の姿を示すためのものにすぎない。そういう意味で、特許とは工業的発明に適用する独占権であるということができる。

(イ) 実用新案は、数カ国<sup>1</sup>で認められているにすぎず、二流特許ということができる。特許性のある発明より重要性の少ない工業的考案を保護するための独占権を統合するもので、それが適用される考案の種類に制限のあることがある。この形式で付与される独占権は、通常特許の存続期間よりも短い。

(ロ) 意匠は、有用な物品の装飾的外観または要素で物品の外観をつくりあげる表面および形状の二次元または三次元的特徴を含むものからなるということができる。<sup>2</sup> この意匠の所有者は、現存の法制下では、普通その意匠を具現した物品を製造、販売および使用する独占権を有する。

(ハ) 商標は、通常ある企業の商品を他の企業のものとは区別するために役立つ標識と定義される。商標の所有者は、一般には同一または類似の商品についてその商標またはその変体 (Variation) を使用する独占権を持つ。

(ニ) サービスマークは、<sup>3</sup> ある企業のサービスを他の企業のものとは区別する

1. 同盟国の法令の例をあげると、西ドイツ (Gebrauchsmustergesetz 2/1/1968)、イタリー (Decree No. 1411 of 25/8/1940)、日本 (1959年法律第123号)、ポーランド (Invention Act, 31/5/1962)、ポルトガル (Industrial Property Act, 24/8/1940)、スペイン (Industrial Property Status, 26/7/1929 as amended)。
2. Cf. Bills Nos. 450, 1237 and 3366 introduced in the House of Representatives of the 89th Congress of the United States of America.
3. 現在までのところサービスマークについて立法措置をとっている国の数は限られている。たとえば、アルジェリア Ordinance, 19/3/1966)、カナダ (Act rela-

ために役立つ標識である。サービスマークについての権利は商標のそれと類似している。

(b) 商号は現行法令ではいろいろに解釈されている概念であるが、一般には自然人または法人の企業を特定するための名称であると定義することができる。この商号は、通常第三者の違法行為から保護される。

(c) 原産地表示は、一般には生産物またはサービスが特定の国、一群の国地域または地方から生じたということを示すために用いられる表現または記号である。<sup>1</sup>

(d) 原産地名は、生産物の品質や特性が自然因子や人間的因子を含めての地理的環境にもっぱらかつ本質的に由来するような生産物について、そこから生じた生産物を指称するために用いられる国、地域または地方の地理的名称であると定義される。<sup>2</sup> この条約正文中の「または」の語は用語が流動的な時代に導入されたので、今では正確であるとはいえなくなった。原産地名は現在では、原産地に由来する品質や特性との関連によって特徴づけられる「原産地表示」という属のひとつの種であると考えられている。<sup>4</sup> 原産地名

---

ting to Trade Marks and Unfair Competition, 14/5/1953), デンマーク (Trademarks Act, 11/6/1959), フィンランド (Trademarks Act, 10/1/1964), フランス (Act of 31/12/1964), イスラエル (Trademarks Ordinance, 1938, amended 4/3/1965), イタリア (Trademarks Act of 21/6/1942, amended 24/12/1959), モナコ (Law 608 of 20/6/1947), ルーマニア (Law on Trademarks and Service Marks, 29/12/1967), スウェーデン (Trademarks Act, 2/12/1960), ウルグアイ (Decree of 28/9/1967), ソ連 (Statute on Trademarks 23/6/1962, amended 31/3/1967), アメリカ (Trademarks Act, 5/7/1946, as amended), ユーゴスラビア (Law on Trademarks and Service Marks, 4/11/1961).

1. Cf. the Madrid Agreement, of 1891, for the Repression of False or Deceptive Indications of Source on Goods, last revised at Lisbon in 1958, with an Additional Act adopted at Stockholm in 1967.
2. Cf. the Lisbon Agreement, of 1958, for the Protection of Appellations of Origin and their International Registration, revised at Stockholm in 1967.
3. Actes de La Haye, p. 535.
4. Cf. DEVLÉTIAN: "La protection des appellations d'origine et des indications"

称を悪用から保護するための広範囲な法律をもっている国もある。

(㉙) 不正競争の防止が工業所有権の保護に含まれているのは、商標権や商号権のような工業所有権の侵害や原産地表示または原産地名称の悪用は、同時に不正競争の行為である場合が多いからである。しかし、条約(第10条の2(2)および(3))では、工業上または商業上の誠実な慣習に反するすべての競争行為は不正競争になる旨の一般原則をも述べて、そのような行為の例をあげている。

(㉚) この定義によって工業所有権の保護がある種の法的現象を目的とするとき、同盟国はこれらのすべての現象を律し、その保護を規定しなければならないのか、それが条約で求められているのかという問題が生じる。

この問題は、工業所有権の保護を約束した(第1条(1))パリ条約の当事国は、定義に示された対象のすべてを必ず規定し保護しなければならないかということである。この問題に対する答は否である。これは、工業所有権の定義が条約に導入されたヘーグ改正会議において、この工業所有権の列举が各同盟国に列举されたすべての権利について立法措置をとることを強制するものでないことが明確に述べられているからである。<sup>1</sup>

しかし、条約の他の規定を考えると、こういっただけで、問題が完全に解決されたということとはできない。二三の工業所有権の保護は明白に条約に規定されている。すなわち、意匠(第5条の4)、サービスマーク(第6条の6)、団体商標(第7条の2)、商号(第8, 9, 10条の3)、原産地表示(第

---

ons de provenance" P. I., 1956, pp. 225, 250, 1957, pp. 17, 35, 58 (English translation in I. P. Q., April 1957, p. 6) and "The Protection of Appellations of Origin and Indications of Source," I. P. 1968, p. 107; MASCARENAS: "Les indications de provenance et les appellations d'origine" P. I. 1959, p.252 1958年のリスボン改正会議では、この規定におけるこのような区別を採用する提案を採択しなかったが、それは一国だけが現行の正文で実務上すべての場合を充分にカバーしていると考えたからであった。Actes de Lisbonne. pp. 771/5.

1. Actes de La Haye, pp. 410/1 (report of First Sub-Committee), 534 (report of Drafting Committee). Actes de Washington, pp. 245/6, 248参照。

10条、10条の3)であり、また不正競争からの保護(第10条の2および10条の3)および国際博覧会への展示されたものの仮保護で強行的なものである。さらに条約の第25条に注意しなければならない。若し特許や商標といった工業所有権のうち重要なものを保護する国内法令を設けないで条約に加入する国があれば、その国は、特にそれらを扱っている条約の実質的部分を実施する状態にないことになり、国内法令で十分に条約を履行したとは考えられないであろう。条約の下における「内国民待遇」の原則(第II章3)の適用があると考えられている保護の相互主義が、これらの重要なものについては存在しなくなることになるので、上記の見解は当然のことと考えられる。

### 第1条 (3)(イ)

(3) 工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業および採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品(たとえば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、織物、紙、水、ビール、花、殻粉)についても用いられる<sup>(ロ)</sup>。

(イ) この規定の一部は、既に1883年の条約の原文の一部を形成する最終議定書第1として示されていた。<sup>1</sup>これは若干の修正があっただけで1911年のワシントン改正会議後までは議定書に含まれていたが、更に修正されて1925年のヘーグ改正会議<sup>2</sup>では条約自体の正文に導入され、1934年のロンドン改正会議<sup>3</sup>で現在の形となった。

(ロ) この規定は、特許や商標といった第1条(2)にあげられた工業所有権の

1. Actes de Paris, I, pp. 32/3, 59/60, 127, 150.

2. Actes de la Haye, pp. 221/2 (proposal), 332/3 (observations), 410/2 (report of First Sub-Committee), 516/7 (report of general Committee), 534/6 (report of Drafting Committee), 570/2 (adoption in Second Plenary Session).

3. Actes de Londres, pp. 247 (proposal of Czechoslovakia), 341/4 (report of Second Sub-Committee), 448/9 (report of Drafting Committee), 511 (adoption in Second Plenary Session),

すべてのものが、第3項にあげる活動および製品のすべてに適用されることを意味するものではない。したがって、同盟国がぶどう酒や家畜や果物に特許を与え、<sup>1</sup> 鮎物に関する商標を保護することを強制するものではない。この規定の目的とするところは、単に、この規定がないと工業本来のものに準じて扱われない恐れのある活動や製品が工業所有権の保護から排除されるのをさけるためのものにすぎない。<sup>2</sup> 各種の工業所有権は、適切である限りにおいて上記活動や製品に適用される。

### 第1条 (4)(イ)

(4) 特許権には(ロ)、輸入特許権<sup>(ハ)</sup>、改良特許権<sup>(ニ)</sup>、追加特許権<sup>(ホ)</sup>などの同盟国の法令によって認められる各種の工業的特許が含まれる。

(イ) この規定は、1883年の条約の原文の一部を形成する最終議定書第2に既に実質的に含まれていた。<sup>3</sup> これは、1911年のワシントン改正会議の後まで議定書中に含まれており、さらに修正されて1925年のヘーグ改正会議で条約自体に導入された。<sup>4</sup> その後の改正会議でも形式について若干の修正がなされた。

(ロ) 前に述べたように、特許権は工業的発明に適用される独占権であると定義できるが国内法令において異なった種類の特許を認めている国がある。<sup>5</sup>

この規定の目的は、各同盟国において他の同盟国民およびそれに準ずる者

- 
1. Cf. in Netherlands: Patent Office (Division of Appeals), 22/12/1960, G. R. U. R. Int., 1963, p. 38.
  2. Actes de La Haye, pp. 535/6; Actes de Londres, pp. 341/4, 448/9, 511.
  3. Actes de Paris, I, pp. 127, 150
  4. Actes de La Haye, pp. 332 (proposal of France), 410/2 (report of First Sub-Committee), 534/6 (report of Drafting Committee), 572 (adoption in Second Plenary Session).
  5. Cf. "Les différents genres de brevets d'invention," P. I., 1945, pp. 26, 41, 47, 135.

に与えられる「内国民待遇」の面からもまた条約自体に規定されている原則に関しても、すべての種類の特許に条約を適用することである。

(イ) 輸入特許 (導入特許 (patents of introduction), 確認特許 (patents of confirmation)), 再確認特許 (patents of revalidation) とも呼ばれることがある<sup>1</sup>)。この特許は、既に外国において特許され、したがって新規性を喪失した発明に与えられる割合に短い期間の特許で、この輸入特許として保護することによって、特許権者がその発明をその国で実施することを期待したものである。

(ロ) ある発明の改良に与えられる改良特許<sup>2</sup>には、一般に期間および存続料金の納付について特別の規定がある。

(ハ) 追加特許<sup>3</sup>は、発明の追加に対し、同様に与えられるが、この発明は必ずしも改良である必要はない。

## 第2条 (1)(イ)

(1) 各同盟国の国民<sup>(a)</sup>は、工業所有権の保護<sup>(b)</sup>に関し、この条約で特に定める権利を害されることなく<sup>(c)</sup>、他のすべての同盟国において当該他の同盟国の法令<sup>(d)</sup>が現在与えられており又は将来与えることがある利益<sup>(e)</sup>を享受する。したがって<sup>(f)</sup>、同盟国の国民は、内国民に課される条件および手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。

(イ) ここに表わされた「内国民待遇」または「内外人平等主義」の原則

1. たとえば、同盟国の法令をあげると、アルゼンチン (Patents Law No. 111, 1864), ベルギー (Patents Law 24/5/1854), イラン (Act of 26/6/1931), スペイン (Industrial Property Statute of 26/7/1929 as amended), ウルグァイ (patent Act No. 10,089 of 12/12/1941), さらに、英国植民地および前の英国植民地では英国特許の確認または登録制度をもっているところがある。
2. 改良特許は、ベルギー、メキシコ、ウルグアイなど二三の国で利用できる。
3. 追加特許は、ほとんどすべての特許法令の下で利用できる。

は、この条約の基本的原則のひとつと考えられ<sup>1</sup>、既に1883年の当初の正文にも含まれていた<sup>2</sup>。1925年のヘーグ改正会議において前段の「……害されることなく」という文言が挿入された<sup>3</sup>。

(ロ) この規定は、同盟国の国民に適用されるものである。

誰がここにいう国民であるかを定めるに当っては、この条約が法人にも適用されるのだということを考慮する必要があり<sup>4</sup>、自然人の国籍と法人の国籍とはそれぞれ区別して考えなければならない。

自然人に関しては、国籍とは、その国籍の主張された国の法令によって与えられたり取消されたりする資格である。したがって、その国籍を定めうるのは上記の国の法令のみであり、また主張の行なわれた他の国において適用されるのも上記の法令のみである。

法人に関しては、一般には国籍がそれ自体として現存の法令によって法人に与えられることがないので、問題は一層複雑である。法人が国家自体、または国营企業あるいは他の公的な団体である場合には、その国の国籍を付与することは当然であろう。会社や協会のような私的な法人団体については、条約の適用が求められている国の機関は、自己の用いる国籍の基準を定めねばならない。この国籍は、法人の設立が準拠した法律または法人の現実の本部<sup>5</sup>の法律あるいは他の基準によって定めることができる。この法律は法人が現

1. この原則が1925年ヘーグ改正会議で攻撃されたときには特に強調された。

Cf. Actes de La Haye, pp. 333 (proposal of U. S. A.), 413/5 (report of First Sub-Committee).

2. Actes de Paris, I, pp. 26 (proposal), 33/47, 124/6 (discussions and Adoption).

3. Actes de La Haye, pp. 222/5 (proposal), 333 (observations), 413/5 (report of First Sub-Committee), 517 (report of General Committee), 536/7 (report of Drafting Committee), 572 (adoption in Second Plenary Session).

4. このことは1900年のブラッセル改正会議で全会一致で合意された。Actes de Bruxelles, pp. 196/7 (Third Plenary Session)

5. Cf. VON DER HEYDTE: Völkerrecht, I, 1958, p. 265; Batiffol: Traité élémentaire de droit international privé, 1959, paragraphs 192/198; Sorensen: Manual of Public International Law, 1968, p. 480.



実に存在するかどうかをも決定する。

第24条の規定によってある国が対外関係に関して責任を有する領域に条約が適用されている場合には、その領域の住民の国籍は、たとえ当該国の国籍と同一でなかったとしても、条約の適用の基礎として受入れられる。さもなければこれらの領域に対する条約の適用は一方的なものになってしまうので、これは当然のことである。

国籍の基準については他にも二三の問題があり、特に次のものがあげられる。

条約の適用を主張することができるためには、いつ同盟国の国籍を持たねばならないのであろうか？ 一般には、これは工業所有権の対象についての権利または適用に関して、条約の適用を主張するときである<sup>1</sup>。

2以上の国籍があるときにはどうなるのであろうか？ 国籍のうち一つが証明されれば同盟国の国民と認められる。

他の可能性は、数人が共同して国籍に基づいた条約の適用を主張するとき、たとえばこれらの者が工業所有権の共同出願人または共有者であるが、実際には全員が同盟国の国民とは限らない場合である。このような場合、同盟国は条約の利益をうける資格のないものには条約を適用する義務を負わないので、条約の適用は主張できないことになる<sup>2</sup>。

(イ) 内外人平等主義の原則は第1条で定義した工業所有権の保護、したがって第1条に述べられたすべての対象に適用される。

(ロ) 「内国民待遇」は条約によって主張できるすべてではない。というのは前にも第II章4で述べたように各同盟国が遵守すべき一般原則もまた条約に含まれているからである。既に説明したように、各同盟国における一般原則の効果はその憲法や憲法制度によって異なる。条約規定の自己執行可能性

1. 優先権の特殊な場合については第4条A(1)の注釈(h)参照。

2. パリ会議において同盟国の国民と同盟に属さない国の国民との共有に係る商号に関して議長は反対の見解を述べたが (Actes de Paris, p. 100), これは孤立した見解に止まっている。

が認められている国においては、他の同盟国の国民は条約の自己執行的規定の直接適用を行政機関または司法機関に主張できる。この自己執行的規定の例は既に示したし、更に後で検討する。条約の規定の自己執行的性格を容認していない国においては、行政機関または司法機関が条約の規定を直接適用する可能性はないが、これらの国は国内法令にそれらの規定を導入しなければならない（条約第25条）ので、内国民待遇の原則が働くことになる。<sup>1</sup>

同盟国の国民が自国においても条約の適用を主張できるかという問題がある。一国の国民は自国においてはいずれにしろ内国民待遇をうけるので、この問題は内国民待遇の面では重要ではない。しかし、条約の一般原則が国内法令に含まれておらずそれらが自己執行的であることが認められているときに、国民がこの条約の一般原則の自国での適用をも主張できるかという問題が残る。今検討している規定は、同盟国の国民は「他のすべての同盟国において」国内法令および条約の適用を主張できると述べているにすぎない。条約は国際関係を定めるための国際文書なので、これは当然のことである。国民の自国における保護はその国の国内法令によるのであり、したがってその国民はその国の法令が認めていない限り自国で条約の適用を主張することはできない。<sup>2</sup>

(4) この規定の正文によると、各同盟国の国民は他のすべての同盟国において当該他の同盟国の法令がその国の国民に与える利益を享有しなければならない。この文章において「法令(laws)」とは何を意味するのであろうか？<sup>3</sup>

1. Cf. Actes de La Haye, p. 536.

2. Cf. in France: Act of 4/4/1931, Commented upon by Plaisant: *Traité de droit conventionnel international concernant la propriété industrielle*, p. 76, and by Roubier: *Le droit de la propriété industrielle*, I, p. 242; in Belgium: Act of 27/41/1965, Ing. Conseil, 1965, p. 207.

3. この問題は、欧州特許法条約案に関連してに議論される。たとえば、LADAS: I, P. 1962, p. 126; COLAS: I, P. 1963, p. 48; ULMER: I, P. 1963, p. 51; LADD: I, P., 1963, p. 124; CHAVANNE: *Revue trimestrielle de droit commercial*, 1963, p. 505; VANDER HAEGHEN and EVRARD: Ing. Conseil, 1965, p. 1.

「この条約に定める権利を害されることなく」という句が挿入されているので、条約の直接適用が可能である場合にも条約自体の適用が含まれないことが明らかである。したがって、「法令」の語は条約が国内法令に採用されていない限り、また国内法令に採用されている範囲において、国際条約を含まない「国内法令」の意に解しなければならない。したがって、同盟国が同盟国間であるいは他の国との間で、限られた数の国の国民（またはそれに準ずる者）にのみ適用されるような条約を締結することは可能である。二国間条約および条約第19条の適用によって締結された特別の取極めがこの例である<sup>1</sup>。このような条約の規定が完全に同盟国の国内法令を置換し、その結果重要な工業所有権が国内法制で取扱われず他の同盟国の国民がこれらの規定に接し得なくなった場合にのみ、条約第25条からみてこの条約が国内法令に充分実施されていないもの<sup>2</sup>と考えることができる。

(v) 同盟国の国民が他のすべての同盟国において主張し得る利益は、その国自体の国民に適用される国内法令の差別のない適用にある。既に第二章3で述べたように、このことは条約の当事国が保護の相互主義を要求できないことを意味する。1925年のヘーグ改正会議において、たとえば米国では毎年の存続料金も特許を実施する義務もなくかなり長期間の特許をうけるのに対し他の国ではより厳しい規則があるので、このような制度は条約によって保護の不平等性をもたらすようになるかもしれないということが米国代表によって指摘された。このような苦情はあるけれども、この条約に具現された「内国民待遇」制度は受容できるものとされ、同盟国の国内法制が一層調和<sup>3</sup>の方向に向っているのでなおさらである。

(b) 「したがって (consequently)」で始まるこの文章は、この項の前段

1. 1957年ニースで改正された商標の国際登録に関するマドリッド協定第1条(1)および第2条びおよび1934年にロンドンで改正された意匠の国際寄託に関するハーグ協定第1条参照。
2. 上記第1条(2)に関する注釈の後段参照。
3. Cf. Actee de La Haye, pp. 413/5

の規定の結果を示し、他に説明を要しないものである。

### 第2条 (2)(イ)

(2) もっとも<sup>(ロ)</sup>、各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は営業所を有することが条件とされることはない<sup>(ハ)</sup>。

(イ) この規定は1911年ワシントン改正会議で条約に導入された<sup>1</sup>。それ以来実質的修正はなされていない。

(ロ) 「もっとも (However)」の語は、この規定が本条第1項の規定を限定していることを示すために1925年のヘーグ改正会議で正文中に追加された<sup>2</sup>。その国に住所または営業所を有するときのみ工業所有権の保護を主張できるという規定を含んだ条件がその国の国民に課せられている場合であっても、その規定を他の同盟国の国民に、課すことはできないことになる<sup>3</sup>。

(ハ) 同盟国の国民にとっては、どこに住所または営業所を有しているかということとは問題にならない。しかし保護の請求された国に営業所が要求されないということが、その国における工業所有権の強制実施の可能性を減らすことにはならない<sup>4</sup>。

### 第2条 (3)(イ)

(3) 司法上及び行政上の手続<sup>(ロ)</sup>並びに裁判管轄権<sup>(ハ)</sup>については、並びに工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任<sup>(ニ)</sup>

1. Actes de Washington, pp. 94 (proposal of France), 270 (report of Subcommittee), 306 (report to Plenary Committee), 245/6 (discussion and adoption in Third Plenary Session).

2. Actes de La Haye, p. 536.

3. Cf. in France: Cour de Paris, 14/3/1953, Ann., 1953, p. 15; Cour de Cassation, 3/2/1959, Ann., 1959, p. 1.

4. Actes de Washington, pp. 306 (report to Plenary Committee), 245/6 (declaration in Third Plenary Session).

については、各同盟国の法令の定めるところによる。

(イ) この規定の一部は既に1883年の原条約と一体をなす最終議定書第3に含まれていた<sup>1</sup>。この規定は1911年のワシントン改正会議で採択された最終議定書で拡大され<sup>2</sup>、1925年のヘーグ改正会議で条約自体に導入された<sup>3</sup>。その時以来形式が修正されたにすぎない。

(ロ) 他の同盟国民に対する手続上の差別で許容できるものとして、被害者から取立てる費用保証 (cautio judicatum solvi) を寄託する義務をあげる<sup>4</sup>ことができる。

(ハ) 裁判管轄権に関する差別で許容できるものには、被害者が住所または営業所を有する国の裁判所で他国の国民を訴追する権利をあげることができる。

(ニ) 手続問題と同じ範疇に属する義務であって、二三の国の法令で課せられているものであるが、その国に住所も営業者をも有しないものに対して手続を容易にするために連絡住所を定めるか代理人を選定することである。このような義務は同盟国の国民に課することができる。

### 第3条 (イ)

同盟に属さない国の国民<sup>(ロ)</sup>であって、いずれかの同盟国の領域内に住所<sup>(ハ)</sup>又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所<sup>(ニ)</sup>を有するものは同盟国の国民とみなす<sup>(\*)</sup>。

1. Actes de Paris, I, pp. 125, 150.

2. Actes de Washington, pp. 42/4 (proposal), 270/1 (report of Sub-Committee), 311/2 (report to Plenary Committee), 246/7 (adoption in Third Plenary Session).

3. Actes de La Haye, pp. 224 (proposal), 517 (report of General Committee), 536/7 (report of Drafting Committee), 572 (adoption in Second Plenary Session).

4. Cf. in France: Cour de Lyon, 13/5/1957, Ann., 1958, p. 175.

(イ) この規定は本質的には既に1883年の条約の原文に含まれていた。<sup>1</sup>この「現実かつ真正」の語は、1900年のブラッセル改正会議で採択された追加条約に加えられた。<sup>2</sup>爾来、この規定は形式が修正されただけである。

(ロ) 国籍の基準については、上記第2条(1)の註釈(ロ)を参照のこと。第3条で国民について述べている効果は同盟に属さない国の国民で、この条に示された条件をも満たすものだけが条約の適用を要求できるものであって、このような条件を満たしているけれども、上記国籍を有しないものではない。もっとも同盟国がそのような同盟に属さない国の国民に同一の保護を与えるのは自由であり、この規定の文言は不必要に狭すぎると考えられるので恐らくそうするであろう。

(ハ) 住所「*domicile*」の概念に関しては、やはり自然人と法人とで区別しなければならない。

自然人については、「住所」の語は各国内法令によって異なった意味を持つ。自然人が公の認可によってのみ「住所」を得ることができる法令もあるし、また居所（*residence*）とほぼ同様に「住所」を解釈している、他の法令もある。

条約は、住所という表現を用いることによって、法的状態を求めたものではなくかなり恒久的な事実状態を求めたものと一般的には信じられている。<sup>3</sup>この規定の目的は同盟国に居住する（*residing*）外国人に条約の利益を認めようとすることである。

法人については、その住所と、同一の原則に従って実際の本部所在地と考えることができる。

1. Actes de Paris, I, pp. 129/32, 137/8

2. Actes de Bruxelles pp. 163/4 (proposal of France), 196/200 (discussion in Third Plenary Session), 311 (discussion and adoption in Ninth Plenary Session).

3. Cf. Lades: *The International Protection of Industrial Property*) pp. 187/8; Roubier: *Le droit de la propriété industrielle*, I, pp. 268/9.

同盟国に住所があるということは、そこに住所をもつ者がその国自体において条約の適用を主張できることではない。というのは、この者は同盟国の国民と同様に取扱われるべきであり、この国民が条約の適用を主張できるのは同盟の他の国においてだけである。その国自体に住所を有する者の保護はその国の国内法令によるものである。

(二) 同盟に属しない国の国民が条約の適用を要求できる他の基礎として、同盟の一国に現実かつ真正な工業上若しくは商業上の営業所を有する場合がある。この「工業上若しくは商業上の営業所」の語は、条約の適用の主張された国の行政機関または司法機関が必要に応じて解釈する。「現実かつ真正」の語は1897～1900年のブラッセル改正会議で採択された追加条約に加えられた。<sup>1</sup>この追加の目的は条約適用の主張が悪用されるのをさけることにあった。営業所が現実かつ真正であるかどうか、あるいはみせかけのものか、またかげろうのようなものなのかどうかという問題はやはり条約の主張された国の行政機関または司法機関が判断する。<sup>2</sup>現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所が存在する国自体においては、その保護は、住所の基準で述べたのと同じ理由によって国内法令によるのである。

(三) 「みなす (be treated in the same manner)」の意味するところは、条約の第3条の利益をうけうるものは、他の国において、同盟国民がうけると同様に、条約で特に定める権利を害なうことなく内国民待遇を享受することである。この条約に定める権利が直接適用されるかどうかは、その自己执行的性格がその国で認められているかどうかによる。

#### 第4条 A(1)(イ)

A(1) いずれかの同盟国<sup>(ロ)</sup>において正規に<sup>(ハ)</sup>特許<sup>(ニ)</sup>出願若しくは実用

1. Actes de Bruxelles, pp. 196/200, 311.

2. Cf. in U. S. A.: Commissioner of Patents, 21/5/1963, 138 U. S. P. Q. 316 (1963).

新案意匠若しくは商標<sup>(\*)</sup>の登録出願<sup>(へ)</sup>をした者<sup>(ト)</sup>又はその承継人<sup>(チ)</sup>は、他の同盟国において出願をする<sup>(リ)</sup>ことに関し、以下に定める期間<sup>(ヌ)</sup>中優先権<sup>(ル)</sup>を有する。

(イ) この条約の重要な要素のひとつである優先権<sup>1</sup>は、1883年の当初の正文に既にくみ込まれていた<sup>2</sup>。優先権を実用新案と最初の出願人の承継人にまでひろげられたのは、1911年のワシントン改正会議においてである<sup>3</sup>。優先権の行使が第三者の権利に服従するという箇所は1934年のロンドン改正会議で削除された<sup>4</sup>。

(ロ) 優先権の基礎となり得るのはいずれかの同盟国に出願した最初の出願<sup>5</sup>だけである。これは条約への加入が発効する前(第21条参照)にその国に出願が提出されたときは、この条約によってはその出願についての優先権を主張することができないことを意味する。その逆に、新たに条約に加入した国においては、この新加入が発効する前に他国で提出された出願を基礎とした優先権を主張することはこの条約によってはできない。これはその出願時には新加入国は未だ(同盟の)「他の国」のひとつではなかったからである<sup>6</sup>。

1. Cf. Sápúlveda: "El derecho internacional convencional en materia de prioridad de patentes (La interpretación mexicana)," Boletín del Instituto de derecho Comparado de México, IX, 25, 1956, pp. 11, 14.
2. Actes de Paris, I, pp. 26/7 (proposal for Article 3), 47/56, 60/4, 99, 128/32, 138 (discussions and adoption).
3. Actes de Washington, pp. 44/6 (proposal), 275/7 (report of Committee), 307 (report to Plenary Committee), 247/8 (discussion and adoption in Third Plenary Session).
4. Actes de Londres, pp. 167/72 (proposals), 248/50 (observations), 511/3 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
5. または同盟国間で締結された2国間あるいは多国間条約の下における正規の内国出願に相当する最初の出願(第4条 A(2), 注釈(イ)参照)
6. U. S. S. R.: communication of Goscommittee, referred to in G. R. U. R. Int., 1966, Fortl. Ber., 1677/66. 参照



もっとも国内法令で一層ゆるやかな制度をとることはできる<sup>1</sup>。

(イ) 優先権の基礎になりうるのは同盟の一国に正規に出願されたものだけである。正規の内国出願ということの定義は、この条のA(2)およびA(3)にのべられており、その注釈は後述する。

(ロ) 優先権は、特許出願および他に列挙された工業所有権の出願およびそれに加えて第4条Iに規定する発明者証出願に認められる。これらのうちで優先権の行使に当って相互に関係づけることができるものもある。(第4条E(1), (2)および第4条I参照)

(ハ) 1958年のリスボン改正会議において、第1条(2)で工業所有権を列挙するさいに「サービスマーク」の語を「商標」のあとに挿入した。同一の語がこの規定には挿入されず、改正会議では一般にサービスマークと商標とを同一に取扱うことを拒否した<sup>2</sup>。このことは、同盟国はサービスマークに優先権を認める義務を負わないけれども、若しそうすることを望むならば優先権を認めることは自由であることを意味する。

(ニ) さらに優先権の基礎にできるのは、同盟の一国における当該対象についての最初の出願だけである。この原則は同一対象についての優先権の主張の連鎖を避けるため、この規定自体には述べられていないが、優先期間が最初の出願から開始することを述べた第4条C(2)および特別の条件のもとでは後の出願が「最初の出願(その出願日が優先権の初日となる)」とみなされる第4条C(4)の規定から明らかである。したがって、特許出願または商標の登録出願などを同盟の一国に出願したあとでの、同じ国あるいは他の国に同一対象についてした後の出願を基礎とする優先権ということは不可能となる<sup>3</sup>。もっとも同盟に属しない国に先にした出願は考慮に入れない。

1. Cf. Schricke: "Die Inanspruchnahme der Unionspriorität bei Beitritt neuer Verbandsländer," G. R. U. R. Int., 1966, p. 373.
2. Actes de Lisbonne, pp. 624 (proposal of U. S. A.), 628/33 (discussion in Third Committee), 755/7 (report of Third Committee).
3. Cf. in Netherlands: Patent Office (Division of appeals), 5/10/1960, G. R. U. R. Int., 1961, p. 291.

(ト) 「者」の語は、条約の利益をうけることができる者を定めた条約の規定の範囲内のものであることを考慮して解釈しなければならない。したがって、この語は、第2条および第3条によって条約の適用を主張できる者のすべて、いかえると、同盟国の国民または同盟の一国の領域内に住所あるいは現実かつ真正な工業上若しくは商業上の営業所を有する同盟に属しない国の国民を意味する。この解釈は、この条約が最初に締結されたパリ会議で、この規定の討論したときに確認されている。<sup>1</sup>同様な解釈が、この規定をあとで承継人にも拡げたときにもなされた。(後述の注釈に参照)。

しかし、国内法令でさらに拡張して、他の者にも同様の優先権を認めることはできる。<sup>2</sup>また自国民に先の外国出願に基づいて自国に優先権主張することを認めることもできる。条約による優先権を主張するための能力についての条件は、優先権の基礎となった出願の出願時および優先権を主張した時の両時点において満たされねばならないが、全優先期間中には必ずしも必要ではない。たとえば、同盟国の国民が譲渡時には同盟国民でなかったがその後優先権主張をする前に同盟国民となった者に優先権を譲渡したり、あるいは同盟国民がまず同盟外の国民に優先権を譲渡し、次いでこの者から同盟国民に優先権を譲渡することができる。これらの場合、優先権の主張は有効である。

(ハ) 優先権はまた最初の出願をした者の承継人によっても主張できる。この規定は、1911年のワシントン改正会議で加えられたが、そのときこの承継人は第2条および第3条によって条約の利益を享有できるものでなければならないと述べられた。<sup>3</sup>

優先権は、優先権の基礎となった最初の出願を移転したかしないかということとは無関係に承継人に移転できる。したがってこの最初の出願を当初の

1. Actes de Paris, pp. 99, 128/32, 137/8.

2. Cf. vander Haeghen: Ing. Conseil. 1965, p. 269.

3. Actes de Washington, p. 275.

出願人に残しておくこともまたは第3者に移転することもできる。<sup>1</sup>最初の出願に基づく優先権もまた独立に1以上の同盟国に移転できる。優先権は、1以上の同盟国に出願の基礎として用いられるまで、その期間中は、独立の権利であり、出願の基礎として用いられたときにその出願の付属物となる。<sup>2</sup>

(i) 後の出願は、優先権の基礎となった最初の出願と同一の対象に係るものでなければならない。このことは、特許、実用新案、発明者証の場合には同一の発明または考案に係るものであり、意匠の場合には同一の意匠、商標の場合には同一商品についての同一の商標に係るものでなければならない。もっとも、対象の同一性を保持し、他の形式の保護を得るために優先権を主張できる場合もある(第4条E(1), (2), I(1), (2))さらに特許に関しては、対象の同一性についての特別規定が第4条F, GおよびHに設けられている。これらの規定については後述する。

(x) 優先期間は第4条C(1)ないし(3)に定められており、これについては後述する。

(y) 優先期間の開始は第4条Bに規定してある。同規定の注釈参照のこと。

#### 第4条 A(2)<sup>(1)</sup>

(2) 各同盟国の国内法令<sup>(a)</sup>又は同盟国の間で、締結された二国間若しくは多数国間の条約の規定により<sup>(b)</sup>正規の内国出願<sup>(c)</sup>に相当するものとされるすべての出願は優先権を生じさせるものと認められる。

(i) 第4条(1)の規定によると、同盟の一国に特許出願などを正規に出願した者だけが優先権を主張できる。この「正規に出願した (duly filed)」は何

1. Cf. in France: Tribunal de Grande Instance de Valence, 16/2/1962, Ann., 1963, p. 313.

2. Cf. Mathély: "Paris Convention-Special Questions concerning Patents and Trademarks," BIRPI Lecture Course, 1965, pp. 25/7.

を意味するかという点に関して、二三の問題が生じる。この出願が方式について誤りのないことが必要なのか、あるいは特許などが付与されるように実体の面でも欠陥のないことが必要なのか？ 出願が一旦なされたあとで取下げられ、放棄され、または拒絶されたりなどしたことは問題にならないのか？<sup>1</sup> これらの問題を解決するために、1934年のロンドン改正会議でこの条(2)が挿入され、<sup>2</sup> 1958年のリスボン改正会議で第3項が挿入されたのである。<sup>3</sup>

(ロ) この規定では、正規の内国出願が存在するか否かの問題はまず最初の出願のなされた同盟国の国内法令によるものであるとの原則が述べられている。

(イ) 最初の出願のされた同盟国の国内法令で正規の内国出願とは何かということが定められるので、当該国内法令がその資格を他の国での出願またはその国が当事国である国際条約による出願にも与えることはありうることである。後者の例が、1934年にロンドンで改正された1925年の意匠の国際寄託に関するヘーグ協定によって生じた。というのはこの協定の第4条でパリ条約第4条による優先権を、後の条文中に規定する方式に従うことを要することなく、国際寄託の対象となった意匠のすべてに保証する旨を述べているからである。勿論ヘーグ協定の加盟国はこれに拘束されるが、パリ条約の加盟国ではあるがヘーグ協定の加盟国でない他の国もこのような国際寄託あるいは国際出願に基づく優先権を認めなければならないのであろうか？ このような義務を確認する規定が、1934年のロンドン改正会議で導入されたのである。<sup>4</sup>

(ニ) 「正規の内国出願 (regular national filing)」の意味するところはこ

1. Ladas: The International Protection of Industrial Property, pp. 272/5. 参照。
2. Actes de Londres, pp. 248, 256 (proposals of Switzerland, Germany and Netherlands), 361/2 (report of Second Sub-Committee), 450 (report of Drafting Committee) 512 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
3. Actes de Lisbonne, pp. 311/26, 111.
4. 脚注2参照。

の条(3)でさらに明らかにされている。後述参照。

#### 第4条 A(3)(イ)

(3) 正規の内国出願とは、その結果のいかんを問わず<sup>(ロ)</sup>、当該国<sup>(ハ)</sup>に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願をいう。

(イ) 第4条に(2)を導入しても、「正規に出願した」の意味するところについての問題が充分には解決されなかったので、1958年のリスボン改正会議で第3項を設け、さらに明らかにすることを決定した。そのための提案は広範囲に亘って討議され、修正された形で採択された。<sup>1</sup>

(ロ) リスボン会議の討議を通じて優先権の基礎となった最初の出願の結果は、その権利を害なうものでないことが明らかにされた。したがって、最初の出願が取り下げられ、放棄され、または拒絶されても優先権は存在する。またその出願のされた国で特許を受けることができないものとして規定されている発明に関する出願であっても優先権は存在する。<sup>2</sup>

(イ) リスボン会議の討議を通じて、出願の提出された国の国内法令によって、その出願が方式に関してのみ誤りのないものであるとき、また方式に関して不完全であるかまたは誤りがあっても出願をした日付を確定するために充分であるときには、正規の内国出願が存在するという事も明らかにされた。

#### 第4条 B(イ)

B したがって、以下<sup>(ロ)</sup>に定める期間が満了する前に他の同盟国においてされた後の出願<sup>(ハ)</sup>は、その間<sup>(ニ)</sup>に行なわれた他の出願<sup>(ホ)</sup>、当該発明の公

1. Actes de Lisbonne, pp. 311/2 (proposal), 312/7 (observatiions), 317/25 (discussion in Second Committee), 522/3 (report of Second Committee), 111. (adoption in Second Plenary Session), 114 (General Report).

2. Actes de Lisbonne, p. 311.

表又は実施(へ)、当該意匠に係る物品の販売(ト)、当該商標の使用その他の行為(フ)により不利な取扱いを受けないものとし、また、これらの行為は、いかなる第3者の権利もまたいかなる個人占有権(リ)も生じさせない。優先権の基礎となる最初の出願の日の前に第三者が取得した権利に関しては、各同盟国の国内法令の定めるところによる(ヌ)。

(イ) この規定は、優先権の効果を説明しており、これらの行為は云々に至るまで、1883年の条約の原文に既に本質的には含まれていた<sup>1</sup>。しかし、その当時においては、この条の前段にこの優先権の享有は「第3者の権利を留保する」旨を述べた非常に重要な留保事項が含まれていた<sup>2</sup>。

(ロ) 優先権の期間は第4条A(1)で言及しているが、後に検討するC項(1)、(2)および(3)に規定されている。

(ハ) 「後の出願」の意味については、上記第4条A(1)の注釈(ロ)を参照のこと。

(ニ) この規定は、優先期間中に行なわれたいかなる行為によってもその期間中にされた後の出願を無効にはならないことを述べている。もっとも、1934年のロンドン会議で第3者の権利の留保を削除した後は優先権の範囲はより広がった。このことは、後の出願の効果は、優先権の基礎となった同盟の他の国における最初の出願の時にその出願がされたならば得られたであろう効果よりも少なくともはいけないことを意味する<sup>3</sup>。この目的がいかに達成されるかは、優先権の主張される国の国内法令による。もっとも、優先権の効果の例として、この規定の中にあげられているものもある。

1. Actes de Paris, I, pp. 26/27 (proposal), 47/52, 60/1, 128, 138 (discussions and adoption).

2. Actes de Londres pp. 167/72 (proposal), 248/50 (observations), 356/61 (report of Second Sub-Committee), 449/52 (report of Drafting Committee), 511/13 (discussion and adoption in Second Plenary Session).

3. Actes de Lisbonne, p. 311; Federal Republic of Germany: Bundesgerichtshof, 25/11/1965, G. R. U. R. Int., 1966, p. 382 参照。

(e) 優先権の効果の例のひとつは、優先期間中の同一対象（特許、実用新案、意匠または商標の登録）についての他の出願は、優先権を主張した他の出願を無効にできないことである。競願の場合、前者の出願は審査主義特許庁によって拒絶されるか裁判所によって無効とされる。

(f) 最初の特許出願をした者によるものであれ、あるいは第3者によるものであれ、<sup>1</sup>優先期間中の当該発明の公表または実施によって優先権を主張する後の出願が無効になったり、害されたりすることはない。特に、これによって発明の新規性が失われるものでもないし、またその進歩性が低下するものでもなく、優先権の主張された最初の出願の日において考慮されるものである。

(g) 優先期間中における優先権を主張する意匠に係る物品の販売や他の形式の公表についても同様である。これらの行為によって、優先権の基礎となった最初の登録出願の日に新規な創作であった意匠の新規性が失われるものでも、創作性が低下するものでもない。

(h) 商標の場合、商標の使用自体が法的効果を持つ国における優先期間中の商標の使用によって、優先権を主張する商標の登録出願の有効性が影響をうけるものでもないし、その保護範囲が減少するものでもない。前に述べたように、優先期間中の同一商標の登録出願についても同様である。

(i) 条約が与える優先権の重要性は、優先期間に生じた第3者の権利が留保されていた間は限られたものであった。この留保は、一般にはたとえば優先期間中に発明に従事していたかまたはこの期間中に発明を知るに至った第3者が、優先権を基礎として付与された特許が存在しても、それを使用するかまたは使用を続けることができるようにするものと解されていた。<sup>2</sup>この留保は、1934年のロンドン改正会議で廃止され、反対の効果を持つ文言で置き

1. Actes de La Haye, p. 225.

2. Ladas: The International Protection of Industrial Property, pp. 308 et seq.

参照。

かえられた。すなわち、優先期間中になされた行為はいかなる第三者の権利またはいかなる個人占有権 (personal right of possession) をも生じないというものである。

(x) 優先権は同盟国における最初の正規の出願の日から始めて存在することになるので、この最初の出願の前に国内法令に従って得られた第三者の権利に影響を与えることはできない。これは常に条約起草者の意図であり、このことを一点の疑義もなく明らかにするために、その趣旨の規定が1934年のロンドン会議で追加された<sup>1</sup>。同盟の一国で得られたこの権利が他の同盟国においても効果を有するか否かは、後者の国の国内法令によるものである。

#### 第4条 C(1)(2)および(3)(4)

C(1) A(1)及びBに規定する期間(以下優先期間という)は、特許および実用新案については12カ月、意匠および商標については6カ月とする<sup>(a)</sup>。

(2) 優先期間は、最初の出願<sup>(b)</sup>の出願日から起算する。出願日は期間に算入しない<sup>(c)</sup>。

(3) 優先期間は、その末日が保護の請求される国において法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるときは、その日の後の最初の平日まで延長される<sup>(d)</sup>。

(4) この規定は、優先権の主張される各種の対象について異なった優先期間を定めている。1883年の条約の当初の正文においては、この期間は、特許については6カ月、意匠および商標については3カ月であり、海外の国からくる出願の場合には1カ月が付加されていた。当時は条約にそれ以上の詳細は定められていなかったため、優先期間の計算は加盟国にまかされていた。徐々に、後の改正会議で優先期間が延長され、細目も定められた。1900年の

1. Actes de Londres, pp. 167/72 (proposal), 248/50 (observations), 356/61 (report of Second Sub-Committee), 449/52 (report of Drafting Committee), 512/3 (discussion and adoption in Second Plenary Session).



ブリッセル改正会議で、優先期間は特許については12カ月、意匠および商標については4カ月と定められ、海外出願についての付加期間は廃止された。1911年のワシントン改正会議で、この期間は改正されなかったが優先権の利益が実用新案にも拡張され、特許と同じ期間が与えられた。優先期間を、意匠および商標についても12カ月に延長しようとする提案は拒否された<sup>1</sup>。1925年のヘーグ改正会議で、意匠および商標に対する優先期間が6カ月に定められ、(2)および(3)の追加規定が設けられた<sup>2</sup>。こうして得られた規定は、後の1934年のロンドンおよび1958年のリスボン改正会議では本質的な修正はされなかった。商標に対する優先期間を12カ月に延長しようとする提案はこの両会議でも採択されなかった<sup>3</sup>。

(ロ) 優先期間は、出願人の利益と第三者の利益との調和をはからなければならぬものである。出願人には、適当な期間の間その最初の出願日から優先権を享有して同盟の国々にその権利が国際的に拡張されるよう準備することを認めねばならない一方、第三者にとっては、その間に同一対象について得ようとするかもしれない権利が有効に得られなくなる程に長い期間となつてはならない。この規定で採択されている期間は1925年以来変えられていないので、両者の均衡がとられているものと考えられる。

(イ) 出願がその対象についての最初の出願であるか否かの問題は、商標や意匠についてはかなり容易であり、実用新案についてもある程度容易に解決できる。特許出願に関しては困難な問題が生じてきて、決定的要因となるのは、第4条Hに詳述されたように発明が最初に開示されたのはどの出願にお

1. Actes de Washington, pp. 91 (proposal of Germany), 95 (proposal of France), 275 (report of Sub-Committee), 307 (report to Plenary Committee), 247 (discussion in Third Plenary Session).
2. Actes de La Haye, pp. 225/32 (proposals), 334/5 (observations), 426/7 (report of Second Sub-Committee), 518 (report of General Committee), 538 (report of Drafting Committee), 572 (adoption in Second Plenary Session).
3. Actes de Londres, pp. 169, 172; Actes de Lisbonne, p. 538.

いてかということになる。<sup>1</sup> 後述の同条の注釈参照。

(イ) この規定は、1925年のヘーグ改正会議で加えられたもので、他に説明を要しない。

(ロ) この規定は、実質的にヘーグ改正会議で加えられ、1934年のロンドン会議<sup>2</sup>で改正され、これも同じく他に説明を要しないものである。

#### 第4条 C(4)(イ)

(4) (2)にいう最初の出願と同一の対象<sup>(ロ)</sup>について同一の同盟国においてされた後の出願<sup>(ハ)</sup>は、先の出願が、公衆の査閲に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願日までに取下げられ、放棄され、又は拒絶の処分を受けること、及び当該先の出願が優先権の主張の基礎とされなかったことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日<sup>(ニ)</sup>とされる<sup>(ホ)</sup>。この場合において、先の出願は、優先権の基礎とすることができない<sup>(ヘ)</sup>。

(イ) この項は、当該対象について（特許、実用新案、意匠または商標の登録）の後の出願を優先権の基礎となる出願とみなすことのできる例外的場合を取扱ったもので、1958年のリスボン改正会議で導入されたものである。<sup>1</sup>

(ロ) 前述の第4条A(1)の注釈(ロ)参照。

(ハ) 原則として優先権の基礎にすることができるのは同盟の一国における最初の出願だけであるにもかかわらず、特定の条件の下では後の出願をそのために用いることができると、何故リスボン会議で認めたのであろうか？

1. Cf. in Federal Republic of Germany: Bundesgerichtshof, 6/10/1959, G. R. U. R. Int., 1960, p. 506; for the date of filing in case of postdating: U. K. Assistant Comptroller, 3/10/1960, R. P. C., 1961, p. 228 参照。
2. Actes de Londres pp. 364 (proposal of Netherlands and report of Second Sub-Committee), 452/3 (report of Drafting Committee).
1. Actes de Lisbonne, pp. 327/8 (proposal), 329/32 (observations), 332/9 (discussion in Second Committee), 523/4 (report of Second Committee), 99 (adoption in Second Plenary Session), 114/5 (General Report).

その理由は次の通りである。これは、特許（そしておそらく実用新案）の場合にはしばしば起り、意匠や商標においても時々起るのであるが、優先権やその他の権利が得られるのは出願のなされた時からだということが多いことから、急いでした最初の出願が出願人の意図を充分にあらわしていないことが起る。この状態を律する特別の規定がないことから、後の出願が同一対象に関する最初のものでない、したがって優先権の基礎とすることが出来ないというために、出願人は優先権を失わずに、一層よい出願でその出願をおきかえることは不可能になる。このような苦情をへらすために、この項では、特定の条件の下で優先権主張のために先の出願を後の出願でおきかえることを認めている。

(イ) この規定に示された条件の下では、最初の出願は無視することになるので、優先権の初日とみなすべき出願日は後の出願の日となる。

(ロ) 後の出願を最初の出願とみなすために、同一の対象について同一の国に出願された先の最初の出願について次の条件が満たされなければならない。

先の出願は、後の出願がされる前に、取下げられるか、放棄されるかまたは拒絶されていないなければならない。

先の出願は公衆の査閲（公開）に付され（*laid open to public inspection*）ていてはならない。

先の出願はいかなる権利も存続させてはならない。

先の出願は、同一の国においてもまた他の国においても、未だ優先権主張の基礎とされていないこと。

もし、これらの条件が満たされない場合、後の出願を基にして優先権が主張された国は、この優先権の承認を拒否するだろう。

さらに、もし両出願の間に同一の対象について同一または他の国において同一出願人により他の出願がされていると、前の出願を後の出願でおきかえることは認められなくなる。<sup>1</sup>これは、このような場合には後の出願はその出

願時に最初の出願と認められないからである。

(v) 優先権の基礎として後の出願で先の出願をおきかえたあとでは、先の出願を基礎にした優先権は同盟のいずれの国においても認められない。

#### 第4条 D<sup>(1)</sup>

D(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、当該最初の出願の日付及び当該最初の出願がされた同盟国の国名を明示した<sup>(a)</sup>申立て<sup>(b)</sup>をしなければならない<sup>(c)</sup>。各同盟国は、おそくともいつまでにこの申立てをしなければならないかを定めるものとする<sup>(\*)</sup>。

(2) (1)の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物（特に特許及びその明細書に関するもの）に掲載する<sup>(e)</sup>。

(3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類（明細書、図面等を含む）の謄本の提出を要求することができる<sup>(f)</sup>。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証も必要とせず、また、いかなる場合にも、後の出願の日から三カ月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。この謄本には、当該主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文<sup>(g)</sup>の添付を要求することができる。

(4) 出願の際<sup>(h)</sup>における優先権の申立てについては、他の手続を要求することはできない<sup>(i)</sup>。各同盟国は、この条に定める手続がされなかった場合の効果を決めるものとする。ただしその効果は、優先権の喪失を限度としなければならない<sup>(k)</sup>。

(5) 出願の後においては<sup>(l)</sup>、他の証拠書類を要求することができる。

最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、当該最初の出願の番号を明示しなければならない。この番号は、(2)に定める方法で公表される<sup>(m)</sup>。

(1) 1883年の条約の原文には、いつどのようにして優先権を主張するかという問題についての規定が含まれていなかった。これは満足すべきものでは

1. Actes de Lisbonne, p. 333.

なかった。というのは国内法令で優先権を後の段階、たとえば特許または商標登録の無効が裁判所で主張された時に主張することを認めることができるからである。この優先権主張は、その存在を知らずにその積りで行動してきた第3者をおどろかせることになる。さらに同盟の各国において優先の権主張について多種多様な方法が存在し得るし、事実存在したのである。

1911年のワシントン改正会議で、いつどのようにして優先権を主張しうるかということを決める規定の本質が条約に導入された。<sup>2</sup> かなり細かい改良が続く1925年のヘーグ<sup>3</sup>、1934年のロンドン<sup>4</sup>および1958年のリスボン各改正会議<sup>5</sup>で採択された。

(ロ) 優先権主張のための強行的な形式要件は、優先権主張の基礎となった先の出願の日付とこの出願のなされた国との明示である。1958年のリスボン改正会議でこの要件に先の出願の番号を加えたが、それは他の文脈においてであり、かつ必ずしも同じ効果をもたらすものではない(後記(7)参照)

出願あるいは少なくとも優先権主張を実体について審査しない国においては、上記事項の明示で充分であり、それらが正当であるか否かの審査をしないで記録され公表される。その問題は、裁判所が後に判断することができるだけである。優先権の主張を実体について審査できるようにするために(た

1. See Ladas: *The International Protection of Industrial Property*, p. 286 参照。
2. *Actes de Washington*, pp. 45/6, 227 (proposals), 91, 95, 115 (observations), 275/6 (report of Sub-Committee) 307/8 (report to Plenary Committee), 248 (adoption in Third Plenary Session).
3. *Actes de La Haye*, pp. 230/1, 233 (proposal), 326 (observations), 428/9 (report of Second Sub-Committee), 518 (report of General Committee), 538/9 (report of Drafting Committee), 572 (adoption in Second Plenary Session).
4. *Actes de Londres*, pp. 251/2 (proposals), 365/6 (report of Second Sub-Committee), 453/4 (report of Drafting Committee), 513 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
5. *Actes de Lisbonne*, pp. 460/1 (proposal), 465/70 (observations), 471/79 (discussion in Second Committee), 532/3 (report of Second Committee), 99 (adoption in Second Plenary Session), 115 (General Report).

たとえば、優先権の主張の基礎となった出願がその対象についての最初の出願であるかどうかあるいは最初の出願と後の出願とで対象の同一性があるかどうかなど、さらに他の方式——この条D(3)参照——を規定したいと思う国もあるだろう。

(イ) 申立の様式は、当該国の国内法令で規定することができる。

(ロ) 優先権の主張の方式要件で加盟国に強行的なものもある。これは、第3者が後にこの主張について知る必要があるからである（この条D(2)参照）。したがって同盟国はこの要件に反することを認められない。これがみだされるときには、優先権は有効に主張されたものとは認められない。

(ハ) すべての加盟国にとって優先の権主張の基礎となった先の出願についての上記事項を含む申立てをすべき最終日を定めることは義務である。この申立てを、優先権の主張をした出願をするのと同じにしなければならないと定めることもできる。また、優先権の主張をし易くしようとするならば、この申立てを後で、後の出願後ある一定の期間内に、することを認めることもできる。もっとも、後の出願後に申立てをする期間は、この条D(2)によって申立てを含む事項を公告する義務を当該国が果たすることができるように定めなければならない。

(ニ) 条約に規定された優先権は特許出願ばかりでなく実用新案、意匠および商標の登録出願にも適用されることを想起すべきである（第4条A(1)）。同盟国の所管官庁の発行するこれらの出願についてのすべての刊行物において、第3者ができるだけ早くそれらを知るために優先権に関する所定の要件が掲載されなければならない。もっとも、この公告がなかったとしても優先権が無効にされることはない。<sup>1</sup>

(ホ) 既に(ロ)で指摘したように同盟国は特定の事項を含む単なる申立以外の方式を優先権主張のために規定することができる。この追加的方式になりうるものが、この(3)に列挙されている。最初の出願のなされた官庁の認証し

---

1. Actes de Washington, p. 307.

た、優先権の主張の基礎となった先の出願の謄本の提出であり、また必要に応じて、出願日を示す同一官庁による証明書および翻訳の提出であってもよい。これらの要件に関する詳細は国内法令で定めうる。もっともこの国内法令もこの条項にある他の要件を遵守しなければならない。すなわち当初の出願の認証謄本の公証を要求することができないことと後の出願から最低<sup>1</sup>3カ月の期間はその謄本を無料で提出するために認めなければならないことである。この最低期間後の上記謄本の提出には料金を定めることができる<sup>2</sup>。

(イ) 優先権の主張された国の国内法令の要求する訳文は、当然にその国の公用語または公用語の一つへの翻訳である。

(ロ) ここで検討している(1)~(3)の規定は、優先権の主張された出願の出願時より後の段階における書類の提出を認めているので、この出願の際 (at the time of filing) の語は、優先権が主張でき、それに関する書類の提出ができる出願の期間中の意味に解しなければならない。後の段階——(5), 前段参照——では、たとえば優先権を認めて既に付与された権利または登録について無効が主張されたときには、さらに優先権の存在の立証を求めることができる。たとえば、最初の出願と後の出願との対象の同一性に関してである<sup>3</sup>。

(ハ) この規定は、要求することのできる方式を限定しており、優先権の主張を容易にするために各同盟国に強行的なものである。

(ニ) この規定は、この条に規定する方式を満たさなかったときの結果を取扱っている。これは強行的であるばかりでなく随意的な方式についても言及していると解すべきである。これらの方式を満たさなかった結果は国内法令によって定められるが<sup>4</sup>、優先権の喪失を超えることはできない。したがって、

1. Actes de La Haye, pp. 429, 538; Actes de Londres, p. 513.

2. Actes de Londres, p. 513.

3. Actes de Washington, pp. 307/8.

4. Cf. in France: Cour de Paris, 10/1/1967, Ann. 1967, p. 23.

これらの方式を満たさないことそれ自体でそれに関する特許、実用新案、意匠または商標を無効にすることはできない。もっとも、たとえば、優先権がないために特許などが、第三者などによる発明の公表または登録または商標の使用によって先行されてしまえば、優先権の喪失の結果として特許などの権利の喪失を生ずることもある。

この規定は、方式を満たさなかったこと以外の優先権主張に対する異議、たとえば、優先権の主張が同盟の一国における最初の出願に基づくものではない、あるいは優先権の主張の基礎となった出願と優先権を主張した出願との間に対象の同一性がないなどという異議に関するものではない。同盟国は自由に国内法令で優先権の主張についてのこのような異議の結果を定めることができる。<sup>1</sup>

(5) 前記注釈(1)参照。

(6) この(5)の後段は、優先権の主張について与えられるべき情報を補充するために1958年のリスボン改正会議で加えられた。<sup>2</sup> 優先権の基礎となった先の出願の番号を明示することは、ここで検討している(1)で要求している事項を完全にするものであり、(2)に規定する公告に含まなければならないが、この番号を明示する義務は、(1)には含められなかった。その理由は、これを明示することが常に可能とは限らないことと、この番号の明示がないことまたはその誤記が国内法令で自動的な優先権の喪失とつながらないからである。<sup>3</sup>

#### 第4条 E(1)

E(1) いずれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張

- 
1. Cf. Schricker: "Fragen der Unionspriorität in Patentrecht," G. R. U. R. Int., 1967, p. 85 (English translation in I. P., 1967, p. 113).
  2. Actes de Lisbonne, pp. 460/1.
  3. Actes de Lisbonne, pp. 465 (observation of Federal Republic of Germany) 471, 478, 532.



して意匠登録出願をした場合<sup>(a)</sup>の優先期間は、意匠について定められた優先期間とする<sup>(b)</sup>。

(2) なお、いずれかの同盟国において、特許出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願をすることもでき、また実用新案登録出願に基づく優先権を主張して特許出願をすることもできる<sup>(c)</sup>。

(i) この条約は1911年のワシントン改正会議まで実用新案を取扱ってはいなかった。その会議でこの概念が第2条、第4条AおよびC、第11条および第12条に導入されたが最終議定書には今の第4条E(1)の内容が含まれて<sup>1</sup>いた。現在のEの規定は1925年ヘーグ改正会議で加えられ、<sup>2</sup>それ以来形式が修正されただけである。

(ii) 意匠と実用新案が同一対象に関するということは殆んど起らない。というのは原則として前者は工業物品の装飾面に関するものであるのに対し、後者は技術的新規性に関するからである。しかし、この対象を定めるのは国内法令の問題であるので、重複する場合も起り得る。このような場合には、対象の同一性が維持される限り異った形式の保護を得るために優先権を主張することができる。この規定は、最初の出願が実用新案出願であり、後にその出願を基礎とした優先権を主張する意匠登録出願の場合だけを取扱っている。逆の場合は明示されていないが、含まれているものとする<sup>3</sup>ことができる。

(iii) この規定で取扱われる場合、優先期間は意匠のために定められている期間、すなわち6カ月となる。この条C(1)からみると、最初の出願が意匠に関

1. Actes de Washington, pp. 42/3, 46, 227 (proposals), 275 (report of Committee), 248/9 (adoption in Third Plenary Session).
2. Actes de La Haye, pp. 231/3 (proposal), 429/30 (report of Second Subcommittee), 518 (report of General Committee), 539 (report of Drafting Committee), 572 (adoption in Second Plenary Session).
3. Actes de La Haye, pp. 231, 233, 429/30, 495, 518. Federal Republic of Germany: Bundespatentgericht 10/11/1967, G. R. U. R. Int., 1968, p. 204.

しての出願であり、それを基礎として実用新案のために優先権の主張をする逆の場合にも、同一の優先期間がとられる<sup>1</sup>。

(二) この規定には他言を要しない<sup>2</sup>。優先期間は特許についても実用新案についても同一(12か月)であるので、優先期間はここでは問題にならない。

#### 第4条 F(イ)

F いずれの同盟国も、特許出願人が二以上の優先権<sup>(ロ)</sup>(二以上の国においてされた出願に基づくもの<sup>(ハ)</sup>を含む)を主張することを理由として、又は優先権を主張して行なった特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含む<sup>(ニ)</sup>ことを理由として、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分をすることができない。ただし、当該同盟国の法令上発明の単一性がある場合に限る<sup>(ホ)</sup>。

優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分については通常の下においては、後の出願によって優先権を生ずる<sup>(ヘ)</sup>。

(イ) この項においても、また後のGおよびHにおいてもこの条Aに列記したすべての工業所有権の優先権を取扱っておらず、特許出願に関する優先権だけを取扱っている<sup>3</sup>。F項は複数優先権および部分優先権に関するものであり<sup>4</sup>、G項は優先権の主張を伴う出願の分割の問題を扱っている。この規定の一部は1925年のヘーグ改正会議で条約に導入された<sup>5</sup>。その後の1934年のロン

1. Cf. in Federal Republic of Germany: Bundespatent-gericht 10/11/1967, G. R. U. R. Int., 1968, p. 206.

2. Cf. for its history: Actes de La Haye, pp. 231/2.

3. このことは、同盟国が他の工業所有権に同一原則を適用すること。たとえば意匠の複合出願または異なる商品についての同一商標の場合における複数優先権または部分優先権を認めることができないことを意味するものではないが、そうする義務はないのである。

4. Cf. Schricker: "Fragen der Unionspriorität im Patentrecht," G. R. U. R. Int., 1967, p. 85 (English Translation in I, P., 1967, p. 113).

5. Actes de La Haye, pp. 337 (proposal of France), 430 (report of Second Sub-Committee), 518/9 (report of General Committee), 539 (report of Drafting Committee), 572 (adoption in Second Plenary Session).

ドン改正会議、1958年のリスボン改正会議で、これらのものが明確に分離されその規定が改良された。(下記G項の注釈(1)参照)

(四) 発明が直ちには完成されず、したがってその特許出願がされてからでも改良発明または追加発明がされ、それが他の特許出願の対象となることは、しばしば起ることである。条約では、同盟の他の国における一つでかつ同一の後の出願において、発明の異なった部分についての別々の(複数の)優先権を、その各部分についてされたいろいろな最初の出願を基礎として、主張することを認めている。ただし、当然のことながらこの各出願は最初の出願日から起算した優先期間内に出願されたものでなければならない。発明の単一性の問題に関しては注釈(四)参照。

(五) 1958年のリスボン改正会議で導入された追加規定<sup>1</sup>によると、上記の手続きは、異った部分に関する最初の出願が異った国にされたときでも認められている。

(六) 1958年のリスボン改正会議でされた第2の追加規定<sup>2</sup>は、部分優先権の可能性に関するものである。最初の特許出願がされてから、最初の出願のときには存在せず、複数優先権が主張できるまでには別の特許出願がされていなかったかまた別個の特許出願にもされない(たとえば、追加要素それ自体では発明的性格を有しない)ような発明の要素が、最初の出願の優先権を主張した同一の発明に関する後の出願に含まれることがしばしば起る。条約においては、この後の出願において追加された事項は最初の出願に既に存在していた発明の他の要素について優先権を認める妨げとはならない。優先権の

- 
1. Actes de Lisbonne, pp. 342/3 (proposals of Belgium and Netherlands), 345/6, 348 (discussion in Second Committee), 524/5 (report of Second Committee), 100 (adoption in Second Plenary Session), 115 (General Report).
  2. Actes de Lisbonne, pp. 340/4 (proposal and observations), 345/8 (discussion in Second Committee), 524/5 (report of Second Committee), 100 (adoption in Second Plenary Session), 115 (General Report).

主張されている後の出願において、発明の異なった部分について別々の最初の出願を基にした複数優先権が主張され、しかも優先権の主張されていない新しい要素がさらに加えられているならば、部分優先権を併合させることも可能である。

発明に加えられた要素で最初の出願には含まれていなかったため後の出願で優先権の主張されていないものは、勿論、それが始めて導入された出願を基礎として新しい優先権を生ずることができる。この後段の文章はそのことを明らかにしたものである。<sup>1</sup>

(b) 特許出願は1発明にのみ関するものであることを規定する国内法令は多い。この規定は複数優先権または部分優先権の場合にも遵守されなければならない。優先権の主張された国の法律によると、複数優先権および（または）部分優先権の主張された出願において発明の単一性がない場合には、この条Gによって出願を分割してもよいし、分割しなければ拒絶されることがある。

(c) 上記注釈(=)の後段参照。

#### 第4条 G<sup>(1)</sup>

G(1) 審査<sup>(a)</sup>によって特許出願が二以上の発明<sup>(b)</sup>を包含することが明らかとなったときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。この場合において、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用いることができ、かつ、優先権の利益があるときは、これを保有する<sup>(=)</sup>。

(2) 特許出願人は、また、自己の発意により<sup>(c)</sup>、特許出願を分割することができる。この場合においても、特許出願人は、その分割された各出願の日

1. Actes de Lisbonne, pp. 346/8

付としてもとの出願の日付を用いることができ、かつ、優先権の利益があるときは、これを保有する。各同盟国は、この分割を認める場合の条件を定める権利を有する(へ)。

(イ) 既に述べたように——第4条Fに関する注釈(イ)参照——特許出願の分割の可能性に関するこの項(1)の原則は<sup>1</sup>1925年のヘーグ改正会議で導入された。<sup>2</sup>1934年のロンドン改正会議でこの項の正文は現在のF項から分離され改良された。<sup>3</sup>一方(2)は1958年のリスボン会議で加えられた。<sup>4</sup>

(ロ) この規定は、特許出願の審査を行って出願が2以上の発明を含んでいるかどうかを確かめることのできる国にのみ適用される。これは、恐らく特許出願が方式についてだけ審査される国ではないだろう。

(ハ) 条約の訳文に優先する(第29条(1)(c))真正のフランス語正本によると、この規定は審査によって特許出願が「*complexe*」であることが明らかになった場合に適用される。条約の公の英訳文においては、この「*complexe*」という語が「2以上の発明を包含する (*contains more than one invention*)」と翻訳されている(訳注;日本語においても事情は同じである)。このことは完全に正確であるとはいえない。というのは審査国の法令によって発明の単一性以外の理由で特許出願が複合(*complex*)と認められることがあ

- 
1. Pfanner: "Die Teilung von Patentanmeldungen," G. R. U. R. Int., 1966, p. 262. 参照。
  2. Actes de La Haye, pp. 337 (proposal of France), 430 (report of Second Sub-Committee), 518/9 (report of General Committee), 539 (report of Drafting Committee), 572 (adoption in Second Plenary Session).
  3. Actes de Londres, pp. 170, 173 (proposal), 255 (observations), 367/9 (report of Second Sub-Committee), 454/5 (report of Drafting Committee); 513/4 (adoption in Second Plenary Session).
  4. Actes de Lisbonne, pp. 501 (proposal of U. K.), 502/5 (discussion in Second Committee), 534 (report of Second Committee), 100 (adoption in Second Plenary Session), 115 (General Report).

り得るからである<sup>1</sup>。たとえば、同一の発明の製造と用途についての請求の範囲の組合せが禁止されている場合である。このような場合にも、この規定が適用される。もっとも2以上の発明を含む出願に用いられることの方がはるかに多いであろう。

(イ) 審査によって発明の複合性が明らかになった場合には、出願人はある数の分割出願に分割することにより、この規定に定める分割に伴う効果を受ける。この規定は優先権に関する第4条におかれており、通常は、特許出願の分割に優先権がからみ、分割にもかかわらず優先権を保有するのである。しかしながら、「優先権の利益があるときは (of the right of priority if any)」という表現をとっていることは、この規定が、優先権の主張のない場合にも適用されるものであることを示している。

(ロ) この規定は、審査によって複合が明らかになる前に出願人に自己の発意によってその特許出願を分割する可能性を開いており、1958年のリスボン改正会議において導入された。この規定は広範なもので、発明の単一性の欠如または複合以外の理由によって特許出願を分割することを含む<sup>2</sup>。さらに、優先権の主張されていない場合——上記注釈(イ)参照——をも含み、特許が方式だけしか審査されない国にも適用される<sup>3</sup>。特許出願が分割されたあとで、個々の部分にそれぞれ、特許が付与されるためには、特許付与の法律上の要件を満たさなければならないことは勿論である。

(ハ) 出願人の発意によって特許出願を分割する可能性が条約で認められたので、この権利を行使する条件—たとえば行使すべき期間—は国内法令で定められることになった<sup>4</sup>。

- 
1. Actes de La Haye, p. 337. この規定を設ける原因となったフランス提案は、発明の単一性の内での複合性、すなわち複数優先権をその目的としていた。
  2. Actes de Lisbonne, pp. 503/4.
  3. Actes de Lisbonne, p. 504.
  4. Cf. in Federal Republic of Germany: Bundespatentgericht, 25/7/1967, G. R. U. R. Int., 1968, p. 132.

## 第4条 H(イ)

H 優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主張に係るもの<sup>(a)</sup>が最初の出願において特許請求の範囲<sup>(b)</sup>内のものとして記載されていないことを理由としては、否認することができない。ただし、最初の出願に係る出願書類の全体により当該構成部分が明らかにされている場合に限る<sup>(c)</sup>。

(イ) この規定は、1934年のロンドン改正会議で条約に導入された。<sup>1</sup>

(ロ) この規定は、特許出願に関して優先権を主張する場合にのみ適用されるものであることを明示してはいないが、それがこの規定の範囲であることを「発明」という語が用いられていることで明らかにしている。この点について特許出願が特別に扱われる理由は次の通りである。

前に述べたように——第4条A(1)の注釈<sup>(i)</sup>——優先権の行使には、優先権の基礎となった最初の出願と優先権の主張された後の出願との間に対象の同一性が必要である。この対象の同一性は、意匠、商標の登録出願およびある程度までは実用新案登録出願においては、保持しかつ確立するのが容易である。対象の同一性を特許出願について保持、確立することは困難である。というのは何が特許され何が特許されないかということ（たとえば生産物および製造方法および各技術分野における応用）および発明の詳細な説明および請求の範囲の記載方法に関して各国内法令が大きく異なっているからである。したがって、ある発明について最初の特許出願を行い、他の国における後の出願に優先権を主張するときには、後の出願をその国の国内要件に適合させることが必要になるのはしばしばである。このような場合に優先権が害されるとしたら正当ではないであろう。したがって、特許出願の場合には、<sup>1</sup>対象の同一性の要件に多少の柔軟性が認められている。

1. Actes de Londres, pp. 170/3 (proposal), 255/6 (observations), 369 (70) (report of Second Sub-Committee), 455 (report of Drafting Committee), 514 (adoption in Second Plenary Session).

(イ) 特許による保護を求める対象を特許出願の1以上の請求の範囲において明らかにすることを求める国内法令は多いが、この請求の範囲が非常に詳しくなければならぬ国もあり、他方発明の原則を示すだけで充分の国もある。この相違を考えて、優先権の基礎となった出願の請求の範囲に現われなかった発明の構成部分についても優先権を認めなければならないのである。

(ニ) 後の特許出願で優先権を主張するためには、優先権の主張された発明の構成部分が、先の出願書類全体として（発明の詳細な説明、図面（若しあれば）、図表などを含んで）、はっきりと開示されていれば充分である。優先権の主張された国の行政機関または司法機関は、この条件が満たされているかどうかを判断する。<sup>2</sup>

もっとも、この規定は、二方向に働かなければならない。一方では先の出願の全体によりはっきりと開示された発明のすべての構成部分について、先の出願を基礎とした優先権が認められるということである。他方、より先の出願の全体によりこれらの構成部分が既にはっきりと開示されているときには、その出願は最初の出願とみなされ、前にあげた出願を基礎とした優先権は認められない。

#### 第4条 I (イ)

I (1) 出願人が、その選択により特許または発明者証<sup>(ロ)</sup>の出願をすることができる国において提出された発明者証の出願<sup>(ハ)</sup>は、特許出願と同様な条件に基づき、かつ、同様な効力をもって、この条に規定する優先権を生ずる<sup>(ニ)</sup>。

(2) 発明者証の出願人は、出願人がその選択により特許または発明者証の出願をすることができる国においては、特許出願についてのこの条の規定に

1. Actes de Londres, pp. 171, 455.

2. Actes de Londres, p. 455. Zutrauen: "Zur Frage de Identitat Zwischen Vor und Nachanmeldung bic Beanspruchung der Union-sprioritat," G. R. U. R. Int., 1960, p. 498



従い、特許、実用新案、または発明者証の出願に基づく優先権を享有する<sup>(\*)</sup>。

(イ) この項は1967年のストックホルム会議において条約に加えられた。その動機は、国内法令により、発明について出願人の選択で特許または発明者証を得ることのできる加盟国が二三あるという事実である<sup>1</sup>。この発明者証とは発明の実施化権が国に属する代りに発明者は国から報償をうけるという法的書類である。

この規定の目的は、特許の付与の代りに発明者証を付与するという国内法令の規定を持つ同盟国における発明者証の出願人を、条約第4条の優先権に関する特許出願人と同一地位におくことにある<sup>2</sup>。

(ロ) その国の国民でなく営業所も住所も持たない者にとって発明者証は、特許よりも一般に有用性が少ないものと信じられているので<sup>3</sup>、発明について発明者証を付与するだけで特許を付与しない国は、その国の国民に特許を付与する他の国の国民の保護について十分な相互主義を与えないものと考えられる。したがって、発明者証の出願人に優先権を認めているこの規定は、出願人がその選択で特許または発明者証を出願する権利を持つ国に出願された発明者証出願だけに適用される。

(ハ) 同盟国は、その国内法令で発明者証の意味を自由に定めることができる。

(ニ) 前述の場合において、発明者証の出願は特許出願と同じ効果、同じ条

- 
1. Cf. BIRPI publication, Study Group on Certificates of Authorship, containing surveys of the legislation of Bulgaria, Poland, Rumania and U. S. S. R., 1964.
  2. Cf. Report of Main Committee III of the Intellectual property Conference of Stockholm, I. P., 1967, p. 217, paragraph 4.
  3. Mast: "Die Einführung der Erfinderscheine in die pariser Verbandsübereinkunft," G. R. U. R. Int., 1967, p. 462.

件で優先権を生じる。これは、最初の発明者証出願を基礎として、同盟の他の国において同じ対象に関する特許出願に優先権を主張できることを意味する。第4条A, B, C, D, E(2), F, GおよびHのすべての規定がこの場合に適用される。

(4) この規定の(2)は、逆の場合すなわち、出願人が自己の選択で特許または発明者証を出願する権利を有する国に優先権を主張する可能性を考慮している。もし出願人が他の国の最初の特許出願または発明者証出願に基づいた優先権を主張して特許出願をしたときは、これは既にAないしI(1)項で手当されている。しかし、優先権を主張した出願が発明者証についてされたときには、出願人が、同盟の他の国にした特許、実用新案(E(2)項)または発明者証についての最初の出願に基づいて優先権を主張できることを保証するのはこの規定である。

発明について発明者証だけで特許を付与しない国には、このI項のいずれの規定も適用されない。このような国に出願された発明者証出願は同盟の他の国で優先権を享受しないし、他の国における最初の出願に基づいてこの発明者証出願に優先権を主張することもできない。

#### 第4条の2(4)

(1) 各同盟国における出願に係る同盟国の国民<sup>(ロ)</sup>の特許権<sup>(ハ)</sup>は、同一の発明<sup>(ニ)</sup>について他の国(同盟国であるとないとを問わない<sup>(ホ)</sup>)において取得した特許権から独立したものとする。

(2) (1)の規定は、厳格に解釈するものとし、特に、優先期間<sup>(ヘ)</sup>中の出願に係る特許権が、無効又は消滅の理由についても、また、通常の存続期間<sup>(ト)</sup>についても、独立のものであるという意味に解釈しなければならない。

(3) (1)の規定は、その効力の発生の際に存するすべての特許権について適用する<sup>(チ)</sup>。

(4) (1)の規定は、新たに加盟する国がある場合には、その加入の際に加盟国又はその他の国に存する特許権についても、同様に適用する<sup>(リ)</sup>。

よ(5) 優先権の利益により取得された特許権については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる<sup>(\*)</sup>。

(イ) この条(1)(3)および(4)にあらわされた各同盟国における同一の発明について得られた特許の相互独立性の原則は、1900年のブラッセル改正会議で採択された追加条約に導入された<sup>1</sup>。1911年のワシントンおよび1934年のロンドン各改正会議で第2項と第5項がそれぞれ加えられた<sup>2</sup>。

(ロ) 第3条の規定によって条約の利益をうける者は、この国の国民に準ずる。

(ハ) 改良特許や追加特許を含んで、「正常な」特許と、現存する外国特許に基づいてのみ付与されるだけの「異常な」特許とは区別しなければならない。このような特許(第1条(4)の注釈(イ)参照)は、輸入特許、導入、確認または再確認と呼ばれる。この種の特許は、それを認めている国において、特許出願時に新規性を喪失してしまい、したがって普通にはもはや特許させない発明に付与される。しかしながら、これらの特許は、現存する外国特許に基づき、輸入特許の付与される国において発明が実施化されるのを期待して付与されるのである。このような場合には、輸入特許の期間は、輸入特許の付与の基礎である外国特許の期間に従属させることができる<sup>3</sup>。

(ニ) 独立性は、「同一の発明」について得られた特許に関してだけ規定されている。もっとも、同一でない発明について得られた特許に関して、独立

---

1. Actes de Bruxelles, pp. 41/2 (proposal), 181/3, 311, 331/3 (discussions and adoption in Plenary Session).

2. Actes de Washington, pp. 47, 228 (Proposals), 222 (observation), 276/7 (report of Committee), 249/51, 259/60 (discussions and adoption in Third and Fourth Plenary Sessions), Actes de Londres, pp. 257/8 (proposals), 370 (Report of Second Sub-Committee), 455/6 (report of Drafting Committee), 514 (discussion and adoption in Second Plenary Session).

3. Cf. Actes de Washington, pp. 249/51, 259.

性は当然に適用される。

(附) この規定によって、同盟国は、その国の特許権を、たとえ同一の発明についての他の特許が同盟に属さない国において付与されていても、他の特許権から独立したものと認めることを義務づけられている。

(ハ) この規定の意味は、優先期間中に出願され、優先権が認められた特許権であっても、優先権の基礎である出願に付与された特許権から独立であるということである。優先期間中に出願されなかった特許権または優先権の主張されなかった特許権については、この条(1)からみて同一の原則が適用される。<sup>1</sup>

(ト) 同一の発明について付与された特許権の独立性は、通常の存続期間およびそれよりも早期の消滅の可能性に関するものである。消滅または無効の場合だけでなく、特許権の存続料金が納付されなかったときにもこの可能性がある。

(チ) この規定は、この規定の発効したとき(1901年9月14日)<sup>2</sup>に存在していた特許のすべてが現在までに消滅してしまったので、その意義を失った経過規定である。

(リ) この規定には付言を要しない。

(ヌ) 1934年のロンドン改正会議でこの条に加えられたこの規定の目的は、<sup>3</sup>優先権の利益を得た特許権の存続期間を、優先権の認められない特許権の存続期間の起算点となる日とは異なった日から起算することができないことを

- 
1. 1911年のワシントン改正会議においてこの問題について幾分かの混乱があったように思われる。この会議で本当に論議の的になったのは輸入特許だけであった。
  2. Cf. Article 3 of the Additional Act of Brussels, 1900, and Actes de Washington, pp. 13/4.
  3. Actes dd Londres, pp. 257/8 (proposals of France, Germany, U. S. A. and several other countries), 370 (report of Second Sub-Committee), 455/6 (report of Drafting Committee), 514 (discussion and adoption in Second Plenary Session).

明らかにしようとするものである。

### 第4条の3

発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する<sup>(イ)</sup>(ロ)。

(イ) この規定は、同盟のすべての国において自己の発明に付与された特許に発明者として記載される発明者の人格権 (moral right) と一般に呼ばれるものに関するもので、1934年のロンドン改正会議で条約に導入された。<sup>1</sup>

(ロ) 発明者のこの権利行使の手続きは、各同盟国の国内法令によって定められる。発明者は特許証に記載される権利を有するだけなので、国内法令がそれに反する規定をしない限り発明者は、この権利を放棄することができる。この規定の当初の提案ではこの規定に反する契約は無効である旨の条項が含まれていたが、受け入れられなかった。したがって、この問題は国内法令の問題である。

### 第4条の4<sup>(イ)</sup>(ロ)

物の発明におけるその物の販売又は物を生産する方法の発明におけるその方法により生産した物の販売<sup>(ハ)</sup>が国内法上の制限<sup>(ニ)</sup>を受けることを理由としては、これらの発明について特許を拒絶し、又はこれらの発明についての特許を無効とすることができない。

(イ) この規定は、1958年のリスボン改正会議において条約に加えられた。<sup>2</sup>

1. Actes de Londres, pp. 259/60 (proposals of Denmark, Mexico, Netherlands and several other countries), 370/3 (report of Second Sub-Committee), 456 (report of Drafting Committee), 514 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
2. Actes de Lisbonne, pp. 508/9 (proposals of Denmark, Netherlands and several other Countries), 510/3 (discussion in Second and General Committees), 534/5 (report of Second Committee), 100 (adoption in Second Plenary Session), 115 (General Report).

(ロ) この規定の提案された理由は次の通りである。発明が、国防や品質などの点でその国の国内法令の要件をみたさない生産物を製造するようになることが時々起る。また、その国家が公法人または私法人に、そのような生産物の製造または販売の専売または独占権を付与したため、このような製造や販売が制限される場合がある<sup>1</sup>。しかし、このような発明に関する特許を拒絶したり無効にしたりすることは正当ではない。前者の場合に、その発明によって生産物の販売を禁止した法令の要件が時代後れのものであることが判るかも知れない。そのときには法律は改正されるか廃止されて、発明を実施できるようになるだろう。後者の場合に、専売権者は、発明の許諾実施権または強制実施権を得ることができるので特許は正当化される。したがって、この規定は、これらの場合に特許が拒絶されたり無効にされないことを定めている。

(イ) この規定は、特許された生産物の販売または特許された方法によって得られた生産物が国内法令で制限をうける場合だけに言及していて、その生産物の製造または特許された方法自体の使用が同じような制限をうける場合については言及していない。したがって、このような場合を律するのは国内法令の問題である。その場合、この規定に述べられた場合と同様に解決するのが当然であろう。

(ニ) この規定は、生産物の販売がその国の国内法令による制限をうける場合を取扱っている。この販売が完全に禁止されている場合もこの規定の適用をうけるかどうかという問題は未解決であるが、この規定の目的からみれば、肯定的に答えるべきである。その発明が公の秩序または善良の風俗に反するときは、あらゆる場合に特許を拒絶したり無効にする可能性がなければならない。もっとも、発明の実施が法律または規則で禁止されている、あるいは制限されているからというだけでは認められないが、その国の基本的な法的

---

1. Cf. in Austria: Patentant (Division of Appeals), 21/10/1960, Oesterreichisches Patentblatt, 1961, p. 46; G. R. U. R. Ent., 1961, p. 483.

いは社会的観念に反するときだけ認められる。

### 第5条 A(1)

A(1) 特許権は、特許権者<sup>(a)</sup>がその特許権を取得した國にいずれかの同盟國<sup>(b)</sup>で製造された当該特許権に係る物<sup>(c)</sup>を輸入する場合にも、消滅しない<sup>(d)</sup>。

(2) 各同盟國は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害<sup>(e)</sup>、たとえば実施がされないこと<sup>(f)</sup>を防止するため、実施権の強制的設定<sup>(g)</sup>について規定する立法措置を執ることができる。

(3) 特許権の消滅<sup>(h)</sup>は、(2)に規定する弊害<sup>(e)</sup>を防止するために実施権の強制的設定では十分でない場合に限り、規定することができる。特許権の消滅又は特許の取消しのための手続きは、実施権の最初の強制的設定の日から二年の期間が満了する前には、することができない<sup>(i)</sup>。

(4) 実施権の強制的設定は、実施がされず又は実施が十分でないこと<sup>(j)</sup>を理由としては、特許出願の日から四年の期間又は特許が与えられた日から三年の期間のうちいずれかおそく満了するもの<sup>(k)</sup>が満了する前には、請求することができず、また、特許権者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにした場合には、拒絶される<sup>(l)</sup>。強制的に設定された実施権は、排他的であってはならず、また、企業又は營業の構成部分のうち当該実施権を行使するものとともに譲渡する場合を除くほか、当該実施権に基づく実施権の許諾の形式によっても、譲渡することができない<sup>(m)</sup>。

(5) (1)から(4)までの規定は、實用新案に準用する<sup>(n)</sup>。

(i) この項の(1)は、特許権に係る物の輸入に関するもので、1883年の条約の当初の正文に導入された<sup>1</sup>。それ以来、形式が多少修正されただけで変更されていない。

1. Actes de Paris, I, pp. 27 (proposal for Article 4), 56/8, 64/70, 132 (discussions and adoption).

この項(2)(3)および(4)びは、特許権の与えられた国における発明の実施義務<sup>1</sup>、およびより一般的に特許権によって与えられた独占権の実施によって生じることがある弊害 (abuses) を取扱っている。1883年の条約の当初の正文は、特許権に係る物の輸入の場合に、特許権者がその物を輸入した国の国内法令にしたがってその特許を実施する義務が存する旨を述べた規定を含んでいるにすぎなかった。1900年のブラッセル改正会議で特許の不実施に関するより一般的な規定がブラッセルで採択された追加条約第2条が加えられた。<sup>2</sup> この規定は、続くワシントン (1911年)、ヘーグ (1925年)、ロンドン (1934年) およびリスボン (1958年) の各改正会議でさらに練り上げられた。ヘーグ会議でこの規定は特許権によって与えられた独占権から生ずることがある弊害を防止するための法令措置の規定を含むように拡張され、弊害の例として不実施をあげた。<sup>3</sup> 一方、この会議、さらに続くロンドンおよびリスボンの各会議において、それらの場合における法令措置や制裁の可能性を減縮した。<sup>4</sup>

当初においては、これらを律する規定が自己執行的と認めることができるかどうか——この可能性の認められる国において (前記第II章3および4参照) ——、すなわち、国内法令が存在しない場合や国内法令が異った規定を持つときでも、当事者は当該国の行政機関または司法機関に対して直接にこ

1. Cf. for this subject, Akerman: *L'obligation d'exploiter et la licence obligatoire en matière de brevets d'invention*, 1936.
2. *Actes de Bruxelles*, pp. 82/7, 316/27, 383/8.
3. *Actes de La Haye*, pp. 234/7 (proposal), 337/8 (observations), 431/4 (report of Drafting Committee), 573/6 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
4. *Actes de Londres*, pp. 173/5, 179 (proposal), 261/3 (observations), 377/80 (report of Second Sub-Committee), 458/60 (report of Drafting Committee), 515 (adoption in Second Plenary Session); *Actes de Lisbonne*, pp. 389/93 (proposals), 395/407 (observations), 411/25 (discussion in Second Committee), 526/9 (report of Second Committee), 100/1 (adoption in Second Plenary Session), 116 (General Report).



の規定の適用を主張できるかどうかについて疑問が残っていた。<sup>1</sup>この項の(2)は、依然として同盟国に法令措置をとる権利を与えただけの規定であり、自己執行的性格を持たない規定である。他方、この項の(1)、(3)および(4)は、特にロンドン(1934年)およびリスボン(1958年)の改正会議の後では、自己執行の可能性を認める国においては、明確に自己執行的であるように表現されている。

この項の(5)は、1934年のロンドン改正会議で加えられた。<sup>2</sup>

(a) この規定は、特許権を取得した国への特許権者による特許権に係る物の輸入に関するもので、そのような輸入が特許権の消滅をもたらすか否かという問題が激しく討議されたときに、条約に加えられた。それ以来、特許権に係る物それ自体の輸入について国内法令がゆるやかになってきたので、この問題の重要性は殆んどなくなってしまった。この規定はかなり狭く表現されており、同盟国は、この規定に述べているのとは違った方法でまた違った状態において特許権に係る物の輸入を自由に律することができる。

(b) この規定は、いずれかの同盟国において製造された物を輸入した場合にのみ適用され、この物がどこかよそで製造され、それらの一国から輸入された場合には適用されない。

(c) 「製造された物」は「特許権に基づいて製造された物」を意味すべきであり、第4条の4にあげられた両者、すなわち、物自体が特許権の対象である物および特許された方法によって製造された物の両者を含む。

1. たとえばフランスにおいては判例法および Chavanne Ann. 1963. p. 263 に、および Roubier が Ann. 1954. p. 257, 1957, p. 367 に引用した文献、および Cour de Cassation (Chambres réunies), 16/11/1966, Ann., 1967, p. 117, ベルギーにおいては、Conseil d'Etat, 9/5/1958, Ing. Conseil, 1958, p. 172; イタリアにおいては、Court of Appeals of Turin, 15/10/1965, G. R. U. R. Int., 1957, p. 361 (German translation).

2. Actes de Londres, pp. 379/80 (proposal of Poland), 459/60 (report of Drafting Committee), 515 (adoption in Second Plenary Session).

(ウ) この規定は、指摘されている輸入が特許権の消滅をもたらさないことだけを規定している。もっとも、消滅 (forfeiture) という表現はすべての同盟国で使われてはいない。この規定の目的からみて、特許権を終了させる措置が消滅、廃止、取り消しまたは無効と呼ばれているかどうかとは無関係に、特許権者による特許権に係る物の輸入を理由として特許権を終了させるすべての措置に適用すべきである。

(ク) この規定は特許によって与えられる独占権の行使から生ずることのある弊害に関するもので、特許法の非常に重大な問題に関連する。特許は、その実施を離れても他の発明を誘発する発明を公開するので工業に有益であると考えられ、その期間満了後は公共のものになるのであるが、多くの国においては、それを正当化するためには、特許は、特許権の与えられた国において特許発明を実施するために用いられるべきであり、単に他人が実施することを防いだり、輸入を制限するための排他権としてのみ使用されるべきではないと信じられている。他方、その発明に特許権を与えたすべての国において同一発明を直ちに実施することは一般的に不可能であるので、それらの国において、特許権者自身または実施権者による実施を計画するために十分な時間を特許権者に与えねばならない。

この規定の狙いとするところは、これらの配慮の均衡をとろうとすることにある。各同盟国は、特許に基づく独占権の行使から生ずることがある弊害、たとえば実施されないことを防止するため立法措置をとる権利が与えられているが、それは、この条の(3)および(4)の規定が遵守されてという条件においてである。

(2)の規定、したがって、その適用の原則を定めた(3)および(4)の規定は、ここに述べた弊害を防止することを目的としたもの以外の措置を取扱ってはいない。したがって、同盟国は、公共の利益からそのような措置を必要とする<sup>1</sup>とみなされる他の場合には、(4)に示されたもの以外の条件での強制実施権のような類似あるいは異った措置をとることは自由である。これは、特許が国防あるいは公衆衛生の分野における国家の重大な利害に関する場合や、いわ

ゆる利用特許<sup>2</sup>の場合などである。それらの場合にはこの条(3)および(4)の原則が適用されないので、同盟国には、立法措置をとる自由がある。

この条の規定が適用される場合、すなわち国内法令が特許権に基づく独占権の行使から生ずることがある弊害を防止するためのものである場合には、(3)および(4)に定められた原則は、同盟国にとって強行的なものであり、その可能性の認められている国においては、利害関係者は直接にこの原則を主張することができる。

ここに述べられた弊害のうち、特許発明の不実施が、これは(4)によると不十分な実施を含むのであるが、例としてあげられている。このような弊害の他の例としては、特許権者が、その国で特許を実施しているが正当な条件での実施権を設定することを拒否したり、あるいは十分な品質を持つ特許品を国内市場に供給しなかったり、その製品に過度の価格を要求したりする場合がある<sup>3</sup>。同盟国はそれらの弊害や他の弊害を自由に定めることができる<sup>4</sup>。

(b) 同盟国は、また「実施のされないこと」とは何を意味するかを定めるのも自由である。一般には、発明の実施とは工業的に実施すること、すなわち、特許された物を大規模に製造すること (manufacture) によりあるいは特許された方法の工業的利用によって実施することと理解されている。したがって、特許された物や特許された方法で製造された物の輸入または販売は、一般には発明の「実施」とはみなされていない。

同盟の国家 (state) は、関連の国 (country) における特許の不実施の場合に既に立法措置がとれるのか、あるいは、この不実施が1以上の他の国 (countries) を含む広範な領域に生じたときにだけ立法措置がとれるのか

1. 英国においては、House of Lords, 11/3/1954, 71, R. P. C. 169 (1954). および Actes de Lisbonne pp. 393/5, 407/10, 421/2 におけるこの問題についての討議を参照。
2. 「利用特許」とは、同時に先の特許または先の出願あるいは優先権に基づいた特許を利用しなければ実施できない特許である。
3. Actes de La Haye, p. 434.
4. Actes de Londres, p. 174.

についても定める自由を持っている。<sup>1</sup>

(甲) この規定に示された弊害の防止に関して、国内法令では、強制実施権の設定を規定する立法措置をとることができるだけのように思われる。しかしながら、(3)において特許権の消滅がとりうる他の措置であることを明らかにしているので、このことは正しくはない。これらの措置の適用される順序は、(3)および(4)に規定されている。

(i) この条の(3)は、(2)で認められた立法措置の内容に関する強行要件を含む2つの規定(3)および(4)のうち最初のものである。(3)は、特許権に基づく独占権の行使から生ずることがあるすべての弊害を防止するための措置に関するものであり、(4)は、それに反して、不実施または不十分な実施に基づく強制実施権にのみ適用される。<sup>1</sup>

「消滅」という表現については、上記注釈(甲)参照。そこにあげた解釈は、この(3)の後段によって確認できる。

(乙) 特許権の消滅についての第1の必要条件は、その弊害を防止するために強制実施権の設定が充分でないときにのみ同盟国の国内法令で、その弊害を理由とする消滅が、可能になるということである。このことは(3)の後段の規定から、1以上の強制実施権が設定されたあとで、それらの強制実施権、さらには別の強制実施権の設定によってその弊害を改めるのに充分でないかどうかを検討しなければならないことを意味する。

(丙) 前記弊害に基づく特許権の消滅についての第2の必要条件は、最初の強制実施権の設定から2年経過する前にはその消滅のための手続きをすすめることができないということである。したがって特許権の消滅は、副次的な措置であって、少なくともひとつの強制実施権が設定され、この弊害を防止

1. Article 5 of the Treaty between Germany and Switzerland of 13/4/1892, amended 26/5/1902, Blum-pedrazzini, Das schweizerische Patentrecht, II, p. 609, and Article 136 of the Draft Treaty regarding a European Patent. 参照。

1. Actes de Lisbonne, pp. 416/7, 527, 116.

するのに強制実施権の設定だけでは充分でないということが決まってからのみ可能なのである。

これらの規定は、強制実施権を法定していない国においては、その弊害を理由として特許権を消滅させることができないことを明らかにしている。<sup>1</sup>

(ウ) 既に述べたように、この規定は、特許権の不実施または不十分な実施の場合に適用される強制実施権にのみ適用されるもので、独占権の他の弊害の場合には適用されない。<sup>2</sup>

(ウ) ここに規定された期間は、特許出願の実体についての審査をして、または審査をしないで特許を付与することを定めているいろいろな同盟国の国内法令を考慮している。このような審査がされない国においては、特許出願後1年以内に特許が付与されることは、非常に起り易い。出願人にその特許権の実施を計画するために充分の時間を与えようとするれば、出願の日から4年経過した後にはじめて強制実施権が適用できる。しかし、たとえば、出願の実体についての審査に要した期間があるために出願後1年以上たってから特許が付与されると、特許の与えられた日から3年経過するまでは強制実施権が適用されない。

いずれか遅く満了するほうの期間の満了後は、不実施または不十分な実施を理由とする強制実施権が認められる。また特許権が存続する限り、特許権がその国で実施されていた期間後であっても、その実施が中止されたり、不十分となったときには後になっても強制実施権が認められる。

(ウ) 不実施または不十分な実施を理由とする強制実施権は、特許権者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにした場合には拒否されなければならない。このような理由として、その国における特許権の実施または一層強力な実施をするのに法律的、経済的または技術的な障害があったこと

1. Cf. in France: Cour de Cassation (Chambres réunies), 16/11/1966, Ann., 1967, p. 117.

2. Actes de Lisbonne, pp. 416/7, 527, 116.

があげられる。関係所管庁がこの問題を判断することになる。<sup>1</sup>

(四) この規定は、1958年のリスボン改正会議で加えられたもので、不実施または不十分な実施を理由とした強制実施権者が実施権の目的で、すなわち、その国で発明を実施する可能性を設けるため正当とされる以上の一層強固な地位を得るのを防止しようとするものである。国内法令で、企業または当該実施権を実施する企業または営業の構成部分と共に、強制実施権を譲渡する方法を定めることができる。

(五) この規定は、1934年のロンドン改正会議で加えられたもので、<sup>2</sup> 以上の規定の適用を実用新案にも拡張するものである。實用新案の存続期間が比較的短かいこととその重要性が限られていることのために、その適用は恐らくまれであろう。

#### 第5条B(イ)

**B 意匠の保護は、当該意匠の実施をしないことにより<sup>(ロ)</sup>又は保護される意匠に係る物品を輸入する<sup>(ハ)</sup>ことによっては、消滅しない<sup>(ニ)</sup>。**

(イ) この規定は、意匠にのみ関するものである。意匠に係る物品の輸入を理由とする保護の消滅に関して1925年のヘーグ改正会議において条約に導入された。<sup>3</sup> 不実施に関しては1934年のロンドン改正会議で補充された。<sup>4</sup>

(ロ) 同盟国における意匠の不実施は意匠の保護の消滅を生じない。もっと

1. Cf. Actes de Bruxelles, pp. 316/7, 322/3, 325/6, 387/8.

2. Actes de Londres, pp. 379/80 (proposal of Poland), 459/60 (report of Drafting Committee), 515 (adoption in Second Plenary Session).

3. Actes de La Haye, pp. 339 (proposals of Germany and several other countries), 497/8 (discussion in Sixth Sub-Committee), 519/20 (report of General Committee), 540/1 (report of Drafting Committee), 576 (adoption in Second Plenary Session).

4. Actes de Londres, pp. 175/6, 179 (proposal), 263/4 (observations), 380 (report of Second Sub-Committee), 460 (report of Drafting Committee), 515 (adoption in Second Plenary Session).

も同盟国は、不実施の場合に国内法令で強制実施権を定めることは自由である<sup>1</sup>。また同盟国は「不実施」の意味するところを自由に定めることができる。「実施」は一般には、意匠を現わした物または意匠を含んだ物の製造を意味するものとして理解されている。

(イ) その意匠が保護されている国への意匠に係る物品の輸入に関して、この規定は特許に関する対応する規定(A(1)項)より広範なものである。意匠の場合には、輸入が意匠権者によってなされたか否か、および輸入が同盟の一国あるいはそのほかのところでその物品が製造されたか否かという問題とは無関係に、どのような輸入であっても消滅をもたらさない。

(ロ) 既に述べたように——第5条Aの注釈(ロ)および(イ)参照——「消滅」の語は、廃止、取消しまたは無効などという名称が何であっても、ここに言及する理由によって意匠の保護を停止する他の措置をも含むものと解しなければならぬ。

### 第5条 C(イ)

C(1) 登録商標の使用を義務づけている<sup>(ロ)</sup>同盟国においては、相当の猶予期間が経過し<sup>(イ)</sup>、かつ、当事者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにしない場合にのみ<sup>(ニ)</sup>、当該商標の登録を取り消すことができる<sup>(ホ)</sup>。

(2) 商標権者<sup>(ハ)</sup>が構成部分を変更した形態でその商標を使用した場合にも、その変更がいずれかの同盟国<sup>(ト)</sup>に登録されたときの形態における商標の要部に及ばないものであるときは、当該商標の登録は、取り消されず<sup>(チ)</sup>、また、当該商標に対して与えられる保護は、縮減されない<sup>(リ)</sup>。

(3) 保護が要求される<sup>(ス)</sup>国の国内法令の規定により商標の所有者と認められる二以上の工業上の又は商業上の営業所が同一又は類似の商品について同一の商標を同時に使用<sup>(ル)</sup>しても、いずれかの同盟国において<sup>(ヲ)</sup>、その商

1. Cf. Actes de Londres, pp. 380, 460, 515.

標の登録が拒絶され、又はその商標に対して与えられる保護が縮減されることはない。ただし、その使用が公衆を誤らせる結果とならず、かつ、公共の利益に反しないことを条件とする<sup>(7)</sup>。

(イ) この項は商標の使用に関連するいろいろな問題に関する。この項の(1)は1925年のヘーグ改正会議で条約に導入され、<sup>1</sup>(2)と(3)は1934年のロンドン改正会議で加えられた。<sup>2</sup>

この規定をサービスマークにも適用することは正当であるが、この規定は1958年のリスボン改正会議でサービスマークが導入される前から存在しており、同会議では条約全体を通じてサービスマークを商標に準じた扱いをすることを拒否したので、そのようにする義務はない。<sup>3</sup>

(ロ) 商品が特定の商標で販売されるか否かということは原則として重要ではないことなので、一国における特許の実施は公共の利益であるが、その国における商標の使用については必ずしも同じであるとはいえない。それにもかかわらず、不使用商標であって使用されているかあるいは使用を意図している同一または類似の商標の有効な登録を妨げるものによって商標登録原簿がうずまってしまうのを防ぐために商標の使用を国内法令で要求している国は多い。こうした登録商標の使用が国内法令で規定されることがしばしばであり、商標の使用とは、その商標を付した商品の販売を意味するものと一般に理解されている。<sup>4</sup>

しかし、特許の場合におけるように、登録商標権者は、その商標の登録が

1. Actes de La Haye, pp. 338/9 (proposals of Germany, U. K. and other countries), 439/42 (report of Third Sub-Committee), 576 (adoption in Second Plenary Session).
2. Actes de Londres, pp. 178/9, 281 (proposals), 264/5 (observations), 386/90 (report of Third Sub-Committee), 460/1 (report of Drafting Committee), 515 (adoption in Second Plenary Session).
3. Actes de Lisbonne, pp. 624 (proposal of U. S. A.), 628/33 (discussion in Third Committee), 755/7 (report of Third Committee).
4. Cf. Actes de La Haye, pp. 441/2, 541.



不使用の理由で制裁をうける前に数カ国でその商標を使用するための合理的な時間と機会とを与えられなければならない。この規定には、そのための規定が含まれている。

(イ) 国内法令で、相当な期間の意義を明らかにすることができる。それがなされないときには、当該国の所管官庁は特定の案件毎に相当な期間を定めることになる。

(ロ) その国における商標の不使用を理由とする商標登録の取り消しは、登録権者がその不作為についてそれが正当であることを明らかにしない場合にのみ可能である。国内法令は、これをさらに明確にできるが、それがなされない場合には、所管官庁は、正当であることの主張を判断する。ある商品の輸入が禁止されたり戦争によって妨げられたりあるいはその商品についての市場がない場合など、その国における商標の使用が、法律的または経済的条件で妨げられたときには、通常は正当であることにならう。

(ハ) この規定は、登録商標の不使用という理由で、登録が取り消される条件を規定しているだけである。したがって、国内法令によると、商標権はその（最初の）使用により生じ、登録とは無関係であるとする国における重要性は限られたものになる。このような場合には、この規定は登録が取消されることを防ぐものではあるけれどもその権利は不使用の理由で消滅する。<sup>3</sup>

(ニ) この項は、商標が登録されたのとは本質的に変わらない形態で商標を使用することを認めており、それが商標権者によってなされた場合のそのような使用にのみ適用される。商標権者以外の者、特に実施権者による商標の正当な使用の場合にも適用することは当然である。

(ホ) この規定は、同盟の一国に登録されたのとは異なった形態での商標の使用を取扱っている。この規定の目的は、たとえばその使用のための適応またはある構成部分の翻訳の場合のように、商標の登録された形態と使用され

---

1. Cf. in Netherlands: Supreme Court, 5/1/1940, *Bijblad bij de Industriële Eigendom*, 1940, p. 124.

る形態との間の本質的でない変更を認めようとするものである。<sup>1</sup>これは、原登録の国において使用されている商標の形態の同様な変更にも適用される。形態の変更は、商標の要部 (distinctive character) を変えるものであってはならない。商標が変更された形態で使用されている国の所管官庁はこの要件が満たされているかどうかを判断する。<sup>2</sup>

(f) この形態の変更は登録の取り消しを生じないが、これは他言を要しない。

(g) この形態の変更は、商標に与えられた保護を減縮するものではない。このことは、登録された形態の商標が第5条C(1)によって使用されなかったものとみなすことができないばかりでなく、第三者による商標の侵害があった場合に、そのもとの形態で使用されているとみなさなければならないことを意味する。商標が現実使用された変更形態が考慮に入れられるかどうかは、その国の国内法令による。

(x) 現在のままでは、同一または類似の商品について同一商標が同時に使用されることが、商標の保護が要求される国の国内法令により商標の共有者と認められる企業によってなされた場合だけを扱っているので、この規定の範囲は非常に狭い。この規定は、二三の国の国内法令の下で、この点に関して起った問題を解消することを意図したものであって、<sup>1</sup>他の多くの国においては殆んど重要性のないものである。

(ii) この規定は、あいにく殆んどどの国においてはるかに重要な二三の企業による商標の正当な同時使用、すなわち、実施権者と実施権設定者<sup>4</sup>による同時使用といったものは取扱っていない。これをも含ませようとする試みは

1. Cf. Actes de Londres, p. 178.

2. Cf. in France: Tribunal civil de Marseille, 14/12/1954, Ann., 1955, p. 43.

3. Actes de Londres, p. 460.

4. Cf. Heydt: "Gleichzeitige Benutzung derselben Marke durch mehrere Personen und Marken von Inhabern ohne Geschäftsbetrieb," "G. R. U. R. Int., 1958, p. 457; Toth: "L'emploi simultané, de la marque," "P. I., 1961, p. 241; Beier: "Die gemeinschaftliche Benutzung von Warenzeichen in konventionsrechtlicher Sicht," in Die Warenzeichenlizenz, 1963, p. 555.

1958年のリスボン会議でされたが、失敗に終わった。<sup>1</sup>

(イ) この規定は、その同時使用の場合に、商標登録が妨げられることがない旨、およびその保護が縮減されることがない旨規定している。後者の規定は、登録がそれを理由として無効にされないという要件を含んでいると考えられる。

(ウ) 国内法令でこのただし書をさらに明らかにすることは自由である。それがなされない場合には、その国の所管官庁は、商標の同時使用が公衆を誤らせる結果となる、あるいは公共の利益に反するという理由でこの規定を適用するかどうかを判断する。このような場合には、同一の商標で販売される商品の出所に関して商標の同時使用が公衆を誤らせるときあるいは商標の共有者が同時に販売する商品の品質が異なるときに起りうる。さらに、公共の利益に反する場合については下記第7条の2注釈(イ)参照のこと。

#### 第5条 D<sup>(1)</sup>

D 保護を受ける権利の存在を認識させるためには、特許の記号若しくは標記又は実用新案、商標若しくは意匠の登録の記号若しくは標記<sup>(ロ)</sup>を産品に附することを要しない<sup>(ハ)</sup>。

(イ) この規定は、意匠に関する限り、1925年のヘーグ改正会議で導入された。<sup>2</sup> 1934年のロンドン改正会議で他の工業所有権にまで拡張された。<sup>3</sup>

(ロ) 産品が特許、実用新案または意匠の登録によって保護されている、ま

1. Actes de Lisbonne, pp. 544/64, 746/50.

2. Actes de La Haye, pp. 339 (proposal of Germany), 496/7 (report of Sixth Sub-Committee), 520 (report of General Committee), 540/1 (report of Drafting Committee), 576 (discussion and adoption in Second Plenary Session).

3. Actes de Londres, pp. 176/8, 179 (Proposal), 265 (observations), 380 (report of Second Sub-Committee), 461 (report of Drafting Committee), 515 (adoption in Second plenary Session).

たは産品に付されている商標が登録が保護されているという趣旨から、産品に表示あるいは標記することは、第3者にこの保護を知らせたり、それによってその権利侵害の警告をするために有益である。したがって、少なくともある種の工業所有権についてはこの表示または標記を規定している国がある。

(イ) しかしながら、この表示または標記の存在を保護をうける権利の条件とすることはできない。これは、この表示または標記を怠ったことで権利者を厳しく罰しすぎるからである。もっとも、同盟国が、この表示または標記を怠ったことによる他の効果を国内法令で定めることは自由である。たとえば、これを怠ったことを刑事軽罪とすることもできるし、これを怠った場合に——保護をうける権利は存在するけれども——、このような表示または標記がなかったにもかかわらず侵害者が権利の存在を知っていたことを立証したときのみ侵害の損害賠償が請求できると規定することもできる。<sup>1</sup>

#### 第5条の2(イ)

(1) 工業所有権の存続<sup>(a)</sup>のために定められる料金の納付については、少なくとも六カ月<sup>(b)</sup>の猶予期間を認めるものとする。ただし、国内法令が割増料金を納付すべきものと定めているときは、それが納付されることを条件とする。

(2) 同盟国は、料金の不納により消滅した特許権の回復<sup>(c)</sup>について定めることができる。

(イ) この条の第1項は、1925年のヘーグ改正会議で導入されたが、猶予期間として定められた最低期間は当時は3カ月であった。<sup>2</sup>この最低期間は、

1. Actes de La Haye, pp. 496/7.

2. Actes de La Haye, pp. 338, 354 (proposals of U. S. A. and U. K.), 434/5 (report of Second Sub-Committee), 520/1 (report of General Committee), 541 (report of Drafting Committee), 576/7 (discussion and adoption in Second Session).

1958年のリスボン改正会議で6カ月に延長された。<sup>1</sup>

この条の第2項は、ヘーグ改正会議で違った形で導入され、<sup>2</sup> リスボン改正会議で修正された。<sup>3</sup>

(ロ) 多くの国において工業所有権の存続料金（一般には年金であるが）の納付を条件としている。この料金の納付の遅れたときに直ちに消滅させて権利者を罰することのないように、この規定では、その納付のための猶予期間を与えている。この猶予期間は、国内法令でそれより長い期間を認めない限り6カ月間である。この猶予期間中は、その工業所有権は暫定的に有効であるとみなされねばならない。<sup>4</sup> 料金がこの期間内に納付されないときには権利は消滅する。国内法令でこのような場合には権利はそ及して消滅する、すなわち料金の納付期限から消滅すると定めることは自由である。

(イ) この規定は、工業所有権の存続のために規定された料金の納付にのみ関する。権利の取得のために必要とされる料金の納付には適用されない。<sup>5</sup> この規定を工業所有権の存続のためではなく、更新のための料金の納付に適用する意義は存在しない。

(ニ) この条第1項で、すべての工業所有権の存続料金の納付に認められる猶予期間を律しているに対し、第2項は、料金の不納によって、（たとえば存続料金が期日までにまたは猶予期間中に納付されないとき）既に消滅してしまった場合における特許だけに関する。1925年のヘーグ改正会議で採択された正文によると、特許の場合には、当時一般には3カ月と定められていた猶予期間を6カ月に延長するかまたは料金の不納によって消滅した特許権

---

1. Actes de Lisbonne, pp. 426/7 (proposal), 427/435 (observations), 436/46 (discussion in Second Committee), 529/531 (report of Second Committee), 101 (adoption in Second Plenary Session), 116 (General Report).

2. 前頁脚注②参照

3. 脚注①参照

4. Cf. Actes de Lisbonne, pp. 440/1.

5. Actes de La Haye, p. 576; Actes de Lisbonne, p. 426.

の回復を規定することを同盟国が誓約した。この代案の前者の部分は、1958年のリスボン会議で猶予期間を6カ月に一斉に延長したことによってとって代られた。この問題についての見解が非常に異なるところから、<sup>1</sup>このリスボン会議では、料金の不納によって消滅した特許権の回復について同盟国が立法措置をとる権利を単に認識することで代案の後半をおきかえてしまった。

### 第5条の3(イ)

次のことは、各同盟国において、特許権者の権利を侵害するものとは認められない(ロ)。

1. 他の同盟国(ハ)の船舶(ニ)が一時的に又は偶発的(ホ)に自国の領水(ヘ)に入った場合に、当該船舶の船体(ト)及び機械、船具、装備その他の附属物(チ)に関する当該特許権者の特許権の対象である発明(リ)を当該船舶内でもっぱらその船舶の必要のため(ス)に使用(ル)すること。

2. 他の同盟国の航空機又は車両が一時的に又は偶発的に自国に入った場合に、当該航空機若しくは車両(ク)又はこれらの附属物の構造又は機能(ク)に関する当該特許権者の特許権の対象である発明を使用すること。

(イ) この規定は特許にのみ関する。これは1925年のヘーグ改正会議で導入されて以来、<sup>2</sup>形式が多少修正された以外は変更されていない。

(ロ) この条では、特許権に基づく独占権の行使が輸送の自由を維持する点で公共の利益をあまりにも害なうことになる場合にはその独占権にある制限を加えることを規定している。その趣旨は、原則として船舶、航空機または車輛が一時的に他国に入ったとしても、その所有者がその国において有効な

1. Actes de Lisbonne, pp. 427/46.

2. Actes de La Haye, pp. 339 (proposal of France), 435/6 (report of Second Sub-Committee), 521 (report of General Committee), 541/2 (report of Drafting Committee), 577 (adoption in Second Plenary Session).

特許権の侵害をさけるためにその特許権の実施権を取得することを要求されないというものである。

(イ) 各同盟国において、この規定は同盟の他の国の船舶、すなわち他国の国旗をかかげる船舶にのみ適用されるので、自国の船舶がどこか他に根拠港をもち、一時的または偶発的にのみその国に入った場合でも自国の船舶には適用されない。

(ロ) 同盟国の国内官庁は「船舶」の意味の解釈は自由にできる。この表現には、恐らく掘削用の浮遊島などは含まれないだろう。

(ハ) 使用の自由は、外国の領水に一時的または偶発的に入ったときにのみ適用される。一時的入国には周期的入国も含まれる<sup>1</sup>。偶発的入国は不注意または難波によって起りうる。後者の場合、外国の領水内に存在することが一時的でなくても、船舶は特許権を侵害しない。

(ニ) 外国の領水 (water) とは、その領海 (territorial water) およびすべての内水路およびはとばをも含めた港湾を包含する。

(ホ) 特許を使用する自由は、まず第1に船舶の船体自体に使用することに適用される。

(ヘ) この自由は船舶の附属物に特許発明を使用することを含み、その機械、船具、装備が例としてあげられている。この附属物には航海計器、荷積み器機、荷おろし器械および船舶の性格に応じた多くの他のものが含まれる。下記注釈(×)参照。

(ロ) 発明 (device) は、それ自体で特許になるか特許された方法がそれを動かすのに用いられるという理由で特許の対象となりうる。

(×) 使用の自由は、もっぱらその船舶の必要のためにその特許された発明を使用することに限られる。この必要はかなり変化するもので、病院船、科学調査船、軍艦および客船には明らかに非常に違った必要があるからであ

1. Actes de La Haye, p. 435.

る。

(4) この規定は、特許された発明の使用にだけ及ぶので、船内での物品の製造には及ばないし、特許された物または特許された方法によって得られた物の公衆への販売にも及ばない。<sup>1</sup>

(5) 同盟国の国内官庁は、疑義が生じたときには航空機および車両の意義を解釈する。

(6) この規定の第2号は、船舶でなく航空機および車両に関するもので、このような航空機もしくは車両またはこれらの付属物の構造または機能に関する特許の対象となった発明の使用に適用される。したがってこの構造または機能に関係のない機内物の使用は特許権の侵害からまぬがれない。

#### 第5条の4(1)

ある物の製造方法の発明について特許権が現に設定されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して当該特許権に基づきその国の法令により与えられるすべての権利を、当該輸入物に関して享有する<sup>(ロ)</sup>。

(1) この条は、1958年のリスボン改正会議で条約に導入された<sup>2</sup>。この会議の前においては、条約では特許権を侵害する第三者の行為を国内法令で定めることについて同盟国に完全な自由を与えていた。リスボン会議において、製造方法に係る特許権の侵害について、他国でその製造方法によって得られた物を輸入したり、販売したりまたは使用したりするとその特許権を侵害することになる旨を条約に規定するという当時の状態をかなり激しく変更しようとかする提案がなされた。この提案は認められず、採択された条文の範囲

1. Actes de La Haye, pp. 435, 541/2.

2. Actes de Lisbonne, pp. 514 (proposal of Switzerland), 515/9 (discussion in Second Committee), 535 (report of Second Committee), 101 (adoption in Second Plenary Session), 116 (General Report).



は、なり狭いものである。

(ロ) 二三の国の法令によると、特許が方法のみに与えられたとき、この特許権の効果はその方法で得られる物または直接に得られる物にまで及ぶ旨の規定をしている。これは、方法の使用ばかりでなく、それとは無関係にその生産物の販売または使用も特許権の侵害を構成することを意味する。この規定では、この方式を採用した国においては、その国自体で特許方法により製造された物に対し、方法特許に基づいて当該国の法令が与えられる権利のすべてを、その物が他国でその方法によって製造された場合に、また当該他国においてはその方法が特許されていないときであっても、その物の輸入の場合にも適用しなければならないことを定めている。

#### 第5条の5(イ)

意匠は、すべての同盟国において保護される<sup>(ロ)</sup>。

(イ) この条は、1958年のリスボン改正会議で条約に導入された<sup>1</sup>。この点について会議に提出された提案は野心的なものであり、意匠を保護する義務だけではなく、意匠の定義、新規性の認定に関する規定や意匠権の最低存続期間の要件をも含んでいた。あとの3提案は認められなかったので、これらの問題は引続き同盟国の国内法令に委されている。

(ロ) この条約に挿入されたのは、同盟国が意匠を保護するという義務だけである。この保護を定める措置については何もいわれていないので、各国は、意匠保護の特別法令によるだけではなく、その著作権に関する法律<sup>2</sup>、あるいは不正競争防止の規定によるなどで意匠を保護することで、この規定を満たすことができる。必要でありかつ同時に充分なのは、たとえば同盟国自

1. Actes de Lisbonne, pp. 865/7 (proposal), 867/74 (observations), 874/9 (discussion in Fifth Committee), 909/10 (report of Fifth Committee), 101 (adoption in Second Plenary Session), 116/7 (General Report).

2. Cf. in Belgium: Cour de Cassation, 20/12/1954, Ing. Conseil, 1955, p. 35.

体または国際的に意匠として登録するために、同盟国の所管官庁が「意匠」であるとして対象を認識または定めた場合には、<sup>1</sup>ある形式での保護が与えられるということである。

このような状況において、この規定が同盟国に立法措置をとることを義務づけただけではなく、同盟国の司法機関に向けていっているものと認められるので、この規定は、自己執行的<sup>2</sup>——この可能性が認められる国においては——と考えることができ、その結果、利害関係者は裁判所でこの規定を直接に主張できる。

### 第6条(1)

(1) 商標の登録出願及び登録の条件は、各同盟国において国内法令で定める(ロ)。

(2) もっとも、同盟国の国民<sup>(ハ)</sup>がいずれかの同盟国に登録出願をした商標については、本国で登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶され又は無効とされることはない<sup>(ニ)</sup>。

(3) いずれかの同盟国に正規に登録された商標は、他の同盟国(本国を含む)に登録された商標から独立したものとする<sup>(ホ)</sup>。

(a) 1883年の当初の条約は商標の登録に関して2つの原則を含んでいた。一つは——第6条において——この条に定めるように本国に正規に出願された商標はすべて他の同盟の国において出願を認めもとの形で保護しなければならない旨を述べており、他方——最終議定書第4において——上記の規定は商標の形態のみに関する例外であるが一般には各国は商標の出願に国内法令を適用する旨を述べていた。<sup>1</sup>こうして、条約の一般原則は関係国における

1. By virtue of the Hague Agreement Concerning the International Deposit of Industrial Designs, concluded at The Hague in 1925, revised at London in 1934.

2. 上記第Ⅱ章4参照。

すべての商標登録に関して国内法令を適用するということであり、条約では、他の同盟国においても認められるために本国に最初に出願することを出願人に強制してはいなかった。もっとも、出願人がそのような出願をした場合には、条約は他の同盟国にもとの形でその商標を認めかつ保護することを要求する権利を出願人に与えていた。この規定は、ワシントン（1911年）、ヘーグ（1925年）およびロンドン（1934年）の改正会議で修正され、各国における同一商標の登録および出願の独立の原則——独立性は二三の国の国内法令で否定されていた<sup>2</sup>——と、本国における現存する登録に基づいてもとの形で商標を認め保護することを他の同盟国で主張できる例外的状態との間の関係が徐々に不明確になっていった。このような混乱に終止符をうつため、1958年のリスボン改正会議では上記の規定を2か条に拡げること<sup>3</sup>を決めた。同盟国における商標の出願と登録の独立の正常状態を定める第6条と、前記の例外的状態を定める第6条の5とである。したがって第6条は、リスボン会議の前には現在の第6条の5で律されている対象の大部分を含んでいたが、現在では商標の独立の原則にのみ関するもので、特許について同一事項を扱った第4条の2と対比することができる。

(ロ) 第1項に述べられた原則は、いいかえると、商標の登録出願および登録について、出願人は条約第2条および第3条の内国民待遇を要求できることを意味する。この規定は商標のみについて述べ、サーベスマークについては述べていないが、第1、2および3条によりサーベスマークにも内国民待遇の原則が働らくので、同様に取扱われるだろう。

1. Actes de Paris, I, pp. 70/9, 132/5, 138/42; II, pp. 24/33.

2. Cf. Ladas: The International Protection of Industrial Property, p. 541.

3. Actes de Lisbonne, pp. 578/9, 581/2 (proposals), 582/99 (observations), 601/2, 616/7 (discussion in Third Committee), 750/5 (report of Third Committee), 617/20 (discussion in General Committee), 101, 106 (adoption in Second Plenary Session), 117/8 (General Report).

(イ) 「同盟国の国民」という表現は、条約の第3条からみて、第3条により条約の適用を主張できる同盟外の国民をも含むものと考えられる。

(ロ) 各国における商標の登録出願および登録は、他国における同一の商標についての類似の行為、さらに第6条の5 A(2)に定める商標の本国におけるそれらの行為とは無関係である。このことは、第4条による最初の出願に基づく優先権の承認のための場合は当然の例外となるが、その出願のなされた国以外の他の国における商標の出願、登録または更新が必要とされることがないことを意味する。第6条の5の規定の適用を主張するため本国での登録が求められる例外的場合は、その条に譲ることとする。

(ハ) 同盟国で一旦登録された商標は、独立に存続し、本国を含んで他の国における類似の登録の運命には影響されない。

#### 第6条の2(イ)

(1) 一の商標が、他の商標<sup>(ロ)</sup>で、この条約の利益を受ける者<sup>(ハ)</sup>の商標として、及び同一又は類似の商品<sup>(ニ)</sup>について使用されているものとして自国において広く認識されている<sup>(ホ)</sup>登録国又は使用国の権限のある当局が認めるものの紛らわしい複製、模倣又は翻訳である場合には<sup>(ヘ)</sup>、同盟国は、その国内法令が許すときは職権をもって、又は利害関係人の請求により、当該一の商標<sup>(ト)</sup>の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する<sup>(チ)</sup>。一の商標の要部が、広く認識されている他の商標の複製であり、又は当該他の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする<sup>(リ)</sup>。

(2) 前記の一の商標の登録を無効とすることの請求については、登録の日から少なくとも五年の期間を認めなければならない。<sup>(ヌ)</sup> 同盟国は、そのような商標の使用の禁止を請求することができる期間を定めることができる<sup>(ル)</sup>。

(3) 悪意で登録を受け又は使用された商標の登録を無効とし又は使用を禁止することの請求については、期間を定めないものとする<sup>(ヲ)</sup>。

(イ) この条は、1925年のヘーグ改正会議で条約に導入され<sup>1</sup>、1934年のロンドン<sup>2</sup>および1958年リスボンの各改正会議で修正された<sup>3</sup>。後者の会議で、この条は徹底的に検討され、前には当該国で広く認識されている商標と抵触する (conflicting) 商標の登録の拒絶または無効にのみ関するものであった適用範囲を、後者の商標の使用禁止まで広げることになった。

(ロ) 「商標 (mark)」 という語自体は、周知のサービスマークについても保護を拡げることを排除するものではないが、第1項前段の前半に現れる「同一または類似の商品について使用されている」という表現で、この規定の及ぶ範囲が周知商標だけであることを明らかにしている。もっとも、同盟国は、サービスマークについても同様な状況の下で同一原則を適用することは自由である。

(ハ) 周知商標は、当然、それがこの条約の利益をうける者、すなわち第2条または第3条により条約の適用を主張できる自然人または法人に属する場合にのみ、この条約によって保護される<sup>4</sup>。しかし、この規定は、それ以上に進んで保護されるためには、その商標は、「既にその者の商標であるとして」広く認識されていなければならないと述べている。しかし、この規定の沿革からみて<sup>5</sup>、その商標が、その国において商業上ある企業に属す商標として広く認識されていれば充分であって、その企業が条約の利益を受ける者である

1. Actes de La Haye, pp. 241/2, 246 (proposal), 341/3 (observations), 453/6 (report of Third Sub-Committee), 523 (report of General Committee), 543/4 (report of Drafting Committee), 577 (adoption in Second Plenary Session).
2. Actes de Londres, pp. 187 (proposal), 275/6 (observations), 398/400 (report of Third Sub-Committee), 464 (report of Drafting Committee), 516 (adoption in Second Plenary Session).
3. Actes de Lisbonne, pp. 637/40 (proposals), 640/56 (observations), 656/66 (discussion in Third Committee), 757/9 (report of Third Committee), 666/8 (discussion in General Committee), 101/2 (adoption in Second Plenary Session), 117 (General Report).
4. Actes de La Haye, pp. 456, 543; Actes de Lisbonne, p. 637.
5. Actes de La Haye, p. 543.

ことがさらに認識されていることは必要ではない。抵触する登録を出願した者、登録を得た者または抵触する商標を使用する者が、それを知っていたことは必要ではないし、それを立証する必要もない。

(イ) この規定による周知商標の保護は、同一または類似の商品について出願、登録または使用された他の商標についてのみ適用される。この条件が満たされたか否かは、その保護の求められた国の行政機関または司法機関が判断する。<sup>1</sup>

(ロ) 商標はその国で登録がなされる前に周知になることがあり、また他国における宣伝の影響で、その国で使用される前にも周知になることがある。<sup>2</sup> 商標がその国で周知であるか否かは所管の行政機関または司法機関が判断する。1958年のリスボン改正会議では、保護の求められた国における周知商標の使用は、その保護のためには必ずしも必要ではないという提案がなされたが拒否された。<sup>3</sup> これは、同盟国はその領域内で使用されていない周知商標を保護することを義務づけられないが、そうするのは自由であるということ<sup>4</sup>を意味する。リスボン会議における投票からみて、大多数の国が恐らくそう<sup>5</sup>するであろう。

1. フランスにおいて：Cour de Riom, 1/4/57, Ann., 1959, p. 32, Cour de Paris, 8/12/1962, Ann., 1963, p. 147 および Dusolier による注。非常に有名な商標のある種のものについては少なくとも、非類似の商品についても保護を拡げるべきではないかという問題がリスボン改正会議で討議されたが、肯定的な結論は得られなかった。Actes de Lisbonne, pp. 660/4, 705/24, および MIOGSA: Internationaler Marken und Herkunftsschutz. pp. 49/50 これには他の文献が引用されている。
2. Actes de Lisbonne, pp. 659, 667, Brazil: Supremo Tribunal Federal, 26/4/1963, G. R. U. R. Int., 1964, p. 318 (german translation).
3. Actes de Lisbonne, pp. 659, 666/7.
4. Actes de Lisbonne, p. 668.
5. 上記提案は25カ国が賛成したが僅か2カ国によって却下された。Actes de Lisbonne, pp. 666/7.

(ウ) この規定の目的は、既に広く認識されている商標と紛らわしい商標の登録または使用をその国において防ごうとするもので、これは、その周知商標が、登録されていれば通常は抵触する商標の登録または使用は妨げられるのであるが、その登録がその国になされていなかったとしても、上記のような保護をしようとするものである<sup>1</sup>。紛らわしい類似商標の登録または使用は多くの場合不正競争の行為になるし、それを誤認するものの利益を害なうとも考えられるので<sup>2</sup>この周知商標の例外的な保護は正当であると考えられている<sup>3</sup>。商標が周知商標と混同を生じ易いかどうかは、その国の所管官庁が判断するが、そうすることによって、所管官庁はその商標の付されている商品の消費者の立場からこの問題を検討することになる<sup>4</sup>。この規定では、この混同が生じるのは、周知商標の複製、模倣または翻訳である場合、さらに——第1項後段参照——商標の要部だけが周知商標の複製、模倣または翻訳である場合であることを明らかにしている。

(ロ) この規定は商標に言及しているだけでサービスマークについては言及していない。したがって、同盟国は、サービスマークにも適用することを義務づけられないが、類似の状況においてそうするのは自由である。

(イ) この条文についての問題の一つに、これが自己执行的であると考えることができるかどうか、——その可能性が認められている国においてであるが——、その結果として利害関係者は、関係国の行政機関または司法機関にこの条の規定の適用を直接主張できるかということがある。これについて次のような考えを述べる。

この条は「同盟国は……約束する」と規定されているので、直接に当事者

1. Cf. Ladas: "International Protection of Well-known Trademarks," *Trademark Reporter*, 1951, p. 661; Troller: "La marque de haute renommée," *P. I.*, 1953, p. 73; Blum: "La marque de haute renommée," *P. I.*, 1954, p. 110.
2. *Actes de La Haye*, p. 455.
3. *Ibidem*, pp. 453/4.
4. *Ibidem*, pp. 453/4.

の権利または義務に言及した（たとえば第2条，第3条，第4条，第4条の3，第5条の2，第5条の3，第5条の4，第6条，第6条の7など）または直接問題の事態を律している（たとえば，第4条，第5条A(1)，(3)ないし(5)，B，C，D，第6条の4，第6条の5，第7条など）条約の他の条文の多くとは違った作成がなされている。他方，この第6条の2は，第10条の3や第11条の場合におけるように，単に特定の事項について同盟国が立法措置をとることだけを約束したものではない。したがって，この条は国内法令にある程度の自由度は残しているが（第1項「その国内法令が許すときは」，第2項「少なくとも5年の期間を認めねばならない」，「同盟国は期間を定めることができる」），同盟国にこの問題について立法措置をとることを義務づけただけでなく，——若しその憲法制度で認められるならば——この条の規定を当事者の要求によって実施すべきその国の行政機関または司法機関の代ってなした約束をも含んでいると考えられる。

(i) 上記注釈(=)終段参照

(x) 周知商標の所有者が抵触する商標の登録に対処するのに十分な時間を得るため，この規定では，その登録の無効を要求し得るために少なくとも5年間の期間がなければならない旨を明らかにしている。この最低期間は1958年のリスボン改正会議までは3年間であった。「少なくとも」という語は，期間の設定は，5年間よりは短くないという条件で，同盟国の国内法令あるいは行政機関や司法機関にまかされていることを示している<sup>1</sup>。

(y) 同盟国は，抵触する商標の使用を禁止を請求すべき期間をも自由に定めることができる。この期間については最低限は示されていない。

(z) 周知商標の保護が要求された国の行政機関または司法機関は，抵触する商標が悪意で登録または使用されたか否かを判断する。その場合，訴追のための期間はない。抵触する商標を登録または使用する者が，周知商標を知

1. Actes de Lisbonne, pp. 665, 758.



り、周知商標と自己の登録または使用する商標との間で混同が生じ利益を得ることを意図していると認められるときには、一般には悪意があることになる。

### 第6条の3 (1)および(2)<sup>(イ)</sup>

(1) (a) 同盟国は、同盟国<sup>(ロ)</sup>の国の紋章、旗章その他の記章<sup>(ハ)</sup>、同盟国が採用する<sup>(ニ)</sup>監督用及び証明用<sup>(ホ)</sup>の公の記号及び印章並びに紋章準上<sup>(ヘ)</sup>それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分<sup>(ト)</sup>としての登録を拒絶し、又は無効とし、また、権限のある官庁<sup>(チ)</sup>の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によって禁止することに同意する<sup>(リ)</sup>。

(b) (a)の規定は、一又は二以上の同盟国が加盟している政府間国際機関<sup>(ス)</sup>の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についても、同様に適用する。ただし、すでにこれらの保護を保障するための現行の国際協定の規定の対象となっている紋章、旗章その他の記章、略称及び名称については、この限りでない<sup>(ル)</sup>。

(c) いずれの同盟国も、この条約が当該同盟国において効力を生ずる前に善意で取得した商標権に係る商標権者の利益を害して(b)の規定を適用することを要しない<sup>(ク)</sup>。(a)に規定する使用又は登録が、当該国際機関と当該紋章、旗章、記章、略称若しくは名称との間に関係があると公衆に暗示するようなものでない場合又は当該使用者と当該国際機関との間に関係があると公衆に誤って、信じさせるようなものと認められない場合には、同盟国は、(b)の規定を適用することを要しない<sup>(ク)</sup>。

(2) 監督用及び証明用の公の記号及び印章の使用の禁止に関する規定は、当該記号又は印章を含む商標が当該記号又は印章の用いられている商品と同一又は類似の商品について使用されるものである場合に限り、適用する<sup>(カ)</sup>。

(イ) 現在のこの条(ロ)の一部は、1883年の原条約と一体をなす最終議定書に導入されており、修正された形で1911年のワシントン改正会議において最終

議定書中に残されていたが<sup>1</sup>、これは当時の条約第 6 条（修正された形ではあるが現在の第 6 条の 5）との関連においてであった。第 6 条の 3 自体は 1925 年のヘーグ改正会議で導入された<sup>2</sup>。1934 年のロンドン改正会議で形式に多少の修正が加えられ<sup>3</sup>、1958 年のリスボン改正会議で徹底的な改正がなされ<sup>4</sup>、そこでは、特に第 1 項(b)および(c)が加えられ、他に重要な二三の修正がなされた。

(ロ) 国の紋章に与えられる保護は、同盟国の国の紋章に限られる<sup>5</sup>。この条の規定を同盟に属さない国の紋章にまで拡げることは、この条(3)の規定からみて不可能であるが、同盟国が、それを商標に含ませることが公の秩序に反するとみなすなど、他の適切な措置によって、それらの他の紋章を保護することは自由である。

(イ) この規定の目的は、国の記章 (State emblem) と同一またはある類似性を示す商標の登録または使用を排除しようとするものであり、この表現は「他の」という語からみて、その国の紋章 (armorial bearing) および旗章 (flag) をも含むものである<sup>6</sup>。この理由は<sup>7</sup>、そのような登録または使用

1. Cf. the history of the Article in Actes de Lisbonne, pp. 127 et seq.
2. Actes de La Haye, pp. 243/5, 247 (proposals for Article 6 quater), 343/5 (observations), 457/67 (report of Third Sub-Committee), 523/5 (report of General Committee), 544/5 (report of Drafting Committee), 577 (adoption in Second Plenary Session).
3. Actes de Londres, pp. 188/9 (proposal), 276/7 (observations), 400 (report of Third Sub-Committee), 465/6 (report of Drafting Committee), 516 (adoption in Second Plenary Session).
4. Actes de Lisbonne, pp. 127/33 (proposals), 134/9 (observations), 139/45 (discussion in First Committee), 295/8 (report of First Committee), 145/7 (discussion in General Committee), 102/3 (adoption in Second Plenary Session), 117 (General Report).
5. Actes de Lisbonne, p. 140.
6. たとえばこの条の(7)および(8)のように、この表現が単独で使用される場合もある。
7. Actes de La Haye, pp. 243/4.

が、主権の象徴の使用を管理する国家の権利を侵すものであり、さらにそのような商標の付された商品の出所に関して公衆を誤認させるかもしれないからである。この国の記章には、統治王室の盾形紋地<sup>1</sup>および同盟に加盟している連邦に含まれる州の記章をも含ませようとするのが、<sup>2</sup>1925年のヘーグ改正会議の意向であった。しかし、同盟国の地方や市のような下位の公共団体の記章は含まれない。<sup>3</sup>

(二) 監督用および証明用の公の記号および印章が、この規定で保護されるのは、それが同盟国自体によって採用されているときだけであって、同盟国の下位の公共団体または公法上の団体によって採用されている場合ではない。

(三) 監督用および証明用の公の記号および印章は、バター、チーズ、肉などの生産物や貴金属について、二三の国において存在する。

(四) この規定が及んでいる国の記章、公の記号および印章は、それと同一である商標または商標の構成部分としてそれを含んでいる商標の登録および使用から保護されているばかりでなく、「紋章学上」のそれらの模倣が商標に含まれることから保護されている。このように禁止された模倣は、通常商標間で認められないと考えられている模倣の幅よりは狭くなっている。その理由は、国の記章が、ライオン、熊、太陽などのそれ自体ありふれており、記章の模倣が記章を相互に識別する紋章学的特徴に関するものでないかぎり、商標中に自由に使わせなければならないような表象を含むことが多いからである。<sup>4</sup> もっとも同盟国が国の記章を一層広く保護することは自由である。<sup>5</sup>

1. Actes de La Haye pp. 459, 464, 544.

2. Ibidem, pp. 343/4, 464, 544.

3. Ibidem, p. 245.

4. Ibidem, p. 245, Actes de Lisbonne, pp. 129/31, 139/40. 参照。

5. Cf. in Austria: Patent Office (Division of Appeals), 8/5/1959, G. R. U. R. Int., 1960, p. 73.

(ト) この条は、商標だけに関するものでサービスマークに関するものではない。したがって同盟国はこの条をサービスマークにも適用することを義務づけられるものではないが、サービスマークにも類似の原則を適用することは自由であり、この条の目的からみて恐らくそうするであろう。

(チ) ここに述べている権限のある官庁とは、記章、公の記号および印章の關係する国の権限のある官庁である。この官庁は、これらの記章、記号または印章を、ある商標に、多分その国民の商標に使用することを認めることができる。その許可の効果についてはこの条(8)参照。

(リ) この条の規定は商標に関するものであるが、その目的は、工業所有権の対象としての保護というよりは、特定の状況の下ではそのような対象となることから排除しようというものである。

ここにもまた、この条の規定が自己執行的であると考えられることができるかどうか——その可能性の認められている国において——、その結果利害關係者（国家、政府間国際機関およびこの条の規定を侵す商標を抑制することに利害關係を持つ第三者）が当該国の行政機関または司法機関にその適用を直接要求出来るかどうかあるいはまた当該国において立法措置をとることがこの条の規定を実施するのに必要かどうかという問題が起る。この点に関して前に検討した第6条の2（該条の註釈(ロ)参照）と類似した状態にあり、上記可能性を認める国は、その行政機関または司法機関によるこの条の適用に同意したとみなされるので、そのような国においては、この条の規定は自己執行的である。<sup>1</sup>

(ヌ) 1958年のリスボン改正会議では、この条の適用を以上の同盟国が加盟している政府間機関の紋章、旗章および他の記章だけではなく、名称および略称にも、拡張した。若干の制限があるが、それについては後述する。<sup>2</sup>これ

1. Cf. Ladas: *The International Protection of Industrial Property*, p. 566.

2. Cf. Ronga: "Der Schutz von Kennzeichen zwischenstaatlicher Organisationen," *G. R. U. R. Int.*, 1966, p. 148.

らの略称の例としては、ALALC、BIRPI、CERN、EFTA、FAO、ILO、Interfund、OAMPI、UNO、Unesco、WHO、UPU などがあげられる。

(4) 1958年のリスボン改正会議では、それらの保護を保障するため既に現行の国際協定の規定の対象となっている政府間機関の記章、名称および略称をこの条による保護から除いた。これを除いた理由は説明されていないが、<sup>1</sup>1949年8月12日の軍隊における傷病者の条件を改良するためのジュネーブ条約、(その第44条で白地に赤十字の記章、「赤十字 (Red Cross)」または「Geneva Cross」の語、および類似の記章を保護している) のような条約によって機関の記章や名称が既に保護されている場合には、保護が相互に重複したり、さらには矛盾したりすることをさけようとしたものである。

(5) この条に規定されている政府間機関の記章、名称および略称の保護の第2の例外は、強制的ではないが、同盟国の自由に、この規定を含む条約、すなわちリスボンまたはストックホルムで改正された条約が、当該同盟国で効力を生ずる前に善意で取得した商標権者の利益を害してまで、そのような保護を与えることをしなくてもよいということである。<sup>2</sup>この例外が適用されるためには、単にどこかでというのではなく、その国においてその権利が得られていることが多分必要であろう。この保護の発効に関する他の規定は、この条の(5)、(8)および(7)にあげられている。

(6) 政府間機関の記章、名称および略称の保護に関する第3の例外も強行的ではなく、同盟国の自由裁量でなしうるものである。前記の保護がその商標に対して主張されており、その商標の登録または使用が、記章などを含んでいる商標と当該国際機関との関連性が暗示されない場合、あるいは、そのような使用または登録が、使用者と当該国際機関との間に関係があると公衆

---

1. Actes de Lisbonne, pp. 142 (proposal of U. S. A.), 143 (vote in First Committee).

2. Actes de Lisbonne, p. 142 (proposal of U. S. A.), 143 (vote in First Committee).

に誤って信じさせるようなものと認められない場合には、同盟国は保護を与えることを要しない<sup>1</sup>。この規定の反対解釈として、商標に政府間機関の記章ではなく国の記章（この条(1)(a)）が含まれている場合には、このようなこの条を適用する制限が存在しないので、国の記章の保護は絶対的であり、商標と記章との間の関係を暗示するか否かにはよらないということになる。国の紋章の保護はこの条(9)でさらに拡張されているが、それについては後述する。

(カ) この規定には、監督用および証明用の国の公の記号および印章の保護について他の制限が含まれている。この保護は、公の記号などを含む商標が、その公の記号または印章の用いられている商品と同一または類似の商品に使用しようとする場合にのみ適用される<sup>2</sup>。そうであるか否かは、保護が要求された国の所管官庁の判断する問題である。

#### 第6条の3 (3)および(4)<sup>(1)</sup>

(3)(a)(1)及び(2)の規定を適用するため、同盟国は、国の記章並びに監督用及び証明用の公の記号及び印章で各国が絶対的に又は一定の限度までこの条の規定に基づく保護の下に置くことを現に希望し又は将来希望することがあるものの一覧表並びにこの一覧表に加えられるその後のすべての変更を、国際事務局を通じて、相互に通知することを同意する<sup>(a)</sup>。各同盟国は、通知された一覧表を適宜公衆の利用に供しななければならない<sup>(b)</sup>。もっとも、前記の通知は、国の旗章に関しては義務的でない<sup>(c)</sup>。

(b) (1)(b)の規定は、政府間国際機関が国際事務局を通じて同盟国に通知した当該国該国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についてのみ適用する<sup>(\*)</sup>。

1. Actes de Lisbonne, p. 142 (proposal of U. S. A.), 143 (vote in First Committee).

2. Actes de La Haye, pp. 245, 247, 460/1.

(4) すべての同盟国は、異議がある場合には、(3)の通知を受領した日から12カ月の期間内においては、当該異議を国際事務局を通じて関係国又は関係政府間国際機関に通報することができる(へ)。

(イ) この規定は、国の紋章、公の記号および印章に関する限り、1925年のヘーグ改正会議で条約に導入された<sup>1</sup>。1958年のリスボン改正会議では、国の旗章を通知の義務から免除し、政府間機関の記章などに関する(3)(b)の規定を加えた<sup>2</sup>。

(ロ) 同盟国は保護を受けることを希望する国の記章、公の記号、および印章を国際事務局に通知し、国際事務局はこの通知を他の同盟国に伝達する。記章などの一覧表に変更があった場合にも同様の手続きがとられ、通知される。これは、たとえば同盟国が、いずれかの記章などの保護の要求を取下げるかあるいはそのいくつかを他のもので置換える場合である。この規定の言い回しは、政府間機関の記章などの通知に関する(b)の類似規定ほどは厳しいものではない。後者の場合、その保護は前記通知に依存することは明らかであるが、前者の場合には、この通知は、同盟国相互間の合意により規定されるだけである。前者については、さらにこの条でも定めている。

(ハ) ヘーグ改正会議で、一時、保護の対象となる記章などの一覧表を同盟国が公告することにしようと考えられたことがあった。しかし、この公告の費用をさけるために、この義務は変更されて、この一覧表を公衆の利用に供する、すなわち、公衆の閲覧に付することになった<sup>2</sup>。もっとも、この一覧表

1. Actes de La Haye, pp. 247 (proposal), 344/5 (observations), 460/2, 464 (report of Third Sub-Committee), 523/5 (report of General Committee), 544/5 (report of Drafting Committee), 577 (adoption in Second Plenary Session).

2. Actes de Lisbonne, pp. 132/3 (proposal), 143/5 (discussion in First Committee), 295/8 (report of First Committee), 102/3 (adoption in Second Plenary Session), 117 (General Report).

3. Actes de La Haye, pp. 523/4.

を公告している国もある。当初は、国際事務局もそれを公告しようとしたが<sup>1</sup>、実際には、各同盟国への通知以外には公衆の閲覧に付しているだけである。

(e) 1958年のリスボン改正会議以来、国の旗章は通知を免除されたが、多分これらの旗章は充分周知であると考えられたためであろう<sup>2</sup>。同盟国が、希望するならば、その旗章を通知することは自由である。

(f) 既に述べたように、政府間機関の記章、名称および略称の保護は、それらの通知に依存する。さらにはこの条(6)参照。

(g) 同盟国は、12か月の期間内に、要求された保護についての異議を通報することができる。この異議は、たとえば保護の要求された対象が、国または政府間機関の記章ではない、あるいは監督用および証明用の国の記号および印章でないという理由、または記章が既にその国自身の記章である、あるいは他の国の記章として既に通知されているという理由、または当該国においては公共の財産になってしまっているという理由に基づくものでもよい。

国際事務局は、この異議を、記章などの係る国または政府間機関に通報する。これらの異議に関して、異なる見解を解決するための特別の手続きは規定されていないが<sup>3</sup>、条約の第28条の規定が当該同盟国間に適用される場合には、その紛争を第28条によって解決することができる。異議が存在する限り、異議を述べた国は、当該記章などを保護する義務を負わない。

### 第6条の3 (5)(6)および(7)(1)(ロ)

(5) (1)の規定は、国の旗章に関しては、1925年11月6日後に登録された商標についてのみ適用する。

1. Actes de La Haye, p. 524

2. Actes de Lisbonne, pp. 141, 143/4, 147.

3. Cf. Actes de La Haye, pp. 344/5 (proposal of U. K.), 462.



(6) これらの規定は、同盟国の国の記章（旗章を除く）公の記号及び印章並びに政府間国際機関の旗章、旗章その他の記章、略称及び名称に関しては、(3)の通知を受領した日から2カ月を経過した後に登録された商標についてのみ適用する。

(7) 各同盟国は、国の記章、記号又は印章を含む商標で1925年11月6日前に登録されたものについても、その登録出願が悪意でされたものである場合には、当該登録を無効とすることができる。

(i) この条の規定に従うべき時点に関して、1925年のヘーグ改正会議では、周知の国の記章と、周知でない国の記章とを区別した<sup>1</sup>。この区別は、1958年のリスボン改正会議で、廃止されたが<sup>2</sup>、そのときに作成した正文からみて別の区別を守らねばならない。

(ii) この規定の底を流れる一般原則は、遡及効果をさけようとすることである<sup>3</sup>。この点に関して、一方は国の旗章、他方では、旗章以外の国の記章、公の記号および印章ならびに政府間機関の旗章を含んだ記章、名称および略称の間で区別をしなければならない。前者においては、この規定は1925年11月6日、すなわちヘーグで改正された条約正本の署名の日後に登録された商標にのみ適用される。後者のものにおいては、国際事務局の通知を受領した日から2か月を経過した後に登録された商標にのみ適用される。さらにこの条(1)(c)前段の規定によれば政府間機関の記章などについては、同盟国はリスボン条約またはストックホルム条約が当該国において効力を生ずる前に善意で取得した商標権に係る商標権者の利益を害してまで保護する義務はない、

1. Cf. Actes de La Haye, pp. 465 (discussion in Third Sub-Committee), 523/5 (report of General Committee), 544/5 (report of Drafting Committee), 577 (adoption in Second Plenary Session).

2. Actes de Lisbonne, pp. 145, 147.

3. Actes de La Haye, pp. 462/3, 465/3, 524, 544. この点に関して、商標がある時点以前に登録されており、その時点以降の更新は新規な登録に準じるものではないことが認められていた。ibidem, p. 544.

またこの権利を得た商標権が、保護を要求する通知を受領した日から2か月を経過した後に登録されたとしてもそうであることに留意すべきである。

悪意による場合は、一般的な例外であり、同盟国は、国の記章、記号および印章を含んで、1925年11月6日以前に登録された商標を無効にすることもできる。当該記章、記号および印章を含んでいることを知って商標が登録された場合には、恐らく悪意が存するとされることになる。

### 第6条の3 (8)(9)および(10)<sup>(イ)</sup>

(8) 各同盟国の国民であって自国の国の記章、記号又は印章の使用を許可されたものは、当該記章、記号又は印章が他の同盟国の国の記章、記号又は印章と類似するものである場合にも、これらを使用することができる<sup>(ロ)</sup>。

(9) 同盟国は、他の同盟国の国の紋章について、その取引上の使用が商品の原産地の誤認を生じさせるようなものである場合には、許可を受けないでこれを使用することを禁止することを約束する<sup>(ハ)</sup>。

(10) (1)から(9)までの規定は、各同盟国が、国の紋章、旗章その他の記章、同盟国により採用された公の記号及び印章並びに(1)に規定する政府間国際機関の識別記号を許可を受けないで使用している商標について、第6条の5B(3)の規定に基づき、その登録を拒絶し、又は無効とすることを妨げない<sup>(ニ)</sup>。

(イ) 第6条の3の最後の3項は、1925年のヘーグ改正会議以降のもので<sup>1</sup>、そのときにはじめて条約に導入された。1958年のリスボン改正会議では、二三の点についてこれらを修正したが、特に(ロ)から「勲章」の語が削除され、同項に政府間機関の記号が加えられた<sup>2</sup>。

(ロ) この項には他言を要しない。

(ハ) この規定は、第1項の対象となっている商標としての使用以外に、国

1. Actes de La Haye, pp. 247, 344/5, 464, 466, 524/5, 544/5, 577.

2. Actes de Lisbonne, pp. 133, 147.

の紋章を使用することにもこの条の保護を拡張しようとするものである。この規定では、国の紋章の使用が商品の出所を誤認させるような性質のものである場合には、許可をうけないでそれを取引き上使用することを禁止する旨定めている。商標としてでなく勲章として使用されるような場合など、国の紋章には一層広範な保護が与えられている。

(二) この条第10項は、1883年の原条約と一体をなす最終議定書に既になされた留保を維持しているものである。この留保は、条約の当時の第6条、現在の第6条の4の適用に関するものである。この規定は、第6条の3に定める義務の他に、同盟国は第6条の5が主張された場合に、その商標が善良の風俗、公の秩序に反するもの、特に公衆を欺くようなものであるときには、(第6条の5 B(3)) その記章などを含む商標の登録を拒絶または無効にすることができる旨を述べている。

#### 第6条の4<sup>(1)</sup>

(1) 標章の譲渡<sup>(a)</sup>が、同盟国の法令により<sup>(b)</sup>、その商標が属する企業又は營業の移転と同時に行なわれるときにのみ有効とされている場合において、商標の譲渡が有効と認められるためには、譲渡された商標を附した商品を当該同盟国において製造し又は販売する排他的権利とともに、企業又は營業<sup>(c)</sup>の構成部分であって当該同盟国に存在するものを譲受人に移転すれば足りる<sup>(d)</sup>。

(2) (1)の規定は、譲受人による商標の使用が、特に当該商標を附した商品の原産地、性質又は品位について事実上公衆を誤らせるようなものである場合に、その商標の譲渡を有効と認める義務を同盟国に課するものではない<sup>(e)</sup>。

---

1. Actes de La Haye, pp. 345 (proposal of Switzerland), 457/60, 463, 466, 524, 544.

(イ) この条は1934年のロンドン改正会議で導入され<sup>1</sup>、それ以来形式が僅か修正されただけである。

(ロ) 「譲渡」の語は、国内法令で規定されているときには、他の移転方法をも含むものと解することができる。「標章」(mark)という語自体からは、この規定をサービスマークにも適用することができるけれども、第1項後段および第2項では、そのような解釈が排除されている。したがって、同盟国はサービスマークにも類似規定を適用する義務はないが、そうすることは自由でありこの規定の目的からみて、恐らくそうするであろう。

(ハ) 第6条で認められているように、同一商標について別々の国で得られる権利の独立という点から、これらの権利も各国毎に独立して移転または譲渡することが望ましいと考えられることが多い。このような移転または譲渡は、国際私法の一般原則による<sup>2</sup>。しかし、商標の譲渡に関する各国の国内法令に重大な相違があり、多くの国の法令では、商標の属する企業の同時あるいは対応する移転をすることなく、商標を譲渡することを認めているが、商標の譲渡の有効性がその企業の同時あるいは対応する移転に依存するところもある<sup>3</sup>。さらに、商標の譲渡の狙いとする企業の構成部分以外の部分<sup>3</sup>がその国に存在するときであっても、企業全体の移転が必要であると、対応する企業の移転要件を解する国さえある。このような場合には、企業全体を最初の譲渡と共に移転しなければならないので、このような他国においては企業に属する同一商標を独立に譲渡することは不可能になる。

この規定は、後者のような同盟国の法令に言及している。この規定の底に

- 
1. Actes de Londres, pp. 189/91 (proposal), 277/9 (observations), 400/5 (report of Thirt Sub-Committee), 466/7 (report of Drafting Committee), 517 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
  2. Cf. in Federal Republic of Germany: Bundesgerichtshof, 21/10/1964, G. R. U. R. Int., 1965, p. 504.
  3. Cf. Martin-Achard: La cession libre de la marque, 1946; D. Reimar: "La cession libre de la marque", P. I., 1954, pp. 162, 181.

ある原則は、同盟国が、商標の譲渡を有効とするために、その商標の属する企業の同時移転を求めることは自由であるけれども、この要件は他国に存在している企業の構成部分には及ばない旨を規定している。

(イ) 「企業または営業 (business or goodwill)」の語は、この条約に導入されたときになされた区別<sup>1</sup>に言及したものである。ある国における商標を所有する事業 (enterprise) は、その国において工業上または商業上の営業所という意味で企業を有するかもしれないし、また、どこか他所に活動の実質的基盤を持つけれども当該国の消費者層という形で営業を有するかもしれない。このおのおの場合において、商標の譲渡は、当該国に存在する企業または営業の構成部分が商標と共に移転されれば有効である。

(ロ) この項後段の規定は、ここで考えている場合において譲渡が有効とされるためには、商品についての商標の独占権がその国に存在する企業または営業の構成部分と共に譲渡されなければならないことだけを意味する。したがって、譲渡人はその譲渡がなされた限りにおいて、その国で譲渡人自身が商標の使用を続けることも、第3者に譲渡または実施権を設定することもできないことになる。

(ハ) この条の(2)は、譲受人による商標の使用が公衆を誤らせるようなもの、特にその商標の付されている商品の重要な特徴に関して公衆を誤らせるようなものである場合には、企業の関連構成部分を伴った商標の譲渡を無効と認める自由を同盟国に残している。この自由は、たとえば、商標がその付されている商品の一部だけについて譲渡されるとか、あるいはその商品が商標の譲渡されていない他の商品に類似のものである場合に行使される<sup>2</sup>。このような場合には、譲渡人と譲受人とが独立に付する類似商品の出所または本質的品質について公衆が誤認することになる。

---

1. Actes de Londres, p. 190.

2. Ibidem, p. 517.

## 第6条の5 A(イ)

A(1) 本国(ロ)で正規に登録された<sup>(ハ)</sup>商標<sup>(ニ)</sup>は、この条で特に規定する場合を除くほか<sup>(ホ)</sup>、他の同盟国においても、そのまま<sup>(ヘ)</sup>その商標を認められ、かつ、保護される。当該他の同盟国は、確定的な登録をする前に、本国における登録の証明書で権限のある当局が交付したものを提出させることができる。その証明書には、いかなる公証も必要としない<sup>(ト)</sup>。

(2) 出願人が同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合<sup>(チ)</sup>にはその同盟国を、出願人が同盟国にそのような営業所を有しない場合にはその住所<sup>(リ)</sup>がある同盟国を、出願人が同盟国の国民であって同盟国に住所を有しない場合にはその国籍<sup>(ス)</sup>がある国を本国<sup>(ル)</sup>とする。

(イ) この条の一部は、既に1883年の当初の条約第6条に含まれており、条約と一体を構成する最終議定書第4で説明がされていた<sup>1</sup>。この当初の第6条は、ワシントン(1911年)<sup>2</sup>、ヘーグ(1925年)<sup>3</sup>、およびロンドン(1934年)<sup>4</sup>

1. Actes de Paris, I, pp. 27 (proposal for Article 5), 70/9, 132/5, 138/42; II, pp. 24/7, 31/3.
2. Actes de Washington, pp. 49/51, 229/30 (proposals), 92/3, 95/6, 107, 110/113, 224 (observations), 296/301 (report of Sub-Committee), 308/9 (report to Plenary Committee), 252/3 (discussion and adoption in Third Plenary Session).
3. Actes de La Haye, pp. 237/41, 245/6 (proposal), 340/1, (observations), 442/52 (report of Third Sub-Committee), 521/3 (report of General Committee), 542/3 (report of Drafting Committee), 577 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
4. Actes de Londres, pp. 179/87 (proposal), 267/74 (observations), 390/8 (report of Third Sub-Committee), 461/4 (report of Drafting Committee), 516 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
5. Actes de Lisbonne, pp. 565/82 (proposals), 582/99 (observations), 600/16 (discussion in Third Committee), 751/5 (report of Third Committee), 617/20 (discussion in General Committee), 106 (adoption in Second Plenary Session), 117/8 (General Report).

の各改正会議で、いろいろな点が修正された。既に述べたように——第6条についての注釈(4)参照——リスボン(1958年)<sup>5</sup>改正会議では、新しい第6条を採択し、同盟国における商標の出願および登録の独立性の原則を明らかにし、第6条に含まれていた内容のかなりの部分を、二三の修正を加えて、この第6条の5に移した。

(a) この条の規定を適用するための第1条件は、この条Aの(2)に定めるように、当該商標が本国において適切に (properly) 登録されなければならないことである。この定義は後で検討するが、ここでは、定められた本国における先の登録が規定されているのは、登録を得るのが特に容易な国を出願人が自由に選択することを防ごうとするためであることをここでは述べるだけにする。

(b) この条の規定を適用するための第2条件は、当該商標が本国において正規に (duly) 登録されなければならないということである。したがって本国における商標の単なる適切な出願では、充分でなく、単なる使用はいうまでもない。いずれかの同盟国における出願は、第4条による優先権の主張のためには充分である(第6条の5Fにおけるこの可能性への言及を参照)が、第6条の5の規定の適用には充分ではない。本国における登録の証明書を本項中段の規定によって要求することができる。

(c) 既に述べたように——第6条についての注釈(4)参照——第6条の5は例外的場合に関するものである。第6条、第2条および第3条に示された条約の正常の原則は、同盟国がその国内法令によって商標の出願および登録の条件を定め(第6条)、第2条または第3条により条約の利益を享受することのできる外国人の登録出願人は「内国人待遇」の原則(第2条)の下でその国内法令の適用を要求することである。もっとも、この単純な方法では、一方では商標登録に関する同盟国の国内法令間の重要な相違、他方ではいろいろな国で同一商品に同一商標を付すことにおける商標の所有者と公衆との利益を充分に考慮していない。単純な数字または文字、姓または地理的名称、ある言語または文字で書かれあるいは書かれ<sup>1</sup>ない言葉、三次元対象、調

べを示す楽譜<sup>2</sup>などが、ある国の法令では認められており、他の国の法令では認められていないことがあるところから、国内法令の相違が同一商標を一樣に採用することを妨げている。商標の登録に対するこれらの相違の影響を少くするために、本国において正規に登録された商標は、この条でさらに定められた条件に従って、他の同盟国においても、そのままその登録を認められかつ保護されるという原則をこの規定は述べている。条約の規定が自己執行的性格を有することを認めない同盟国は、この原則を国内法令に具現化することを義務づけられる。他の国においては、本国で既に登録された商標の登録が、国内法令を普通に適用すると認められない——例外的——場合にはこの条の規定の適用を直接に主張することができる。このような場合には、出願人は後者の登録を利用でき、その国内法令による内国民待遇以上を主張できる。出願人は、第6条の5の特別規定の適用を主張できるのである。

サービスマークを条約に導入した1958年のリスボン改正会議が、条約全体を通じてサービスマークを商標も同じに扱うことを拒否した事実を考えると、この条で商標という語が使用されていることは、同盟国がこの規定をサービスマークにも適用することを義務づけられていないことを示している。もっとも、同盟国がそれを望んで、そのようにすることは自由である。

(4) 本国において正規に登録された商標を「そのまま」すなわち、それが構成する記号について、認める義務は、この条(BおよびC)に示す留保を条件としている。この留保は、制限列举として示された拒絶または無効の理由である。本国で正規に登録されたと認められないあるいは登録に対する異議がその構成する記号についてではないという理由で、この条が適用されな

1. そのものの画像とは区別すべきである。その画像自体は、当該法令の要件を満たせば他の画像と同様に登録される。
2. 画像の形における楽譜と区別すべきである。その場合、この画像は楽譜に示された調べとしてではなく登録の対象となる。
3. Actes de Lisbonne, pp. 624 (proposal of U. S. A.), 628/33 (discussion in Third Committee), 755/7 (report of Third Committee).



い商標に同一の理由——また他の理由——が適用される。

(イ) 前記(注釈(ロ)および(ハ)に示す)条件をみたす商標は、この条で特に規定する場合を除いて、他の同盟国においてもそのまま(as is)——条約のフランス語正本では「telle quelle」——認められかつ保護される。この規定の適用されるべき範囲を示したと考えられる「telle quelle」の語の意味は多くの法学研究および判例法をもたらし<sup>1</sup>た。

この規定の沿革をみると、始めには明確な状態があったことが判る。1883年の原条約第6条の表現は、「本国において正規に出願された商標はすべて、他の同盟国においてそのまま(in its original form, フランス語では“telle quelle, ”)保護される」であった。条約の一部と考えられる最終議定書(その第7による)の第4は次の通りである。

「第6条第1項は、いかなる商標もそれが本国の法律の要件をみたすものであり、本国に適切に出願されたときには、商標を構成する記号に関して、それが他の同盟国における法律の要件をみたさないことのみを理由としてその国の保護を妨げられることはないという意味に解する。商標の形だけに関するこの例外および条約の他の条文に規定する場合を除き各国はその国内法を適用する」

1911年のワシントン改正会議で、この規定を適する基礎が本国における先

1. たとえば: “A propos de l’Article 6 de la Convention d’Union,” P. I., 1950, p. 110; Masson: La protection “telle quelle” des marques de fabrique et de commerce selon l’article 6 de la Convention d’Union de Paris du 20 mars 1883, 1956; Favert: La marque “telle quelle” et l’interprétation de l’article 6 de la Convention d’Union, Etudes sur la propriété industrielle, littéraire, artistique, Mélanges Marcel Plaisant, 1958, p. 71; Munzinger: “Rückwirkungen des “telle quelle” Prinzips auf des nationale Markenrecht, “G. R. U. R. Int., 1958, p. 464; Edrich: Die Klausel “telle quelle” und ihre Ausgestaltung in der Rechtsprechung der Vertragsländer der Pariser Union, 1962; “Les restrictions nationales à l’application de l’article 6 quinquies de la Convention d’Union de Paris (marque “telle quelle”),” R. I. P. I. A., 1966, p. 220.

の出願から本国における先の登録に変更されたが、これはこの条の適用範囲に関するものではない。この問題に関して最終議定書における関連規定を削除し、この規定が「それを構成する記号に関して」商標に適用されるといふ原則を条約自体に導入することが提案された<sup>1</sup>。同盟国からこの提案に対する反対は出なかったけれども、最終的には議定書の規定が削除され、対応する規定は条約自体に導入されなかった。この決定から、この規定の適用範囲が異なるという合意に到したと結論することは出来ない<sup>2</sup>。それとは逆に、ワシントン会議の第2総会でなされた留保によって、この規定は商標を構成する記号——当時は視覚的、記号だけが考慮されていた——にのみ関するものであることを継続することおよび同盟国は国内法令によって解される商標以外のものまでを商標と解する義務を負わないことが明らかにされた<sup>3</sup>。

このことから次の結論が導かれる。

商標が本国で正規に登録されたときはいつでも、他の同盟国はそれを認め保護することを義務づけられる。これは、この条に設けられた追加規定、特にその個々の価値を考慮した商標の拒絶または無効の理由の場合を除き、商標が、その形に関して、すなわちそれを構成する記号に関して、国内法令の要件を満たしていなかったとしてもそうである<sup>4</sup>。したがってこの原則は、数字、文字、姓、<sup>5</sup>地理的名称、ある言語または文字で書かれあるいは書かれない言葉、および商標を構成する他の記号からなる商標に適用される。

1. Actes de Washington, pp. 50/1.

2. Actes de Washington, pp. 92/3, 95/6, 107, 110/1, 113, 224 (observations), 308/9 (report to Plenary Committee), 252/3 (discussion in Third Plenary Session).

3. Actes de Washington, pp. 252/3, Actes de Lisbonne, pp. 568, 573/6, 600/1.

4. Cf. in Italy: Corte di Cassazione, 18/3/1958, G. R. U. R. Int., 1958, p. 580 (German Translation), holding also that the protection does not apply to trademarks which are merely used in the country where protection is claimed.

5. Cf. in Morocco: Cour de Rabat, 316/47, Ann., 1949, pp. 271 (I), 283.

もっとも、同盟国には、国内法令とは異なった商標の概念の解釈をする義務はない。したがって三次元対象自体またはテーマ音楽が本国においては商標として登録され、それが他国では商標と認められない場合には、この後者の国には、これらの対象を登録し保護する義務はない。<sup>1</sup> 同盟国は、第6条の5の規定にもかかわらず、商標を構成する記号に関しない他の国内法の規定、たとえば、商標の先の使用の要件<sup>2</sup>または出願人が工業上または商業上の営業所を持たなければならないという要件を商標出願に適用することは同様に自由である。<sup>3</sup>

(h) この項の中段および後段の規定は、本国における商標の登録について同盟国が要求できる証明書に関する。これには他言を要しないものと思われ、条約第4条D(3)による優先権の主張に関する類似の規定とも比較できる。

(e) まず第1に、本国は、出願人が現実かつ真正の工業上または商業上の営業所を有する国であると考えられる。この営業所がその主たる営業所である必要はない。この規定で用いられた表現は条約第3条に用いられたものと同であり、同様に解しなければならない(第3条注釈(=)参照)

(i) 出願人が上記の営業所を同盟の一国に有しない(どこかほかにも有するかも知れない)場合にのみ、本国は出願人が住所を有する国となる。この表現はまた第3条に用いられたのと同じであり、同様に解しなければならない(第3条注釈(=)参照)

(x) 出願人が同盟の一国に前記の営業所も住所をも有しない場合にのみ、本国はその国籍のある国となる(国籍の基準について第2条(1)注釈(=)参照)。

この本国の基準の優先順位の効果は、出願人が同盟国に営業所を有する場

- 
1. For a wider interpretation, in Federal Republic of Germany: Bundespatentgericht, 29/4/1965, G. R. U. R. Int., 1965, p. 508. 参照。
  2. Cf. in U. S. A.: Commissioner of Patents, 20/3/1963, 137 U. S. P. Q. 69 (1963).
  3. Cf. in opposite sense in Austria: patent Office (Division of Appeals), 29/11/1961, G. R. U. R. Int., 1963, p. 107. Article 7 bis (1) in fine.

合には、営業所を有しない国で登録された商標についてこの条の規定の適用を要求できないことである。同じく、同盟国に営業所を持たないが住所を持っている者は、住所を持っている国で登録した商標についてのみこの条の規定の適用が主張できる。また同盟の領域内に、営業所も住所も持たない場合には、国籍のある国の商標登録だけがこの条の規定の適用をうける権利を与えることになる。

(4) 本国の定義は、その国に正規に登録された商標だけがこの条の適用を受けることになるので重要である。保護の基礎となった登録が、商標の所有者が何らかの関係を持つ国になされたのであって、登録が特に容易な法令であるからという理由で商標の所有者が自由に選んだ国になされたものではない場合にのみ、この条に設けられた商標の例外的保護が正当化されるというのがその理由だからである。1883年の条約の原文では、本国は、まず出願人が主たる営業所を有する国であるとまで定められていた。1911年のワシントンおよび1925年のヘーグの各改正会議で、この規定を拡張したので、現在では第2条および第3条により条約の利益を主張できる者はすべてこの条の規定の適用を要求できることになった。現在の規定は、第2条および第3条で採用されたのと同じ国籍、住所および営業所の基準を適用するが、この基準のなかで違った優先順位を設けている。

第6条の5 BおよびC<sup>(イ)</sup>

B この条に規定する商標は<sup>(ロ)</sup>、次の場合を除くほか、その登録を拒絶され、又は無効とされることはない<sup>(ハ)</sup>。

1 当該商標が、保護が要求される国における第3者の既得権を害するようなものである場合<sup>(ニ)</sup>

2 当該商標が、なんらの特別顕著な性質を有しないものである場合<sup>(ホ)</sup>又は商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくは生産の時期を示すため取引上使用されることがある記号若しくは表示のみをもって<sup>(ヘ)</sup>、若しくは保護が要求される国の取引上の通用語において若しくはその国の公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている記号若しくは表示のみをもって構成されている場合<sup>(ト)</sup>

3 当該商標が、善良の風俗又は公の秩序に反するもの<sup>(チ)</sup>、特に、公衆を欺くようなものである場合<sup>(リ)</sup>。ただし、商標に関する法令の規定(公の秩序に関するものを除く。)に適合しないことを唯一の理由として、当該商標を公の秩序に反するものと認めてはならない<sup>(ス)</sup>。もっとも第10条の2の規定の適用は妨げられない<sup>(ル)</sup>。

C (1) 商標が保護を受けるに適したものであるかどうかを判断するに当たっては<sup>(ツ)</sup>、すべての事情、特に、当該商標の使用の期間を考慮しなければならぬ<sup>(ワ)</sup>。

(2) 本国において保護されている商標の構成部分を変更した商標は、当該変更が、本国に登録されたときの形態における商標の要部に及ばず、かつ、商標の同一性をそこなわない場合には、他の同盟国において、当該変更を唯一の理由としては登録を拒絶されることはない<sup>(カ)</sup>。

(イ) 1883年の当初の条約においては、この条に規定する商標の登録の拒絶または無効の唯一の原因は、請求された対象が善良の風俗または公の秩序に反すると認められる場合にはその出願を拒絶することができるという規定(当時の第6条第4項)のなかに含まれていた。ワシントン改正会議(1911

年)では、拒絶または無効の原因を著しく拡大<sup>2</sup>、さらに続くヘーグ(1925年)、ロンドン(1934年)、およびリスボン(1958年)の各改正会議でさらにこの原因を展開した<sup>3</sup>。

(ロ) 「この条に規定する商標」とは、本国において正規に登録され、かつそれを構成する記号に関して、出願として受理され、しかもここで検討している規定を条件として保護されなければならない商標である。

(ハ) 1958年のリスボン会議におけるこの規定の改正<sup>4</sup>で、この規定に示されている登録の拒絶または無効の原因が制限的の列挙であることが以前よりは明確になった。もちろん、この条約の他の規定、たとえば、第5条C(1)、第6条の2、第6条の3および第6条の7も同様に適用するということは了解した上でのことである。したがって、同盟国は、この条に規定する商標登録の拒絶または無効の他の原因を自由に適用することは出来ない。同盟国の所管官庁がなす唯一の作業は、拒絶または無効の原因のいずれかを適用するかどうかを定めることである。

(ニ) この条に規定する商標の拒絶または無効の第1に認められた原因は、当該商標が、保護の要求された国における第3者の既得権を侵害する場合で

- 
1. Actes de Paris I. pp. 73/4, 138
  2. Actes de Washington, pp. 50/1, 230 (proposals), 93, 96, 107, 113, 224 (observations), 297/300 (report of Sub-Committee), 308/9 (report to Plenary Committee), 252/3 (discussion and adoption in Third Plenary Session),
  3. Actes de la Haye, pp. 241, 245/6 (proposal), 340/1 (observations) 445/50 (report of third Sub-Committee), 521/2 (report of General Committee), 542/3 (report of Drafting Committee), 577 (discussion and adoption in Second Plenary Session); Actes de Londres, pp. 183/6 (proposal), 269/72 (observations), 393/6 (report of Third Sub-Committee), 462/3 (report of Drafting Committee), 516 (adoption in Second Plenary Session); Actes de Lisbonne, pp. 569/21, 576/8, 580/1 (proposal), 582/99 (observations), 601/2, 603/6 (discussion in Third Committee), 752/5 (report of Third Committee), 618 (discussion in General Committee), 106 (adoption in Second Plenary Session), 118 (General Report).
  4. Actes de Lisbonne, pp. 603, 610, 614, 618, 619

ある。これらの権利は、当該国で既に保護されている商標による権利であるかまたは他の権利、たとえば商号または著作権についての権利で、図柄または創造語からなる商標がその権利を侵害する場合である。この規定は、商標が個人のプライバシーの権利を侵す場合、たとえば、許可なく、その氏名や肖像を含んでいる場合にも適用される。

(b) この条に規定する商標の拒絶または無効の原因として第2に認められているものには3つの可能性がある。すなわち、保護の求められた国において、それが(1)特別顕著な性質を有しない、または(2)説明的である、または(3)一般名称であるような商標に適用される。この3つの可能性を別個に考慮すべきであるということがヘーグ(1925年)およびロンドン(1934年)の各改正会議で示された。そこではこれらのある程度統合しようとする提案は拒否された。<sup>1</sup>

これら3つの可能性について、商標はその個別的特徴について考慮しなければならない。この条の主要規定から考えると、もし商標が本国において正規に登録されている場合には、それが姓または地理的名称、数字または文字だけから成るが、それが個別的特徴を考えたときに特別顕著な性質を有するか、または、たとえば原産地の単なる説明であるか、または一般名称であるか、あるいは——注釈(1)参照——非説明的でないまたは誤認を生じさせるものであると認められ、したがって公の秩序に反するという理由だけで登録または保護を拒否することはできない。

このような場合においては、当該商標が、その個別的特徴を考慮して、たとえば、それが非常に簡単な場合(一つの星、王冠または文字)または複雑すぎる場合(当該商品の装飾であるとの印象を与えるか、当該商品の購買または使用を奨めるスローガンだけである)、または当該記号が説明あるいは一般名称だけからなっているのではないが、他の要素を加えてもある企業の

1. Actes de la Haye, pp. 241, 246, 446/F; Actes de Londres, pp. 183/4, 186, 393/4

商品と他の企業の商品とを識別することができない場合には、その商標の登録または保護は、まず第一に拒否できる。

(k) 当該商標が、単なる説明である場合、すなわち、保護の求められた国において、この規定に示されたように、当該商品の詳細を指示するために用いられる表示だけからなる場合にも、登録を拒絶または無効にすることができる。説明自体が公衆に知られておらず、したがって当該商標が、特別顕著な性質を有しないとはいえない場合でも、それが公共の権利に属すべきであるという理由で、拒絶または無効にされることがある。この規定における記号または表示が書かれた説明ばかりではなく図形の形の説明をも含むということを守らなければならない。

(l) 当該商標が一般名称からなる場合、すなわち保護の求められている国における当該商品について慣用されている指称である場合には拒絶され、あるいは無効にされることがある。これは、当該国において確立された商慣習および善意によって定めなければならない。

(m) この条に規定する商標の拒絶または無効の原因として認められる第3のものは、その商標が、その個別的特徴を考えて、保護の求められている国においては善良の風俗または公の秩序に反する場合である<sup>1</sup>。善良の風俗に反する商標とは、たとえば、わいせつな図を含む商標である。公の秩序に反する商標とは、当該国の法律や社会の基本観念に反するものであろう。そのような商標の例として、宗教的象徴を含む商標、禁止された政治団体の紋章を含む商標、あるいは公共団体の紋章を含む商標で、この公共団体の紋章が、この条約の第6条の3によって保護されていないものであってもそうである（同条の(10)およびそれについての注釈(=)参照）。

(n) 1934年のロンドン改正会議では、この規定に、善良の風俗または公の秩序に反する商標の特別のものとして、公衆を欺くような商標を加えた。こ

1. Cf. EGGER: "La Protection de La marque 'telle quelle' et l'ordre public" Schw. Mitt., 1960, pp. 38



の追加をした目的は、当該商品が、存在しない品質や不当な報酬を持つか、あるいは特許による保護についての不当な表現があるように見える商標を拒絶または無効にすることを、各同盟国ができるようにしようとするものであった。この規定は、地理的産地について誤認をもたらすような表示を含む商標にも適用される<sup>2</sup>。

(ヌ) 1911年のワシントン改正会議で改正された条約の一部をなす最終議定書においては、すでに、商標が保護の求められている国の法令の規定に適合しないということだけでは、その規定自体が公の秩序に関するものである場合を除き、公の秩序に反すると認めるのに十分な理由ではないことを明らかにしていた<sup>3</sup>。この規定は、1925年のヘーグ改正会議で条約自体に移された<sup>4</sup>。この規定の必要性は明らかである。というのは、単に国内法令に適合しないというだけで、同盟国が公の秩序の理由で商標の登録を拒絶または無効にすることができるとするならば、出願人に、もし必要ならば、通常の内国民待遇以上を要求できるようにしたこの条の目的が完全に崩れてしまうからである（この条のA(1)の注釈(ロ)参照）。

(ウ) この規定の後段は、ヘーグ（1925年）およびロンドン（1934年）の各改正会議で類似の提案が失敗したのち、1958年のリンボン改正会議で加えられた<sup>5</sup>。この規定は、同盟国が、この条で既に述べた以外の理由で——たとえば、第三者の権利の侵害または商標の欺瞞的性格——その登録が不正競争の行為を構成するときには、商標登録を拒絶または無効にすることができるようにしたものである。このような場合としては、たとえば、競争相手の所在

1. Actes de Londres, pp. 184/5.

2. Cf in Switzerland: Bunde Sgericht, 11/2/1963, G. R. U. R. Int. 1963. p. 609.

3. Actes de Washington, pp. 297/8, 253.

4. Actes de La Haye, pp. 246, 447, 542.

5. Actes de Lisbonne, pp. 590, 594 (proposals of Netherlands and Switzerland, 604/5, 610, 613, 614, 618/20 (discussions in Third Committee and General Committee), 753, 755 (report of Third Committee), (adoption in Second Plenary Session), 118 (General Report).

地のある周知の建物の図を使用して商標がその建物との混同を生じさせるようなものである場合、または商標が競争相手の商品との不名誉な比較を含んでいる場合<sup>1</sup>があげられる。

(b) 1925年のヘーグ改正会議以後1958年のリスボン改正会議までは、この条には、商標の特別顕著な性質を定めるために、すべての事情、特に使用の期間を考慮に入れなければならないという規定が含まれていた。リスボン改正会議では、この原則をより一般化して、商標が保護をうけるに適したものであるか否かという問題、すなわち第6条の5Bに規定する商標の拒絶または無効のすべての可能性に適用することにした<sup>2</sup>。

(c) たとえば、2つの非常に類似していないとはいえない商標が、長い間併行して使用されている間に、混同を生じたことがなく、したがってそのうち一方の登録が他方の権利を侵害しないという事情があるかもしれない。あるいは、当初は顕著でなかった商標が、長い間には使用によって、それを顕著とするような「第2の意義」を獲得したという事情もあるかも知れない。あるいは、事情によっては、欺くような内容を含むようにみえる商標が、実際には、全く欺瞞を生ぜず、したがって、それを公衆を欺くものとしてとらえてはならないこともあるかも知れない<sup>3</sup>。

商標の保護が求められた国の権限のある官庁は、この種の結論を他の国において生じた事情からも導き出すことができる。

(d) この条項の第2項は、1934年のロンドン改正会議で条約に加えられた<sup>4</sup>。

1. Actes de Londres, p. 185

2. Actes de Lisbonne, pp. 577, 581, 605/6, 610, 614, 618, 620, 753, 755, 106, 118

3. Actes de Lisbonne, pp. 606, 753, See in Switzerland Bundesgericht, 15/6/1955 G. R. U. R. Int. 1956, p. 58.

4. Actes de Lodres, pp. 393 (proposal of Poland and Discussion in Third Sub-Committee), 462/3 (report of Drafting Committee), 516 (discussion and adoption in Second Plenary Session)

この規定は、前に検討した第5条C(2)に類似している（特に同項の注釈(t)参照）。この後者の規定では、同盟の一国において登録されたのとは本質的に変わった形態ではない形態で商標権者が商標を使用することが商標の保護を減ずるものでないことを述べている。ここで検討している規定では、本国での先の登録を基礎として商標のそのままの形での登録が同盟の他国で求められる場合に同一の原則を適用するものである。本国で登録された商標と保護の求められた国に出願された商標との本質的でない変更は、後者の国における登録の義務を減ずるものではない。それだけでなく、この規定には明記されていないが、以上のような変更によって登録の無効を惹起することもない。この点で本質的でない変更とは、商標の特別顕著な性質を変えず、本国において登録された形態の同一性をそこなわない要素からなるものである。このような変更の例として、本国以外の国における登録のために商標のある要素を翻訳または適応させた場合があげられる。商標の保護の求められた国の所管官庁は、そのような変更が本質的であるか否かを定める。

第6条の5 D, EおよびF<sup>(1)</sup>

D いかなる者も、保護を要求している商標が本国に登録されていない場合には、この条の規定による利益を受けることができない<sup>(a)</sup>。

E もっとも、いかなる場合にも、本国における商標の登録の更新は、その商標が登録された他の同盟国における登録の更新の義務を生じさせるものではない<sup>(b)</sup>。

F 第4条に定める優先期間内にされた商標の登録出願は、本国における登録が当該期間の満了後にされた場合にも、優先権の利益を失わない<sup>(c)</sup>。

(i) この条項の最初の2つは、この条によって本国での登録に基づいて得られた商標登録の依存性に関する。D項は、ロンドン改正会議(1934年<sup>1</sup>)で採択された他の規定とおきかえるために、リスボン改正会議(1958年<sup>2</sup>)で導入された。E項はヘーグ改正会議(1925年)からのものである<sup>3</sup>。F項は、ヘーグ改正会議で条約に導入されたものであり、第6条の5の規定と優先権に関する第4条の規定との関係に関するものである<sup>4</sup>。

(ii) 同盟の各国において同一の商標の登録の従属性または独立性の問題に関して混乱がしばしば起るのは遺憾なことである。この混乱の原因は、その

1. Actes de Londres, pp. 179/83, 186 (proposal), 272/3 (observations), 396/8 (report of Third Sub-Committee), 463 (report of Drafting Committee), 516 (adoption in Second Plenary Session).
2. Actes de Lisbonne, pp. 578/9, 581 (proposal), 602/3, 610, 613, 614/6, (discussion in Third Committee), 750, 753/5 (report of Third Committee), 617/8 (discussion in General Committee), 106 (adoption in Second Plenary Session), 118 (General Report).
3. Actes de la Haye, pp. 340 (proposal of U.K.), 450/1 (report of Third Sub-Committee), 522/3 (report of General Committee), 542/3, (report of Drafting Committee), 577 (adoption in Second Plenary Session).
4. Ibidem pp. 451 (proposal of Belgium), 451/2 (report of Third Committee), 522 (report of General Committee), 542 (report of Drafting Committee), 577 (adoption in Second Plenary Session).

商標が各国において出願の「内国民待遇」の通常規定によって登録された場合と、他方、本国で正規に登録された商標を、それが構成する記号に関して他の国の国内法令に適合しないときに、同盟の他の国においてそのまま認められなければならない例外的な場合との間で充分な区別がなされていないことにある。1958年のリスボン改正会議では、これらの場合の明確な区別に到達した。前者の場合については、商標登録の完全な独立性が第6条において認められた。後者の場合、第6条の5で規定する例外的場合については、本国の登録に対する登録の完全従属性を規定する正反対の原則が採用された<sup>1</sup>。このことは、本国の登録を基にして、それを構成する記号に関して、商標の保護が求められたときには、当該国の国内法令にもかかわらず、本国における登録がその間に取消され、無効にされ、取り下げられ、あるいは他の理由で消滅したときにはそのような登録が拒絶され、または取消され、あるいは保護が拒否されうることを意味する。

(イ) E項は、本国における商標の登録とそれに基づいたこの条の適用による他の登録とが、同一の存続期間を持たない場合に言及している<sup>2</sup>。本国における存続期間が短かく、その国での登録が更新されないときには、それに基づく他国での登録は取消されうる（上記注釈(ロ)参照）。もっとも、本国における登録が適当に更新されたとき、その事実は、他国における登録の通常の存続期間が未だ満了していないのに、他国での対応する登録の更新を必要とするものではない。それに反して、本国における登録が他国における対応する登録より後に満了するときには、他国における登録は本国における更新の前に独立に更新されなければならない。

(ロ) 第6条の5の適用は、第4条で認められた優先権に影響を与えない。これらの条文の関係は次の通りである。

同盟国における商標登録の最初の出願を基礎として、他の国に、6か月の

1. Actes de Lisbonne, pp. 602/3, 613, 614/6, 617/8, 750, 753/5, 106, 118

2. Ibidem, p. 608.

間、同様な出願のために第4条によって優先権が認められる。その優先権では、この最初の出願は、それがされた国において登録にまで到達するか否かということは重要ではない(第4条A3)。しかしながら、第6条の5A(2)に定める本国における最初の、または他の任意の出願がその国で登録されたときには、その商標は、期間の制限なく、他の同盟国において出願を受理され、かつそのまま保護されなければならない。しかし、その登録に対する優先権の承認は第4条によるのである。

これらの規定は一般には別個に働くが、本国における最初の出願のあと6か月以内に他の同盟国に同様な出願がされ、かつ他国において出願の受理についての決定がされる前に本国において最初の出願が適法に登録されたときには、両者を結合することができる。このような場合には、第6条の5によって、商標はそのまま受理され、かつ優先権は、最初の出願の日から、第4条によってその登録のために承認されなければならない。

#### 第6条の6<sup>(1)</sup>

同盟国は、サービス・マークを保護することを約束する<sup>(a)</sup>。同盟国は、サービス・マークの登録について規定を設けることを要しない<sup>(b)</sup>。

(i) この条は、1958年のリスボン改正会議で、はじめて取入れられたものである<sup>1</sup>。すでにみたようにリスボン改正会議は、この条約の全体にわたって、サービス・マークを商標と一体的にあつかおうとする、より野心的な提案を受け入れなかった<sup>2</sup>。採択されたものは、サービス・マークを保護する義務を課するものではあるが、サービス・マークを登録する義務を課するものではない。

1. Actes de Lisbonne, pp. 624, 626/7 (proposals of U.S.A and Sweden), 628/33 (discussion in Third Committee), 755/7 (report of Third Committee), 634/6 (discussion in General Committee), 99, 103 (adoption in Second Plenary), 114, 118 (General Report).
2. Ibidem, pp. 624 (proposal of U.S.A.), 628/33 (discussion in Third Committee), 755/7 (report of Third Committee).

(ロ) この条の規定によれば、同盟国は「サービス・マーク<sup>1</sup>を保護することを約束(undertake to protect service marks)」している。これは次のような問題を生ずる。すなわち、同盟国は、サービス・マークの保護について立法することを義務づけられているものかどうか、あるいは、サービス・マークを保護する直接の義務を、この規定が定めているものかどうか、その結果サービス・マークを保護できるものと認める国においては、国内法令の制定をまたずに、当然にこの規定が適用され、したがって利害関係人は、その国における権限を有する機関に対し、この規定の適用を直接に請求できることになるのかどうかという問題である。(なお、これに類する問題に関しては、第5条の5の注釈(ロ)、第6条の2の注釈(イ)および第6条の3の注釈(イ)を参照)。

第6条の6の場合については、リスボン改正会議における討議でこの点は明らかになった。すなわち、この規定は、同盟国に対し、サービス・マークについて、明文によって立法することを義務づけるものではない。したがって、同盟国は、自国の法令の中に、サービス・マークの保護に関する特別の措置を設けた場合だけでなく、その他の措置、たとえば、不正競争に対する国内法令<sup>2</sup>によってサービス・マークの保護を認める場合にも、この規定の要求を満たすこととなる。

以上のように、この規定は、立法を行なう義務を含まない。しかし、保護を与える義務を含んでいる。そして、同盟国内における権限を有する機関は、その保護の要求を満たす義務を課されているものとみなされなければならない。それ故に、サービス・マークを保護できるものと認める国においては、利害関係人は、利用できるあらゆる法的措置によって、サービス・マー

1. See, for the notion of service marke, observation(g) on Article 1, paragraph (2), above, and further, MASCARENAS "La marque de service," P. I., 1959, p. 137 (English translation in I. P. Q., July 1960, p. 10); FROSCHEMAYER: Der Schutz von Dienstleistungszeichen, 1959; DUSOLIER: La marque de service," R. I. P. I. A., 1965, p. 181
2. Actes de Lisbonne, pp. 633, 634, 635, 756/7, 118.

クを保護するようその国における権限を有する機関に対し、直接に請求できる効力を有する自己執行的規定と、この規定をみなさなければならない。

(イ) 同盟国は、サービス・マークの保護について立法を行なう義務を課されているものではないから、論理的には、同盟国は、サービス・マークの登録、とくに特別の法令に基づいてのみできるような登録に関する規定を設けることを要求されない。

### 第6条の7<sup>(イ)</sup>

(1) 同盟の1国における標章の所有者<sup>(ロ)</sup>の代理人または代表者<sup>(ハ)</sup>がその所有者の許諾<sup>(ニ)</sup>を得ないで、1または2以上の同盟国において<sup>(ホ)</sup>その標章について自己の名義で登録出願をした場合には、その所有者は、その出願についての登録に対し、登録異議の申立てをし<sup>(ヘ)</sup>、またはその登録の取消し<sup>(ト)</sup>若しくは、その国の法令が許すときは、その登録による権利を自己に移転するよう請求することができる<sup>(チ)</sup>。ただし、当該代理人または代表者がその行為についてそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない<sup>(リ)</sup>。

(2) 標章の所有者は、(1)の規定に従うことを条件として<sup>(ス)</sup>さらにその許諾を得ないでその代理人または代表者が標章を使用することを差止める権利を有する<sup>(ル)</sup>。

(3) 標章の所有者が、この条に規定する権利を行使できる相当の期間は、国内法令で定めることができる<sup>(ヲ)</sup>。

(イ) この条は、1958年にリスボン改正会議ではじめて取り入れられたものである<sup>1</sup>。

(ロ) この規定の適用が必要となっている国の当該機関によって審査されな

1. Actes de Lisbonne, pp. 680/2 (proposal), 682/6 (observations), 687/92 (discussion in Third Committee), 760/1 (report of Third Committee), 692/3 (discussion in General Committee), 103/4 (adoption in Second Plenary Session), 118 (General Report).



なければならない問題点の1つは、その標章の登録出願が、同盟の1国における標章の所有者の代理人または代表者によってされているかどうかということである。本国に関し、たとえば、第6条の5 A(2)では定義しているけれども、この規定にはそのような定義は何ら存在しないから、この規定は、標章の所有者がその代理人または代表者がその標章について出願をし、または登録を受けた国を含む同盟のいずれかの国におけるその標章の所有者である場合に適用される。標章の所有者の国とその代理人または代表者が出願をした国または登録を受けた国とが同じくなるのは、その国が登録出願について既登録と抵触するかどうかに関して審査をしない場合や最初に使用したことによってのみ標章の所有権を取得できるとする場合であろう。

同盟の1国における標章の所有者は、だれか他人が他の同盟国においてその標章の所有者となっており、自分が所有者でない場合でも、その代理人または代表者がその登録出願をしたことを条件として、この規定の適用を求めることができる。

ある人が同盟の1国における標章の所有者であるかどうかは、その国の国内法令に従い決定しなければならない。

(v) この条は、特別な関係、すなわち、標章の所有者とその代理人または代表者によるその標章の使用または登録に関する両者の関係を取り扱っている。このような関係は、多くの場合、契約によって十分に規制されるであろうが、他面、契約が存在しない場合や契約があっても、そのような問題について触れていない場合、あるいは不十分である場合などもある。また、ときには、この条は、標章の所有者にとって利益となる場合もある。すなわち、所定の国におけるその代理人または代表者が、ユーザーの要請を考慮して、自発的に、その標章の登録および使用により、その標章を保護するに必要な措置を講じた場合において、その標章を使用する独占権に関してきわめて重要な問題が生じたとき、あるいはその当事者の特別の関係が終了した場

---

1. Actes de Lisbonne, pp. 688/9, 760.

合である。

同盟の1国において、この規定の適用が必要となった場合は、その国における権限のある機関は、まずその国において自己の名義でその標章の登録出願をしている者が、同盟の1国におけるその標章の所有者の代理人または代表者であるとみなすことができるかどうかについて判断しなければならない。この規定の目的を斟酌すれば、代理人または代表者の語は、おそらく法的に狭い意味のものであるとは解釈されないであろうから、この規定は、その標章を付した商品の特約店および自己の名義でその標章の登録出願をしている者にも適用されるであろう（ただし、リスボン改正会議では「代表者」の次に「顧客」の語を追加しようとする提案を<sup>1</sup>否決している。）。

この規定の成立過程においては、サービス・マークについては何ら言及していない。しかし、この条約にサービス・マークについて規定したのにあわせて「標章」の語を用いていることは、この規定が商標だけでなく、サービス・マークにも適用されることを認めているものである。

(イ) この規定は、代理人または代表者が、その標章の所有者の許諾を得ないで、その標章の登録出願をした場合に限り適用される。許諾をする場合には、その契約は、当事者間の関係、とくにその特別の関係が終了した場合に關して規定しなければならない。

(ロ) この規定は、同盟の1国における標章の所有者の代理人または代表者が、自己の名義で、同盟の1国において、その標章について登録出願した場合に適用できる。この規定は、この規定の目的にかんがみ、また、代理人または代表者が登録出願した標章が、当該所有者の標章と同一ではないが類似するものである場合にも適用できる<sup>2</sup>。

(ハ) その標章の所有者は、代理人若しくは代表者によって出願された標章の登録に対し登録異議の申立てをすることができるかどうかまたは登録後に

1. Actes de Lisbonne, p. 690, 760.

2. Actes de Lisbonne, p. 681

その登録の取消しのみ若しくは登録の取消しをも請求することができるかどうかは、この規定の適用を求められている国の国内法令に委ねられている。

(b) 登録出願に対するこの規定に規定する条件に基づく登録異議の申立ては、その期間を登録前に制限することができるものであるから、標章の所有者にその標章の登録の取消しの請求が認められていることは、とくに重要なことである。

(c) 標章の所有者に与えられた第 3 番目の手段は、その国の法令が許す場合には、代理人または代表者が取得したその登録による権利を自己に移転するよう請求することができることである。この移転は、標章の所有者がこの移転によってより早い出願に基づく登録による権利を取得するものであるから、代理人または代表者による登録を取消し、かつそのうえ自己の名義で登録をやり直さなければならない場合よりも標章の所有者を有利な地位におくことができる。また、これは、第三者の権利との関係では重要なことである。

(d) リスボン改正会議は、代理人または代表者がその標章についての自己の登録出願を正当化できる余地を与えることによって、この規定をあまりきびしすぎないようにしようとした<sup>1</sup>。その正当化できるのは、たとえば、標章の所有者がその代理人または代表者をして、その標章を放棄したことまたはその国においてはその標章について権利を取得する関心がないことを信じさせたような場合である。

(e) 同盟の 1 国における標章の所有者に与えられるもう一つの権利は、その許諾を得ないでその代理人または代表者がその標章を使用することを阻止する権利である。この権利は、この条第 1 項の規定に従うことを条件として与えられている。すなわち、この権利は、(d)の規定により、標章の所有者に与えられる権利と同一の条件のもとにおいてのみ存在し、かつ、その代理人または代表者は、その許諾を得ないでその標章を使用することを正当化する

1. Actes de Lisbonne, pp. 689, 691, 760.

同様な余地がある。

(ウ) その代理人または代表者がその許諾を得ないでその標章を使用することを阻止する権利は、その代理人または代表者がその標章について登録出願をしているかどうか、あるいはそれについて登録による権利を取得しているかどうかとは無関係に存在する。

(ロ) 法的に不安定な状態が不当に長引くのを避けるため、同盟国は、標章の所有者が、この条に規定する権利を行使することのできる相当の期間を規定することができる。そのような規定を何ら設けていない国には、そのような期限はないこととなる。

リスボン改正会議においては、代理人または代表者が登録を受け、または使用した標章がその国において周知のものである場合には、パリ条約第6条の2の規定も適用されるものと了解された<sup>1</sup>。

#### 第7条<sup>(イ)</sup>

商標が付される商品の性質は、いかなる場合にもその商標の登録の妨げとはならない<sup>(ロ)</sup>。

(イ) この条は、すでに1883年の条約の最初の正文においてみられるものであるが、そこでは商標の出願について規定し、商標の登録については規定していなかった<sup>2</sup>。後者の点については、ヘーグ改正会議で修正が加えられた<sup>3</sup>。

(ロ) この条は、ある面では、特許に関する第4条の4の規定と対比することができる。これらの条の目的は、工業所有権の保護が及ぶ商品がその国において販売することができるものかできないものかとは無関係に工業所有権を保護することにある。たとえば、ある国における権限を有する機関が、医

1. Actes de Lisbonne, pp. 691, 761.

2. Actes de Paris I, pp. 27 (proposal), 89 (explanation of motives), 97, 143 (discussion and adoption).

3. Actes de La Haye, pp. 525 (report of General Committee), 545 (report of Drafting Committee), 577 (adoption in Second Plenary Session).

薬品として承認していないものであり、したがって、その販売が許されていないものについて商標を使用しようとする場合に、その商標の登録を拒絶にいたらしめてはならない。なぜなら、その商標の所有者は、万一、自己のその製品の販売が後日許可になった場合にそなえて、その商標について権利を確保しておく利益を有するからである。この条は、また、あらゆる部門の商品について商標の使用が禁止されている場合、あるいは商品の販売が専売または免許のもとにおかれている場合にも適用される。

1958年のリスボン改正会議で、この規定を広く、すなわち、登録の更新や商標を使用する独占権の期間にも適用しようとする提案が否決されたときに明らかにされたように、この条の適用範囲はむしろ狭いものである。

### 第7条の2<sup>(1)</sup>

(1) 同盟国は、本国の法令に違反しないで存在する団体<sup>(a)</sup>に属する<sup>(b)</sup>団体標章<sup>(\*)</sup>の出願を受理し、かつ、保護することを約束する。その団体が工業上または商業上の営業所を有しない場合も、同様とする<sup>(c)</sup>。

(2) 各同盟国は、団体標章の保護について特別の条件を定めるものとし<sup>(d)</sup>、かつ、公共の利益に反する<sup>(e)</sup>団体標章についてはその保護<sup>(f)</sup>を拒絶することができる。

(3) もっとも、本国の法令に違反しない<sup>(g)</sup>で存在する団体に対しては、保護が要求される同盟国において設立されていないこと<sup>(h)</sup>または<sup>(i)</sup>保護が要求される同盟国の法令に従って構成されていないことを理由としては、当該団体に属する団体標章の保護<sup>(j)</sup>を拒絶することができない。

(i) この条の団体標章に関する重要な部分は、1911年のワシントン改正会議で取り入れられた<sup>3</sup>。この条は、1934年のロンドン改正会議で、さらに精巧

1. Actes de Paris, I, p. 89.

2. Actes de Lisbonne, pp.694/704, 761/3.

3. Actes de Washington, pp. 51/2, 230/1(proposals), 93, 96, 107, 223(observations), 304/5 (report of Sub-Committee), 309 (report to Plenary Committee), 253/4 (discussion and adoption in Third Plenary Session).

なものとなった<sup>1</sup>。

(ロ) 団体の団体標章は、その団体の存在が「本国の法令に反しない」場合にのみ、この条の規定により保護される。本国をどう解釈するかは明らかでない。この点に関しては、第6条の5 A(2)の本国の定義を援用していないし、また、第7条の2(1)の後段の規定からみて、その定義における第1の基準は必ずしも適用できないから、第7条の2における「本国」は、第6条の5 A(2)による標章の本国を意味するのではなく、当該団体の本国を意味するとするのが妥当であろう<sup>2</sup>。

この規定が適用できるためには、団体標章が属する団体の存在が本国の法令に違反してはならない。この規定もあまり明瞭ではない。しかし、それはおそらく当該団体がその本国の法令に従っているものであることを証明する必要がないことを意味するものである。しかし、その団体の存在が、それに関する法令に違反することが判明した場合には、その団体標章の登録および保護を拒絶できる。

(イ) この条は、「団体に属する」団体標章のみを含むものである。そして、その団体は、一般には、特定の国若しくは地域で生産された商品または特定の共通する特徴若しくは品質を有する商品の製造業者または販売業者の団体であろう。国若しくはその他の公共団体の団体標章は、この規定には含まれていない。この点に関し、団体の範囲を拡張する提案は1934年のロンドン改正会議では受け入れられなかった<sup>3</sup>。しかし、国やその他の公共団体の団体標章は、しばしば、条約第2条に示されている「内国民待遇」の規定、さらには国家の団体標章が同時に監督用および証明用の官の標識である場合には第6条の3の規定によっても保護される。

1. Actes de Londres, pp. 193/5(proposal),281/3 (observations), 407/9 (report of Third Sub-Committee), 467 (report of Drafting Committee), 517 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
2. Cf. TROLLER: Die mehrseitigen völkerrechtlichen Verträge im internationalen gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht, p.55.
3. Actes de Londres, pp. 193/4, 409, 467, 517.

(ニ) この条は、「団体標章」に関するものである<sup>1</sup>。団体標章は、各国の国内法令により、一様には定義されていない。しかし、大ざっぱには、次のようにいうことができる。すなわち、ある企業と他の企業との商品またはサービスを識別するために用いる標識ではなく、団体標章の所有者の監督のもとに、その団体標章を使用する異なる企業の商品またはサービスについての地理的原産地またはその他共通の特徴を識別するために用いる標識である。団体標識は一般には特定の品質の保障を含むものである。同盟国は、この条の諸規定に従い、団体標章を登録のために受理し、かつ、保護を与える義務を負う。

(ハ) 「同盟国は約束する(undertaking of the countries of the Union)」の用語から、また次の問題を生ずる。すなわち、団体標章の保護を認める国においては、利害関係人は、その国における行政機関または司法機関に対し、この条の適用を直接に請求できる自己執行的規定と、この条をみなすことができるかどうかということである。この点に関するこの条の問題は、第6条の2の場合に類するものであり、それ故に第6条の2の注釈(イ)を引用することができる。ここで、結論をくりかえすと、この条は、同盟国の行政機関または司法機関の側からもその保護を約束することを含むものであり、それらの機関は、利害関係人の請求により、この条の規定を直接に有効にならしめなければならないということである。このことは、たとえば、その国の国内法制度が団体標章の登録や保護に関し特別の規定を設けていない場合であっても、その国の権限を有する機関は、団体標章を登録し、かつ保護する義務を負うことを意味する。反面、同盟国が団体標章に関し特別の制度を有する場合には、その制度は、この条に規定する他の規定を考慮して、この条約第2条および第3条により外国の団体標章に適用される。

(ニ) 条約第2条(2)からも推測できるように「内国民待遇」の原則に関しては、その保護を求める国における住所も営業所も何ら要求されない。この規

1. Cf. PAHUD : La marque collective en Suisse et à l'étranger, 1938 ;  
EGGER : "A propos de la marque collective," Schw. Mitt., 1962, p. 100.

定の後段は、さらに、団体に属する団体標章の登録および保護に関しては、その団体はいずこにも工業的または商業的営業所を有することを要求されない旨を規定している。いい換えれば、これらの団体は、自らは工業的または商業的営業所を何ら有することなしに、他人が団体標章を使用するのを監督するだけである。そして、この場合の他人は、その団体標章を使用する商品またはサービスについての営業所を有する。

(b) 同盟国は、団体標章の保護を認める場合に従うべき特別の条件を自由に設けまたは適用することができる。その場合には、国内の団体標章およびこの条約により保護される団体標章の双方に適用する。この特別の条件は、その事項に関して一般的規定を設けること、あるいは団体標章の保護を求めている各標章に関して決定することのいずれかにより行なうことができる<sup>1</sup>。保護の条件は、保護を求めている団体の性格と結びつけることができ、また、たとえば、その団体が自ら工業的または商業的営業所を有することを排除することができる<sup>2</sup>。その条件は、団体標章の性格およびその団体標章のそのものの使用に関して当該団体により与えられる保証と結びつけることもできる<sup>3</sup>。同盟国は、たとえば、団体標章の移転を禁止することも自由である<sup>4</sup>。

(c) 同盟国は、とくに団体標章の保護が公共の利益に反する場合には、その保護を拒絶することができる。公共の利益（第5条C(3)の最後参照）は、第6条の5B(3)に規定する公の秩序と混同をしてはならない。公の秩序は、当該国の法律や社会の基本観念についての表現である。公共の利益は非常に広い概念であり、一般的に品質の保証を示す団体標章によって指示される特定の商品またはサービスの共通の特徴を判断するにあたっての、公衆の利益

1. Actes de Washington, p. 309.

2. See in Federal Republic of Germany: Bundespatentgericht, 4/8/1966, G. R. U. R. Int., 1967, p. 72.

3. Actes de Londres, pp. 408, 517.

4. Actes de Washington, pp. 304, 309, 254.

5. Actes de Londres, p. 194.



に関するものである。<sup>1</sup> その団体標章の保護が、そのような公共の利益に反するものである場合には、その登録および保護は拒絶される。

(i) 「保護される」および「保護」の語は、前項の冒頭の語からみて、出願および登録のための団体標章の受理も含むものとみなされなければならない。<sup>2</sup>

(x) (3)のこの部分は、(1)ですでに述べていることの単なるくり返しにすぎないが、この規定をより正確なものにしている。

(y) 団体標章の保護を求めている団体の存在が本国の法令に反しない場合には、その団体が、その保護を求めている国において設立されているものではないことを理由として、その登録および保護を拒絶することはできない。この原則は、条約第 2 条(2)で定められている一般原則と一致している。

(z) 保護を求めている団体が、保護を求めている国の法令に従って構成されていないことを理由としても、団体標章を拒絶することはできない。

(w) ここでも、また、「保護」の語は、出願および登録のための受理を含むものとみなされなければならない。

### 第 8 条(イ)

商号<sup>(a)</sup>は、商標の一部<sup>(b)</sup>であるかどうかにかかわらず、<sup>(c)</sup>登記の申請または登記が行われていることを必要としないで、すべての同盟国において<sup>(\*)</sup>保護される。

(i) この条は、すでに1883年の条約の最初の正文に含まれていた。<sup>3</sup> 1925年のヘーグ改正会議は、条約の他の規定との統一をはかるため、一つの点について用語の改正をした。<sup>4</sup>

(ii) すでに考察したように(第 1 条(2)の注釈(1)参照)、商号とは何かの概

1. Actes de Washington, pp. 107, 304; Actes de Londres, pp. 282, 409.

2. Actes de Washington, p. 309.

3. Actes de Paris, I, pp. 27(proposal), 97/100, 143(discussions and adoption).

4. Actes de La Haye, pp. 525 (report of General Committee), 545 (report of Drafting Committee), 577 (adoption in Second Plenary Session).

念は、同盟国が異なるごとに異なっている<sup>1</sup>。保護を求めている名称が「商号」であるかどうかは、保護の求められている国において解決しなければならない保護の要件の問題である。

この条は、一般的に規定されているけれども、この条による商号の保護は、第2条または第3条の規定に従い、条約による利益を受けることができる者だけが求めることができる<sup>2</sup>。

(イ) この条の規定による商号の保護は、その商号が商標として使用されまたは商標の一部となっているかどうか、またその商標が保護されているかどうかの問題とは無関係でなければならない。もしも、たとえば、商号を含む商標が放棄され、一般公衆のものとなっている場合にも、その商号の保護は影響を受けない<sup>3</sup>。

(ロ) 商号は、この条の規定に従い、登記の申請または登記が行なわれていることを要することなしに保護される。このことは、保護を求められている国においては、たとえその国において登記が義務となっている場合でも、自国においてもまた他の国においてもとくに商号の本国においても、その商号についての登記の申請または登記を要求することができないことを意味する。ある国の法令が登記を条件として内国商号を保護することとしている場合には、この規定は、外国の商号の利益のために登記の義務を免除することを意味するであろう。このような事態は、第2条(2)の規定に関して生ずるものに類する(2条(2)の注釈(ロ)参照)。

(ハ) この条は、商号は保護されるべき旨を定めているが<sup>4</sup>、その保護の方法

1. See "Protection du nom commercial en France en divers autres pays," R. I. P. I. A., 1962, p. 145.

2. Actes de Paris, I, pp. 98/100, 143.

3. Actes de Paris, I, p. 97.

4. Cf. CONTE: "La protection du nom commercial et l'article 8 de la Convention d'Union," P. I., 1931, p. 200; SAINT-GAL: "Protection du nom commercial sur le plan international," R. I. P. I. A., 1962, p. 189; 1964, p. 92; and "Der internationale Schutz des Handelsnamens," G. R. U. R. Int., 1964, p. 289.

についての詳細を定めていない（第9条および第10条の3をも参照）。同盟国は、特別の立法、不正競争に対する立法またはその他適正な措置のいずれかによってその保護を規制するかは自由である。その保護は、たとえば、その商号に対し同一の商号、混同する程度に類似している商号または類似する商号の使用が公衆の間で混同を生ぜしめることに対し責任がある場合に、そのような使用をしている第三者の不法行為に対して与えられるのが一般であろう。各国は、同姓を商号として使用する場合の特別の措置を規定することができる。

外国の商号に対して与えられる保護は、この条約第2条において示されている内国民待遇の原則の観点から、国内の商号に与えられる保護とひとしくなければならない<sup>1</sup>。しかし、ある国がその国において登録されている商号に対する保護と登録されていない商号に対する保護とが異なっている場合には、当該国において登録されていない外国の商号に対し、登録されていない内国の商号よりも厚い保護を与える必要はない<sup>2</sup>。もしも、いずれかの国で、公衆の間での混同の蓋然性をもって、ある商号を他の商号あるいは標章から保護する基準としている場合には、そのような国は、外国の商号が保護されるためには、その国において、ある範囲にわたって使用され、あるいは知られるにいたっていることを要求することができる。そうでなければ混同のおそれはないからである<sup>3</sup>。

1. Cf. in France: Cour de Paris, 13/6/1961, Ann., 1962, p. 54; id., 8/12/1962 Ann., 1963, p. 147.

2. Cf. in Austria: Oberster Gerichtshof, 2/9/1958, G. R. U. R. Int., 1959, p. 300; id., 21/11/1961, G. R. U. R. Int., 1962, p. 251; in Switzerland: Bundesgericht, 4/5/1964, G. R. U. R. Int., 1966, p. 95; id., 6/10/1964, ibidem, 1965, p. 513.

3. Cf. in Federal Republic of Germany: Bundesgerichtshof, 4/11/1966, G. R. U. R. Int., 1967, p. 396, and in Austria and Switzerland the decisions referred to in the preceding footnote.

第9条<sup>(イ)</sup>

(1) 不法に商標または商号を附したすべての商品は、その商標または商号について法律上の保護を受ける権利を有する同盟国に輸入される際に差押えられる<sup>(ロ)</sup>。

(2) 差押えは、また、不法に商標若しくは商号を附する行為が行なわれた同盟国またはその商品が輸入された同盟国の国内においても行なわれる<sup>(ハ)</sup>。

(3) 差押えは、検察官その他の権限のある当局または利害関係人（自然人であると法人であるとを問わない。）の請求により、各国内法令に従って行なわれる<sup>(ニ)</sup>。

(4) 当局は、通過の場合には、差押えを行なうことを要しない<sup>(ホ)</sup>。

(5) 同盟国の法令が輸入の際における差押えを認めないときは、この差押えの代りに、輸入禁止または国内における差押えが行なわれる<sup>(ヘ)</sup>。

(6) 同盟国の法令が輸入の際における差押え、輸入禁止および国内における差押えを認めないときは、その法令が、そのための改正を受けるまでの間<sup>(ト)</sup>、これらの措置の代りに、その同盟国の法令が同様の場合に、内国民に保障する訴訟その他の手続きが認められる。

(イ) この条は、すでに1883年の条約の最初の正文に含まれている<sup>1</sup>。1900年のブラッセル改正会議で採択された改正条約により、項を追加する修正がなされ<sup>2</sup>、また1911年のワシントン改正会議でさらに改正<sup>3</sup>が行なわれた。1925年

- 
1. Actes de Paris, I, pp. 27 (proposal for Article 6), 79/89, 91/7, 142/3 (discussions and adoption).
  2. Actes de Bruxelles, pp. 45/6 (proposal), 246/9, 255/6, 311/2 (discussions and adoption).
  3. Actes de Washington, pp. 97 (proposal of France), 302/3 (report of Committee), 309 (report to Plenary Committee), 245/5 (discussion and adoption in Third Plenary Session).

のヘーグの改正会議は、種々の面にわたる改正<sup>1</sup>を採択した。

(四) いくつかの場合については、この条約は、工業所有権の特定の侵害の場合に講ずることができる措置を定めているけれども（第5条の4、第6条の2、第6条の7参照）、侵害に対し同盟国の国内法令が規定すべき制裁その他の救済手続の問題については、一般的には触れていない。輸入国において保護されている商標または商号を不法に附した商品の輸入の場合における特定の制裁を条約に規定しようとする試みは、あまりにも野心的であることがわかった。この条の現在の表現は、とくに(1)、(2)、(3)および(5)は、表面的には非常に厳格であるけれども、この条約による利益を受ける権利を有する者に対し、すべての同盟国において、それらの国の工業所有権の侵害の場合における制裁その他の救済を含む内国民待遇を保障するこの条約第2条および第3条において示されている一般原則に實際上附加されているものはほとんどない。

商標または商号についての権利の侵害の場合に、その商標または商号を附した商品の輸入の際における差押え、輸入禁止または国内における差押えを規定した後で、第6項において、それらの措置を認めない同盟国は、それらの措置に代えて、その国における法令が同様な場合に内国民に保障する訴訟その他の手続きをもって代えることができることを規定しているのがこの条の効果である。こうして、内国民待遇の原則は、商標および商号についての権利の侵害に関する制裁その他の救済に適用され、また、十分に考慮されるであろう。

このようなわけで、この条で重要なことは、商標および商号についての権利を保護するために相当と認められる一連の措置を示唆することおよび国内法令がそれらの措置を設けているときには、この条約の適用のある事件につ

1. Actes de La Haye, pp. 249/50 (proposal), 346) observations). 469/70 (report of Fourth Sub-Committee), 525 (report of General Committee), 545/6 (report of Drafting Committee), 577 (adoption in Second Plenary Session).

いて、それらの適用の義務づけを強調していることだけである。<sup>1</sup>

この条(1)の規定の履行は、当該国の国内法令および行政または司法手続きに完全に委ねられている。

(v) この条(2)は、次のことを指摘している。すなわち、当該国の国内法令がそのように規定している場合には、不法に商標または商号を附した商品の差押えは、その商品にその商標または商号が附された国並びにその輸入国においても行なわれる。

(vi) 当該国の国内法令は、その請求により、差押えが行なわれることを定めるであろう。「自然人または法人」の語は、それだけで利害関係人の連合体または団体による請求を認めることの義務づけを意味するものではない<sup>2</sup>（この問題に関しては第10条の2参照）。

(vii) この規定は、自明であり、説明するまでもない。

(viii) この規定は、自明であり、説明するまでもない。

(ix) 「法令がそのための改正をするまでの間」の語句は、1925年のヘーグの改正会議で加入されたものである。この語句は、同盟国に対し、この条の先行する各項の規定に従って法令を制定することを単に勧告するにすぎないものであると解釈されるべきであるが、この勧告は何らの義務、道義上の義務さえも課するものではないことが明らかに了解<sup>3</sup>されていた。

1. Actes de Washington. pp. 302/3, 309. See also in France: Cour de Paris, 29/6/1962, Ann., 1965, p.201.

2. Actes de La Haye, pp.470, 545.

3. Ibidem, pp.470, 525, 545.

## 第10条(イ)

(1) 前条の規定は、産品の原産地<sup>(a)</sup>または生産者、製造者若しくは販売人<sup>(b)</sup>に関し、直接または間接<sup>(c)</sup>に虚偽の表示が行なわれている場合について適用する<sup>(\*)</sup>。

(2)、(1)の産品の生産、製造または販売に従事する生産者、製造者または販売人であって、原産地として偽って表示されている土地、その土地の所在する地方、偽って表示されている国または原産地の虚偽の表示が行なわれている国に住所を有するものは、自然人であると法人であるとを問わず、すべての場合において利害関係人と認められる<sup>(b)</sup>。

(i) この条の基本的部分は、すでに1883年の条約の正文に含まれていた<sup>1</sup>。しかし、その際の規定は、特定の地域の名称を原産地の表示として、虚偽に附した産品に対し、かつ、その表示が詐欺の意思をもって仮設の商号に附加され、または使用された場合にのみ適用されるものであった。また、その際の第2項の規定も、現在よりも極めて制限されたものであった。1900年のブラッセル<sup>2</sup>、1910年のワシントン<sup>3</sup>、1925年のヘーグ<sup>4</sup>、1934年のロンドン<sup>5</sup>並びに

1. Actes de Paris, I, pp.27 (proposal for Article 6), 91, 100/4, 144/5 (discussions and adoption).
2. Actes de Bruxelles, pp. 46 (proposal), 100, 167 (observations), 249/50 (discussion and adoption).
3. Actes de Washington, pp. 97, 104 (proposals of France and U.K.), 302/3 (report of Committee), 310 (report to Plenary Committee), 254/5 (adoption in Third Plenary Session).
4. Actes de La Haye, pp.250/2(proposal), 347/8(observations), 470/2(report of Fourth Sub-Committee), 525 (report of General Committee), 546 (report of Drafting Committee), 577/8 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
5. Actes de Londres, pp. 195/7 (proposal), 283/7 (observations), 411/7 (report of Fourth Sub-Committee), 468/9 (report of Drafting Committee), 517/9 (discussion and adoption in Second Plenary Session).

1958年のリスボン<sup>1</sup>の改正会議は、種々の点にわたってこの条を全面的に改正した。しかし、リスボン会議は、それよりも前に行なわれた改正に比し、非常に広範囲にわたってこの条を改正することに成功した。この条は、現在のところ、産品の原産地について、直接または間接に虚偽の表示を行なっているすべての場合に適用し、その表示が特定の地名若しくは国名であるか、詐欺の意思をもって仮設若しくは僭用の商号に附加し、または使用しているものであるかを問わない。また、この規定は、産品の生産者、製造者または販売人について直接または間接に虚偽の表示が行なわれているすべての場合にも及ぶものであり、この点において、不正競争の禁止に関する第10条の2<sup>2</sup>の規定と同種のものである。

(d) 1958年のリスボン会議で改正されてからは、この条が適用されるのは、特定の地名または国名を産品の原産地とする虚偽の表示、すなわち、地理的原産地名の虚偽の表示には限定されない。それ故、この規定は、産品の原産地が地理的表示以外のもの、たとえば、手製品として虚偽の表示をする場合にも適用される（また、第10条の2(3)の3号をも参照）。しかし、この規定が今後とも主に適用されるのは、原産地名称を含む地理的原産地の虚偽の表示であろう。この見解に関しては、第1条(2)についての注釈(f)および(i)並びにその考察において言及している1891年のマドリッドおよび1958年のリスボンの特別の取極めを参照。

原産地の表示および原産地名称に伴う困難なものの一つは、1以上の国で何をもって原産地表示または原産地名称とみなし、ときには、他の国で特定の前産地の産品に限定されない一般名称であるとみなしている

1. Actes de Lisbonne, pp. 776/9 (proposal), 779/84 (observations), 784/7 (discussion in Fourth Committee), 850/2 (report of Fourth Committee), 788 (discussion Committee), 104 (adoption in Second Plenary Session), 118 (General Report).

2. See EIER: "Täuschende Reklame und Schutz der geographischen Herkunftangaben," G. R. U. R. Int., 1966, p. 197.



<sup>1</sup>かということである。リスボン会議では、その難問は保護が求められている国の法令または司法上の決定で解決しなければならないだろうとの説明がさ<sup>2</sup>れた。

(v) 1958年のリスボン会議で改正されてからは、この規定は、生産者、製造者または販売人について直接または間接に虚偽の表示が行なわれた場合にも適用できる。上で考察したように（注釈(iv)を参照）これは、次のことを意味する。すなわち、その場合にも、同盟国の国内法令が適用され、第9条で指摘したように、その法令が、そのような虚偽の表示を附している製品の輸入の際の差押えその他の措置を規定しているときは、この条の規定に該当する事件について、それらの措置を適用することを義務づけられる。

おそらく同盟国の国内法令は、生産者、製造者または販売人についての虚偽の表示の禁止を不正競争の防止の特別の場合として取扱うであろう。同姓名の場合については特別の考慮を払うこととならう。<sup>3</sup>

(vi) 原産地について直接に虚偽の表示を行なうのは、原産地を表示する言葉そのまま用いる場合である。間接にその虚偽の表示を行なうのは、たとえば、その原産地に関して虚偽の宣伝をした後に、原産地の表示なしに製品を引き渡す場合あるいはその原産地を示唆する絵をもって原産地を表示している場合である。

(vii) すでに考察したように（第9条の注釈(iv)参照）、第9条の規定を適用することは、次のことを意味する。すなわち、原産地または生産者等の虚偽表示の場合においても、保護の求められている国の国内法令が適用され、第9条で指摘したように、その法令が、そのような虚偽の表示を附している製品の輸入の際の差押え、その他の措置を規定しているときは、この条の規定に該当する事件について、それらの措置を適用することを義務づけられる。

---

1. Examples given at the Conference of Paris in 1880 were "eau de Cologne," "cuir de Russie" and "velours d'Utrecht"; cf: Actes de Paris, I, p. 88.

2. Actes de Lisbonne, p. 778.

3. Ibidem, p. 786.

(ハ) この条(2)は、土地、地方または国が、産品の原産地として虚偽に表示されている場合に関するものであり、したがって、虚偽の地理的表示に対してのみ適用される。これらの場合について困難なことは、地理的表示は、一般には個人的所有に属するものではなく、したがって、商標、商号並びに生産者等の虚偽の表示に関して説示する場合の事情とは正反対であるという点である。すなわち、このような場合には、虚偽の地理的表示の使用に反対するについて、正当な権限を明らかに有する所有者その他の者がいないことである。そこで、この規定は、その権限を定め、当該産品の生産、製造または販売に従事する生産者、製造者または販売人であって、原産地として偽って表示されている土地若しくは国、その土地の所在する地方または原産地の虚偽の使用が行なわれている国に住所を有するものを利害関係人と認めている。

第1の範疇に属するその生産者等は、その居住する土地、地方または国についての虚偽の表示により害を受けるであろうから、直接に利害関係を有することは明らかである。さらに、第2の範疇に属する生産者等は、原産地の虚偽の表示がいずれかの国で行なわれることは、一種の不正競争行為とみられるので、間接的に利害関係を有するものとみなされることができ<sup>1</sup>る。第2の範疇の生産者等は、よりすみやかに虚偽表示の阻止に介入でき<sup>1</sup>るであろうと考えられていた。

この条(2)は、その利害関係人にそれを認める国においては権限を有する行政機関および司法機関がそれを直接に適用しなければならないように規定されている。言い換えれば、「自己執行的規定」である。

---

1. Actes de Londres, pp. 416/7 (proposal of Cuba), 468/9.

## 第10条の2(イ)

(1) 各同盟国は、同盟国の国民を不正競争<sup>(ロ)</sup>から有効に保護しなければならない<sup>(ハ)</sup>。

(2) 工業上または商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する<sup>(ニ)</sup>。

(3) 特に次の行為、主張及び表示は、禁止されなければならない<sup>(ホ)</sup>。

1. いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品または工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為<sup>(ヘ)</sup>
2. 競争者の営業所、産品または工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張<sup>(ト)</sup>
3. 産品の性質、製造方法、特徴、用途または数量について公衆を誤らせるような取引上の表示または主張<sup>(チ)</sup>

(イ) 1883年の最初の条約は、不正競争の防止に関する特定の条項は何ら含んでいなかった。条約による利益を受ける権利を有する者に対して保障しなければならない「内国民待遇」に関する工業所有権の対象の中に不正競争の防止が列挙すらされていなかった事実にかんがみ、1900年のブリッセル改正会議で採択された改正条約は、新たに第10条の2の規定を加え、不正競争に関する後者の原則を導入した。1911年のワシントンの改正会議は、さらに一步を進め、すべての同盟国に対し、同盟国の国民を不正競争から有効に保護しなければならない義務を同条に規定した<sup>2</sup>。1925年のヘーグの改正会議は、その義務を強化するとともに、同条に不正競争行為の定義および例示的列挙

- 
1. Actes de Bruxelles, pp.164 (proposal of France), 187/8, 310; 382/3 (discussions and adoption).
  2. Actes de Washington, pp.53(proposal), 105, 224(observations), 305 (report of Committee), 310 (report to Plenary Committee), 255 (discussion and adoption in Third Plenary Session).

を含ませ<sup>1</sup>た。1934年のロンドン改正会議は、これらの規定を改善<sup>2</sup>し、また、1958年のリスボン改正会議は、不正競争行為の例をさらに追加<sup>3</sup>した（第3項第3号）。

(ロ) 「不正競争」とは何かの解釈について同盟国の間で異った概念が存在している。多くの国では、種々の行為を不正競争行為であるとみなしているが、他の国ではそうではなかったり、特別な情況のもとにおいてのみ不正競争行為があるとみなしたりしている。不正競争行為<sup>4</sup>に対して有効な保護を与えるにあたっては、各国はどの行為が不正競争行為に該当するかを自ら決定することができる。しかし、この条(2)および(3)の規定を満たしている場合に限られる。

(イ) この条(1)は、一つの側面を、(2)および(3)は他の側面を定めたものであり、異なった性格をもっている。

(1)は、単に同盟国に対し、(他の)同盟国の国民——および第3条に基づき同様に扱われるもの——を不正競争から有効に保護しなければならない義務を規定したにすぎない。

多くの国では、法令以外の措置によって不正競争から有効に保護すること

1. Actes de La Haye, pp. 252/5 (proposal), 348/51 (observations), 472/8 (report of Fourth Sub-Committee), 525 (report of General Committee), 546 /7 (report of Drafting Committee), 578/81 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
2. Actes de Londres, pp.197/8 (proposal), 287/90 (observations), 417/22 (report of Fourth Sub-Committee), 469/70 (report of Drafting Committee), 519 (adoption in Second Plenary Session).
3. Actes de Lisbonne, pp.725(proposal of Austria),725/6(discussion in Third Committee), 789/90 (discussion in Fourth Committee), 852 (report of Fourth Committee), 726/7, 790 (discussion in General Committee), 106 (adoption in Second Plenary Session), 118 (General Report).
4. See, for example, ULMER c. s., Das Recht des unlatueren Wettbewerbs in den Mitgliedstaaten der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft, 1965. and for other countries, G. R. U. R. Int., 1959, p. 517 (U. S. A.); 1964, pp. 233 (Norway), 300 (Denmark), 358 (Finland) and 443 (U. K.).

はしないであろう。しかし、各改正会議<sup>1</sup>は、同盟国は、自国の現存する一般法令、一たとえば、不法行為に対する民法の規定またはコモンローの原則一が不正競争から有効に保護するに充分であるときは、このために特別の立法をする義務を負うものではないことを認めている。

他方(2)および(3)には、直接適用できる形において、何が不正競争を構成する行為であるかの定義、およびとくに禁止されなければならない行為の例が含まれている。これらの規定は、その可能性を認める国においては、「自己執行的規定」とみなさなければならず、また、それ故に、不正競争に対する保護が求められている国の司法機関または行政機関は、その規定を直接に適用しなければならない。これらの点についてのこれ以上の考察は以下に述べるところにゆずる<sup>2</sup>。

(二) この規定は、不正競争行為を工業上または商業上の公正な慣習に反する行為として定義している。

「競争」をどのように理解するかは、各国がその概念に従い決定する。そして、各国は狭義すなわち産業または取引の部門を同じくする範囲内における競争行為でない行為であるが、他の産業または取引の部門において確立した名声による利益を不当に受けるもので、かつ、それにより、その名声を低める行為<sup>3</sup>にまで不正競争行為の概念を拡張することができる。

工業上または商業上の公正な慣習に反する競争行為<sup>4</sup>は、不正なもののみな

- 
1. Actes de Washington, pp. 305, 255; Actes de La Haye, pp. 472, 578.
  2. Cf. in Mexico: Juez Primero de Dimero en Materia Administrativa en el Distrito Federal, 28/8/1963, Rev. Mex. P. I., 1963, p. 340, G. R. U. R. Int., 1967, p. 29 (German translation).
  3. Cf. SAINT-GAL: "Concurrence déloyale et concurrence parasitaire," R.I.P. L.A., 1956, p. 19; and "Unlauterer und parasitärer Wettbewerb," G. R. U. R. Int., 1956, p. 202; 1957, pp. 7, 410; 1958, p. 399.
  4. Cf. in Italy: Corte di Cassazione, 31/7/1957, G. R. U. R. Int., 1958, p. 535 (No. 1837) (German abstract).

されなければならない。この基準となる慣習は、不正競争に対して保護を求められている国に存在する公正な慣習に制限されない。それ故に、その国の司法機関または行政機関は、国際取引において確立されている公正な慣習も考慮しなければならない。

保護が求められている国の司法機関または行政機関は、被疑行為が工業または商業上の公正な慣習に反するものであることを確認したときは、その行為は不正競争行為であるとの判決をしなければならず、かつ、国内法令が定める制裁その他の救済規定を適用しなければならない。多方面にわたる種々の行為も上記の基準に対応して判断することができる<sup>1</sup>。

(附) この条(3)は、とくに不正競争とみなされるべきであり、したがって禁止されなければならない行為を例示的に列挙している。この規定は、また、すべての同盟国に対して共通の法令としての意味をもち、<sup>2</sup> 各国の国内法令の一部として受け入れられるか、あるいは各国の司法機関若しくは行政機関が直接に適用しなければならないものである。この不正競争行為の列挙は、制限的ではなく、<sup>3</sup> 最小限の例を定めたにすぎない。

(イ) 不正競争行為とみなされなければならない行為の最初の例は、いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品または工業上若しくは商業上の活動と混同を生じさせるようなすべての行為に関する。その混同は、同一若しくは類似の商標または商号の使用によって生じさせることができる。そこで、そのような混同は、しばしば商標や商号に関する特別の法令により禁止されている。もしも、そのような法令がない場合には、それらの行為により混同を生ぜしめる行為は、不正競争行為として禁止されなければならない

- 
1. 前前頁の脚注4にあげた文献および BIRPI's Model Law for Developing Countries on Marks, Trade Names, and Acts of Unfair Competition, 1967, p.78. 参照, See also, for example, in Austria: Oberster Gerichtshof, 9/10/1957, G.R.U.R.Int., 1959, p.397
  2. Actes de La Haye, pp.472, 475/7, 546/7.
  3. Ibidem, p.547.

い。このことは、包装の形態<sup>1</sup>、周知の名称<sup>1</sup>、企業の所在地その他の特徴<sup>2</sup>などのように混同を生ぜしめることができる他の手段についてもあてはまる。これらの行為が善意で行なわれたことは、制裁の適用にあたっては影響を与えるかも知れないが、この規定の適用とは無関係である<sup>3</sup>。

(b) 不正競争行為とみなさなければならない第2の例は、競争者の営業所、商品または工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張に関する。競争者の営業、商品またはサービスの信用を害する虚偽の主張によって競争者の信用を害する事実だけで、たとえ虚偽の主張をする者の側において加害の意思がない場合でも、この規定を適用するに充分である<sup>4</sup>。厳密には虚偽でないが信用を害する主張が、どんな状況のもとで不正競争行為を構成するかどうかは各国の国内法令または判例法に委ねられている<sup>5</sup>。

(c) 不正競争行為の第3の例は、公衆を誤らせる主張に関する。しかし、この場合、その主張は、とくに競争者の商品に関するものではなく、（これは、前号の規定に一般的に含まれている）その主張をしている者の商品に関するものである。この規定は、当該商品の性質、製造方法、特徴、用途または数量について公衆を誤らせるような取引上のすべての表示および主張に適用される。産品の原産地名、原産地表示<sup>6</sup>、または生産者、その営業所若しくはその工業上若しくは商業上の活動に関する類似の表示または主張に関するものではない。それらの行為に関しては、この条約第10条に該当しない限り<sup>7</sup>、国内法令または判例法は、それらの行為が工業上または商業上の

1. Actes de La Haye, p.476.
2. Actes de Londres, p.198.
3. Actes de La Haye, pp.476/7, 581.
4. Ibidem, p.477.
5. Actes de Londres, p.418
6. Actes de Lisbonne, pp.726, 790.
7. Ibidem, p.789.

---

公正な慣習に反する行為かどうかを決定し、それにより不正競争行為であるとみなされなければならない。



## 第10条の3(イ)

(1) 同盟国は、第9条、第10条および第10条の2に規定するすべての行為を有効に防止するための適切な法律上の救済手段を他の同盟国の国民に与えることを約束する<sup>(a)</sup>。

(2) 同盟国は、さらに、利害関係を有する生産者、製造者または販売人を代表する組合または団体で本国において適法に存在するものが、保護が求められる同盟国の法令により内国の組合または団体に認められている限度において、第9条、第10条および第10条の2に規定する行為を防止するため司法的手段に訴えまたは行政機関に申立てをすることができることとなるように措置を講ずることを約束する<sup>(b)</sup>。

(i) この条は、1925年のヘーグの改正会議で導入された<sup>1</sup>。その表現は、1934年のロンドン改正会議でわずか修正された<sup>2</sup>。

(ii) この条(1)は、第9条、第10条および第10条の2に規定するすべての行為を有効に防止するための適当な法律上の救済手段を他の同盟国の国民——および第3条により同様に扱われるもの——与えることをすべての同盟国に義務づけている。これは、①当該国において保護を受ける権利がある商標または商号を不法に附した商品の取引をすること、②産品の原産地または生産者、製造者若しくは販売人に関する虚偽の表示を行なうことおよび、③不正競争行為を有効に防止するための法令を制定し、完備しまたは維持することを同盟国に対し義務づけているにすぎないものと理解されるべきである。最後の義務(③に基づくもの)は、第10条の2(1)にも規定されている。その

1. Actes de La Haye, pp.252/5 (proposal concerning Article 10bis), 349/51 (observations), 478/80 (report of Fourth Sub-Committee), 525/6 (report of General Committee), 547 (report of Drafting Committee), 581 (discussion and adoption in Second Plenary Session).
2. Actes de Londres, pp.422 (proposal of U. K. and report of Fourth Sub-Committee), 470 (report of Drafting Committee), 519 (adoption in Second Plenary Session).

規定に対し、この条の規定は、適当な法律上の救済手段の規定を設けなければならないことを附言しているにとどまる。最初の二つの義務（①および②に基づくもの）に関しては、この条の規定は、第10条の規定によっても適用される第9条(6)の規定を補足しているものである。なぜなら、第9条(6)は、これらの場合に訴訟その他の救済手段が保障されなければならない旨を定めているからである。

ヘーグ改正会議では、国内の法令は、第9条、第10条および第10条の2に規定されている行為を有効に阻止するための規定を設けるにあたっては、損害賠償の請求を許す規定と制裁される行為に対する差止めを定める規定との間で差異を設けることができることが了解された。善意で行なわれた行為に関して損害賠償を認めないことはできるが、反対に差止請求には、同様のことは適用され<sup>1</sup>ない。

(v) この条(2)は、また、同盟国が「約束する (undertaking)」ことを定めている。この語句は、第6条の2、第6条の6および第7条の2でも使用されているが、ここで使用されているものは、それらの場合とは異った内容をもっている。それらの条の規定によれば、各国は、ある対象を拒絶し、無効にし、保護または受理することを約束している。そして、それは、そのような可能性を認める国においては、その国の行政機関または司法機関に直接義務づけているものと解釈される。それに対し、この条の規定によれば、各同盟国は……等のできる措置を規定することを約束し、それは立法にのみ関するものと理解される。

このような法令の内容は、利害関係を有する生産者、製造者または販売人に、第9条、第10条および第10の2に規定する行為が行なわれた場合に、訴訟ができるようにするものでなければならない。組合または団体にそのような権限を認めるについては二つの条件がある。第一は、組合または団体の存在が本国において適法に存在するものでなければならないことである（第7

1. Actes de La Haye, p. 581.

条の2<sup>1</sup>の注釈(ロ)を参照)。そして、第二は、その訴訟は、その保護が求められている国の法令が、その国の組合または団体に対し、その訴訟を認めている範囲においてのみ提起できるということである。

---

1. Cf. in Italy: Tribunale di Milano, 11/1/1964, G.R.U.R. Int., 1965, p. 253 (German translation).

第11条<sup>(イ)</sup>

(1) 同盟国は、いずれかの同盟国の領域内<sup>(ロ)</sup>で開催される公のまたは公に認められた国際博覧会<sup>(ハ)</sup>に出品される産品に関し、国内法令に従って<sup>(ニ)</sup>、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠および商標<sup>(ホ)</sup>に仮保護<sup>(ヘ)</sup>を与える。

(2) (1)の仮保護は、第4条に定める優先期間を延長するものではない。後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管官庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間が開始するものとする<sup>(ト)</sup>ことができる。

(3) 各同盟国は、当該産品が展示された事実および搬入の日付を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる<sup>(チ)</sup>。

(イ) 国際博覧会での工業所有権の保護の欠如ないし不十分が、この条約の締結を促進した理由の一つであった<sup>1</sup>のだから、この仮保護の原則が、すでに1883年の条約の正文に含まれていたのは当然である<sup>2</sup>。そのとき、それは、同盟国に、その趣旨にそって必要な立法上の措置を講ずるよう義務づけることを意図するものであった<sup>3</sup>が、その目的を達するための方法および手段は各国の自由<sup>4</sup>に委ねるものであった。この原則は1900年のブラッセル改正会議で確認され<sup>4</sup>、そこで、その会議で採択された議定書により同条に「各国の国内法令に従って」の語句が挿入された。1925年のヘーグ改正会議では、同条に非常に詳細な内容を規定しようとする野心的な提案がされたが、(2)および(3)の規定を追加することができるにとどまった<sup>5</sup>。

1. Cf. LADAS: The International Protection of Industrial Property, pp. 73 et seq., 347/8.
2. Actes de Paris, I, pp. 27 (proposal for Article 9), 104/8 (discussion), 145 (adoption); II, pp. 22, 31, 33/4 (discussion).
3. Ibidem, I, pp. 105/7.
4. Actes de Bruxelles, pp. 47/8 (proposal), 185/6 (discussion), 312 (adoption).
5. Actes de La Haye, pp. 255/62 (proposal), 351/2 (observations), 436/7 (report of Second Sub-Committee), 526 (report of General Committee), 547 (report of Drafting Committee), 581 (adoption in Second Plenary Session).

(d) 同盟国は、その国内法令において、自国の領域内において開催される国際博覧会についてのみ仮保護を与えてはならない。いずれかの同盟国の領域内で開催される博覧会のすべてにその仮保護を及ぼさなければならない。このことは、その国内法令によって与えられる仮保護は、この条約による利益を受ける権利を有する者が、その国において定められている条件のもとに出品された産品に関してのみではなく、他の同盟国において定められている条件のもとに出品された産品に関しても、主張できることを意味するものである。

(e) この規定は、公のまたは公に認められた博覧会<sup>1</sup>に出品された産品についての発明等の仮保護だけに適用される。この条件が満たされているかどうかの問題は、仮保護が求められている国の行政機関または司法機関が決定する。これは、上記の注釈(d)でも述べたように、博覧会が開催された国と同じ国である必要はない。

上記の諸機関は、博覧会が国またはその他の公的機関によって組織されているものであるときは、その博覧会は公の博覧会と認めるであろう。また、博覧会が国またはその他の公的機関によってそのように承認されているものであるときは、公に認められた博覧会と認めるであろう。さらに、その博覧会は国際的なものでなければならない。そしてこれは博覧会の出品物の中に、外国からの出品を含まなければならないことを意味する。

これらの定義は、あいまいな面を残しているので、いくつかの国は、国際事務局に対し、この規定が適用されることを望む博覧会について通告し、その後その事務局はその通告を印刷公表する。他の国は、公のまたは公に認

---

1. 「公のまたは公に認められた博覧会」の定義は1928年11月28日パリで調印された国際条約に示されている。しかしこの条の目的とその条約の目的とが全く異なるので、この定義をこの条に適用することはできない。

められた国際博覧会を公報に公告する。そのような通告や公告は、この条の規定に従い、保護を求められている国の関係機関を拘束するものではないが、その決定に根拠を与える。

同盟国は、国内法令により、この条の規定が意図している博覧会以外の博覧会についても仮保護を自由に与えることができることはいうまでもない。

(イ) この条は、従来どおり、同盟国に対し特定の博覧会に出品された産品について列挙されている工業所有権の対象を仮に保護するための法令を制定し、維持する義務を課しているだけである。その仮保護を与える方法は、同盟国の国内法令の選択に委ねられている。

(ロ) この条の規定により保護を与えなければならない工業所有権の対象は、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠および商標である。この規定は、サービス・マークや商号のような工業所有権の他の対象については言及していない。それ故、同盟国は、これらの対象物に仮保護を与える義務を負わないのはもとより、その国が望む場合に仮保護を与えることも自由である。

(ハ) 列挙されている工業所有権の対象についての国内法令による仮保護は、種々の方法で規定することができる。国内法令は、出品されている対象物に保護を与えるために、たとえば、この条約第 4 条で認められている優先権に類した優先権を与えることができる。その権利は、当該対象物が博覧会に搬入された日から一定の期間にわたって与えられる。優先権によるその保護は仮のものである。なぜなら、その権利は、所定の期間内に行使されないときは、その限度において消滅するものだからである。また、その仮保護は他の方法によることもできる。すなわち、たとえば特許を受けることができる発明を出品した場合において、その博覧会は、一定の期間、その発明の新規性を喪失させないことおよびその発明の出品者は、また、その発明についての第三者の冒認から保護される旨の規定を設けるという方法により、仮保護を与えることができる。なお、その他の保護として考えられる方法は、第三者が権利を取得した場合に、その権利に対して博覧会の出品者に先使用权

を認めることからなるものである。

(D) この条(2)は、この条によって与えられるべき仮保護と条約第4条によって与えられる優先権との関係を定めている。とくに、この条により意図されている仮保護が他の優先権の形態で与えられている場合には（上記注釈(イ)参照）その権利と第4条による優先権とは、前者に後者が積み上げられた形で保護されるのかどうかの問題を生ずる。積み上げの保護は、たとえば、利害関係人は、まず、博覧会の日から開始する優先期間内に、同盟の1国における優先権を伴って当該対象物の保護のための出願をし、その後、この最初の出願を基礎として、第4条に基づき与えられる優先権の新たな期間内に、博覧会による優先権を伴って、他の同盟国における保護のための出願をすることができることを意味する。

この項の前段の規定は、第4条に規定する優先権の期間を延長するものではないことを定めることにより、優先権の積み上げはできないことを示している。しかし、この項の後段の規定は、この条による保護および優先権が主張されている国の主管官庁にある程度自由の余地を残している<sup>1</sup>。ある対象物に係る博覧会が、その対象物の保護についての最初の出願よりも先に開催されているときは、第4条に基づく優先期間は、延長されることなく、その博覧会に産品を搬入した日から起算できる。

(F) 国際博覧会に出品された特定の対象物の仮保護に関する国内法令を適用するため、各同盟国は、その証拠書類の方式のいかんを問わず、当該産品が展示された事実および搬入の日付の双方を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる。その証拠書類は、たとえば、上記の事実および搬入の日付の双方に関する証明書であって、当該博覧会若しくは当該博覧会が開催された国の権限のある機関によって発行されたものからなる。

1. Actes de La Haye, p. 526.

2. Ibidem, p. 437.

## 第12条(4)

(1) 各同盟国は、工業所有権に関する特別の部局並びに<sup>(a)</sup>特許発明、實用新案、意匠および商標を公衆に知らせるための<sup>(b)</sup>中央資料館を設置することを約束する。

(2) (1)の部局は、<sup>(c)</sup>定期的な公報を発行し、<sup>(d)</sup>次に掲げるものを定期的に公示する。

(a) 特許権者の氏名およびその特許発明の簡潔な表示

(b) 登録された商標の複製

(i) この条(1)の基本的事項は、すでに1883年の条約の正文に含まれて<sup>1</sup>いる。その条約の必須の一部を構成する最終議定書は、その第5において工業所有権に関する特別の部局の業務には、できる限り、各同盟国において定期的な公報の発行を含む旨の規定を付加した。<sup>2</sup>1911年のワシントン改正会議は、公衆に知らせる対象に實用新案を加え、またその規定を議定書から条約自体に移行した。<sup>3</sup>1925年のヘーグ改正会議は、定期的な公報の発行を義務とし、<sup>4</sup>また、1934年のロンドン改正会議は、定期的に公示すべき対象を<sup>5</sup>明定した。

(ii) この条がねらっている管理機関は、特許発明、實用新案、意匠および商標を公衆に知らせるために設置されなければならない。工業所有権の他の

1. Actes de Paris, I. pp. 27/8 (proposal), 108, 145 (adoption).

2. Ibidem, pp. 151/2.

3. Actes de Washington, pp. 55 (proposal), 97, 224 (observations), 310 (report to Plenary Committee), 255 (adoption in Third Plenary Session).

4. Actes de La Haye, p. 263 (proposal), 353 (observation), 415/6 (report of First Sub-Committee), 526 (report of General Committee), 547/8 (report of Drafting Committee), 581 (adoption in Second Plenary Session).

5. Actes de Londres, pp. 198/9 (proposal), 344/5 (report of First Sub-Committee), 470/1 (report of Drafting Committee), 519 (adoption in Second Plenary Session).



対象については言及していないので、それらの対象を公衆に知らせるかどう  
か、その方法をどうするかは、同盟国が自由に決定できる。

(イ) 工業所有権の保護、とくにその国際的保護は当該権利を登録し、かつ  
それらの権利を公衆に知らせる国内の管理機関なしに、行なうことができな  
いことは明らかである。そこで、この条約は各同盟国に中央資料館を設置す  
ることを義務づけている。この条約第13条(3)(b)で示しているように、同盟国  
は、工業所有権に関する特別の国内部局の性格を有する共通官庁を設置する  
特別の取極めを締結することもできる。その共通官庁の一例は、アフリカ・  
マダガスカル工業所有権庁である。これは、1962年9月13日付の関係国間の  
協定によりユアンダ(カメルーン)に設置されている。

(ロ) 1925年のヘーグ改正会議で義務づけられている各国内管理機関による  
定期的公報の発行は、工業所有権の付与を公衆に知らせるための最も实际的  
な方法である。

(ハ) 各国内管理機関は、とくに工業所有権の最も重要な対象すなわち特許  
発明および商標に関する基本的資料を定期的に公示しなければならない。こ  
れらの資料は、特許権者の氏名およびその特許発明の簡潔な表示並びに登録  
された商標の複製である。また、主張されている優先権に関する資料も公示  
しなければならない(第4条D(2)および(5)を参照)。

管理機関は、特許若しくは登録の資料、出願の資料、実用新案、意匠、サー  
ビス・マークおよびこの条約第6条の3の規定による出願(第6条の3(3)  
(a)参照)等に関する同様の資料の非常に多くのものを公示することができ、  
通常はそうしている。

## 第13条(イ)

(1) (a) 同盟は、第13条から第17条<sup>(ロ)</sup>までの規定に拘束される同盟国で構成される総会<sup>(ハ)</sup>を設置する。

(b) 各国政府は、一人の代表によって代表され、その代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表<sup>(ニ)</sup>を任命した政府が負担する。

(2) (a) 総会は、次のことを行なうものとする。

(i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての事項を処理すること<sup>(ニ)</sup>。

(ii) 世界知的所有権機関（以下「機関」という。）を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局（以下「国際事務局<sup>(ホ)</sup>」という。）に対し、第13条から第17条<sup>(ヘ)</sup>までの規定に拘束されない同盟国の意見をも考慮して、改正会議の準備に関する指示を与えること<sup>(ト)</sup>。

(iii) 機関の事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し、及び承認し、並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項に関し必要なすべての指示を与えること<sup>(チ)</sup>。

(iv) 総会の執行委員会の構成国を選出すること。

(v) 執行委員会の報告及び活動を検討し、及び承認し並びに同委員会に対し指示を与えること。

(vi) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を採択すること並びにその決算を承認すること<sup>(リ)</sup>。

(vii) 同盟の財政規則を採択すること<sup>(ス)</sup>。

(viii) 同盟の目的を達成するのに適当とみられる専門委員会及び作業部会を設置すること。

(ix) 同盟の加盟国でないいずれの国並びに政府間機関及び非政府国際機関が総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるかを決定すること。

(x) 第13条から第17条までの規定の改正を採択すること<sup>(ル)</sup>。

(xi) 同盟の目的を達成するのに適切なその他の措置をとること。

(xii) この条約に基づく他の適切な任務を行なうこと<sup>(7)</sup>。

(xiii) 総会の承認を留保して、機関設立条約において与えられる権利を行使すること<sup>(7)</sup>。

(b) 総会は、機関が管理する他の諸同盟にも利害のある事項に関しては、機関の調整委員会の助言を得たうえで決定する<sup>(カ)</sup>。

(3) (a) (b)に規定する場合を除き、一人の代表は、一国のみを代表することができる。

(b) 第12条に規定する工業所有権に関する特別の国内の部局の性格を有する共通官庁を維持するために特別の取極にあたる協定のもとに結集した同盟国は、討議に関し、その結集国の一国を共同の代表とすることができる<sup>(キ)</sup>。

(4) (a) 総会を構成する各国は、一個の投票権を有する。

(b) 総会の構成国の2分の1をもって定足数とする。

(c) 総会は、(b)の規定にかかわらず、代表を出した国の数が総会の構成国の2分の1に満たないが3分の1以上である場合には、いずれの会期においても、総会自体の手續に関する決定を除き、決定することができ、この決定は次に規定する条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。国際事務局は、代表を出さなかった総会の構成国に対し、前記の決定を通知し、かつ、その通知の日から3カ月以内に投票するか又は棄権するかを書面により表明するよう要請するものとする。この期間が経過した時において、投票するか又は棄権するかを表明した国の数がその会期の定足数の不足分を満たす場合には、その決定は、同時に必要な多数決が得られた場合に限り、効力を生ずる<sup>(ク)</sup>。

(d) 第17条(2)に規定する場合を除き、総会の決定は、投票の3分の2の多数決を必要とする。

(e) 棄権は、投票とみなさない。

(5) (a) 次の(b)に規定する場合を除き、一人の代表は一国の名においてのみ投票することができる。

(b) (3)(b)に規定する同盟の諸国は、総会の会期には、原則として、自国の代表を派遣するように努めなければならない。ただし、そのいずれかの国が例外的理由のために、自国の代表を派遣することができないときは、その国の名において投票する権限を当該他の国の代表に与えることができる。ただし、各代表は、一国のみの代理投票をすることができるものとする。この代理投票の権限は、国の元首又は権限を有する大臣が署名している書面によって与えられなければならない<sup>(レ)</sup>。

(6) 総会の構成国でない同盟国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することができる。

(7) (a) 総会は、事務局長の招集により、3年に1回通常会期として会合し、例外的事情がないときは、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所で開かれる<sup>(ツ)</sup>。

(b) 総会は、執行委員会の要請又は総会の構成国の4分の1以上の要請があったときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(8) 総会は、その手続規則を採択する。

(イ) 第II章1においてすでに考察したように、第13条および同条以下の数カ条の規定は、この条約の規定の中で同盟国の権利および義務並びにこの条約によって形成される同盟の内部機関を規定する国際公法の規定並びに管理的性格の規定を含むものである。これらの条の一部そしてそのうちのあるものは完全な形で、この条約の先行する正文の中にすでに存在していたものであるが、後者の部分は、1967年のストックホルム改正会議ですべて整理し直され、それと同時に多くの重要な規定が追加されたものである。

この条約のこの部分の規定は、非常に広い意味においては管理的性格の規

---

1. See, for a comparison between the Lisbon text of the Convention and the proposals for the Stockholm Conference, proposals which were to a large extent accepted: document s/3 Prepared for the Stockholm Conference, pp. 14/6.

定とみなすことができるものであるが、また他の観点からみても、先行する部分の規定とは違っている。まず第 1 に、後者は、極めて詳細に規定しているので、先行する部分に比しほとんど注釈を必要としない。つまり、その規定の多くは、説明を要しない。第 2 に、この条約の管理的部分は、1967年にストックホルムでパリ条約の改正と同時に締結された他の条約、すなわち、世界知的所有権機関<sup>1</sup> (World Intellectual Property Organization, 以下「WIPO」という。) を設立する1967年7月14日の条約をあわせて考慮することなしには、完全には理解できない。

この新条約およびパリ条約は、互に大部分は独立である。そして各国は、——一つの重要な例外がある。WIPO条約第14条(2)参照——これらの条約の一方に加入または脱退することなしに、他方に加入または脱退することができる。それにもかかわらず、両条約は、いくつかの点において相互に引用し、補足し合うことが予定されている。さらに必要なことは、パリ条約の管理規定<sup>2</sup>について注釈を加える前に世界知的所有権機関の目的および構成について簡潔に説明することである。

世界知的所有権機関の目的は次のとおりである (WIPO条約第3条および第2条を参照)。

(i) 諸国間の協力により、および必要な場合には他の国際機関との協力により、世界的に知的所有権 (パリ条約第1条で定義している工業所有権並びに著作権を含む。) の保護を促進すること

(ii) 同盟間 (パリ条約により形成される同盟、その同盟に関して形成される特別同盟および協定 (パリ条約第19条を参照)、1886年9月6日の文学的および美術的著作物の保護に関する条約により形成されるベルヌ同盟並びにWIPOによって管理される知的所有権の保護の促進を目的とするその他の

1. See the text of this Convention in I. P., 1967, p. 155.

2. Krieger and Rogge. "Dieneue Verwaltungsstruktur der Pariser und Berner Union und die neue Weltorganisation für geistiges Eigentum," G. R. U. R. Int., 1967, pp. 462 et seq.

国際協定)の管理運営上の協力を確保すること。

WIPOの加盟国の地位は、これらの同盟のいずれかの加盟国である国に開放される。また、WIPOの加盟国の地位は、いずれの同盟の加盟国でもない国に対しても、次の条件のもとに、同様に開放される。

(i) 国際連合、国際連合と連携関係を有する専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国または国際司法裁判所規程の当事国であること。

(ii) WIPOの一般総会によりその機関を設立する条約の当事国となるよう招請された国であること。

WIPOは、いくつかの内部機関を有する。まず第1は、一般総会である。これは、いずれかの同盟たとえばパリ同盟の同盟国でもあるWIPO条約の当事国により構成される。さらにいずれの同盟の同盟国であるかどうかにかかわらずWIPO条約の当事国のすべてからなる会議がある。

一般総会は、WIPOの最高機関である。会議はより限定された任務をもち、主として同盟の権限および自主性を尊重して知的所有権の分野における一般的利害に関する事項について、勧告を採択できることを考慮して討議することおよび構成国または機関に対し知的所有権の分野において法律のおよび技術的援助の計画を策定することに限られる。

WIPOは、またパリ同盟の執行委員会(パリ条約第14条参照)若しくはベルヌ同盟の執行委員会の構成国または双方の構成国であるWIPO条約の当事国から構成される調整委員会を有する。調整委員会の任務の一つは、2以上の同盟または1若しくは2以上の同盟と機関とに共通の利害のあるすべての管理上、財政上およびその他の事項について、とくに同盟の共通経費の予算(第16条の注釈(ウ)を参照)について同盟の内部機関、一般総会、会議等に助言を与えることである。

WIPOは、その目的を達成するため、種々の職務たとえば、世界的に知的所有権の有効な保護を助長し、およびこの分野における国内法令を調和するための措置を推進すること並びにパリ同盟とその他の同盟との管理業務の遂行を十分に果さなければならぬ。このために機関は事務局を有する。こ

れは、知的所有権国際事務局と称されている。これは、BIRPIの名称で知られ、パリ同盟およびベルヌ同盟の合同事務局の継続である。国際事務局は事務局長によって管理されている。

WIPOは、二つの別個の予算を有する。それは、同盟間の共通経費の予算と会議の予算である。同盟間の共通経費の予算は、諸同盟の利害に関する経費をまかなうための準備金を含んでいる。この予算は、とくに各同盟の総会がその共通経費について有する利害を考慮して決定する分担金を財源として調達される。会議の予算は、会議の経費並びに法律的および技術的援助計画の費用をまかなうための準備金を含んでいる。この予算は、とくにいずれの同盟にも加盟していないWIPOの当事国の分担金および各同盟の総会による自主的な決定に従い、その同盟の提供する資金を財源として調達される。

WIPO条約の経過規定に基づき、機関の初代の事務局長が就任するまでは、その条約において国際事務局または事務局長とあるのは、それぞれ、BIRPIまたはその事務局長とみなされる。

パリ条約およびWIPO条約は、種々の点において相互に関係づけられているものであることは、すでに考察したことから明らかであろう。さらに、この関係については、パリ条約の管理規定についての注釈において言及する。

(四) スtockホルム改正会議は、全く異なった二つの対象、すなわち一方では発明者証に関する優先権の規定(第4条I(1)および(2))をパリ条約に導入し、他方では条約の管理規定の完全な改正を行なったので、同盟国に対し改正の一つの群に属するもののみ、または他の群に属するものよりも早く一つの群のみを受諾できる途を開いた。これらの各群についての各同盟国における受諾は、異なった考慮に依存することがあり、また異なった法的手続を要請されるかも知れないので、このようになったものである。この事実から、Stockホルム条約第20条(1)は、すでに同盟に加盟してゐる国は、Stockホルム条約を批准しまたはそれに加入するときに、関係の外交文書においてそ

の批准または加入は次に掲げる各項には適用されないことを宣言することができる旨を定めている。

(i) 第1条から第12条まで(新たに規定された第4条 I(1)および(2)を含む。)

(ii) 第13条から第17条まで(改正された管理制度を内包している。)

ストックホルム条約の受諾にあたって第13条から第17条までの規定を除外せず、したがって改正された管理規定に拘束される同盟国のみが、新しく設置される総会の構成国となる。改正された管理規定に拘束されない同盟国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することができる(第13条(6))、これに反し、同盟国でない国は、オブザーバーとなることが許されるだけである。(第13条(2)(a)(ix))。しかし、この規定は、経過規定(第30条(2))によって弱められている。すなわち、その規定は、同盟国であって、ストックホルム条約第13条から第17条までの規定に拘束されていないものに対し、その国が望む場合にはWIP0条約の発効後5年を経過するまでの間、第13条から第17条までの規定に拘束されていると同様にそれらの規定に基づく権利を行使することを認めている。これは、とくに、この条件のもとでかつその期間内は、それらの国は総会の構成国とみなされることを意味している。

第21条によれば、ストックホルム条約に加入するまで同盟国でなかった国は、その加入に当ってその条約のいかなる部分も排除することができない。それ故に、これらの国は、加入を行うと、常に改正された管理規定に拘束されるとともに、自動的に総会の構成国となる。

(v) 1958年のリスボン改正会議までは、パリ条約は、改正会議(1911年のワシントン条約第14条(1)、(2)、(3)および(4)、すでに部分的には先行の条約にも存在しておりかつ1925年のヘーグ、1934年のロンドンおよび1968年のリスボンの各改正会議でも改正されなかった。)の形におけるものを除き、同盟国が参加している内部機関を何んら有していなかった。この改正会議は、比較的まれでありまた不定期の間隔において開催されていた。リスボンの改正会議は、第14条(5)において、改正会議と改正会議との間においては、すべ



での同盟国が参加する代表者会議は、3年ごとまたはそれよりも短い期間内に会合すべき旨を規定した。しかし、この代表者会議は限られた権限しか与えられていない。すなわち、代表者会議は、(i)それぞれ次の三年の期間について予想される国際事務局の経費に関して報告書を作成すること、(ii)同盟の維持および発展に関する問題を審議することおよび(iii)全権大使の会議として会合することの条件のもとでかつ全会一致の決定により、国際事務局の経費の最高年額を改正することができるだけである。最後の点を除き、代表者会議には何んら決定権は与えられていない。何故ならば、国際事務局の組織、事務の遂行および経理の監督は、スイス連邦政府に委ねられているからである(リスボン条約第13条(i)および(ii)、これらの規定は、すでに先行のすべての条約に実質的には含まれていた)。

1967年のストックホルム改正会議は、同盟の最高機関としての総会を設け、それにすべての政策決定権および監督権を与えることによってその制度を完全に改正した。<sup>1</sup>

(イ) この規定は、同盟に関する政策決定権を総会に与えている。条約において「実施」というのは、同盟国の立法府、行政府または裁判所による条約の適用を表現しようとしているものではない。なぜなら、総会は事務局その他の同盟の内部機関による実施に関するものを除き、主権国家に関してこの対象についていかなる管轄権ももつことができないからである。<sup>2</sup>

(ロ) 1883年のパリ条約の最初の正文は、すでに工業所有権の保護に関する同盟の国際事務局の名称のもとに国際事務局を設置していた。それは、同盟に関する管理的業務を託されていた(パリ条約第13条および最終議定書第6条)。この事務局は、後に文学的および美術的著作物の保護に関する同盟の対応する事務局と統合された。この統合された事務局はBIRPIという一

1. cf. Ioas Report of Main Committee IV of the Stockholm Conference I.P. 1967. p. 220, Paragraph 7.

2. cf. document S/3 Prepared for the Stockholm Conference, P. 20, Paragraph 56.

般的名称のもとに知られている。

1967年のストックホルム改正会議は、その事務局を新しく設置された知的  
所有権国際事務局に引き換えた。これは、WIPOの事務局となる。すでに  
考察したように、この国際事務局は、BIRPIを引きつぐことになる（第  
15条(1)(a)）。なお第30条(1)、(3)および(4)の経過規定を参照。

(c) 条約の改正は、すべての同盟国に関するもので、新しい管理規定を受  
諾して第13条から第17条までに拘束されている同盟国のみに関するものでは  
ないので、改正会議の準備においてはこれらの規定の拘束をいまだ受けてい  
ない同盟国の意見をも適正に考慮しなければならない旨を定めている。

国際事務局が改正会議を準備するにあたっては執行委員会と協力し、また  
政府間機関および非政府国際機関と協議することができる（第15条(7)(b)）こ  
とは、すでに考察してきた。このことは、疑もなくしばしば生ずるであろ  
う。というのは、国際機関とくに民間関係団体との協力が工業所有権の国際  
的保護の発展に相当の影響を与えることができるものであることを過去の経  
験が示しているからである。

(d) パリ条約の目的の一つは、時折、条約を改正に付することにより工業  
所有権の国際的保護制度をたえず改善することである（第18条を参照）。1911  
年のワシントン改正会議から1967年のストックホルム改正会議までは、改正  
会議の準備は、会議が開催される国の主管庁が国際事務局の協力を得て行な  
うものとされていた（ワシントン、ヘーグ、ロンドンおよびリスボン条約第  
14条(3)）。このやり方は、改正会議の主催国の主管庁に重荷を課すると共に改  
正会議の準備についてすべての同盟国に平等の影響を与なかった。さらに、  
それは、改正の計画は同盟国に意見書のためだけに付託されていて、会議の  
開催前にそれ以上議論されていないので改正会議における同盟国間の合意を  
困難にした。<sup>1</sup>

---

1. cf document S/3 Prepared for the Stockholm Conference, pp.10/11, Para-  
graph 28, p. 20, Paragraph 57.

1967年のストックホルム改正会議は、その方法を改め、改正会議の準備に関し事務局に指示を与える任務を総会に委ねた。したがって、改正会議の準備は、同盟国が一体となって管理することになる。事務局と執行委員会（第15条(7)(a)）、および同盟国の代表からなる専門委員会若しくは作業部会並びに関係の国際機関との協力は、さらに改正会議の十分な準備のために寄与するであろう（第13条(2)(a)(viii)並びに第15条(7)(a)および(b)）。

(e) この規定は、パリ同盟に関する活動の範囲内において事務局の監督を総会に委ねている。

(f) この規定によれば、総会は、同盟の事業計画および予算を決定および監督し並びに決算を監査する権限を有する。総会は通常は、3年ごとに一度会合するだけであるので、総会が承認するものは三年予算である。その事業計画および3年予算の範囲内において、事務局が年次予算および年次事業計画を準備し、それを執行委員会が承認する。また年次収支計算について報告する（第14条(6)(iii)および(iv)）。執行委員会は、第13条(2)(a)(v)の規定により総会によって監督される。

(g) 総会によって採択される財政規則は、予算、報告書および収支計算に関する細目その他同盟の財政管理に関するすべての事項を含むことができる。

(h) スtockホルム改正会議前は、改正会議だけが条約の規定を改正することができた。また、確立した慣行によれば、その会議に参加している同盟国の全会一致の表決によってのみ改正することができた（第18条を参照）。この方法は、私人の利益および制限された範囲を除けば同盟国の利益にも影響を及ぼさない管理規定の改正にとっては厄介すぎるものと考えられた<sup>1</sup>。このため、ストックホルム改正会議は、実体法についての規定並びに同盟国による条約の受諾および廃棄、発効、同盟国間の紛争解決等に関する条約の改正

1. See document S/3 Prepared for the Stockholm Conference, P. 40, Paragraph.

と第13条から第17条までの規定の改正との間に差違を設けた。実体規定等の改正は、引き続きそのために招集された改正会議の専権に属する(第18条)。それに対し第13条から第17条までの規定の改正は、そのために総会に権限が与えられている単純な手続により採択することができる(第17条)。

(v) この規定は、総会は前号までに明示的に規定している任務以外のものについても同様に行使できることを示している。たとえば、第14条(5)(c)の規定に従い、総会は、執行委員会の構成国の選出および再任に関する詳細な規則を定めるであろう。

(vi) 上記(v)の注釈ですでに述べたように、ストックホルムの改正会議は、パリ条約とWIPO条約との間の密接な関連を考えていた。その条約の双方は、互いに補い合うことを予定していた。この関連の側面の一つは、WIPOの条約において特定の権限がパリ条約の総会に与えられていることである(たとえばWIPO条約第6条(3)(g)、第11条(2)(b)(i)、(3)(b)(ii)および(8)(b)、並びに第17条(2)を参照)。この規定はこれらの規制について言及しているものである。

(vii) パリ同盟の内部機関によって処理されるべき諸種の事項は、また他の同盟にとって利害のあるものもあろう、というのは事務局、本部および費用の事項には、共通するものがあるということである(第16条を参照)。これらの場合においては、総会は、調整委員会の助言を得たうえで決定する。調整委員会はWIPOの内部機関の1つであることは前に述べている。この助言を得た後はその決定は同盟の最高機関である総会が行なうこととなる。

(viii) この規定は、第12条に規定する工業所有権の国内官庁または特別の部に代る共通官庁のための協定を締結した同盟国の特別の事情を考慮している。その共通官庁の1例は、1962年9月13日付の関係国間の協定によりユアンダ(カメルーン)に設立されたアフリカ・マダガスカル工業所有権庁である(第12条の注釈を参照)。

その協定の当事国は、一代表は一国のみを代表できる(第13条(1)(b)および(3)(a))という一般規則を取りはずして、総会における討議に関し同一人の

代表によって共同して代表されることができる。しかし、投票に関しては、より厳格な規則が第13条(5)(b)の規定に表明されている（次の(レ)の注釈を参照）。

(ウ) 総会の構成国（第13条(5)(a)および(b)の規定に従い投票権を有するもの。）の2分の1は、決定するのに必要な定足数ではあるけれども、定足数に至らない場合において決定をするための特別規則が与えられている。この規則は、複雑ではあるけれども、説明を要しないで明らかであると思われる。必要な場合には、総会が第13条(b)の規定に従い決める手続の規則においてさらに精確に定められるであろう。

(レ) この規定は、当該各国にとって工業所有権の国内官庁または特別の部局の性格を有する共通官庁に関する特別の取極のもとに、すなわち、上記(ウ)の注釈で述べている事情のもとに結集した同盟国による投票に関する特別の規則を含んでいる。その当事国の各代表は、その当事国の他の一国のため代理投票をすることができる。この方法は、一面では総会に対する各代表は自国のためのみに投票できるという一般的に受け入れられている慣行を考慮し、他面では工業所有権の内国官庁を有しないで共通官庁のみを有する同盟国にとっては総会の会合ではいつも十分に代表を出席させることが困難であることを考慮して、その妥協として採択された。

(ロ) この規定は、またパリ同盟とWIPOとの管理業務の執行は互に補い合うであろうことの意識から発している。

---

1. cf. Report of Main Committee IV of the Stockholm Conference, I. P. 1967. p.220, Paragraph 9.

## 第14条(イ)

(1) 総会は、執行委員会を設置する(ロ)。

(2) (a) 執行委員会は、総会の構成国の中から総会によって選出された国をもって構成する(ハ)。機関の本部を領土内に有する国は、第16条(7)(b)に規定する場合を除き、執行委員会に職権上の議席を有する(ニ)。

(b) 執行委員会を構成する各国政府は、一人の代表によって代表され、その代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(3) 執行委員会の構成国の数は、総会の構成国の4分の1に相当する数とする。満たされるべき議席の数の決定にあたっては、4で除した余りの数は、考慮しない。

(4) 総会は、執行委員会の構成国の選出にあたっては、均衡のとれた地理的分布及び同盟との関係において締結された特別の取極の当事国が執行委員会の構成国のうちに入っていることの必要性に対し適正な考慮を払わなければならない。(ホ)

(5) (a) 執行委員会の各構成国は、その選出が行なわれた総会の会期の終了時から総会の次回の通常会期の終了時まで在任する。

(b) 執行委員会の構成国は、その3分の2を限度としてのみ、再任されることができる(ヘ)。

(c) 総会は、執行委員会の構成国の選出及び再任を認める場合の再任に関する規則の詳細を定める(ト)。

(6) (a) 執行委員会は、次のことを行なうものとする(チ)。

(i) 総会の議事日程の草案を作成すること。

(ii) 事務局長が作成した同盟の事業計画案及び三年予算案を総会に提出すること。

(iii) 事業計画及び三年予算の範囲内において、事務局長が作成した特定の年次予算及び年次事業計画を承認すること。

(iv) 事務局長の定期報告及び収支計算についての年次会計監査報告を、

適当な意見を付して、総会に提出すること。

(v) 総会の決定に従い、かつ、総会の二つの通常会期の間に発生する事態を考慮して、事務局長が行なう同盟の事業計画の執行を確保するために必要なすべての措置をとること。

(vi) この条約により執行委員会に付託されたその他の任務を遂行すること(リ)。

(b) 執行委員会は、機関が管理する他の同盟にも利害のある事項に関しては、機関の調整委員会の助言を得たうえで決定する(ヌ)。

(7) (a) 執行委員会は、事務局長の招集により、毎年 1 回通常会期として会合し、なるべく機関の調整委員会と同一の期間中に、同一の場所で開かれる(ル)。

(b) 執行委員会は、事務局長の発意に基づき又は執行委員会の議長若しくは構成国の 4 分の 1 以上の要請があったときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(8) (a) 執行委員会の各構成国は、一個の投票権を有する。

(b) 執行委員会の構成国の 2 分の 1 をもって定足数とする(ヲ)。

(c) 決定は、投票の単純多数決によって行なう。

(d) 棄権は、投票とみなさない。

(e) 一人の代表は、一国のみを代表し、かつ、その国の名においてのみ投票することができる(ワ)。

(9) 執行委員会の構成国でない同盟国は、執行委員会の会合にオブザーバーとして出席することができる(カ)。

(10) 執行委員会は、その手続規則を採択する。

(i) この条は、1967年のストックホルム改正会議で導入された。

(ii) スtockホルムの改正会議までは、パリ条約は、執行委員会に関するいかなる規定も含んでいなかった。パリ同盟のすべての加盟国の代表者会議は、第13条の注釈(ハ)で言及したように、その定めた手続についての規則に従い、執行委員会を創設した。しかし、この条約では、執行委員会には、何等の権限も与えられていないし、また代表者会議の権限が極めて限定されてい

たので、執行委員会は、助言的職務を行なうことができるだけであつた。

ストックホルム改正会議は、執行委員会を設置し、この条約に諸種の職務を規定した。同盟の総会は、しばしば会合する会議体としては大きすぎるので、執行委員会は、同盟の内部機関としてより小さいものとするのが意図されている。そして、執行委員会は、総会の会合の準備をし（第14条(6)(a)(i)および(ii)）、総会が定める事業計画および3年予算の範囲内において年次予算および年次事業計画を策定し並びに年次収支計算に関する報告をし（第14条(6)(a)(iii)および(iv)並びに事業計画の執行を確保するに必要なすべての措置をとる（第14条(6)(a)(v)）。すでに考察したように、執行委員会は、第13条(2)(a)(v)の規定に従い、総会によって監督される。

(v) 執行委員会は、総会の構成国の中から総会によって選出された国をもって構成する。これらの国には、ストックホルム会議によりこの条約第13条から第17条までの規定において定められている新しい管理制度をいまだ受諾はしていないが第30条(2)に規定する通告を行なっているために総会の構成国とみなされる国を包含する。しかし、これらの国は、WIPO条約の発効から5カ年を経過するまでの期間に限り、総会の構成国とみなされるにすぎない。これらの国は、その5カ年の期間を経過した後にも、なおストックホルム条約の第13条から第17条までの規定に拘束されていないときは、執行委員会の構成国でなくなる。いうまでもなく、このことは、この条約を廃棄し、その廃棄が第26条(3)の規定に従い効力を生じた場合におけるその廃棄をした国についても同様である。

(vi) スtockホルム条約の正文第15条は、同盟の管理業務はWIPOの事務局である国際事務局によって遂行される旨を規定している（パリ条約第13条(2)(a)(ii)およびWIPO条約第9条参照）。WIPO条約第10条の規定

1. See document S/3 Prepared for the Stockholm Conference, P. 58. Paragraph 175.
2. See document S/3 Prepared for the Stockholm Conference, P. 38. Paragraph 114.



によれば、機関の本部、したがって国際事務局の本部は、(スイス)のジュネーブに設置される。ただし、本部が他の市に移転された場合はこの限りでない。また設けられた機関の運転資金が不十分である場合にはその国が機関に対しその資金を立替えるものとする旨の規定をWIPO条約は、その領土内に機関の本部を置く国との間で締結される本部に関する協定に設けるべきことを定めている。同盟の運転資金の立替えに関しては、類似の規定が第16条(7)に含まれている。同盟に対し立替えを約束する国は、必要な場合には、その立替えの義務を有する限り、予算および財政の管理を行なう委員会である同盟の執行委員会に恒久的に関与できるとすることは、合理的なことである。これは、第16条(7)(a)および(b)との関連において第14条(2)(a)の後段によって保証されている。

(6) この規定は、総会は執行委員会の構成国の選出にあたっては、二つの要件について適正に考慮しなければならない旨を定めている。その1つは、その構成国は均衡のとれた地理的分布を代表することである。これについては説明するまでもなく明らかである。他の要件は、同盟との関係において締結された特別の取極めの当事国が執行委員会の構成国に入っていることである。

第2の要件に関しては、パリ条約第19条に言及しなければならない。同条は、同盟国に「この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極めを行なうこと」を認めている。

そのような協定は、締結されているが、いくつかの範疇に区別する必要がある。

第一の範疇に属するものは、パリ同盟の国際事務局によって準備される協定からなるものである。これは、パリ条約そのものと同時に締結され、同じ方法でまたしばしば同じ会議で改正されている。また、それは国際事務局によって管理されている。これらの協定のいくつかは、すでにいままでに述べている。1900年にブラッセルで、1911年にワシントンで、1925年にヘーグで、1934年にロンドンで、1957年にニースでおよび1967年にストックホルムで改

正された標章の国際登録に関するマドリッド協定、1911年にワシントンで、1925年にヘーグで、1934年にロンドンでおよび1958年にリスボンで改正され、1967年のストックホルムの追加規程を有する虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する1891年のマドリッド協定；1934年にロンドンでおよび1960年にヘーグで改正<sup>1</sup>され、1961年のモナコの追加規程および1967年のストックホルムの補足規程を有する工業的意匠の国際寄託に関する1925年のヘーグ協定、1967年にストックホルムで改正された標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関する1957年のニース協定、並びに1967年にストックホルムで改正された原産地名称の保護およびその国際登録に関する1958年のリスボン協定<sup>2</sup>がそれぞれこの範疇に属する。

上述した特別の取極めの第二の範疇は、パリ同盟以外の国際機関およびその事務局の援助ないし管理のもとに締結された協定からなっている。この種の協定は、たとえばヨーロッパ理事会により、ヨーロッパ条約の形式で作成されている。すなわち、特許出願の方式に関する1953年12月13日のヨーロッパ条約、発明特許の国際分類に関する1954年12月19日のヨーロッパ条約および発明特許についての実体法の一部統一に関する1963年11月27日のヨーロッパ条約<sup>3</sup>である。これらの条約は、すべてその当時のパリ条約第15条、現在の第19条の特別の取極めにあたるものであることを明言している。

この種の協定の他の例は、ハーグ（オランダ）にある国際特許協会（I I B）を設立した1947年6月6日の協定およびすでにしばしば言及したものであるがアフリカ・マダカスカル工業所有権庁の創設に関する1962年9月13日の協定である。後者の協定の署名の際には、その関係国は、同盟国ではなかったし、またパリ同盟の構成国となったこともなかったけれども、その協定においてパリ同盟に加入することを約しており、したがってそれを予想して

1. 1960年ヘーグで改正された条約は、未だ発効していない。
2. 1967年にストックホルムで改正されまたは設けられた条約に関しては、I. P. 1967年. 290, 291, 298, 335, 339頁を参照。
3. この条約は未だ発効していない。

パリ条約の第15条（現在の第19条）の特別の取極めとして締結されることを宣明していた。

パリ条約第19条に規定する特別の取極めの第三の範疇は、工業所有権の対象に関しましてはそれを含んだ国家間の双務協定からなっている。このような協定は、しばしば存在する。このような協定は、商業の一般的諸条約の一部となり、あるいは原産地名の保護<sup>1</sup>のように特定の対象に関するものである。

同盟との関係において締結された特別の取極めの当事国が執行委員会において代表することに関して規定しているパリ条約第14条(A)の規定は上記の諸種の協定のうち第1の範疇に属する協定についてのみ定めているものであることは疑を容れない。なぜなら、それ以外の協定の管理は、パリ同盟の諸種の内部機関とは全く無関係であるからである。

(v) 第14条(5)(a)の規定は、執行委員会の各構成国は、その国が執行委員会を脱退した場合または上記(v)の注釈で説明した場合を除くことはいうまでもないが、総会の会期の終了時から次回の通常会期の終了時まで、すなわちおよそ3年の期間にわたって在任する旨を定めている。第14条(5)(b)の規定によれば、執行委員会のすべての構成国は、再任されることができる。ただし、その構成国の3分の2までだけである。これは、執行委員会の構成国について最小限の輪番制を確保して、総会のすべての構成国に執行委員会に従事する機会を与えようとする規定である。総会は、執行委員会の3分の1以上を改任する義務を負わないがそのようにすることを要請することができる。他方、執行委員会の構成国は、その3分の2の最大限に達するまで再任されることができる旨を定めているこの規定は、再任された国は一度だけでなく何度でも再任されることができることを意味している。したがって、執行委員会に在席している国でとくに望まれているとみられるものは、適正な期間に

1. Cf. DEVLÉJIAN: I.P., 1968, pp. 110/1; KRIEGER: "Zur Auslegung der zweiseitigen Abkommen über den Schutz geographischer Bezeichnungen," G. R. U. R. Int., 1964, p. 499, and "Der deutsch-schweizerische Vertrag über den Schutz von Herkunftsangaben und anderen geographischen Bezeichnungen," G. R. U. R. Int., 1967, p. 334.

わたって在任することができる。

(b) 総会は、執行委員会の構成国の選出および再任を認める場合の再任に関する規則の詳細を定める。その規則の予想される内容は、ストックホルム会議中に指示<sup>1</sup>されていた。

(c) 執行委員会の主要な任務は、すでに上記(d)の注釈で要約されている。それらは、説明するまでもなく明らかである。

(d) 執行委員会に付託されたその他の任務は、たとえば、改正会議の準備における国際事務局との協力（第15条(7)(a)）、および第13条から第17条までの規定を改正する提案権（第17条(1)）である。

(e) この規定は、総会に関する第13条(2)(b)の規定に類するものである（第13条の注釈(e)を参照）。

(f) この規定は、総会に関する第13条(7)(a)に類するものである（第13条の注釈(f)を参照）。

(g) 有効な決定をするために必要な定足数は、総会の定足数と同様に構成国の2分の1である。執行委員会は、総会よりも非常に小さいので、そのすべての会合において定足数に達する蓋然性は総会の場合よりも高いものと考えられる。したがって、定足数に達しない場合において決定を得るため総会に与えられているような特別の規則（第13条(4)(c)）は、執行委員会には規定されていない。

(h) 執行委員会は、総会よりも非常に小さいので、その会合に関し、1人の代表による1カ国以上の名における代表または投票については何ら特別の規則は規定されていない。（総会に関しては、第13条(3)(b)および(5)(b)を参照）。

(i) すべての同盟国は、いまだ総会の構成国でない場合でも、執行委員会の会合にオブザーバーとして出席することができる。同盟国でない国または政府間機関若しくは非政府国際機関が執行委員会へ出席することに関する規定は存在しない。（総会に関しては、第13条(2)(a)(ix)を参照）。

1. See document S/3 Prepared for the Stockholm Conference, P. 26, Paragraph 83(c).

## 第15条(イ)

(1) (a) 同盟に関する管理業務<sup>(ロ)</sup>は、文学的及び美術的著作物の保護に関する国際条約によって設立された同盟の事務局と合同した同盟の事務局の継続しある国際事務局によって行なわれる。

(b) 特に、国際事務局は、同盟の諸機関の事務局となる<sup>(ハ)</sup>

(c) 機関の事務局長は、同盟の首席行政官であり、かつ、同盟を代表する<sup>(ニ)</sup>。

(2) 国際事務局は、工業所有権の保護に関する情報を収集し及び公表する<sup>(ホ)</sup>。各同盟国は、工業所有権の保護に関するすべての新法及び公文書を読みやかに国際事務局に通知し、かつ、工業所有権の保護に直接関係ある本国工業所有権部局の刊行物であつて国際事務局がその業務に関して有益であると認めるすべてのものを国際事務局に提供しなければならない<sup>(ヘ)</sup>。

(3) 国際事務局は、月刊の定期刊行物を発行する<sup>(ト)</sup>。

(4) 国際事務局は、請求により、工業所有権の保護に関する事項についての情報を同盟国に提供する<sup>(チ)</sup>。

(5) 国際事務局は、工業所有権の保護を助長するため、研究を行ない、かつ、役務を提供する<sup>(リ)</sup>。

(6) 事務局長及びその指名する職員は、総会、執行委員会、及びその他の専門委員会又は作業部会のすべての会合に投票権を有しないで出席する。事務局長又はその指名する1人の職員は、これらの内部機関の職権上の事務局となる。

(7) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、かつ、執行委員会と協力して、第13条から第17条までの規定以外の条約の規定の改正会議を準備する<sup>(ヌ)</sup>。

(b) 国際事務局は、改正会議の準備に関して政府間機関及び非政府国際機関と協議することができる<sup>(ル)</sup>。

(c) 事務局長及びその指名する者は、投票権を有しないで、それらの会議の討論に参加する<sup>(ヲ)</sup>。

(8) 国際事務局は、付託されたその他のすべての業務を遂行する。

(イ) すでに考察したように——第13条の注釈(ハ)を参照——1883年の最初の条約は、すでに工業所有権の保護に関する同盟の国際事務局の名のもとに国際事務局を設置していた。その国際事務局は、同盟に関する管理業務を託されていた。この事務局は、後に文学的および美術的著作物の保護に関する同盟の対応する事務局と統合され、この統合された事務局はBIRPIの一般的名称のもとに知られている。

1967年のストックホルムの改正会議は、WIPOの事務局である知的所有権の国際事務局を新たに創設してその機関を置き変えた。この国際事務局はBIRPIを継続するものである。(ストックホルムで改正されたパリ条約第15条(1)(a)および第13条(2)(a)(ii), 並びに第30条(1), (3)および(4)を参照)。

(ロ) 国際事務局によって遂行されるべき管理業務は、この条約に定められている。その業務は、BIRPIが先行する条約に基づき遂行しなければならなかった業務と実質的には異なるものではない<sup>1</sup>。しかしながら、諸種の規定は先行の条約に規定されていたものをより明確にしている(リスボン条約第13条(2)(a)および(b)とロンドン条約第13条(2)と比較して参照)が国際事務局によって使用されるべき言語の問題は、現在WIPOの一般総会の決定に委ねられている。そして、それは、国際連合の慣行を考慮に入れるであろう(WIPO条約第6条(2)(vii))。

(ハ) 国際事務局は、とくにWIPOだけでなく(WIPO条約第9条(1))パリ同盟の諸種の内部機関の事務局として行動する。これらの内部機関というのは、総会、執行委員会、並びに第13条(2)(a)(viii)の規定に従い総会が設置する専門委員会および作業部会である。

(ニ) 国際事務局は同盟の事務局であるので、その長すなわちWIPOの事務局長は、また同盟の首席行政官であり、かつ同盟を代表する。

(ホ) すでに、1883年の最初の条約下で、国際事務局は、工業所有権の保護

1. See Reports of Main Committee IV of the Stockholm Conference, I.P., 1967, p. 221, paragraph 11.

に関するあらゆる種類の情報を収集する業務を託されていた。この事務局は、最初は、その情報を一般的統計表の形で国内行政庁に配布することを義務づけられていただけであった。しかし1925年のヘーグの改正会議は、この義務をそのような情報を印刷刊行することに置きかえた。この義務は、その後の改正条約によっても維持されており、かつ1967年のストックホルム改正会議でも変更されなかった。

(ア) しかしながら、ストックホルム改正会議は、同盟国にそれに対応する義務を課することによって国際事務局の義務を補足した。ここで課された義務は、二つの点からなっている。第1は、各同盟国は、工業所有権の保護に関するすべての新法および公文書を国際事務局に通告しなければならないことである。第2は、自国の工業所有権部局のすべての刊行物を国際事務局に提供することである。ただその刊行物は、工業所有権の保護に直接関係する範囲においてまた国際事務局がその業務に関して有益であると認めた場合にはその範囲のものだけである。したがって、たとえば、国内官庁への訪問者の案内または当該国の国内産業界に対しその国内官庁が提供する発明の利用性に関する情報はこの規定に該当しない。しかし、国際事務局は、いつでも、工業所有権の保護に直接関係する国内官庁の刊行物を受領することを利益であると指示することができる。

(イ) 国際事務局は、毎月、英語およびフランス語で、「Industrial Property」および「La Propriété industrielle」を、また3カ月ごとにスペイン語で「La Propiedad Intelectual」を同様に刊行している。

最初から1967年のストックホルム改正会議までは、この条約は、各同盟国に国際事務局の定期刊行物その他の刊行物を無料で数部配布することを規定していた(1958年のリスボン条約第13条(4))。ストックホルム改正会議はこの問題を総会の決定に委ねた。

(ウ) この規定は、国際事務局に、同盟国すなわちその国の政府または工業所有権庁の請求により、工業所有権の保護に関する情報を提供することを義務づけている。その情報は、たとえば、他の同盟国の法令あるいは運営上の

実務慣行に関するものであろう。それは、また当該国におけるこの条約の適用に関するものであろう。しかしながら、他の同盟国におけるこの条約の解釈または適用に関する議論についての見解は、それらの国の申請がある場合でなければ、とることはできない。なぜなら、国際事務局は、そのような問題について宣告する権限を有しないからである。この条約の解釈または適用に関する同盟国間の紛争は、第28条の規定に従い国際司法裁判所に提訴することができる。

国際事務局は、同盟国以外の国に情報を提供する義務を負わない。

(ii) この種の義務は、工業所有権の国際的保護のため、たとえば特許協力条約（PCT）の確立<sup>1</sup>によって果される。それらは、また世界の色々な部分で工業所有権の保護の審査または改善のために果される。その場合には、しばしば会議、セミナー、シンポジウムまたは専門委員会が組織<sup>2</sup>される。

ここに規定している役務の提供は、工業所有権およびそれに関連する権利の分野において専門化されている図書館を公衆の自由に委ねることによって行なわれる。その役務は、またたとえば“World Patent Index”<sup>3</sup>を作成することにおいても果すことができる。他の役務は、第14条の注釈(i)において述べた多くの特別の取極めに基づき国際事務局によって遂行される。

(x) 国際事務局の主要な業務の一つは、改正会議を準備することである（第18条）。すでに考察したように——第13条の注釈(i)を参照——国際事務局は、総会の指示に従いかつ執行委員会と協力してこの任務を遂行する。

1. See I. P., 1967. pp. 58, 161, 301.

2. Ibidem, 1963, pp. 191 (African Seminar on Industrial Property), 234 (Committee of Experts to Study Industrial Property Problems of Industrially Less Developed Countries); 1964, pp. 164 (Industrial Property Congress for Latin America), 235 (Committee of Experts to Study a Model Law for Developing Countries on Inventions and Technical Know-How); 1966, pp. 54 (Asian Seminar on Industrial Property), 271 (BIRPI East-West Industrial Property Symposium), 274 (Committee of Experts to Study a Model Law for Developing Countries on Marks, Trade Names, Indications of Source, and Unfair Competition).

3. Ibidem, 1964, p. 209; 1965, p. 75; 1966, p. 58.



(ル) 国際事務局は上記の任務の遂行にあたり、政府間機関および非政府国際機関とも協議することができる。そのような協議は、過去において大いに価値を示してきており、それ故に、疑いもなく今後もしばしば行なわれるであろう。

(ロ) この規定は、実質的にはすでに1911年のワシントンの改正会議によってこの条約に導入された。1967年のストックホルム改正会議は、その範囲を拡大し、事務局長に改正会議に参加する者を指名する権限を認めている。その指名の対象となる者は、国際事務局の職員であるのが一般的であろう（第15条(6)）が、国際事務局以外からの顧問であってもよい。

## 第16条(イ)

(1)(a) 同盟は、予算を有する(ロ)。

(b) 同盟の予算は、同盟に固有の収入(ハ)及び支出、同盟間の共通経費の予算に対する分担金並びに機関の会議の予算に提供できることとされている資金を含むものとする(ニ)。

(c) 同盟にもっぱら属するものではないが機関によって管理される1又は2以上の他の同盟又は機関自体にも属する経費は、同盟間の共通経費とみなされる。その共通経費についての同盟の分担の割合は、同盟が当該共通経費中に占める利益に比例する。

(2) 同盟の予算は、機関によって管理される他の同盟の予算との調整上の要請について適正な考慮を払って決定する(ホ)。

(3) 同盟の予算は、次の財源から調達する(ヘ)。

(i) 同盟国の分担金

(ii) 同盟に関して国際事務局が行なう役務に対して支払われる手数料

(iii) 同盟に関する国際事務局の出版物の販売代金又はその出版物に関する権利の使用料

(iv) 贈与、遺贈及び補助金

(v) 賃貸料、利子及びその他の雑収入

(4)(a) 各同盟国は、予算に対する分担額を定めるため、次の等級の一つに属し(ト)、かつ、次の一定単位数を基礎としてその年次分担額を支払わなければならない。

1 等級	25	2 等級	20	3 等級	15
4 等級	10	5 等級	5	6 等級	3
7 等級	1				

(b) 各国は、すでにその指定をしている場合を除き、批准書又は加入書の寄託の際に、自国が属することを希望する等級を指定する。いずれの国もその等級を変更することができる。より低位の等級へ変更する場合には、当該国は、総会の通常会期でその変更をすることを宣明しなければならない。

い。この変更は、その会期のあった次の暦年の初めに効力を生ずる<sup>(7)</sup>。

(c) 各国の年次分担額は、同盟の予算に対してすべての同盟国が分担すべき総額に対し、分担国の単位数の総和に対する自国の単位数の割合とが同一となる額とする<sup>(7)</sup>。

(d) 分担金は、毎年1月1日に支払わなければならない。

(e) 分担金の支払を遅滞している国は、その遅滞金額がその時までの2年間にその国が支払うべきであった分担金額に等しいか又はそれを超える場合には、同盟のいずれの内部機関においても投票権を有しない。ただし、同盟のいずれの内部機関も、その支払の遅滞が例外的、かつ、不可避的な事情により生じていると認める場合にはその限度において、その国に対しその投票権を引き続き行使することを認めることができる<sup>(8)</sup>。

(f) 予算は、新会計年度の初めまでに採択されない場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算と同じ規模のものとする<sup>(8)</sup>。

(5) 同盟に関して国際事務局が行なう役務に対して支払われる手数料の額は、事務局長が定め、総会及び執行委員会に報告する<sup>(7)</sup>。

(6)(a) 同盟は、運転資金を有する。この運転資金は、各同盟国による1回分の支払金からなる。この運転資金が十分でなくなった場合には、総会は、その増額を決定する<sup>(7)</sup>。

(b) (a)の資金に対する各国の最初の出資額又はその増額分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年の当該国の分担金に比例する。

(c) 出資額の比率及び条件は、事務局長の提案に基づき、かつ、機関の調整委員会の助言を求めたうえで総会が定める。

(7)(a) その領土内に機関の本部を置く国との間に締結される本部に関する取極には、運転資金が不十分であるときは、いつでもその国がその資金の立替えをしなければならないことを定めるものとする。この立替えの金額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によってそのつど定める。その国は、その立替えの義務を有する限り、執行委員会において議席上の議席を

有する(カ)。

(b) (a)に規定する国及び機関は、それぞれ書面による通告により、その立替えの義務を放棄する権利を有する。放棄は、通告が行なわれた年の終りから3年を経過した時に効力を生ずる。

(8) 会計検査は、財政規則の定めるところにより1以上の同盟国又は外部の検査機関が行なう。これらの同盟国及び検査機関は、総会がそれらの者の同意を得て任命する<sup>(3)</sup>。

(イ) ストックホルム改正会議で導入されたこの条は、先行する条約の第13条の一部を修正した形で維持しているけれども、先行する条約の規定とは異なった同盟の財政に関する諸規定を設けている。

従来の規定は、同盟の経費は、特定の規則に従い(リスボン条約第13条(8)および(9))通常は同盟国が負担する旨を定めていた。そして、そこでは、この経費は特定の額をこえてはならない旨を定めていた(リスボン条約第13条(8)および(7)並びに第14条(5)(6)、リスボン条約第13条(6)に定めている額は、1967年のストックホルムにおいてパリ同盟の同盟国の代表者会議の全会一致の決定により改正された<sup>1</sup>)。さらに、また、スイス連邦政府は国際事務局の支出および経費を監督すること並びに国際事務局の年次計算書は単に他の内国の官庁に送付されるにすぎないことを定めていた。

従来の制度のもとでは、スイス政府による経費の監督をし易くするためおよび3年ごとに会合する代表者会議をしてそれぞれ次の3年の期間について予想される国際事務局の経費に関して報告書を作成できるようにするため実際には予算が準備されていたけれども、予算を設けることについては規定していなかった。(リスボン条約第14条(5)(a))

この制度は、1967年のストックホルム改正会議でより弾力的な制度に置きかえられた。このもとでは、同盟国の全権委員会議の全会一致の決定によっ

1 Cf. I. P, 1968, p. 21

のみ変更できるような経費の最高額は何んら定めていない。しかし、3年予算および年次予算は、同盟国によって構成される内部機関によって採択される（総会：第13条(2)(a)(vi)，および執行委員会：第14条(6)(a)(iii)）。同盟の財政制度におけるこの重要な変更は、他の多くの新しい規定により補足されている。その規定のあるものは、パリ条約の改正と同時にストックホルム会議で創設されたWIPOと密接に関連している。

(四) この条約において現在は、すでに考察したように、パリ同盟は3年予算および年次予算を有することを規定している。この条約は、また予算の資金が調達される財源（第16条(3)）および予算に含まれる経費の項目（第16条(1)(b)）をも定めている。同盟の予算は、その内部機関によって自主的に決定される<sup>1</sup>。しかし、WIPOによって管理される他の同盟の予算との調整上の要請について適正な考慮を払わなければならない（下記の注釈(四)および(五)を参照）。

(イ) 同盟の予算に含まれるべき収入は、第16条(3)に定めている財源から生ずる。

(ロ) 同盟の予算に含まれるべき経費は、パリ同盟とWIPOとの間で意図されている関係から3種の異なったものがある（第13条の注釈(イ)を参照）。

第1は、同盟に固有の経費である。

第2は、同盟間の共通経費の予算に対するこの同盟の分担金である（とくにWIPO条約第11条(2)(b)(i)を参照）。

第3は、WIPOの会議の予算に提供できる資金である（WIPO条約第11条(3)(b)(ii)）。

同盟に固有の経費は、もっぱら同盟に属する業務を事務局が遂行する場合の経費たとえば同盟に関する研究および役務、改正会議の準備等である。

同盟間の共通経費は、第16条(1)(c)に定義されている。その経費は、事務局

---

1. Report of Main Committee IV of the Stockholm Conference, I. P., 1967 p. 221, Paragraph 12.

長およびその他の諸職員の給与、財政、人事、翻訳、タイプ並びに本部のビルの維持のように、もっぱらパリ同盟のみに属するものではなく、機関によって管理される他の同盟にも属するもので事務局によってもたらされる経費である。この共通経費についての同盟の分担割合は、同盟がその共通経費中に占める利益に比例する。この分担は、WIPO条約に規定されている手続に従って決定される。その規定によれば、同盟間の共通経費の3年予算は、一般総会が定め（WIPO条約第6条(2)(iv)）、年次予算は調整委員会が定める（同第8条(3)(iv)）。ところが調整委員会は、同盟の内部機関に対し、2以上の同盟または1若しくは2以上の同盟と機関とに共通の利害のあるすべての管理上、財政上、またはその他の事項について、とくに同盟間の共通経費の予算について助言する（同第8条(3)(i)）。パリ同盟の執行委員会の構成国は、当然に調整委員会の構成国となるものであるから（WIPO条約第8条(1)(a)）、この問題に関し困難を生ずるとは思われない。しかしながら、WIPO条約は、また第11条(2)(a)(i)で同盟の分担金は、したがってパリ同盟の分担金も、当該同盟が共通経費に対して有する利益を考慮してその同盟の総会のみが決定できることを規定している（パリ条約第16条(1)(c)後段を参照）。

WIPOの会議の予算に対するパリ同盟の分担金は、パリ同盟の総会がそのように決定した場合にパリ同盟の予算に含まれる（パリ条約第16条(1)(b)の最後の部分に相当するWIPO条約第11条(3)(b)(ii)）。

(4) すでに考察したように、同盟の総会は、その3年予算およびその予算に含まれるべき同盟間の共通経費に対する分担金を定めるにあたっては自律的である。この3年予算の範囲内および総会の監督のもとに執行委員会は年次予算に関して同様の権限を有する（第14条(6)(a)(ii)）。第16条(2)は、同盟の予算はWIPOによって管理される他の同盟の予算との調整上の要請に適切な考慮を払って定めなければならないことを指示している。上で言及したWIPOの調整委員会の助言は、この目的を達成するのに必要であらう。

(5) 同盟の収入の財源は、説明するまでもなく十分に明らかである。同盟

国の分担金に関しては注釈(h), (i)および(j)を参照。同盟に関して国際事務局によって提供される料金に関しては第16条(5)を参照。第16条(5)は、WIPO条約第11条(2)(b)(ii)と対比されるべきである。

(h) この制度は、それによって同盟の経費に対して同盟国の分担金を定めるために同盟国をいくつかの等級に分けており、すでに1883年の最初の条約に含まれていた(条約の全体の一部をなしている最終議定書第6)。それ故に、新たに加入する国は、自国が位置すべき等級を選ばなければならなかった。そして1911年のワシントンの改正会議はその規定を条約の中に組み入れた。

この制度は、1967年のストックホルム改正会議まで維持された。そしてその会議でこの制度が若干改正された。

改正の主要な点は等級の数を6ではなく7としたことである。これは、第7番目の等級が一つ加えられたことを意味する。これは、より多くまたはより少く発展している国について相対的に貢献できる能力を公正に表わすことができるようにするために行なわれた。1911年のワシントンから1958年のリスボンまで効力を有していた条約のもとでは、最高<sup>の</sup>の分担金は、最低の分担金の8 $\frac{1}{2}$ 倍であったにすぎないがストックホルム改正会議によって25倍<sup>1</sup>になっている。

(i) スtockホルム改正会議は、各同盟国は自国が属することを希望する等級を指定することも、また希望する場合には後にその等級の指定を変更することも完全に自由であるということを認める制度を維持した。しかし、それに加えて、ストックホルム条約は、同盟国は以前に指定している分担金の等級よりも低い等級を指定しようとするときは3年ごとの通常会期で総会に対しその変更を宣明しなければならず、その場合その変更は当該会期の次の暦年の初めまでは効力を生じないことを規定している。この規定は、そのよ

1. See document S/3 Prepared for the Stockholm Conference, p. 36, Paragraph 107.

うにしないと、ある同盟国が自国の等級を下げることは自動的に他の同盟国の分担金の増加となり、他の同盟国は最近の3年予算が採択されたときに予想されていた分担金よりも高い分担金を支払う義務を負うことになるので設けられたものである。<sup>1</sup>

(1) この規定は、すべての同盟国が分担すべき総額に対し各同盟国が分担すべき割合の計算に関する規則を含んでいる。この規則は、表現は違っているけれども、従前の制度を維持している（リスボン条約第13条(8)）。

(2) この規定は、1967年のストックホルム改正会議で導入され、分担金の支払の特定の遅滞（先行する満2年以上の間に支払うべき分担金額の支払遅滞）はその国が構成国となっている同盟のいずれの内部機関における投票権も失わせる。それは、他の同盟による支払の不足を補うために第16条(7)(a)の規定に基づき支払われる立替金の責任に対して不公平であるので、分担金の支払を促進するための刺戟が必要であると考えられたからである。当然ながら、その遅滞金が支払れた後は、当該国の投票に対する権利は、自動的に回復する。

しかし、この規定は、さらに当該内部機関（総会・執行委員会）はその支払の遅滞が例外的でしかも避けることができない事情により生じていると認めるときはその限度においてその規則に対する例外を設けることができることを定めている。

(3) とくに総会に関しては、定足数や必要な多数決（第13条(4)(b), (c)および(d)）が必ずしも得られない場合において、予算が適用されなければならない期間の開始までに予算が採択されないときは問題となる。そのような場合に同盟の活動を中止することは許されないので、ストックホルム改正会議は1つの規則を採択した。それによりそのような事情のもとでは、予算の規模は直前の年の予算の規模と同じものとなる。同盟の財政規則（第13条(2)(a)

---

1. See document S/3 Prepared for the Stockholm Conference P.36. Paragraph 108.



(vii))は、さらにこの規定に基づき精巧なものとなるであろう。

(四) 同盟の収入財源の1つは、国際事務局が行なう役務に対して支払われる手数料である(上記注積付を参照)。国際事務局の事務局長は、その手数料の額を定めるがそれについては総会および執行委員会に報告する。これは、これらの内部機関が望む場合には意見を述べあるいは指示を与えることができるようにするためのものである(第13条(2)(a)(iii)および第14条(6)(a)(iv))。

(五) 1967年のストックホルム改正会議によって設けられた新制度の他のものは、運転資金の設置に関する規定である(WIPO条約第11条(8)を参照)。これは、各同盟国による1回分の分担金からなる資金であり、通常の手当金の支払期限(第16条(4)(d))とその分担金の支払を現実に受領するまでの間の短い期間中に国際事務局が活動できるようにしようとするものである。この運転資金に関する規定は説明するまでもなく明らかである。

(六) 運転資金は、特定の事情のもとでは定められた予算および事業計画の範囲内においては国際事務局がその活動を継続することが十分できないかもしれないので、ストックホルム改正会議は、その領土内に国際事務局が置かれている国は、国際事務局に必要な立替え金を与えなければならないこととし、形態を変えて、従来の制度(リスボン条約第13条(4)を参照)を引き継いだ。この効果に対する規定は、WIPO条約第11条(9)と同様である。すでに考察したように—第14条の注積付を参照—その領土内に国際事務局が置かれている同盟国は、同盟に対し立替えをすることに合意するものであるが、同盟に関するすべての財政に関する事項について完全に知らされる立場になければならず、それ故に執行委員会に職権上の議席を有する(第14条(2)(a))。第16条(7)(b)に規定するように、その立替えの義務は放棄することができる。しかし、この放棄は、放棄の通告が行なわれた年の終りから3カ年を経過するまでは効力を生じない。このことは、後の期間中総会は通常会期に会合し、必要な措置—たとえば運転資金の増額を決定すること—を執ることができることを意味する。

(三) 1967年のストックホルム改正会議に先行する条約のもとでは、国際事務局の会計検査は、スイス政府によって編成されており、スイス政府はその経理を監督していた（リスボン条約第13条(10)）。ストックホルム条約のもとでは、スイス政府はこの監督の業務をもはや行なわないので、会計検査に関してはそれを行なおうとする 1 若しくは 2 以上の同盟国または外部の検査機関（専門的会計事務所）で総会が指定した<sup>1</sup>ものによって行なわれるべきことが規定された。この手続に関する詳細は、同盟の財政規則によって規定される（WIPO条約第11条(10)を参照）。

---

1. See document S/3 Prepared for the Stockholm Conference, P.38. Paragraph 115.

第17条<sup>(イ)</sup>

(1) 第13条、第14条、第15条、第16条及びこの条の規定<sup>(a)</sup>を改正する提案は、総会の構成国のいずれか、執行委員会又は事務局長が発議することができる。この提案は、少なくとも、総会がその審議を開始する6カ月前に、事務局長により、総会の構成国に通告されるものとする。

(2) 前項に規定する各条の改正は、総会が採択する<sup>(b)</sup>。採択は投票の4分の3を必要とする。ただし、第13条及びこの項の改正は、投票の5分の4の多数決を必要とする<sup>(c)</sup>。

(3) (1)に規定する各条の改正は、改正を採択した時における総会の構成国の4分の3から事務局長が各国の憲法上の手続に従い行なわれた受諾を書面により通告を受けた後1カ月を経過した時に、効力を生ずる<sup>(d)</sup>。このようにして受諾されたこれらの条の改正は、改正が効力を生ずる際における総会の構成国又はその後総会を構成する国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する改正は、その改正の受諾を通告した国のみを拘束する<sup>(e)</sup>。

(イ) この規定は、1967年のストックホルム改正会議でこの条約に導入された。上で考察したように、——第13条の注釈<sup>(f)</sup>を参照——ストックホルム会議前は、改正のためにそれを明示して招集された改正会議の全会一致の決定によってこの条約の改正が行なわれていた（リスボン条約第14条、そしてその規定の一部はすでに1883年のこの条約の最初の正文に含まれていた）。ストックホルム会議は、この方法を改め、一方ではこの条約の第13条から第17条までの管理規定の改正とそれ以外のこの条約の規定の改正とを区別している。今考察中の第17条は、第13条から第17条までの規定の改正を取り扱っている。第1条から第12条までおよび第18条から第30条までの規定の改正は第18条が取り扱っている。その取扱い上の差は主として次の点にある<sup>1</sup>。

1. See document S/3 Prepared for the Stockholm Conference, P. 40, Paragraph 118.

前者の改正は総会が討議し採択する。そしてその総会はこの条約第13条から第17条までの規定に拘束される国または第30条(2)の規定により総会の構成国とみなされる国のみから構成される。改正を採択するには所要の多数決を必要とする。しかし、その改正は、採択されかつ受諾された後は、総会のすべての構成国を拘束する。ただし、財政上の義務を増大する改正は、その改正を受諾した国のみを拘束するだけである。

他方、後者の改正は、すべての同盟国が改正の対象となっているこの条約の最も新しい正文に拘束されていない場合でも、すべての同盟国からなる改正会議で討議され採択される。それらの採択には全会一致が必要である。そして、その改正された条約を批准しまたは加入した国のみを拘束する。

第13条から第17条までの規定の改正に関して特別の手続を設けている理由は、それ以外の規定の改正に関する方法は単なる管理規定の改正にとっては厄介すぎるとみられているからである。

(ロ) ここに規定する改正についての特別の手続は、この条約第13条から第17条までの規定の改正に対してのみ適用される。そして、實際上それらの規定は単なる管理的性格のものである。改正の発議に関する手続は説明するまでもなく明らかである。

(イ) 総会は、改正を採択する権限を有し、総会の構成国でない同盟国の意見を考慮することすら要請されない（それに反し、第13条から第17条までの規定以外の改正に関しては、第13条(2)(a)(ii) 後段がある。）。これは、総会の構成国でない同盟国は、その管理規定に拘束されず、直接の利害を有しないからである。しかし、それらの国は総会にオブザーバーとして出席できるので(第13条(6))、それにも拘らず、それらの国の意見を聴くことはできる。

(ニ) 総会の決定は、通常は投票の3分の2の多数決を必要とする（第13条(4)(d) にすぎないが、この条の規定による改正を採択するにはそれ以上の実質的な多数決を必要とする。総会の権限を規定している第13条は、この条約の管理制度の礎石であるとみられている。それ故、同条の改正には、投票の5分の4の多数決を必要とする。改正に関する条文の改正によってこの多数

決を容易には変更できないようにするため、投票の 5 分の 4 の多数決は第 17 条(2)を改正するのに必要とされている。第 14 条、第 15 条、第 16 条並びに第 17 条(1)および(3)の規定の改正には 4 分の 3 の多数決を必要とする。

(B) 所要の多数決で採択された後は、すべての改正は、効力を生じなければならない。これには、改正を採択した時における総会の構成国によるその改正についての受諾の通告を必要とする。その国が、その改正について投票をしているかどうか、またその場合に賛成の投票をしているか反対の投票をしているかを問わない。総会の構成国の 4 分の 3 (改正の採択について 5 分の 4 の多数決を必要とする場合でも) からその受諾の通告を受領したときは、その改正はその受領の後 1 カ月を経過した時に効力を生ずる。

(C) このようにして受諾された改正は、——唯一の例外はあるが——総会の構成国であるかあるいは将来構成国となるすべての同盟国を拘束する。唯一の例外は、同盟国の財政上の義務を増大する改正の場合で、それは、その改正についての受諾の通告をした国だけを拘束することである。この規定は新たにこの同盟に加入する国には適用しない。そのような国には、現在の財政上の義務を増大するという問題はないからである。この同盟の加入にあたっては、その国は定められている財政上の義務を受諾しなければならない。

## 第18条(イ)

(1) この条約は、同盟の制度を改善するような改正を取り入れるため改正に付される<sup>(ロ)</sup>。

(2) このため、順次にいずれかの同盟国において同盟国の代表の間で会議を行なう<sup>(ハ)</sup>。

(3) 第13条から第17条までの規定の改正は、第17条(3)の規定に従って行なわれる<sup>(ニ)</sup>。

(イ) この条(1)および(2)は、すでに1883年の条約の最初の正文に含まれていた(第14条<sup>1</sup>)。それは、その後の改正会議で形式に關しほんのわずかな修正を受けた。

この条(3)は、1967年のストックホルム改正会議で追加されたもので、同会議で第13条から第17条までの規定の改正とそれら以外の規定の改正とを區別したときの前者以外の部分についての改正のためのものである(上記第17条の注釈(イ)を参照)。

(ロ) 同盟国は、実際に同盟の制度を改善する改正を自由に決定できる。しかし、他の問題がある。それは、そのような決定をするにはいかなる多数決が要求されるかということである。この条約にはこの原則を明示的には記述していないけれども、改正会議に参加しているすべての同盟国の投票の全会一致が——投票の棄権は投票とはみなされていない(ストックホルム条約第13条(4)(e)および第14条(8)(d)をも参照)。——この条約のすべての規定の改正に必要であるものと各改正会議で考えられていた<sup>2</sup>(ストックホルム条約のもとでは、第13条から第17条までの規定について例外がある。第17条を参照)。この確立された原則は、同一の原則のもとで採択される違う規定によって変更されるまではこの同盟を拘束しているものとみなされなければならない。

(ハ) 改正会議に参加する同盟国の代表は、各国の憲法または法令の規定に

1. Actes de Paris, I, pp. 28 (proposal for Article 12), 119/20, 145 (discuss in and adoption).

従い、この条約の改正を討議し投票するために正当な権限を与えられていなければならない。総会において代表し投票することに関する特別の規則は、第13条(3)(b)および(5)(b)に定められているが、改正会議には適用されない。改正会議の準備に関しては第13条(2)(a)(ii)並びに第15条(7)(a)および(b)を参照。

(二) すでに(i)で考察したように、この項は、この条約第13条から第17条までの規定の改正とそれ以外の規定の改正とをそれぞれ規律する別個の原則の残部である。

---

2. See Actes de la Conférence de Rome, 1886, pp. 86/7 (the revision then adopted never entered into force); Actes de La Haye, pp. 428, 437; Actes de Londres, pp. 164/5, 294 (proposal of Mexico), 351/2 (discussion and vote in First Sub-Committee); Actes de Lisbonne, pp. 564, 668, 703/4, 731; Document S/3 prepared for the Stockholm Conference, p. 10, paragraph 27 (a), p. 40, paragraphs 118(ii), 119. See also LADAS: The International Protection of Industrial Property, p. 128; ROUBIER: Le droit de la propriété industrielle, I, p. 257; TROLLER: Die mehrseitigen völkerrechtlichen Verträge im internationalen gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht, p. 195; RONGA: "La règle de l'unanimité pour la révision des Conventions de Paris et de Berne," R. I. D. A., XXXIII (Oct. 1961), p. 3.

## 第19条(4)

同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間<sup>(a)</sup>で工業所有権の保護に関する特別の取極め<sup>(b)</sup>を行なう権利を留保する<sup>(c)</sup>。

(a) この条は、すでに1883年の条約の最初の正文に規定されていた<sup>1</sup>。その後形式に関しほんの少しばかりの修正を受けている。

(b) 同盟国は、工業所有権の保護に関し二国間あるいは多数国間条約の形式で特別の取極めを行なうことができる。すでに考察したように——第2条(1)の注釈<sup>(a)</sup>を参照——そのような二国間あるいは多数国間条約の適用は、当該条約の締約国の国民（およびその国民とみなされる者）に制限することができる。

(c) パリ条約のもとで締結された最も重要な特別の取極めは、第14条の注釈<sup>(b)</sup>で列挙した。1968年10月8日にロカルノにおいて署名された工業的意匠の国際分類を設ける<sup>2</sup>協定や準備中のPCT（特許協力条約<sup>3</sup>）のように、そのほかのいくつかの協定が行なわれあるいは行なわれつつある。

(c) すでに考察したように——第2章4の最後を参照——この条約は、同盟国に工業所有権の分野においてこの条約によっては扱われていない事項について法制化する自由を残している。同様な自由は、同盟国間で特別の取極めをすることについても存在する。

1. Actes de Paris, I, pp. 28 (Proposal for Article 13), 120/2, 145 (discussion and adoption).

2. See I.P. 1964, p. 255; 1966, P. 103.

3. Ibidem, 1967. pp. 58, 161, 301.



第20条<sup>(1)</sup>

(1)(a) 各同盟国<sup>(a)</sup>は、この条約に署名したときは批准することができるが、署名してないときは加入することができる<sup>(b)</sup>。批准書及び加入書は、事務局長に寄託する<sup>(c)</sup>。

(b) 各同盟国は、批准書又は加入書において、その批准又は加入は次に掲げる各条には適用されないことを宣言することができる<sup>(\*)</sup>。

(i) 第1条から第12条まで

(ii) 第13条から第17条まで

(c) 各同盟国は、(b)の規定に従い、それに規定する2群のうち1群について批准又は加入の効果を生じさせないこととしたときは、その後いつでも、その批准又は加入の効果をその群の諸条に拡張することを宣言することができる。この宣言書は、事務局長に寄託する<sup>(^)</sup>。

(2)(a) 第1条から第12条までの規定は、前項(b)(i)に基づく宣言をしないで批准書又は加入書を寄託した最初から第10番目までの同盟国に対しては、それらの批准書又は加入書の第10番目のものが寄託された後3カ月を経過した時に、効力を生ずる<sup>(†)</sup>。

(b) 第13条から第17条までの規定は、(1)(b)(ii)に基づく宣言をしないで批准書又は加入書を寄託した最初から第10番目までの同盟国に対しては、それらの批准書又は加入書の第10番目のものが寄託された後3カ月を経過した時に、効力を生ずる。

(c) (1)(b)(i)及び(ii)に規定する二つの群に属する条についての(a)及び(b)の規定により最初に効力を発生する場合を除き、かつ、(1)(b)に規定する場合を除き、第1条から第17条までの規定は、(a)及び(b)に規定する同盟国以外で批准書又は加入書を寄託し又は(1)(c)の規定による宣言書を寄託した同盟国に対しては、事務局長によるその寄託の通告の後3カ月を経過した時に、効力を生ずる。ただし、寄託された批准書、加入書又は宣言書においてその後の日が指定されている場合は、この限りでない。この場合においては、この条約は、当該国に対しては、その指定日に効力を生ずる。

(3) 第18条から第30条までの規定は、批准書又は加入書を寄託した各同盟国に対しては、(1)(b)に規定する二つの群のうちいずれかが(2)(a)(b)又は(c)によってその国に対し効力を生ずる日のうちより早い日に効力を生ずる。

(イ) この条約の批准またはその加入並びに効力の発生に関する規定は、最初からこの条約に存在している。それらの規定は、その後の改正会議で完成され修正されてきたが、1967年のストックホルム改正会議では、そこで受諾されたこの条約の管理規定の改正を考慮して全面的に改正された。

(ロ) 1967年にストックホルムで改正された条約に対しどの国が当事国となるかの問題に関しては、この条約に先行する条約の1つ以上を受諾しているためにすでに同盟国となっている国と同盟国となっていない国との間では区別をしなければならない。前者に属する国の場合の取扱は第20条であり、後者に属する国の場合の取扱は第21条である。

この区別を設ける主な理由は次のとおりである<sup>2</sup>。

ストックホルム会議は、この条約の改正会議であったので、すでにこの条約の当事国となっている国のみが投票権を有してその会議に参加することができた。またその国のみが改正され条約に署名することができた。それ故、これらの同盟国にとっては二つの可能性がある。すなわち、ストックホルムで改正されたこの条約に署名したときは、それを批准することができ、また署名していないときはそれに加入することができる。他方、同盟国でない国は、その改正条約に署名することができず、それに加入することだけができる。

さらに、すでに上述した理由により——第13条の注釈(イ)を参照——すでに同盟国となっている国は、ストックホルム条約を批准しまたはそれに加入す

1. Cf. Articles, 16, 18 and 19 of the original text of the Convention of 1883.

2. Cf. document S/3 prepared for the Stockholm Conference, p. 44, Paragraph 131.

る際に、その批准または加入は特定の群の諸条には適用されない旨の宣言をすることができる（第20条(b)および(c)並びに下記の注釈(4)および(5)を参照）。この制限付加入の途は同盟国でなかった国に対しては、ストックホルム条約に加入するまでは認められない。何故なら、同盟国でない国は、ストックホルムで改正された条約全体を受諾しなければならないものと考えられたからである。

第3は、またストックホルムで定められた条約は、現行条約の改正の産物であったので、ストックホルム条約の効力の発生に必要な批准および加入の数は、すでに同盟国となっている国の批准および加入のみを考慮し、新たに同盟国となる国の加入を考慮していない。

(イ) 国際条約に署名している国による批准とその署名をしてない国による加入とを区別することは、国際公法における慣例である。

(ロ) この条約に先行する条約のもとでは、しかも1967年のストックホルム改正会議までは、批准書または加入書の寄託の職務は、スイス連邦政府に託され、かつ遂行されていた。そしてスイス連邦政府はまた国際事務局を監督していた。ストックホルム会議は、スイス連邦政府のそのような特別の職務（WIPOの本部が存在する国の特別な立場とは区別される、第14条(2)(a)および第16条(7)を参照）を引き伸ばさな<sup>1</sup>いで、寄託の職務をWIPOの事務局長——同時にパリ同盟の首席行政官でもある（第15条(1)(c)および第30条(1)の経過規定をも参照）——に移行した。

(ハ) すでに考察したように、第13条の注釈(4)——1967年のストックホルム改正会議は全く異なった二つの対象を取り扱っている。すなわち、一方では発明者証に関する優先権（第4条I(1)および(2)）に関する規定のこの条約への導入、他方ではこの条約の管理規定の全面的改正を扱っている。改正された条約のこれらの部分のそれぞれについての各同盟国による受諾は、違った

1. See, for the functions of the depositary of an international treaty: Summary of the Practice of the Secretary-General as depositary of multilateral agreements, U. N. document St/Leg/7, 1959.

考慮に依存できるとともに異なった法律上の手続が必要であるかも知れないので、各同盟国に改正されたこれらの部分の一つのみまたは他の部分よりも一方のみを早く受諾する機会を与えることが決定された。

それ故に同盟国は、ストックホルム条約第1条から第12条まで（新たに導入された第4条 I (1)および(2)を含むけれども、そのほかは、英語訳に少しの差異があることを除けば先行のリスボン条約と同じ条項である。）、または第13条から第17条までの規定（改正された管理制度を含んでいる）のいずれかをその批准書または加入書から少なくともその後に通告するまで、除外することができる。

その批准書または加入書からストックホルム条約第1条から第12条までの規定を除外した同盟国は、新しい管理規定に拘束され、実体的規定に関する限り、ストックホルム条約の（部分的）受諾前に拘束されていた先行の条約またはそれら先行条約群の第1条から第12条までの規定に引き続き拘束される<sup>1</sup>。最後にその国は、また最終規定を含むストックホルム条約第18条から第30条までの規定に拘束される（第20条(3)参照）。逆にストックホルム条約第13条から第17条までの規定をその批准書または加入書から除外した同盟国は第1条から第12条まで（第4条 I (1)および(2)を含む）の新しい実体的規定および第18条から第30条までの最終規定（第20条(3)）に拘束される。純粋な管理規定に関する限り、その国は、先行する条約の第13条の規定に引き続き拘束される<sup>2</sup>。

(v) この規定は、同盟国に対しストックホルム条約の最初の批准または加入の後いつでもその先の批准書または加入書から除外した1群の規定にその批准または加入の効果を拡張することの宣言を認めている。その効果は、その国はその時からストックホルム条約全体に拘束されるようになることである。

1. See document S/3 prepared for the Stockholm Conference, P. 46, Paragraph 134.

2. Ibidem, p. 46, Paragraph 135.

(ト) 第20条(2)および(3)はストックホルム条約の効力の発生を扱っている。その効力の発生を支配する原則は、同盟国にその批准書または加入書からストックホルム条約の特定の群の諸条を除外できることとしたため、先行の条約に存在したものよりも複雑なものとなっている。効力の発生を支配する原則は、簡単に述べれば次のとおりである。

ストックホルム条約第1条から第12条までの実体的規定および第13条から第17条までの新しい管理規定の双方は、——それぞれの場合に応じて別々に——その批准書または加入書から関係の群の諸条を除外していない同盟国による第10番目の批准書または加入書が寄託された後3カ月を経過した時に効力を生ずる(第20条(2)(a)および(b))。その効力の発生は、その批准書または加入書から関係の群の諸条を除外しなかった同盟国のみを拘束する(新たに同盟国となる国に関しては後に注釈する第21条を参照)。

規定されている諸条の二つの群のいずれかが効力を生ずる日のうちより早い日に最終規定を含み第18条から第30条までの規定が効力を生ずる(第20条(3))。条約のこの部分は、同盟国がその批准書または加入書から第1条から第12条までまたは第13条から第17条までの規定の群の一つを除外している場合でも、ストックホルム条約を批准しまたはそれに加入しているすべての同盟国を拘束する。第18条から第30条までの最終規定は、ストックホルム条約の他の部分の規定と一緒に適用されなければならないからである。いうまでもなく、最終規定のあるものは、その性質から——たとえば批准書または加入書の寄託の場所に関する規定——は正式の効力の発生前にも適用される。

これまでに言及されている規定は、ストックホルム条約の諸部分の最初の効力の発生に関してのみ扱っており、最初の10カ国の後にその条約を批准しまたは加入する同盟国の状態に関するものではない。最初に記載されている同盟国は、また第20条(1)(b)および(2)(c)の規定に従い、その批准書または加入書から第1条から第12条までまたは第13条から第17条までの規定の諸条の群の一つを除外できる。それらの国が他の同盟国によって以前に除外されているいずれかの群を除外していないときは、その批准または加入は、関係の群の

諸条の効力の発生に必要な批准または加入の総数10の数に算入される。上記の諸条の群の1つが除外される場合を除き第1条から第17条までの規定は、その批准書または加入書の寄託を事務局長が他の同盟国に通告（第29条(5)）した後3カ月を経過した時にそれらの同盟国に対して効力を生ずる（第20条(2)(c)）。ただし、寄託された批准書、加入書または宣言書において後の日が指定されている場合はこの限りでない。同時に、ストックホルム条約第18条から第30条までの規定はそのような同盟国に対して効力を生ずる（第20条(3)）。

## 第21条(イ)

(1) 同盟国でない国は、この条約に加入し、かつ、これにより同盟国となることができる<sup>(ロ)</sup>。加入書は、事務局長に寄託する<sup>(ハ)</sup>。

(2)(a) この条約の規定の効力の発生日の1カ月以上前に加入書を寄託した同盟国でない国に対しては、この条約は、その加入書においてその後の日が指定されている場合を除き、第20条(2)(a)又は(b)の規定によってその規定が効力を生ずる日に、効力を生ずる<sup>(ニ)</sup>。ただし、次の条件に従うものとする。

(I) 第1条から第20条までの規定がその日に効力を生じていない場合は、その国は、その規定の効力発生前の暫定期間中は、その規定に代えて、リスボン条約第1条から第12条までの規定に拘束される。

(II) 第13条から第17条までの規定がその日に効力を生じていない場合は、その国は、その規定の効力の発生前の暫定期間中は、その規定に代えて、リスボン条約第13条並びに第14条(3)、(4)及び(5)の規定に拘束される。

加入書においてその後の日が指定された場合は、その国に対しては、その指定日に効力を生ずる。

(b) この条約の一つの群の規定の効力の発生日後又はその日までに1カ月に満たない日に加入書を寄託した同盟国でない国に対しては、この条約は、(a)のただし書に規定する場合を除き、事務局長による加入の通告の後3カ月を経過した時に、効力を生ずる。ただし、加入書においてその後の日が指定された場合には、この限りでない。この場合には、この条約は、その国に対しては、その指定日に効力を生ずる。

(3) この条約の全体としての効力の発生日後又はその日までに1カ月に満たない日に、加入書を寄託した同盟国でない国に対しては、この条約は、事務局長による加入の通告の後3カ月を経過した時に、効力を生ずる。ただし、加入書においてその後の日が指定された場合には、この限りでない。この場合には、この条約は、その国に対しては、その指定日に効力を生ずる。

(f) この条は、前に同盟国でなかった国のストックホルム条約への加入およびそれらの国に対するストックホルム条約の効力の発生に関するもので、1967年のストックホルム改正会議でこの条約に導入された。それは、重要な修正を加えて、先行する条約の第16条に代るものである。

(g) すでに考察したように——第20条の注釈(g)を参照——1967年のストックホルムにおける改正前にこの条約の当事国でなかった国は、ストックホルム条約に署名できなかつた。したがってそれを批准できない。しかし、その国はストックホルム条約に加入することができる。さらに考察したように——第1条(1)の注釈(f)を参照——この条約は新たに同盟国となることを許されるための手続を定めていない。しかし、第25条に留意しなければならない。同条は批准書または加入書を寄託する時には、その国は自国の国内法令に従いこの条約の規定を実施することができる状態に置かれているものと理解されるべきことを宣言している。また同条はさらにそのような国は自国の憲法の規定に従いこの条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束することも規定している。

(h) この規定は、同盟国に関する第20条(1)(a)後段に類するものである(第20条の注釈(f)を参照)。

(i) 前に同盟国となっていなかつた国は、ストックホルム条約に、その全体についてのみ加入することができる。その国は特定の群の諸条をその加入書から除外することを認められていない。しかし、同盟国は、ストックホルム条約の批准または加入の際に、特定の群の諸条を除外できるので、ストックホルム条約の発効は部分的のみまたは最初は部分的であるかも知れない。

それ故に、同盟国でない国に対してストックホルム条約の効力の発生に関し特別の規則を設けることが必要であつた。それは、その国は加入書から特定の群の諸条を除外することは認められていないけれども、同盟国によるそのような除外の効果に対処できるものである。

これらの規則においては、(i)ストックホルム条約のいずれかの規定が効



力を発生する 1 カ月以上前に加入書を寄託した 同盟国 でない国 (第21条(2)(a)), (ii) スtockホルム条約の一つの群の諸条が効力を発生した後または発生までに 1 カ月に満たない日に加入書を寄託した同盟国でない国 (第21条(2)(b)および(iii)), とストックホルム条約が全体について効力を生じた後に加入書を寄託した同盟国でない国 (第21条(3)) との間で区別をしている。

加入の効力はこれらの三つの場合についてこの規定に定められている。

第一の場合は当該国はストックホルム条約の最初の効力が発生し、同条約によって拘束されるまで待たなければならない。その後ストックホルム条約が効力を生じた場合は当該国は(後の日を指定している場合を除き)直ちに同条約に拘束される。しかし、その時ストックホルム条約が特定の群の諸条について効力を生じていないときは当該国はその諸条が効力を生ずるまでの暫定期間中リスボン条約の対応する規定に拘束される。

第二の場合、加入国はストックホルム条約および場合によってリスボン条約の同一の規定に拘束される。しかし、その加入を事務局長が他の同盟国に通告した日から 3 カ月を経過した後に限る。ただし、加入書において後の日を指定しているときはこの限りでない。

第三の場合、加入国はストックホルム条約全体に拘束される。ただし、前項に示されている日と同じ日からである。

ワシントン (1911年), ヘーグ (1925年), ロンドン (1934年) およびリスボン (1958年) の条約第16条の 2 の規定——その条は修正された形でストックホルム条約第24条となっている——によりこの条約が適用されていたが、その後国家として独立を得た地域に関してさらに考察を加えることができる。その場合には新しい国家は従前の従属的地位においてそれに対し適用されていた条約には最早や拘束されないことはすでに考察——第 1 条(1)の注釈(イ)を参照——した。ただし、その国が明示してこれらの条約に加入するときはこの限りでない。パリ条約に関しては、これらの国は、この条約の適用が中断されないことを望んでおり、新規な加入に限らないのがしばしばである。しかし、その国は、同盟国であることの確認の宣言若しくは継続性の宣言ま

たは通常<sup>1</sup>の形における加入と合せてその宣言をしている。その宣言は、その国によればこの条約の適用はその国に関し独立した日とその後の加入の日との間で中断されていなかったことを意味する。

新しい国に対しては、そのような宣言はその独立の日に遡及した効力をもって加入することであると考えることができる。この条約はその手続を規定していないけれども、それはこの条約をすでに適用している国に対しては受諾できるであろう。なぜなら、この条約を間断なく適用することは、たとえば優先権——第 4 条 A の注釈(ロ)を参照——およびその他の多くの規定に関して、すべての同盟国にとって利益であるからである。

そのような宣言はストックホルム条約の加入に関しても行なうことができる。その効果は、ストックホルム条約は第 21 条の規定に従い適用されるものであり、それに先行する条約で適用できるものを遡及して適用することである。

---

1. See, for example, the declarations of Indonesia, P.I., 1950, P.222; the Ivory Coast, the Central African Republic, Chad, Upper Volta and Laos, I.P., 1963, p. 214; the Malagasy Republic and Senegal, I.P., 1963, p. 234; Gabon, I.P., 1964, p. 23, Cameroon, I.P., 1964, p. 66; Niger, I.P., 1964, p. 118; Trinidad and Tobago, I.P., 1964, p. 139; Southern Rhodesia, I.P., 1965, p. 43; Zambia, I.P., 1965, p. 43; Malawi, I.P., 1965, p. 239; Mauritania, I.P., 1965, p. 43; Dahomey, I.P., 1966, p. 270; Togo, I.P., 1967, p. 196. See also U.N. document A/CN.4/200/Add. 1.

## 第22条(イ)

批准又は加入は、第20条(1)及び第28条(2)において規定する例外がある場合を除き、この条約のすべての条項の受諾及びこの条約によるすべての利益の享受を当然に伴うものとする<sup>(1)</sup>。

(イ) この条は1883年の最初の条約の正文に存在していた<sup>1</sup>。しかし、その場合、その規定は新たに同盟に加入する国のみに関するものであった。その規定は1967年のストックホルム改正会議まで各改正会議によって維持されていた。ストックホルム改正会議は、その規定をすでに同盟国である国でストックホルム条約を批准しまたは加入するものにも適用できるようにするとともに第20条(1)(b)および第28条(2)に関する留保を設けている。

(ロ) この条の目的は、2つの例外を除き、ストックホルム条約を批准しまたは加入する国による留保のあらゆる可能性を排除することである。可能な2つの例外を除き、ストックホルム条約を批准または加入することは、この条約から生ずるすべての権利および義務を当然に受諾していることを意味する。唯一の例外は、第20条(1)(b)の規定に従い、すでに同盟国となっている国はうえて考察したようにストックホルム条約の批准書または加入書から第1条から第12条までまたは第13条から第17条までの規定のいずれかを除外でき、それに対し第28条(2)によればすべての国はすでに同盟国となっているかどうかにかかわらずストックホルム条約を批准しまたは加入する際に第28条(1)の管理規定に拘束されることに合意しないことを宣言できることである。第28条の規定は後に注釈を加える。

1. Actes de Paris, I, pp.28 (Proposal for Article 14), 122, 145/6 (adoption).

## 第23条(イ)

この条約の全体としての効力の発生後は<sup>(ロ)</sup>、国は<sup>(ハ)</sup>、この条約に先行する条約に加入することができない。

(イ) この規定は、1967年のストックホルム改正会議で、この条約に導入された。この条約に先行する条約には、このような規定は何等存在しなかった。しかし、1911年のワシントン改正会議以来、この条約に含まれた他の規定によれば、先行する1または数個の条約について批准または加入しているが最新の条約について批准または加入していない同盟国間では現に効力を有する先行の1また数個の条約が引き続き効力を有することになっていた（たとえば、ストックホルム条約第27条(2)(a)(b)および(c)と対比されるべきリスボン条約第18条(4)、(5)および(6)を参照）。これらの規定は、この条約の先行する条約は指示された目的のためにのみ引き続き効力を有することができること、そして、この条約のより新しい改正条約が効力を発生した後は、それに対して独立には加入できないことを意味するとするのが伝統的な解釈である<sup>1</sup>。

この条は上記のような伝統的解釈を確認し、将来における議論<sup>2</sup>を避けるため、ストックホルム条約で挿入された。

しかし、この条に規定する条件のもとで、ある国がストックホルム条約に加入する場合には、それがストックホルム条約についてまだ批准または加入してないがこの条約の先行する条約に拘束されている他の同盟国を拘束しないことを意味するものではないことに注意しなければならない（この問題に関しては、第1条(1)の注釈<sup>(イ)</sup>および第27条の注釈を参照）。これはある国は

1. Although not without exceptions. See LACINA: "The Problem of Conventional Relations between Countries according to the different Texts of the Paris Convention," I.P., 1966, p. 259.
2. See document S/3 prepared for the Stockholm Conference, p. 50, paragraph 152.

全体——といっても、この条約の異なった改正条約によることは可能である——としての同盟にのみ加入（および脱退）でき、かつ常に他のすべての同盟国を拘束するものでなければならぬ結果としてこの条約の当事国は、この条約のその後の条約と一体である同盟を形成しているからである。

(ロ) この規定は、ストックホルム条約の全体としての効力が発生した後にのみ適用され、第20条(1)(b)(i)および(ii)に規定する諸条の1群を除外してその効力が発生した場合には適用されない。後者の場合には、各国は、なおリスボン条約に加入することができる。

(ハ) この規定は、すでに同盟国となっている国および新たに加入する国の双方に適用する。すでに同盟国となっている国にとっては、この規定は、ヘーグ（1925年）またはロンドン（1934年）の条約よりも新しい条約について批准または加入してない国は、示されている条件のもとでは、ストックホルム条約（1967年）についてのみ批准または加入することができ、リスボン条約（1958年）については批准も加入もできないことを意味する。その条約がその同盟国と他の同盟国との関係を支配する問題は、第27条を考察する場合に検討する。

新たに加入する国に関してはこの規定は、その国は示されている条件のもとでは、ストックホルム条約にのみ加入することができ、すべての先行する条約に加入することができない。他の同盟国との関係に関しては後に検討すべき第27条(3)を参照。

(ニ) 過去においてはいくつかの国は、この条約の最新の条約だけでなく、すでに改正されており、かつそのすべての改正に関してなお効力を有する条約にも加入した<sup>2</sup>。この条のために、この慣行は、ストックホルム条約には引

1. Report of Main Committee IV of the Stockholm Conference, I.P., 1967, p. 222, paragraph 17.
2. See, for example, the accession of U.S.S.R., I.P., 1965, p. 74; of Uganda, I.P., 1965, p. 98; of Algeria, I.P., 1965, p. 239.

き継がれない。<sup>3</sup>もしも、それを継続すると、批准書または加入書においてこの条約に先行する条約の援用は無視されなければならない。ストックホルム条約について批准または加入した国はどの条約に拘束されるか、または他の同盟国に関して適用されるのはどの条約かの問題は、第27条を考察する場合に検討する。

---

3. See document S/3 prepared for the Stockholm Conference, p. 51: proposal for Article 16quater, corrected by document S/3 corr. 1; the latter proposal was adopted by the Conference.

## 第24条(イ)

(1) いずれの国も、この条約は、自国が対外関係に関して責任を有し、かつ、宣言書又は通告書において指定した領域の全部又は一部について適用されることを、その批准書若しくは加入書において宣言し、又はその後はいつでも書面によって事務局長に通告することができる<sup>(a)</sup>。

(2) その宣言又は通告をした国は、いつでも、この条約はその領域の全部又は一部について適用されなくなることを、事務局長に通告することができる<sup>(a)</sup>。

(3)(a) (1)の規定によりされた宣言は、その宣言を含む批准又は加入と同一の日に効力を生じ、かつ、同項の規定によりされた通告は、事務局長による通告の後3カ月を経過した時に、効力を生ずる。

(b) (2)の規定によりされた通告は、事務局長によるその受領の後12カ月を経過した時に、効力を生ずる。

(イ) 同盟国をして自国の植民地その他の属領のためにもこの条約に加入することができるようにするこの規定は、1911年のワシントン改正会議<sup>1</sup>でこの条約に導入された。その時は、これらの規定は第16条の2に定められていた。そしてその条はその後のヘーグ(1925年)、ロンドン(1934年)およびリスボン(1958年)の改正会議で細目的事項に関してのみ改正された。1967年のストックホルム改正会議は、自国が対外関係に関して責任を有する領域について適用できることをこの条で宣明して、現代的用語の規定を採択した。ストックホルム会議は、また同会議で採択された新しい管理制度に照してその条を修正した。

(ロ) 指定した領域に対しこの条約を適用できるようにする宣言は、二重の効果<sup>2</sup>を有する。一方においては、その宣言が効力を生じた後は同盟国の国民

1. Actes de Washington, pp. 57, 68, 208 (proposals), 221/2(observations), 311 (report to Plenary Committee), 256/7 (discussion in Third Plenary Session), 260 (discussion and adoption in Fourth Plenary Session).

およびその国民と同視される者はその領域においてこの条約の適用を求めることができる。他方ではその領域の国民およびこの条約第 3 条によりその国民とみなされる者は他のすべての同盟国においてこの条約の適用を求めることができる（第 2 条(1)の注釈(ウ)を参照）。

イ) この条のこの規定および残部の規定は説明するまでもなく明らかである。



## 第25条(イ)

(1) この条約のいずれの当事国も、自国の憲法の規定に従い、この条約の適用を確保するため必要な措置をとることを約束する<sup>(ロ)</sup>。

(2) 批准書又は加入書を寄託する際には、その国は、自国の国内法令に従い、この条約の規定を実施することができる状態になければならないものとする<sup>(ハ)</sup>。

(イ) 1883年の条約の最初の正文に設けられていた(第17条)規定によれば、この条約に含まれている相互的約束の履行は、必要があるときは、同盟国の憲法で定められた手続および規則の実行を前提としていた。これに、同盟国はこの国の憲法によって約束の履行をしなければならない旨の規定を追加した。そして、同盟国はできるだけすみやかにその履行をすることを約した。この規定は、1958年のリスボン改正会議まではそれまでの改正会議では形式に関してわずかな修正を受けただけであった。リスボン改正会議では、その規定を、形式に関するわずかな修正を除き、修正することなく現在のストックホルム条約第25条の規定に置き代えた<sup>2</sup>。

(ロ) この条約は、同盟国がこの条約への加入の際に受諾した義務を履行しなければ、その目的を達成しないことは明らかである。この義務は、当該同盟国の憲法制度に従い異なるであろう。

その国がこの条約の特定の「自己執行的」性格の規定——第二章3および第二章4を参照——を受諾すると、その国の行政機関および司法機関は、それらの規定を直接適用しなければならない。さらに、その国は、この条約が要求する法令のすべてについてこの条約と合致する法令を採択しかつ維持す

- 
1. Actes de Paris, I, pp. 145/6 (adoption: the Acts do not show how the provision came into being).
  2. Actes de Lisbonne, pp. 292 (proposal of U.S.A. and discussion in First Committee), 304 (report of First Committee), 109 (adoption in Second Session), 120 (General Report).

る義務を負う。また、行政上の分野においてもその義務を履行しなければならない。

その国の憲法または憲法制度により国際条約の“自己执行的”性格の規定を受諾できない国はその義務に基づき国内法令の中に同様の効果を有する規定を導入すべきである。しかしその他の義務は上述の場合と同じである。

実際には、同盟国がとくにこの条約と合致しない法令を維持していたために、この条約に基づく義務を履行できなかったかまたは少なくともしばらくの間履行できなかった例はいくつかある。

この条約の最初から1958年のリスボン改正会議まで存在した第17条は、そのような実務に対する非常にはげしい反動は許していなかった。なぜなら、同盟国の憲法によって定められた手続および規制の実行について最初に言及しているように、その条はこれらの同盟国は“できるだけすみやか”にこの条約を実施することのみを義務づけられていることを宣明していたからである。

これは、リスボン会議で新第17条（現在の第25条）の導入により変更された。

この規定に基づき、同盟国の第1の義務は、自国の憲法の規定に従いこの条約の適用を確保するに必要な措置をとることである。その措置は、まず第1はこの条約の義務を履行するために必要な立法的措置であり、第2はその法令または当該同盟国において“自己执行的”とみられるこの条約の規定に関して必要な行政的措置である。

㍻ この条により同盟国に課される2番目の義務はこの条約についての批准または加入の際に関するものである。その際に同盟国は自国の国内法令に従いこの条約を実施できる状態にななければならない。このことは、その際を上記注釈㍻で記述したすべての措置がすでにとられていなければならないことを意味する。この規定は、時折同盟国によって侵犯されてきた。しかし、1967年のストックホルム改正会議まではそのような侵犯を正式に決定する機関は何等存在しなかった。ストックホルム改正会議は、この条約の解釈また

は適用に関する同盟国間の紛争解決に関し第28条をこの条約に取り入れてそのような事態を改めた。この司法的条項は、すべての同盟国を拘束する。ただし、その国がストックホルム条約についての署名、批准または加入の時にその規定に自国が拘束されることを認ない旨を宣言した場合は、この限りでない。その規定は、その規定に拘束される同盟国がこの条約第25条に従わない場合にその問題を国際司法裁判所に提起することができるようにする。解決について交渉その他の方法により同条の規定に従っているときはこの限りでない。

## 第26条(イ)

(1) この条約は、無期限に効力を有する<sup>(ロ)</sup>。

(2) いずれの国も、事務局長にあてた通告により、この条約を廃棄することができる<sup>(ハ)</sup>。この廃棄は、この条約に先行するすべての条約の廃棄となり<sup>(ニ)</sup>、かつ、その廃棄をした国に対してのみ効力を生ずるものとし、他の同盟国については、この条約は、引き続き完全な効力を有する<sup>(ホ)</sup>。

(3) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後1年を経過した時に、効力を生ずる<sup>(ヘ)</sup>。

(4) この条に規定する廃棄権は、いずれの国も、同盟国となった日から5年の期間の経過前には、行使することができない<sup>(ト)</sup>。

(イ) この条は、部分的にこの条約の存続期間にいての規定並びに同盟国がこの条約を廃棄する場合およびその効果についての規定を有している。そして、これはすでに1883年のこの条約の最初の正文に存在していた（その時は第18条であったがワシントンの改正会議以降は第17条の2）。1967年のストックホルム改正会議は、以下に述べるように種々の改正を行なっている。

(ロ) この条約は無期限にわたって締結されることおよび同盟国が廃棄した場合の廃棄はその国についてのみ効力を生じ他の同盟国には効力を生じないでこの条約は引き続き完全な効力を有するとの原則は、この条約には最初から含まれていた。

(ハ) 廃棄は、この条約の被寄託者にあててしなければならない。1967年のストックホルム改正会議までは、これはスイス連邦政府であった。ストックホルム条約によれば、管理制度に変更を加えられたのに従い、それはWIPOの事務局長である。

(ニ) すでに何度も考察したように——第1条(1)の注釈<sup>(イ)</sup>および第23条の注釈<sup>(イ)</sup>を参照——その構成国が同盟を形成する条約としてのパリ条約の法律的構成の効果の一つは、各国は全体としての同盟にのみ加入および脱退することができることである。それ故、同盟国はたとえばこの条約の最新の条約ま

たはそれに先行する条約を廃棄して他の条約に引き続き拘束されることはできない。ある同盟国がストックホルム条約を廃棄した場合は、これはまた先行するすべての条約をも廃棄したことになる。

(4) 上記注釈(4)を参照

(5) スtockホルム条約のもとに規定されている他の諸通告で同盟国によって行なわれるものは、WIPOの事務局長によるその通告の後に効力を生ずる(第20条(2)(c), 第21条(2)(b)および(3)並びに第24条(3)(a)を参照)。しかし廃棄は事務局長が関係の通告を受領した日の後1年を経過した時に効力を生ずる。なぜなら、廃棄の効果は他の同盟国へのその送達のための遅延により遅らせてはならないからである。同様な事態に関しては、第24条(3)(b)さらには第17条(3)および第30条(2)を参照。

(6) 信頼のもてる経験をつむに十分な長さの期間にわたって同盟に属していなかった国によりこの条約の廃棄を早計に決定されることを避けるため、この規定は、1967年のストックホルム改正会議でこの条<sup>1</sup>に加入された。この5年の期間はストックホルム条約についての批准または加入の日からではなく当該国が同盟国となった日(この条約のその後の改正条約のいずれかについて加入した日)から起算されることに注目されるべきである。

---

1. See document S/3 prepared for the Stockholm Conference, p.54, paragraph 162.

第27条<sup>(1)</sup>

(1) この条約は、それが適用される同盟国間の関係及びそれが適用される範囲に関しては、1883年3月20日のパリ条約及びその後改正された条約に代るものとする<sup>(a)</sup>。

(2)(a) この条約は適用されないか又は全体としては適用されないが1958年10月31日のリスボン条約が適用される国に関しては、同条約がその全体において又は(1)の規定によりこの条約が同条約に代わらない範囲において引き続き効力を有する<sup>(b)</sup>。

(b) 同様に、この条約も、この条約の一部も、リスボン条約も適用されない国に関しては、1934年6月2日のロンドン条約がその全体において又は(1)の規定によりこの条約が同条約に代わらない範囲において引き続き効力を有する。

(c) 同様に、この条約も、この条約の一部も、リスボン条約も、ロンドン条約も適用されない国に関しては、1925年11月6日のヘーグ条約がその全体において又は(1)の規定によりこの条約が同条約に代わらない範囲において引き続き効力を有する。

(3) この条約の当事国となる同盟国でない国は、この条約の当事国でない同盟国又はこの条約の当事国ではあるが第20条(1)(b)(i)の規定により宣言をしている同盟国との関係においては、この条約を適用する。これらの国は、当該同盟国はそれらとの関係においては自国が当事国となっている最新の条約の規定を適用できることを承認する<sup>(c)</sup>。

(4) この条は、ストックホルム条約が——全体的にか部分的にか——効力を発生した後すべての同盟国が全体としてのストックホルム条約について批准または加入する時までにおけるこの条約の先行する条約の適用について規定している。先行する条約のそのような適用に関しては、ストックホルム条

約は、1911年のワシントンの改正会議<sup>1</sup>でこの条約に導入され、その後の改正会議で必要な修正を加えて引き続き効力を有していた方法を維持している。しかしストックホルム条約は修正を加えている。まず第1は第20条(1)(b)のためにストックホルム条約が部分的に、すなわち、諸条の特定の群を除外して効力を発生するであろう事実を考慮しなければならなかったからである。また第2は、その場合にストックホルム条約に加入する前は同盟国でなかった国に関するこの条約の先行する条約の適用に関する重要な規定(第27条(3))を追加した。

(ウ) この規定は、ストックホルム条約が適用される国間の関係は、それらの国は同条約を批准しているかあるいは同条約に加入しているので、もっぱら同条約に支配されること、およびストックホルム条約はそれらの国の関係に関する限りすべての先行する条約に代るものであることを定めている。しかし、そのような国がストックホルム条約第1条から第12条までまたは第13条から第17条までのいずれかの諸条をその批准書または加入書から除外していたときは、ストックホルム条約の他の諸条のみが適用される。したがって除外されている諸条に代る諸条は、この条の他の項の規定に従い引き続き適用される。

(イ) この条の(2)(a), (b)および(c)は、ストックホルム条約が部分的に効力を発生する場合を考慮していることを除き、ワシントンの改正会議(1911年)で採択され、その後の改正会議によって引き継がれているこの条約の先行する条約の適用に関する方法を維持している。不幸にして、この方法は種々の

1. Actes de Washington, pp. 232 (proposal for Article 27 bis), 311 (report to Plenary Committee), 260/1 (adoption in Fourth Plenary Session).
2. Actes de La Haye, pp. 266 (proposal), 424 (report of First Sub-Committee); 526 (report of General Committee), 549/50 (report of Drafting Committee), 581 (adoption in Plenary Session); Actes de Londres, pp. 474 (report of Drafting Committee), 519 (adoption in Second Plenary Session), Actes de Lisbonne, p. 109 (discussion and adoption in Second Plenary Session).

問題を生じているけれども、それらの改正会議のいずれにおいてもそれは説明も論評もされなかった。1967年のストックホルム改正会議はその事態をある程度まで明らかにしている。というのは、その会議ではあらかじめ同盟国となることなしにストックホルム条約に加入する国に関するこの条約の先行する条約の適用に関し新しい規定（第27条(3)）を採択したので、この条約の先行する条約への加入とその条約の適用とを区別しなければならないことが考察されたからである。<sup>2</sup>

以上の経過を考慮して、この条約の先行する条約の適用に関する状態は次のように述べることができる。

ストックホルム条約に加入するまでは同盟国でなかった国に関しては、第27条(3)が適用される。そのような国はストックホルム条約の適用を受ける。そして、これは、いうまでもなく、ストックホルム条約についてすでに批准または加入している同盟国との関係だけでなく、いまだ同条約について批准も加入もしてない国あるいは同条約第1条から第12条までの規定を除外して同条約について批准または加入している国との関係においても同じである。この規定はそのように述べてはいないけれども、同様な解決法はストックホルム条約第13条から第17条までの規定を除外して同条約について批准または加入している同盟国との関係についても適用される。その国は古い管理制度に引き続き拘束されるが新たに加入した国はストックホルム条約の新しい管理制度にのみ拘束される。

他方、新たに加入する国は、他の同盟国が自国が当事国となっている最新

1. See, for the situation before the Revision Conference of Stockholm in 1967: "A propos de l'application simultanée des textes successifs de la Convention d'union," P.I., 1936, p. 99, and LACINA "The Problem of Conventional Relations between Countries according to the different Texts of the Paris Convention," I.P., 1966, p. 257. See also BIRPI Lecture Course on Industrial Property, 1965, p. 11.
2. Report of Main Committee IV of the Stockholm Conference, I.P., 1967, p. 222, paragraph 18.



の条約の規定をその国との間の関係においては適用できることを承認しなければならない。この場合の「できる」の語は、そのような他の同盟国は新たに加入する国との間の関係においてはストックホルム条約を適用できることをも示している。その国はいまだストックホルム条約に加入していないけれども、同条約を適用できる<sup>1</sup>。また新たに加入する国はそれに不服を述べることができない。ストックホルム条約はそれが受諾した条約そのものどおりであるからである。

その事情はすでに同盟国となっている国ではあるがストックホルム条約について批准も加入も（第1条から第12条までまたは第13条から第17条までの諸条の群の1つを除外する場合がある）していない国に対してはさらに複雑である。

そのような国はいうまでもなくストックホルム条約を受諾した（その範囲で）他の同盟国との関係ではストックホルム条約（同条約を受諾した範囲で）を適用するであろう。

そのようにしてない（その範囲で）国に関してはこの条はこの条約の先行する条約が引き続き効力を有する旨を規定している ((2)(a), (b)および(c))。

それにもかかわらず、ストックホルム条約について批准または加入している同盟国は、同条約について批准または加入してない同盟国に対しても同条約を適用する——およびそれに従い国内法令を改正しているのでそうするよう求める——ことができる。新たに加入する国がしなければならないことを同盟国がするのを禁ずる理由はないのだから、そのとおりである。しかし、最初に記述した同盟国は、他の同盟国に関しては最新の共通の条約を適用でき、また、いずれにしてもそのような他の同盟国がそれに関してこの規定により引き続き効力を有する最新の共通の条約を適用することを受諾しなければならない。

---

1. これは、この条約の実体法を規定している部分に関してで、管理規定の適用は第30条(2)に規定されている。

しかし、そのような最新の共通の条約がない場合、たとえば、ある同盟国がリスボン条約（1958年）にのみ加入した後ストックホルム条約を批准したのに対し他の同盟国がロンドン条約（1934年）またはヘーグ条約（1925年）よりも新しい条約について批准も加入もしていない場合はどうか？ この場合において、ストックホルム条約について批准または加入している同盟国は、その他の同盟国との間の関係においてなお同条約を適用できる。しかしながら、その国はまた公式には拘束されていないけれども他の同盟国が当事国となっている最新の条約を適用することもできる。それは、他の同盟国はより新しい条約について批准または加入をしていないのでその主張できる全てである。ストックホルム条約について批准または加入をした同盟国は、いずれにしても他の同盟国が当事国となっている最新の条約であってこの条(2)(a), (b)および(c)の規定により引き続き効力を有する条約を適用することを受諾しなければならない。

この条には不明確な点が残されていることを考慮して、同盟国は特定の状況のもとで適用できる条約に関して<sup>1</sup>宣言することが最も有益である。

(二) 考察したように、この規定は、ストックホルム条約に加入するまでは同盟国ではなかった国に対してのみ適用される。この規定についてはすでに上で注釈を加えた。

---

1. Cf. Report of Main Committee IV of the Stockholm Conference, I.P., 1967 p. 222, paragraph 18, which, however, erroneously refers to newly acceding States, which are bound by Article 27(3) and therefore cannot make Such declaration.

## 第28条(イ)

(1) この条約の解釈又は適用に関する2以上の同盟国間の紛争は、交渉により解決できないときは、紛争当事国の1国は国際司法裁判所規程に従った請求により、国際司法裁判所へ提起することができる。ただし、当該国が他の何らかの解決方法について合意しているときは、この限りでない<sup>(イ)</sup>。紛争を国際司法裁判所へ提起した国は国際事務局に通知し、国際事務局は他の同盟国に対しその事件について注意をうながさなければならない<sup>(ハ)</sup>。

(2) 各国は、この条約の署名又は批准書若しくは加入書の寄託の際に、前項の規定は自国を拘束しないことを宣言することができる。その宣言をした国と他の同盟国との間の紛争に関しては、(1)の規定は、適用しない<sup>(ロ)</sup>。

(3) (2)の規定に従い宣言をした国は、いつでも、事務局長にあてた通告によってその宣言を撤回することができる<sup>(ニ)</sup>。

(イ) この条は、司法的条項を含み、かつその受諾を拒否する宣言に服することができるものではあるが、1967年のストックホルム改正会議でこの条約に導入された。そのような条項を導入する試みは、早くから、ヘーグ(1925年)ロンドン(1934年)およびリスボン(1958年)の改正会議で行なわれたが失敗に終わった<sup>1</sup>。

(ロ) この規定は、この条約の解釈または適用に関する2以上の同盟国間のすべての紛争についての決定権を国際司法裁判所に与えている。いうまでもなく、その紛争が交渉により解決している場合または当該国が他の解決方法

1. Actes de La Haye, pp. 353/4 (proposal of U.K.), 420/4 (report of First Sub-Committee); Actes de Londres, p. 293 (proposals of Mexico, Netherlands and Switzerland; see also pp. 162/4 for an intended proposal of the International Bureau), 349/51 (report of First Sub-Committee), 472/3 (report of Drafting Committee); Actes de Lisbonne, pp. 192/8 (proposal), 199/201 (observations), 202 (discussion in First Committee), 300/1 (report of First Committee).

たとえば国際仲裁について合意している場合は除かれる。そのような紛争は国際司法裁判所規程に従った請求により国際司法裁判所へ提起することができる。国際司法裁判所は、ハーグ（オランダ）に設置されており、国際連合の総会および安全保障理事会によって9年間にわたって選任される15名の裁判官によって構成されている。国際司法裁判所は紛争当事国の国籍を有する裁判官をもって補充することができる。国際司法裁判所は当事者が付託するすべての事件および現に効力を有する諸条約にとくに規定するすべての事項を処理する権限を有する（国際司法裁判所規程第36条第1項）。国際司法裁判所に対する事件では、国のみが当事者となることができる（同規程第34条第1項）。

(イ) 紛争を国際司法裁判所へ提起する国は国際事務局に通知しなければならないことが規定されている。国際司法裁判所自身はその規則で定める条件でWIPOのような公の国際機関に対し係属している事件に関連する情報を請求することができる。また、そのような機関が自発的に提供するそのような情報を受領する。さらに、条約（パリ条約のような）の解釈が国際司法裁判所に係属する事件で問題となっているときは、いつでも、当該国際機関は同裁判所における手続に関するすべての書面の写しを受領する（国際司法裁判所規程第34条第2項および第3項）。

この規定においては、さらに国際事務局は他の同盟国に対し国際司法裁判所の事件について注意をうながさなければならない旨を規定している。このことは、その事件の裁判により影響を受けるであろう法律的性質について利害関係があると考えている国をしてその裁判所に対し参加の許可の申請をすることができるようにする（同規程第62条）。その事件の当事者として関与している国以外の国が当事国である条約の解釈が問題となっているときは、いつでも、その国は参加する権利を有する。しかし、その権利を行使した場合には、その裁判によって与えられた解釈はそれらの国を拘束する（同規程第63条）。

(ニ) すでに考察したように——第22条の注釈(ロ)——ストックホルム条約

は、同盟国に留保すなわち 2 つの点についてだけこの条約の規定の適用を除外することを許している。そのうちの 1 つは、司法的条項の適用の可能性についてである。すべての国は、ストックホルム条約について署名、批准または加入の時に自国は司法的条項の規定に拘束されるものとは認めないことを宣言できる。そしてその場合にはその条項は当該国と他の同盟国との間では適用されない。

(4) 司法的规定についての非適用に関する宣言はいつでも撤回することができる。この規定は説明するまでもなく明らかである。

- 
1. スtockホルム条約の調印の際にこの留保をした国は次の通りである。  
(cf. I.P., 1968, p. 33): Algeria, Bulgaria, Indonesia, Poland, Rumania and U.S.S.R.

## 第29条(イ)

(1)(a) この条約の署名は、フランス語による本書1通についてするものとし<sup>(a)</sup>、本書はスイス政府に寄託する。

(b) 公の正文は、英語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語並びに総会が指定するその他の言語により、事務局長が関係国政府と協議のうえ作成する<sup>(b)</sup>。

(c) 諸正文の解釈について意見の相違があるときは、フランス語の正文が有効である<sup>(c)</sup>。

(2) この条約は、1968年1月13日まで、署名のためストックホルムに開放しておく<sup>(d)</sup>。

(3) 事務局長は、スウェーデン政府により認証されたこの条約の署名された正文2通をすべての同盟国政府に対し、また、要請があるときは他の国の政府に対し、送付する<sup>(e)</sup>。

(4) 事務局長は、この条約を国際連合の事務局に登録する<sup>(f)</sup>。

(5) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、署名、批准書若しくは加入書の寄託及び批准書若しくは加入書に含まれているすべての宣言又は第20条(1)(c)によりされた宣言、この条約のすべての規定の効力の発生、廃棄の通告並びに第24条の規定による通告を通知する<sup>(g)</sup>。

(i) 1911年のワシントン改正会議以来、この条約は、その後のそれぞれの条約の署名およびそれらの条約の認証謄本の同盟国への交付に関する規定を設けていた(第19条)。1958年のリスボン改正会議は、この条約には条約の本書に用いる言語およびその訳文に用いる言語に関する規定を追加した。これらの規定は、ストックホルム改正会議による新しい管理制度のため、この条約の現在の第29条のものに修正され、採択された。

(ii) スtockホルム条約は、条約の本書1通についてのみ署名するという従来の方法を維持している。そしてその条約はフランス語で作成される。

(iii) リスボン条約はフランス語によるこの条約の本書についての署名と離

れて諸種の言語によるその条約の公の訳文についての規定を設けていたのに対し、ストックホルム条約は公の正文は——単なる訳文ではない——そのような他の言語で作成するものとする<sup>1</sup>と規定している。他の言語による正文の状態は、これにより改善されている。

(イ) しかしながら、異なった言語によるいくつかの正文は違った解釈を生むことになるかも知れないので、解釈に違いがある場合にはフランス語の正文が有効である旨を規定している。

(ロ) リスボン条約の場合と同様に、ストックホルム条約は、改正会議が終了後もなお署名できる期間を設け、引き続き開放していたので、同盟国政府はなお署名について再考することができた。1968年1月13日の署名の閉鎖日<sup>1</sup>において、ストックホルム条約は46カ国によって署名されていた。

(ハ) この規定は説明するまでもなく明らかである。

(ニ) この規定は国際連合憲章第102条第1項に基づく義務の履行である。それは、「この（国連）憲章が効力を生じた後に国際連合の加盟国が加入するすべての条約およびすべての国際協定はなるべくすみやかに（国連）事務局に登録されかつその事務局によって公表されなければならない」と規定している。

(ホ) この規定もまた説明するまでもなく明らかである。

1. See I.P., 1968, p. 33.

第30条<sup>(1)</sup>

(1) 初代の事務局長が就任するまでは、この条約において機関の国際事務局又は事務局長とあるのは、それぞれ、同盟の事務局又はその事務局長とみなす<sup>(ロ)</sup>

(2) 第13条から第17条までの規定に拘束されない同盟国は、望む場合には、機関を設立する条約の効力の発生後5カ年を経過するまでは、第13条から第17条までの規定に拘束されていると同様にこれらの規定に基づく権利を行使することができる。これらの権利を行使しようとする国は、事務局長に対しその旨を書面により通告しなければならず、この通告は、その受領の日から効力を生ずるものとする。その国は、上記期間が経過するまでは、総会の構成国とみなされる<sup>(ハ)</sup>。

(3) 機関の構成国でない同盟国に関する限り、機関の国際事務局は、同盟の事務局の任務を遂行し、また事務局長は同盟の事務局長の任務を遂行する<sup>(ニ)</sup>。

(4) すべての同盟国が機関の構成国となったときは、同盟の事務局の権利、義務並びに財産は、機関の国際事務局が承継する<sup>(ホ)</sup>。

(1) この条は、経過規定を含んでおり、1967年のストックホルム改正会議でこの条約に導入された。これは、この条約の管理規定の重要な改正がストックホルム改正会議で採択されたことから必要であった。この条の(1)から(3)までの規定は、3つの異なった期間および異なった問題を扱っている<sup>1</sup>。

(1)は、WIPOの初代の事務局長が就任する時まで経過する期間に関し、その期間中、この条約においてその機関のその事務局長または国際事務局と称されているものを取り扱っている。

(2)は、WIPO条約の効力の発生した後5カ年に関するもので、その期間中に、同盟国が新しい管理制度によって与えられている権利を行使できる

1. See document S/3 prepared for the Stockholm Conference, p. 58, paragraph 173.



途を開いていることを扱っている。

(3)は、すべての同盟国がW I P Oの構成国となった場合に終了する期間に関し、その期間中の国際事務局およびその事務局長の任務を取り扱っている。それに対し(4)はその期間が満了した後に生ずる特定の結果について規定している。

これらのすべての規定に関しては、パリ同盟とW I P Oとの間で予定されている密接な関係に留意しなければならない(第13条の注釈(4)を参照)。

(b) 初代の事務局長が就任するまでは、ストックホルム条約においてW I P O条約により設立された知的所有権の国際事務局またはその事務局長とあるのは、B I R P Iおよびその事務局長と解されなければならない<sup>1</sup>。この規定の適用の実例には政府に対するストックホルム条約の正文の送付(第29条(3)および第29条(6))の規定によって行なわれる通告を含んでいる。これらの任務はストックホルム条約により事務局長に移譲されている。しかし、事務局長が存在しないときは、その任務はB I R P Iの事務局長によって遂行される。

(c) この条(2)は、——W I P O条約の効力の発生すなわちパリ条約の新しい管理制度が発足した後5カ年間は——第13条から第17条まで具体化において規定されている新しい管理制度をいまだ受諾していないすべての同盟国に、その望む場合にはそれらの規定に拘束されていると同様にその諸条に基づき与えられる権利を行使することを認めている。W I P O条約並びにパリ条約のストックホルム条約は比較的少数の国の批准または加入の後に効力を生じ、そのような状況のもとではこれらの条約の内部機関はその少数の国のみから構成され、十分に代表する性格を有するものではないので、この可能性を規定している。それが、その期間中他の同盟国も望む場合には総会において投票し、執行委員会の構成国に選任され、執行委員会において投票し並び

1. See document S/3 prepared for the Stockholm Conference, p. 58, paragraph 174.

に第13条から第17条までの規定において与えられるその他のすべての権利を行使することを認めている理由である（WIPO条約第21条(2)を参照）。その5年の期間の経過の時に、なお第13条から第17条までの規定に拘束されていない国は、5年の終りにこれらの権利を失う<sup>1</sup>（第14条の注釈(イ)を参照）。

(二) パリ同盟の同盟国でWIPOの構成国でない国が存在する限り、管理に関する内部機関は二面的性格を有する（WIPO条約第21条(3)を参照）。すなわち、それは、スイス連邦政府によって監督されるBIRPIとしての任務を行なうと同時にWIPO条約によって設立されかつパリ条約のストックホルム改正条約第15条(1)(a)に定められている知的所有権の国際事務局としての任務を行ない、双方の条約の内部機関によって監督される。ストックホルム会議に説明されたように、この点に関し手続処理上の困難は何ら考えられない<sup>2</sup>。

(四) この規定は、説明するまでもなく明らかである。

1. See document S/3 prepared for the Stockholm Conference, p. 58, paragraph 175.
2. Ibidem, p. 58, paragraph 176; see also the rectification in document S/3 corr. 2.

## 第Ⅳ章 1967年ストックホルムで改正された 工業所有権の保護に関するパリ条約

1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで、及び1967年7月14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約。

### 第1条 〔同盟の形成、工業所有権の範囲〕

- (1) この条約が適用される国は、工業所有権の保護のための同盟を形成する。
- (2) 工業所有権の保護は、特許発明、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するものとする。
- (3) 工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品（たとえば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉）についても用いられる。
- (4) 特許権には輸入特許権、改良特許権、追加特許権等の同盟国の法令により認められる各種の特許権が含まれる。

### 第2条 〔同盟国民の内国民待遇〕

- (1) 各同盟国の国民は、工業所有権の保護に関し、この条約で特に定める権利を害されることなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が内国民に対し現在与えており又は将来与えることがある利益を享受する。したがって、同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。
- (2) もっとも、各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請

求される国に住所又は営業所を有することが条件とされることはない。

- (3) 司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権については、並びに工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任については、各同盟国の法令の定めるところによる。

### 第3条〔ある種の国民の同盟国民と同一の待遇〕

同盟に属さない国の国民であって、いずれかの同盟国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するものは、同盟国の国民とみなす。

### 第4条〔A～I 特許、実用新案、意匠、商標、発明者証：優先権

#### G 特許：出願の分割〕

- A(1) いずれかの同盟国において正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願をすることに関し、以下に定める期間中優先権を有する。
- (2) 各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された二国間若しくは多数国間の条約の規定により正規の内国出願に相当するものとされるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認められる。
- (3) 正規の内国出願とは、その結果のいかんを問わず、当該国に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願をいう。
- B したがって、以下に定める期間が満了する前に他の同盟国においてされた後の出願は、その間に行なわれた他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用その他の行為により不利な取扱いを受けないものとし、また、これらの行為は、第三者のいかなる権利も生じさせない。優先権の基礎となる最初の出願の日の前に第三者が取得した権利に関しては、各同盟国の国内法令の定めるところによる。
- C(1) A(1)及びBに規定する期間（以下「優先期間」という。）は、特許発明及び実用新案については12カ月、意匠及び商標については6カ月とする。
- (2) 優先期間は、最初の出願の日から開始する。出願の日は、期間に算入しない。

- (3) 優先期間は、その末日が保護の請求される国において法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるときは、その日の後の最初の平日まで延長される。
- (4) (2)にいう最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の査閲に付されないで、かつ、いかなる権利も存続させないで、後の出願の日まで取り下げられ、放棄され、又は拒絶の処分を受けたこと、及び当該先の出願が優先権の主張の基礎とされなかったことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる。この場合において、先の出願は、優先権の主張の基礎とすることができない。
- D(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、当該最初の出願の日付及び当該最初の出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、おそくともいつまでにこの申立てをしなければならないかを定めるものとする。
- (2) (1)の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物（特に特許発明及びその明細書に関するもの）に掲載する。
- (3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類（明細書、図面等を含む。）の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証も必要とせず、また、いかなる場合にも、後の出願の日から3カ月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。この謄本には、当該主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文の添付を要求することができる。
- (4) 出願の際における優先権の申立てについては、他の手続を要求することはできない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかった場合の効果を決めるものとする。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度としなければならない。
- (5) 出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。

最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、当該最初の出願の番号を明示しなければならない。この番号は、(2)に定める方法で公表される。

E(1) いずれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合の優先期間は、意匠について定められた優先期間とする。

(2) なお、いずれかの同盟国において、特許出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願をすることができ、また、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して特許出願をすることもできる。

F いずれの同盟国も、特許出願人が二以上の優先権（二以上の国においてされた出願に基づくものを含む）を主張することを理由として、又は優先権を主張して行なった特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由として、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分をすることができない。ただし、当該同盟国の法令上発明の単一性がある場合に限る。

優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分については、通常の条件の下においては、後の出願によって優先権を生ずる。

G(1) 審査によって特許出願が二以上の発明を包含することが明らかとなったときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。この場合において、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用いることができ、かつ、優先権の利益があるときは、これを保有する。

(2) 特許出願人は、また、自己の発意により、特許出願を分割することができる。この場合においても、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用いることができ、かつ、優先権の利益があるときは、これを保有する。各同盟国は、この分割を認める場合の条件を定めることができる。

H 優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主張に係るものが最初の出願において特許請求の範囲内のものとして記載されていないことを理由とし

ては、否認することができない。ただし、最初の出願に係る出願書類の全体により当該構成部分が明らかにされている場合に限る。

- I (1) 出願人がその選択により特許または発明者証の出願をすることができる国において提出された発明者証の出願は、特許出願と同様な条件に基づき、かつ、同様な効力をもって、この条に規定する優先権を生ずる。
- (2) 発明者証の出願人は、出願人がその選択により特許または発明者証の出願をすることができる国においては、特許出願についてのこの条の規定に従い、特許、実用新案または発明者証の出願に基づく優先権を享有する。

#### 第4条の2 〔特許：各国で同一発明について得られた特許の独立〕

- (1) 各同盟国における出願に係る同盟国の国民の特許権は、同一の発明について他の国（同盟国であるとないとを問わない。）において取得した特許権から独立したものとする。
- (2) (1)の規定は、厳格に解釈するものとし、特に、優先期間中の出願に係る特許権が、無効又は消滅の理由についても、また、通常の存続期間についても、独立のものであるという意味に解釈しなければならない。
- (3) (1)の規定は、その効力の発生の際に存するすべての特許権について適用する。
- (4) (1)の規定は、新たに加入する国がある場合には、その加入の際に加入国又はその他の国に存する特許権についても、同様に適用する。
- (5) 優先権の利益により取得された特許権については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる。

#### 第4条の3 〔特許：発明者の特許証への記載〕

発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。

#### 第4条の4 〔特許：法律によって販売が禁止されている場合の特許性〕

物の発明におけるその物の販売又は物を生産する方法の発明におけるその方法により生産した物の販売が国内法上の制限を受けることを理由として

は、これらの発明について特許を拒絶し、又はこれらの発明についての特許を無効とすることができない。

- 第5条 [A. 特許：物品の輸入、不実施、不十分な実施、強制実施  
B. 意匠：不実施物品の輸入  
C. 標章：不使用、異なった形態、共有者による使用  
D. 特許、実用新案、標章、意匠：表示]

- A(1) 特許権は、特許権者がその特許権を取得した国にいずれかの同盟国で製造された当該特許権に係る物を輸入する場合にも、消滅しない。
- (2) 各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、たとえば実施がされないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置を執ることができる。
- (3) 特許権の消滅は、(2)に規定する弊害を防止するために実施権の強制的設定では十分でない場合に限り、規定することができる。特許権の消滅又は特許の取消しのための手続は、実施権の最初の強制的設定の日から2年の期間が満了する前には、することができない。
- (4) 実施権の強制的設定は、実施がされず又は実施が十分でないことを理由としては、特許出願の日から4年の期間又は特許が与えられた日から3年の期間のうちいずれかおそく満了するものが満了する前には、請求することができず、また、特許権者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにした場合には、拒絶される。強制的に設定された実施権は、排他的であってはならず、また、企業又は営業の構成部分のうち当該実施権を行使するものとともに譲渡する場合を除くほか、当該実施権に基づく実施権の許諾の形式によっても、譲渡することができない。
- (5) (1)から(4)までの規定は、実用新案に準用する。
- B 意匠の保護は、当該意匠の実施をしないことにより又は保護される意匠に係る物品を輸入することによっては、失われぬ。
- C(1) 登録商標の使用を義務づけている同盟国においては、相当の猶予期間が経過し、かつ、当事者がその不作為につきそれが正当であることを明



らかにしない場合にのみ、当該商標の登録を取り消すことができる。

- (2) 商標権者が構成部分を変更した形態でその商標を使用した場合にも、その変更がいずれかの同盟国に登録されたときの形態における商標の要部に及ばないものであるときは、当該商標の登録は、取り消されず、また、当該商標に対して与えられる保護は、縮減されない。
- (3) 保護が要求される国の国内法令の規定により商標の所有者と認められる二以上の工業上の又は商業上の営業所が同一又は類似の商品について同一の商標を同時に使用しても、いずれかの同盟国において、その商標の登録が拒絶され、又はその商標に対して与えられる保護が縮減されることはない。ただし、その使用が公衆を誤らせる結果とならず、かつ、公共の利益に反しないことを条件とする。

D 保護を受ける権利の存在を認識させるためには、特許の記号若しくは標記又は実用新案、商標若しくは意匠の登録の記号若しくは標記を産品に付することを要しない。

#### 第5条の2 [全工業所有権：権利存続料金納付の猶予期間]

##### 特許：回復]

- (1) 工業所有権の存続のために定められる料金の納付については、少なくとも6カ月の猶予期間を認めるものとする。ただし、国内法令が割増料金を納付すべきものと定めているときは、それが納付されることを条件とする。
- (2) 同盟国は、料金の不納により消滅した特許権の回復について定めることができる。

#### 第5条の3 [特許：船舶、航空機、車両の一部をなす特許発明]

次のことは、各同盟国において、特許権者の権利を侵害するものとは認められない。

- 1 他の同盟国の船舶が一時的に又は偶発的に自国の領水に入った場合に、当該船舶の船体及び機械、船具、装備その他の附属物に関する当該特許権者の特許権の対象である発明を当該船舶内でもっぱらその船舶の必要のために使用すること。

- 2 他の同盟国の航空機又は車両が一時的に又は偶発的に自国に入った場合に、当該航空機若しくは車両又はこれらの附属物の構造又は機能に関する当該特許権者の特許権の対象である発明を使用すること。

**第5条の4** 〔特許：輸入国で特許された方法によって製造された物の輸入〕

ある物の製造方法の発明について特許権が現に設定されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して当該特許権に基づきその国の法令により与えられるすべての権利を、当該輸入物に関して享有する。

**第5条の5** 〔意匠〕

意匠は、すべての同盟国において保護される。

**第6条** 〔商標：登録条件、各国における商標保護の独立〕

- (1) 商標の登録出願及び登録の条件は、各同盟国において国内法令で定める。
- (2) もっとも、同盟国の国民がいずれかの同盟国に登録出願をした商標については、本国で登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶され又は無効とされることはない。
- (3) いずれかの同盟国に正規に登録された商標は、他の同盟国（本国を含む。）に登録された商標から独立したものとする。

**第6条の2** 〔商標：周知商標〕

- (1) 一の商標が、他の商標で、この条約の利益を受ける者の商標として、及び同一又は類似の商品について使用されているものとして自国において広く認識されていると登録国又は使用国の権限のある当局が認めるものの紛らわしい複製、模倣又は翻訳である場合には、同盟国は、その国内法令が許すときは職権をもって、又は利害関係人の請求により、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が、広く認識されている他の商標の複製であり、又は当該他の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする。

- (2) 前記の一の商標の登録を無効とすることの請求については、登録の日から少なくとも5年の期間を認めなければならない。同盟国は、そのような商標の使用の禁止を請求することができる期間を定めることができる。
- (3) 悪意で登録を受け又は使用された商標の登録を無効とし又は使用を禁止することの請求については、期間を定めないものとする。

**第6条の3 [商標：国の紋章、公の印章、国際機関の記章に関する禁止]**

- (1)(a) 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し、又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によって禁止するものとする。
- (b) (a)の規定は、一又二以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についても、同様に適用する。ただし、すでにこれらの保護を保障するための現行の国際協定の規定の対象となっている紋章、旗章その他の記章、略称及び名称については、この限りでない。
- (c) いずれの同盟国も、この条約が当該同盟国において効力を生ずる前に善意で取得した商標権に係る商標権者の利益を害して(b)の規定を適用することを要しない。(a)に規定する使用又は登録が、当該国際機関と当該紋章、旗章、記章、略称若しくは名称との間に関係があると公衆に暗示するようなものでない場合又は当該使用者と当該国際機関との間に関係があると公衆に誤って信じさせるようなものと認められない場合には、同盟国は、(b)の規定を適用することを要しない。
- (2) 監督用及び証明用の公の記号及び印章の使用の禁止に関する規定は、当該記号又は印章を含む商標が当該記号又は印章の用いられている商品と同一又は類似の商品について使用されるものである場合に限り、適用する。
- (3)(a) (1)及び(2)の規定を適用するため、同盟国は、国の記章並びに監督用及

び証明用の公の記号及び印章で各国が絶対的に又は一定の限度までこの条の規定に基づく保護の下に置くことを現に希望し又は将来希望することがあるものの一覧表並びにこの一覧表に加えられるその後のすべての変更を、国際事務局を通じて、相互に通知するものとする。各同盟国は、通知された一覧表を適宜公衆の利用に供しなければならない。もっとも、前記の通知は、国の旗章に関しては義務的でない。

- (b) (1)(b)の規定は、政府間国際機関が国際事務局を通じて同盟国に通知した当該国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についてのみ適用する。
- (4) すべての同盟国は、異議がある場合には、(3)の通知を受領した日から12カ月の期間内においては、当該異議を国際事務局を通じて関係国又は関係政府間国際機関に通報することができる。
- (5) (1)の規定は、国の旗章に関しては、1925年11月6日後に登録された商標についてのみ適用する。
- (6) これらの規定は、同盟国の国の記章（旗章を除く。）公の記号及び印章並びに政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称に関しては、(3)の通知を受領した日から2カ月を経過した後に登録された商標についてのみ適用する。
- (7) 各同盟国は、国の記章、記号又は印章を含む商標で1925年11月6日前に登録されたものについても、その登録出願が悪意でされたものである場合には、当該登録を無効とすることができる。
- (8) 各同盟国の国民であって自国の国の記章、記号又は印章の使用を許可されたものは、当該記章、記号又は印章が他の同盟国の国の記章、記号又は印章と類似するものである場合にも、これらを使用することができる。
- (9) 同盟国は、他の同盟国の国の紋章について、その取引上の使用が商品の原産地の誤認を生じさせるようなものである場合には、許可を受けないでこれを使用することを禁止することを約束する。
- (10) (1)から(9)までの規定は、各同盟国が、国の紋章、旗章その他の記章、同

盟国により採用された公の記号及び記章並びに(1)に規定する政府間国際機関の識別記号を許可を受けないで使用している商標について、第6条の5 B 3の規定に基づき、その登録を拒絶し又は無効とすることを妨げない。

#### 第6条の4 [商標：商標の移転]

- (1) 商標の譲渡が、同盟国の法令により、その商標が属する企業又は営業の移転と同時にに行なわれるときのみ有効とされいる場合において、商標の譲渡が有効と認められるためには、譲渡された商標を附した商品を当該同盟国において製造し又は販売する排他的権利とともに、企業又は営業の構成部分であって当該同盟国に存在するものを譲受人に移転すれば足りる。
- (2) (1)の規定は、譲受人による商標の使用が、特に当該商標を附した商品の原産地、性質又は品位について事実上公衆を誤らせるようなものである場合に、その商標の譲渡を有効と認める義務を同盟国に課するものではない。

#### 第6条の5 [商標：同盟国に登録された商標の他の同盟国での保護]

- A(1) 本国で正規に登録された商標は、この条で特に規定する場合を除くほか、他の同盟国においても、そのままその登録を認められ、かつ、保護される。当該他の同盟国は、確定的な登録をする前に、本国における登録の証明書で権限のある当局が交付したものを提出させることができる。その証明書には、いかなる公証も必要としない。
- (2) 出願人が同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合にはその同盟国を、出願人が同盟国にそのような営業所を有しない場合にはその住所がある同盟国を、出願人が同盟国の国民であって同盟国に住所を有しない場合にはその国籍がある国を、本国とする。
- B この条に規定する商標は、次の場合を除くほかは、その登録を拒絶され、又は無効とされることはない。
- 1 当該商標が、保護が要求される国における第三者の既得権を害するようなものである場合
  - 2 当該商標が、なんらの特別顕著な性質を有しないものである場合又は商

品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくは生産の時期を示すため取引上使用されることがある記号若しくは表示のみをもって、若しくは保護が要求される国の取引上の通用語において若しくはその国の公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている記号若しくは表示のみをもって構成されたものである場合

- 3 当該商標が、道徳又は公の秩序に反するもの、特に、公衆を欺くようなものである場合。ただし、商標に関する法令の規定（公の秩序に関するものを除く。）に適合しないことを唯一の理由として、当該商標を公の秩序に反するものと認めてはならない。

もつとも、第10条の2の規定の適用は、妨げられない。

- C(1) 商標が保護を受けるに適したものであるかどうかを判断するに当たっては、すべての事情、特に、当該商標の使用の期間を考慮しなければならない。

- (2) 本国において保護されている商標の構成部分を変更した商標は、当該変更が、本国に登録されたときの形態における商標の要部に及ばず、かつ、商標の同一性をそこなわない場合には、他の同盟国において、当該変更を唯一の理由としては、登録を拒絶されることはない。

- D いかなる者も、保護を要求している商標が本国に登録されていない場合には、この条の規定による利益を受けることができない。

- E もつとも、いかなる場合にも、本国における商標の登録の更新は、その商標が登録された他の同盟国における登録の更新の義務を生じさせるものではない。

- F 第4条に定める優先期間内にされた商標の登録出願は、本国における登録が当該期間の満了後にされた場合にも、優先権の利益を失わない。

#### 第6条の6 【標章：サービス・マーク】

同盟国は、サービス・マークを保護することを約束する。同盟国は、サービス・マークの登録について規定を設けることを要しない。

#### 第6条の7 【商標：商標権者の許諾なく商標権者の代理人または代

**表者による登録]**

- (1) 同盟国における商標権者の代理人又は代表者が、当該商標権者の許諾を得ないで、一又は二以上の同盟国においてその商標について自己の名義による登録の出願をした場合には、当該商標権者は、登録異議の申立てをし、又は登録を無効とすること若しくは、その国の法令が許すときは、商標権を自己に移転することを請求することができる。ただし、当該代理人又は代表者がその行為についてそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。
- (2) 商標権者は、(1)の規定を留保して、その許諾を得ないでその代理人又は代表者が商標を使用することを阻止する権利を有する。
- (3) 商標権者がこの条に定める権利を行使することができる相当の期間は、国内法令で定めることができる。

**第7条 [商標：商標の使用される商品の性質]**

いかなる場合にも、商品の性質は、その商品について使用される商標が登録されることについて妨げとはならない。

**第7条の2 [商標：団体商標]**

- (1) 同盟国は、本国において適法に存在する団体に属する団体商標の登録を認め、かつ、保護することを約束する。その団体が工業上又は商業上の営業所を有しない場合も、同様とする。
- (2) 各同盟国は、団体商標の保護について特別の条件を定めることができ、また、公共の利益に反する団体商標についてその保護を拒絶することができる。
- (3) もっとも、本国において適法に存在する団体に対しては、保護が要求される同盟国において設立されていないこと又は保護が要求される同盟国の法令に適合して構成されていないことを理由としては、当該団体に属する団体商標の保護を拒絶することができない。

**第8条 [商号]**

商号は、商標の一部であるかないとを問わず、すべての同盟国において保

護されるものとし、そのためには、登記の申請又は登記が行なわれていることを必要としない。

**第9条**〔商標、商号：商標または商号を不法付着した商品の輸入時の差押えなど〕

- (1) 不法に商標又は商号を附した産物は、その商標又は商号について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国に輸入される際に差し押えられる。
- (2) 差押えは、また、産品に不法に商標若しくは商号を附する行為が行なわれた同盟国又はその産品が輸入された同盟国の国内においても行なわれる。
- (3) 差押えは、検察官その他の権限のある当局又は利害関係人（自然人であると法人であるとを問わない。）の請求により、各同盟国の国内法令に従って行なわれる。
- (4) 当局は、通過の場合には、差押えを行なうことを要しない。
- (5) 同盟国の法令が輸入の際における差押えを認めないときは、この差押えの代わりに、輸入禁止又は国内における差押えが行なわれる。
- (6) 同盟国の法令が輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを認めないときは、その法令が必要な修正を受けるまでの間、これらの措置の代わりに、その同盟国の法令が同様の場合に内国民に保障する訴訟その他の手続が、認められる。

**第10条**〔虚偽表示：原産地または生産者に関する虚偽表示をした物の輸入時の差押えなど〕

- (1) 第9条の規定は、産品の原産地又は生産者、製造者若しくは販売人に関し直接又は間接に虚偽の表示が行なわれている場合について適用する。
- (2) (1)の産品の生産、製造又は販売に従事する生産者、製造者又は販売人であって、原産地として偽って表示されている土地、その土地の所在する地方、原産国として虚偽の表示が行なわれている国に住所を有するものは、自然人であると法人であるとを問わず、すべての場合において利害関係人と認められる。



**第10条の2** 〔不正競争〕

- (1) 各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護しなければならない。
- (2) 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。
- (3) 特に次の行為、主張及び表示は、禁止されなければならない。
  - 1 いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為
  - 2 競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
  - 3 産品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

**第10条の3** 〔商標、商号、虚偽表示、不正競争：救済、訴追権〕

- (1) 同盟国は、第9条、第10条及び第10条の2の規定の目的であるすべての行為を有効に防止するための適当な法律上の救済手段を他の同盟国の国民に与えることを約束する。
- (2) 同盟国は、さらに、利害関係を有する生産者、製造者又は販売人を代表する組合又は団体で本国において適法に存在するものが、保護が要求される同盟国の法令により内国の組合又は団体に認められている限度において、第9条、第10条及び第10条の2の規定の目的である行為を防止するため司法的手段に訴え又は行政機関に申立てをすることができることとなるように措置を講ずることを約束する。

**第11条** 〔発明、実用新案、意匠、商標：国際博覧会展示品の仮保護〕

- (1) 同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、国内法令に従って、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠及び商標に仮保護を与える。
- (2) (1)の仮保護は、第4条に定める優先期間を延長するものではない。後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に

搬入した日から優先期間が開始するものとするができる。

- (3) 各同盟国は、当該産品が展示された事実及び搬入の日付を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる。

#### 第12条 〔特別の国内工業所有権部局〕

- (1) 各同盟国は、工業所有権に関する特別の部局並びに特許発明、実用新案、意匠及び商標を公衆に知らせるための中央資料館を設置することを約束する。
- (2) (1)の部局は、定期的な公報を発行し、次に掲げるものを規則的に公示する。
- (a) 特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示
- (b) 登録された商標の複製

#### 第13条 〔同盟の総会〕

- (1)(a) 同盟は、第13条から第17条までの規定に拘束される同盟国で構成される総会を設置する。
- (b) 各国政府は、一人の代表によって代表され、その代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
- (2)(a) 総会は、次のことを行なうものとする。
- (i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての事項を処理すること。
- (ii) 世界知的所有権機関（以下「機関」という。）を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局（以下「国際事務局」という。）に対し、第13条から第17条までの規定に拘束されない同盟国の意見をも考慮して、改正会議の準備に関する指示を与えること。
- (iii) 機関の事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し、及び承認し、並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項に関し必要なすべての指示を与えること。
- (iv) 総会の執行委員会の構成国を選出すること。

- (v) 執行委員会の報告及び活動を検討し、及び承認し並びに同委員会に対し指示を与えること。
  - (vi) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を採択すること並びにその決算を承認すること。
  - (vii) 同盟の財政規則を採択すること。
  - (viii) 同盟の目的を達成するのに適当とみられる専門委員会及び作業部会を設置すること。
  - (ix) 同盟の加盟国でないいずれの国並びに政府間機関及び非政府国際機関が総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるかを決定すること。
  - (x) 第13条から第17条までの規定の改正を採択すること。
  - (xi) 同盟の目的を達成するのに適切なその他の措置をとること。
  - (xii) この条約に基づく他の適切な任務を行なうこと。
  - (xiii) 総会の承認を留保して、機関設立条約において与えられる権利を行使すること。
- (b) 総会は、機関が管理する他の諸同盟にも利害のある事項に関しては、機関の調整委員会の助言を得たうえで決定する。
- (3)(a) (b)号に規定する場合を除き、一人の代表は、一国のみを代表することができる。
- (b) 第12条に規定する工業所有権に関する特別の国内の部局の性格を有する共通官庁を維持するために特別の取極にあたる協定のもとに結集した同盟国は、討議に関し、その結集国の一国を共同の代表とすることができる。
- (4)(a) 総会を構成する各国は、一個の投票権を有する。
- (b) 総会の構成国の2分の1をもって定足数とする。
- (c) 総会は、(b)の規定にかかわらず、代表を出した国の数が総会の構成国の2分の1に満たないが3分の1以上である場合には、いずれの会期においても、総会自体の手續に関する決定を除き、決定することができる。

き、この決定は次に規定する条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。国際事務局は、代表を出さなかった総会の構成国に対し、前記の決定を通知し、かつ、その通知の日から3カ月以内に投票するか又は棄権するかを書面により表明するよう要請するものとする。この期間が経過した時において、投票するか又は棄権するかを表明した国の数がその会期の定足数の不足分を満たす場合には、その決定は、同時に必要な多数決が得られた場合に限り、効力を生ずる。

- (d) 第17条(2)に規定する場合を除き、総会の決定は、投票の3分の2の多数決を必要とする。
- (e) 棄権は、投票とみなさない。
- (5)(a) 次の(b)号に規定する場合を除き、一人の代表は一国の名においてのみ投票することができる。
- (b) 第(3)(b)に規定する同盟の諸国は、総会の会期には、原則として、自国の代表を派遣するように努めなければならない。ただし、そのいずれかの国が例外的理由のために、自国の代表を派遣することができないときは、その国の名において投票する権限を当該他の国の代表に与えることができる。ただし、各代表は、一国のみの代理投票をすることができるものとする。この代理投票の権限は、国の元首又は権限を有する大臣が署名している書面によって与えられなければならない。
- (6) 総会の構成国でない同盟国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することができる。
- (7)(a) 総会は、事務局長の招集により、3年に1回通常会期として会合し、例外的事情がないときは、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所で開かれる。
- (b) 総会は、執行委員会の要請又は総会の構成国の4分の1以上の要請があったときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (8) 総会は、その手続規則を採択する。

#### 第14条 [執行委員会]

- (1) 総会は、執行委員会を設置する。
- (2)(a) 執行委員会は、総会の構成国の中から総会によって選出された国をもつて構成する。機関の本部を領土内に有する国は、第16条(7)(b)に規定する場合を除き、執行委員会に職権上の議席を有する。
  - (b) 執行委員会を構成する各国政府は、一人の代表によって代表され、その代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
  - (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
- (3) 執行委員会の構成国の数は、総会の構成国の4分の1に相当する数とする。満たされるべき議席の数の決定にあたっては、4で除した余りの数は考慮しない。
- (4) 総会は、執行委員会の構成国の選出にあたっては、均衡のとれた地理的分布及び同盟との関係において締結された特別の取極の当事国が執行委員会の構成国のうちに入っていることの必要性に対し適正な考慮を払わなければならない。
- (5)(a) 執行委員会の各構成国は、その選出が行なわれた総会の会期の終了時から総会の次の通常会期の終了時まで在任する。
  - (b) 執行委員会の構成国は、その3分の2を限度としてのみ、再任されることができる。
  - (c) 総会は、執行委員会の構成国の選出及び再任を認める場合の再任に関する規則の詳細を定める。
- (6)(a) 執行委員会は、次のことを行なうものとする。
  - (i) 総会の議事日程の草案を作成すること。
  - (ii) 事務局長が作成した同盟の事業計画案及び三年予算案を総会に提出すること。
  - (iii) 事業計画及び三年予算の範囲内において、事務局長が作成した特定の年次予算及び年次事業計画を承認すること。
  - (iv) 事務局長の定期報告及び収支計算についての年次会計監査報告を、適当な意見を付して、総会に提出すること。

- (v) 総会の決定に従い、かつ、総会の二つの通常会期の間に発生する事態を考慮して、事務局長が行なう同盟の事業計画の執行を確保するために必要なすべての措置をとること。
- (vi) この条約により執行委員会に付託されたその他の任務を遂行すること。
- (b) 執行委員会は、機関が管理する他の同盟にも利害のある事項に関しては、機関の調整委員会の助言を得たうえで決定する。
- (7)(a) 執行委員会は、事務局長の招集により、毎年1回通常会期として会合し、なるべく機関の調整委員会と同一の期間中に同一の場所で開かれる。
- (b) 執行委員会は、事務局長の発意に基づき又は執行委員会の議長若しくは構成国の4分の1以上の要請があったときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (8)(a) 執行委員会の各構成国は、一個の投票権を有する。
- (b) 執行委員会の構成国の2分の1をもって定足数とする。
- (c) 決定は、投票の単純多数決によって行なう。
- (d) 棄権は、投票とみなさない。
- (e) 一人の代表は、一国のみを代表し、かつ、その国の名においてのみ投票することができる。
- (9) 執行委員会の構成国でない同盟国は、執行委員会の会合にオブザーバーとして出席することができる。
- (10) 執行委員会は、その手続規則を採択する。

#### 第15条 [国際事務局]

- (1)(a) 同盟に関する管理業務は、文学的及び美術的著作物の保護に関する国際条約によって設立された同盟の事務局と合同した同盟の事務局の継続である国際事務局によって行なわれる。
- (b) 特に、国際事務局は、同盟の諸機関の事務局となる。
- (c) 機関の事務局長は、同盟の首席行政官であり、かつ、同盟を代表する。
- (2) 国際事務局は、工業所有権の保護に関する情報を集収し及び公表する。

各同盟国は、工業所有権の保護に関するすべての新法及び公文書をすみやかに国際事務局に通知し、かつ、工業所有権の保護に直接関係ある自国工業所有権部局の刊行物であって国際事務局がその業務に関して有益であると認めるすべてのものを国際事務局に提供しなければならない。

- (3) 国際事務局は、月刊の定期刊行物を発行する。
- (4) 国際事務局は、請求により、工業所有権の保護に関する事項についての情報を同盟国に提供する。
- (5) 国際事務局は、工業所有権の保護を助長するため、研究を行ない、かつ、役務を提供する。
- (6) 事務局長及びその指名する職員は、総会、執行委員会、及びその他の専門委員会又は作業部会のすべての会合に投票権を有しないで出席する。事務局長又はその指名する1人の職員は、これらの内部機関の職権上の事務局となる。
- (7)(a) 国際事務局は、総会の指示に従い、かつ、執行委員会と協力して、第13条から第17条までの規定以外の条約の規定の改正会議を準備する。
- (b) 国際事務局は、改正会議の準備に関して政府間機関及び非政府国際機関と協議することができる。
- (c) 事務局長及びその指名する者は、投票権を有しないで、それらの会議の討議に参加する。
- (8) 国際事務局は、付託されたその他のすべての業務を遂行する。

#### 第16条 【財政】

- (1)(a) 同盟は、予算を有する。
- (b) 国盟の予算は、同盟に固有の収入及び支出、同盟間の共通経費の予算に対する分担金並びに機関の会議の予算に提供できるとされている資金を含むものとする。
- (c) 同盟にもっぱら属するものではないが機関によって管理される1又は2以上の他の同盟又は機関自体にも属する経費は、同盟間の共通経費とみなされる。その共通経費についての同盟の分担の割合は、同盟が当該

共通経費中に占める利益に比例する。

- (2) 同盟の予算は、機関によって管理される他の同盟の予算との調整上の要請について適正な考慮を払って決定する。
- (3) 同盟の予算は、次の財源から調達する。
- (i) 同盟国の分担金
  - (ii) 同盟に関して国際事務局が行なう役務に対して支払われる手数料
  - (iii) 同盟に関する国際事務局の出版物の販売代金又はその出版物に関する権利の使用料
  - (iv) 贈与、遺贈及び補助金
  - (v) 賃貸料、利子及びその他の雑収入
- (4)(a) 各同盟国は、予算に対する分担額を定めるため、次の等級の一つに属し、かつ、次の一定単位数を基礎としてその年次分担額を支払わなければならない。
- |      |    |
|------|----|
| 1 等級 | 25 |
| 2 等級 | 20 |
| 3 等級 | 15 |
| 4 等級 | 10 |
| 5 等級 | 5  |
| 6 等級 | 3  |
| 7 等級 | 1  |
- (b) 各国は、すでにその指定をしている場合を除き、批准書又は加入書の寄託の際に、自国が属することを希望する等級を指定する。いずれの国もその等級を変更することができる。より低位の等級へ変更する場合には、当該国は、総会の通常会期でその変更をすることを宣明しなければならない。この変更は、その会期のあった次の暦年の初めに効力を生ずる。
- (c) 各国の年次分担額は、同盟の予算に対してすべての同盟国が分担すべき総額に対し、分担国の単位数の総和に対する自国の単位数の割合とが



同一となる額とする。

- (d) 分担金は、毎年1月1日に支払わなければならない。
- (e) 分担金の支払を遅滞している国は、その遅滞金額がその時までの2年間にその国が支払うべきであった分担金額に等しいか又はそれを超える場合には、同盟のいずれの内部機関においても投票権を有しない。ただし、同盟のいずれの内部機関も、その支払の遅滞が例外的、かつ、不可避的な事情により生じていると認める場合にはその限度において、その国に対しその投票権を引き続き行使することを認めることができる。
- (f) 予算は、新会計年度の初めまでに採択されない場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算と同じ規模のものとする。
- (5) 同盟に関して国際事務局が行なう役務に対して支払われる手数料の額は、事務局長が定め、総会及び執行委員会に報告する。
- (6)(a) 同盟は、運転資金を有する。この運転資金は、各同盟国による1回分の支払金からなる。この運転資金が十分でなくなった場合には、総会は、その増額を決定する。
- (b) (a)の資金に対する各国の最初の出資額又はその増額分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年の当該国の分担金に比例する。
- (c) 出資額の比率及び条件は、事務局長の提案に基づき、かつ、機関の調整委員会の助言を求めたうえで、総会が定める。
- (7)(a) その領土内に機関の本部を置く国との間に締結される本部に関する取極には、運転資金が不十分であるときは、いつでもその国がその資金の立替えをしなければならないことを定めるものとする。この立替えの金額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によってそのつど定める。その国は、その立替えの義務を有する限り、執行委員会において職権上の議席を有する。
- (b) (a)に規定する国及び機関は、それぞれ書面による通告により、その立替えの義務を放棄する権利を有する。放棄は、通告が行なわれた年の終

りから3年を経過した時に効力を生ずる。

- (8) 会計検査は、財政規則の定めるところにより1以上の同盟国又は外部の検査機関が行なう。これらの同盟国及び検査機関は、総会がそれらの者の同意を得て任命する。

#### 第17条 [第13条から第17条までの規定の改正]

- (1) 第13条、第14条、第15条、第16条及びこの条の規定を改正する提案は、総会の構成国のいずれか、執行委員会又は事務局長が発議することができる。この提案は、少なくとも、総会がその審議を開始する6カ月前に、事務局長により、総会の構成国に通告されるものとする。
- (2) 前項に規定する各条の改正は、総会が採択する。採択は投票の4分の3を必要とする。ただし、第13条及びこの項の改正は、投票の5分の4の多数決を必要とする。
- (3) (1)に規定する各条の改正は、改正を採択した時における総会の構成国の4分の3から事務局長が各国の憲法上の手続に従い行なわれた受諾を書面により通告を受けた後1カ月を経過した時に、効力を生ずる。このようにして受諾されたこれらの条の改正は、改正が効力を生ずる際における総会の構成国又はその後総会を構成する国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する改正は、その改正の受諾を通告した国のみを拘束する。

#### 第18条 [第1条から第12条まで及び第18条から第30条までの規定の改正]

- (1) この条約は、同盟の制度を改善するような改正をとり入れるための改正に付される。
- (2) このため、順次にいずれかの同盟国において同盟国の代表の間で会議を行なう。
- (3) 第13条から第17条までの規定の改正は、第17条(3)の規定に従って行なわれる。

#### 第19条 [特別の取極め]

同盟国は、この条約に規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極めを行なう権利を留保する。

**第20条**〔同盟国による批准又は加入、効力の発生〕

- (1)(a) 各同盟国は、この条約に署名したときは批准することができ、署名してないときは加入することができる。批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。
- (b) 各同盟国は、批准書又は加入書において、その批准又は加入は次に掲げる各条には適用されないことを宣言することができる。
- (i) 第1条から第12条まで
- (ii) 第13条から第17条まで
- (c) 各同盟国は、(b)の規定に従い、それに規定する2群のうち1群について批准又は加入の効果を生じさせないこととしたときは、その後いつでも、その批准又は加入の効果をその群の諸条に拡張することを宣言することができる。この宣言書は、事務局長に寄託する。
- (2)(a) 第1条から第12条までの規定は、前項(b)(i)に基づく宣言をしないで批准書又は加入書を寄託した最初から第10番目までの同盟国に対しては、それらの批准書又は加入書の第10番目のものが寄託された後3カ月を経過した時に、効力を生ずる。
- (b) 第13条から第17条までの規定は、(1)(b)(ii)に基づく宣言をしないで批准書又は加入書を寄託した最初から第10番目までの同盟国に対しては、それらの批准書又は加入書の第10番目のものが寄託された後3カ月を経過した時に、効力を生ずる。
- (c) (1)(b)(i)及び(ii)に規定する二つの群に属する条についての(a)及び(b)の規定により最初に効力を発生する場合を除き、かつ、(1)(b)に規定する場合を除き、第1条から第17条までの規定は、(a)及び(b)に規定する同盟国以外で批准書又は加入書を寄託し又は(1)(c)の規定による宣言書を寄託した同盟国に対しては、事務局長によるその寄託の通告の後3カ月を経過した時に、効力を生ずる。ただし、寄託された批准書、加入書又

は宣言書においてその後の日が指定されている場合は、この限りでない。この場合においては、この条約は、当該国に対しては、その指定日に効力を生ずる。

- (3) 第18条から第30条までの規定は、批准書又は加入書を寄託した各同盟国に対しては、(1)(b)に規定する二つの群のうちのいずれかが(2)(a), (b)又は(c)によってその国に対し効力を生ずる日のうちよりも早い日に効力を生ずる。

#### 第21条 [同盟国でない国の加入、効力の発生]

- (1) 同盟国でない国は、この条約に加入し、かつ、これにより同盟国となることができる。加入書は、事務局長に寄託する。
- (2)(a) この条約の規定の効力の発生日の1カ月以上前に加入書を寄託した同盟国でない国に対しては、この条約は、その加入書においてその後の日が指定されている場合を除き、第20条(2)(a)又は(b)の規定によってその規定が効力を生ずる日に、効力を生じる。ただし、次の条件に従うものとする。
- (i) 第1条から第20条までの規定がその日に効力を生じていない場合は、その国は、その規定の効力発生前の暫定期間中は、その規定に代えて、リスボン条約第1条から第12条までの規定に拘束される。
- (ii) 第13条から第17条までの規定がその日に効力を生じていない場合は、その国はその規定の効力の発生前の暫定期間中は、その規定に代えて、リスボン条約第13条並びに第14条(3), (4)及び(5)の規定に拘束される。
- 加入書においてその後の日が指定された場合は、その国に対しては、その指定日に効力を生ずる。
- (b) この条約の一つの群の規定の効力の発生日後又はその日までに1カ月に満たない日に加入書を寄託した同盟国でない国に対しては、この条約は、(a)のただし書に規定する場合を除き、事務局長による加入の通告の後3カ月を経過した時に、効力を生ずる。ただし、加入書においてそ

の後の日が指定された場合にはこの限りでない。この場合には、この条約は、その国に対しては、その指定日に効力を生ずる。

- (3) この条約の全体としての効力の発生の日後又はその日までに1カ月に満たない日に加入書を寄託した同盟国でない国に対しては、この条約は、事務局長による加入の通告の後3カ月を経過した時に、効力を生ずる。ただし、加入書においてその後の日が指定された場合には、この限りでない。この場合には、この条約は、その国に対しては、その指定日に効力を生ずる。

#### 第22条 [批准又は加入の効果]

批准又は加入は、第20条第(1)(b)号及び第28条第(2)において規定する例外がある場合を除き、この条約のすべての条項の受諾及びこの条約によるすべての利益の享受を当然に伴うものとする。

#### 第23条 [この条約に先行する条約への加入の禁止]

この条約の全体としての効力の発生後は、国は、この条約に先行する条約に加入することができない。

#### 第24条 [領域]

- (1) いずれの国も、この条約は、自国が対外関係に関して責任を有し、かつ、宣言書又は通告書において指定した領域の全部又は一部について適用されることを、その批准書若しくは加入書において宣言し、又はその後はいつでも書面によって事務局長に通告することができる。
- (2) その宣言又は通告をした国は、いつでも、この条約はその領域の全部又は一部について適用されなくなることを、事務局長に通告することができる。
- (3)(a) (1)の規定によりされた宣言は、その宣言を含む批准又は加入と同一の日に効力を生じ、かつ、同項の規定によりされた通告は、事務局長による通告の後3カ月を経過した時に、効力を生ずる。
- (b) (2)の規定によりされた通告は、事務局長によるその受領の後12カ月を経過した時に、効力を生ずる。

#### 第25条 [国内法による条約の実施の確保]

- (1) この条約のいずれの当事国も、自国の憲法の規定に従い、この条約の適用を確保するため必要な措置をとることを約束する。
- (2) 批准書又は加入書を寄託する際には、その国は、自国の国内法令に従い、この条約の規定を実施することができる状態になければならないものとする。

#### 第26条〔廃棄〕

- (1) この条約は、無期限に効力を有する。
- (2) いずれの国も、事務局長にあてた通告により、この条約を廃棄することができる。この廃棄は、この条約に先行するすべての条約の廃棄となり、かつ、その廃棄をした国に対してのみ効力を生ずるものとし、他の同盟国については、この条約は、引き続き完全な効力を有する。
- (3) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後1年を経過した時に効力を生ずる。
- (4) この条に規定する廃棄権は、いずれの国も、同盟国となった日から5年の期間の経過前には、行使することができない。

#### 第27条〔この条約に先行する条約の適用〕

- (1) この条約は、それが適用される同盟国の間の関係及びそれが適用される範囲に関しては、1883年3月20日のパリ条約及びその後改正された条約に代るものとする。
- (2)(a) この条約は適用されないか又は全体としては適用されないが1958年10月31日のリスボン条約が適用される国に関しては、同条約がその全体において又は(1)の規定によりこの条約が同条約に代わらない範囲において引き続き効力を有する。
- (b) 同様に、この条約も、この条約の一部も、リスボン条約も適用されない国に関しては、1934年6月2日のロンドン条約がその全体において又は(1)の規定によりこの条約が同条約に代わらない範囲において引き続き効力を有する。
- (c) 同様に、この条約も、この条約の一部も、リスボン条約も、ロンドン

条約も適用されない国に関しては、1925年11月6日のヘーグ条約がその全体において又は(1)の規定によりこの条約が同条約に代わらない範囲において引き続き効力を有する。

- (3) この条約の当事国となる同盟国でない国は、この条約の当事国でない同盟国又はこの条約の当事国ではあるが第20条(1)(b)(i)の規定により宣言をしている同盟国との関係においては、この条約を適用する。これらの国は、当該同盟国はそれらとの関係においては自国が当事国となっている最新の条約の規定を適用できることを承認する。

#### 第28条 【紛争解決】

- (1) この条約の解釈又は適用に関する2以上の同盟国間の紛争は、交渉により解決できないときは、紛争当事国の1国は国際司法裁判所規程に従った請求により、国際司法裁判所へ提起することができる。ただし、当該国が他の何らかの解決方法について合意しているときは、この限りでない。紛争を国際司法裁判所へ提起した国は国際事務局に通知し、国際事務局は他の同盟国に対しその事件について注意をうながさなければならない。
- (2) 各国は、この条約の署名又は批准書若しくは加入書の寄託の際に、前項の規定は自国を拘束しないことを宣言することができる。その宣言をした国と他の同盟国との間の紛争に関しては、(1)の規定は、適用しない。
- (3) (2)の規定に従い宣言をした国は、いつでも、事務局長にあてた通告によってその宣言を撤回することができる。

#### 第29条 【署名、言語、寄託】

- (1)(a) この条約の署名は、フランス語による本書1通についてするものとし、本書はスイス政府に寄託する。
- (b) 公の正文は、英語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語並びに総会が指定するその他の言語により、事務局長が関係国政府と協議のうえ作成する。
- (c) 諸正文の解釈について意見の相違があるときは、フランス語の正文が有効である。

- (2) この条約は、1968年1月13日まで、署名のためストックホルムに開放しておく。
- (3) 事務局長は、スウェーデン政府により認証されたこの条約の署名された正文2通をすべての同盟国政府に対し、また、要請があるときは他の国の政府に対し、送付する。
- (4) 事務局長は、この条約を国際連合の事務局に登録する。
- (5) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、署名、批准書若しくは加入書の寄託及び批准書若しくは加入書に含まれているすべての宣言又は第20条(1)(c)によりされた宣言、この条約のすべての規定の効力の発生、廃棄の通告並びに第24条の規定による通告を通知する。

### 第30条〔経過規定〕

- (1) 初代の事務局長が就任するまでは、この条約において機関の国際事務局又は事務局長とあるのは、それぞれ、同盟の事務局又はその事務局長とみなす。
- (2) 第13条から第17条までの規定に拘束されない同盟国は、望む場合には、機関を設立する条約の効力の発生後5カ年を経過するまでは、第13条から第17条までの規定に拘束されていると同様にこれらの規定に基づく権利を行使することができる。これらの権利を行使しようとする国は、事務局長に対しその旨を書面により通告しなければならず、この通告は、その受領の日から効力を生ずるものとする。その国は、上記期間が経過するまでは、総会の構成国とみなされる。
- (3) 機関の構成国でない同盟国に関する限り、機関の国際事務局は同盟の事務局の任務を遂行し、また事務局長は同盟の事務局長の任務を遂行する。
- (4) すべての同盟国が機関の構成国となったときは、同盟の事務局の権利、義務並びに財産は、機関の国際事務局が承継する。



## 第 V 章

1968年4月1日現在の国際工業所有権  
保護同盟(パリ同盟)加盟国

Member States *	Date on which adhesion to the Union took effect	Latest Act by which the State is bound and date on which the ratification of or accession to such Act became effective
Algeria . . . . .	March 1, 1966	Lisbon: March 1, 1966
Argentina . . . . .	February 10, 1967	Lisbon: February 10, 1967
Australia . . . . .	October 10, 1925	London: June 2, 1958
Austria . . . . .	January 1, 1909	London: August 19, 1947
Belgium . . . . .	July 7, 1884	Lisbon: August 21, 1965
Brazil . . . . .	July 7, 1884	The Hague: October 26, 1929
Bulgaria . . . . .	June 13, 1921	Lisbon: March 28, 1966
Cameroon . . . . .	May 10, 1964	Lisbon: May 10, 1964
Canada . . . . .	June 12, 1925	London: July 30, 1951
Central African Republic . . . . .	November 19, 1963	Lisbon: November 19, 1963
Ceylon . . . . .	December 29, 1952	London: December 29, 1952
Chad . . . . .	November 19, 1963	Lisbon: November 19, 1963
Congo (Brazzaville) . . . . .	September 2, 1963	Lisbon: September 2, 1963
Cuba . . . . .	November 17, 1904	Lisbon: February 17, 1963
Cyprus . . . . .	January 17, 1966	Lisbon: January 17, 1966
Czechoslovakia . . . . .	October 5, 1919	Lisbon: January 4, 1962
Dahomey . . . . .	January 10, 1967	Lisbon: January 10, 1967
Denmark . . . . .	October 1, 1894	London: August 1, 1938
Dominican Republic . . . . .	July 11, 1890	The Hague: April 6, 1951
Finland . . . . .	September 20, 1921	London: May 30, 1953
France . . . . .	July 7, 1884	Lisbon: January 4, 1962
Gabon . . . . .	February 29, 1964	Lisbon: February 29, 1964
Germany (Federal Republic) . . . . .	May 1, 1903	Lisbon: January 4, 1962
Greece . . . . .	October 2, 1924	London: November 27, 1953
Haiti . . . . .	July 1, 1958	Lisbon: January 4, 1962
Holy See . . . . .	September 29, 1960	London: September 29, 1960
Hungary . . . . .	January 1, 1909	Lisbon: March 23, 1967
Iceland . . . . .	May 5, 1962	London: May 5, 1962
Indonesia . . . . .	December 24, 1950	London: December 24, 1950
Iran . . . . .	December 16, 1959	Lisbon: January 4, 1962

Member States *	Date on which adhesion to the Union took effect	Latest Act by which the State is bound and date on which the ratification of or accession to such Act became effective
Ireland . . . . .	December 4, 1925	Lisbon: June 9, 1967
Israel . . . . .	March 24, 1950	Lisbon: July 18, 1966
Italy . . . . .	July 7, 1884	London: July 15, 1955
Ivory Coast . . . . .	October 23, 1963	Lisbon: October 23, 1963
Japan . . . . .	July 15, 1899	Lisbon: August 21, 1965
Kenya . . . . .	June 14, 1965	Lisbon: June 14, 1965
Laos . . . . .	November 19, 1963	Lisbon: November 19, 1963
Lebanon . . . . .	September 1, 1924	London: September 30, 1947
Liechtenstein . . . . .	July 14, 1933	London: January 28, 1951
Luxembourg . . . . .	June 30, 1922	London: December 30, 1945
Madagascar . . . . .	December 21, 1963	Lisbon: December 21, 1963
Malawi . . . . .	July 6, 1964	Lisbon: July 6, 1964
Malta . . . . .	October 20, 1967	Lisbon: October 20, 1967
Mauritania . . . . .	April 11, 1965	Lisbon: April 11, 1965
Mexico . . . . .	September 7, 1903	Lisbon: May 10, 1964
Monaco . . . . .	April 29, 1956	Lisbon: January 4, 1962
Morocco . . . . .	July 30, 1917	Lisbon: May 15, 1967
Netherlands . . . . .	July 7, 1884	London: August 5, 1948
New Zealand . . . . .	July 29, 1931	London: July 14, 1946
Niger . . . . .	July 5, 1964	Lisbon: July 5, 1964
Nigeria . . . . .	September 2, 1963	Lisbon: September 2, 1963
Norway . . . . .	July 1, 1885	Lisbon: May 10, 1964
Philippines . . . . .	September 27, 1965	Lisbon: September 27, 1965
Poland . . . . .	November 10, 1919	The Hague: Nov. 22, 1931
Portugal . . . . .	July 7, 1884	London: November 7, 1949
Rhodesia . . . . .	April 6, 1965	Lisbon: April 6, 1965
Rumania . . . . .	October 6, 1920	Lisbon: November 19, 1963
San Marino . . . . .	March 4, 1960	London: March 4, 1960
Senegal . . . . .	December 21, 1963	Lisbon: December 21, 1963
South Africa . . . . .	December 1, 1947	Lisbon: April 17, 1965
Spain . . . . .	July 7, 1884	London: March 2, 1956
Sweden . . . . .	July 1, 1885	London: July 1, 1953
Switzerland . . . . .	July 7, 1884	Lisbon: February 17, 1963
Syrian Arab Republic . . . . .	September 1, 1924	London: September 30, 1947
Tanzania . . . . .	June 16, 1963	Lisbon: June 16, 1963
Togo . . . . .	September 10, 1967	Lisbon: September 10, 1967
Trinidad and Tobago . . . . .	August 1, 1964	Lisbon: August 1, 1964
Tunisia . . . . .	July 7, 1884	London: October 4, 1942
Turkey . . . . .	October 10, 1925	London: June 27, 1957
Uganda . . . . .	June 14, 1965	Lisbon: June 14, 1965

Member States * :	Date on which adhesion to the Union took effect	Latest Act by which the State is bound and date on which the ratification of or accession to such Act became effective
Union of Soviet Socialist Republics . . . . .	July 1, 1965	Lisbon: July 1, 1965
United Arab Republic . . . .	July 1, 1951	London: July 1, 1951
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland . . . .	July 7, 1884	Lisbon: January 4, 1962
United States of America . . .	May 30, 1887	Lisbon: January 4, 1962
Upper Volta . . . . .	November 19, 1963	Lisbon: November 19, 1963
Uruguay . . . . .	March 18, 1967	Lisbon: March 18, 1967
Viet-Nam . . . . .	December 8, 1956	London: December 8, 1956
Yugoslavia . . . . .	February 26, 1921	Lisbon: April 11, 1965
Zambia . . . . .	April 6, 1965	Lisbon: April 6, 1965
(Total: 79 States) <sup>1</sup>		

\* Explanation of type:

Heavy type: States bound by the Lisbon Act (1958).

*Italics*: States bound by the London Act (1934).

Roman type: States bound by the Hague Act (1925).

<sup>1</sup> Or 80 if the German Democratic Republic or East Germany is also considered as a party (see *I.P.*, 1964, p. 254). States disagree on this question.